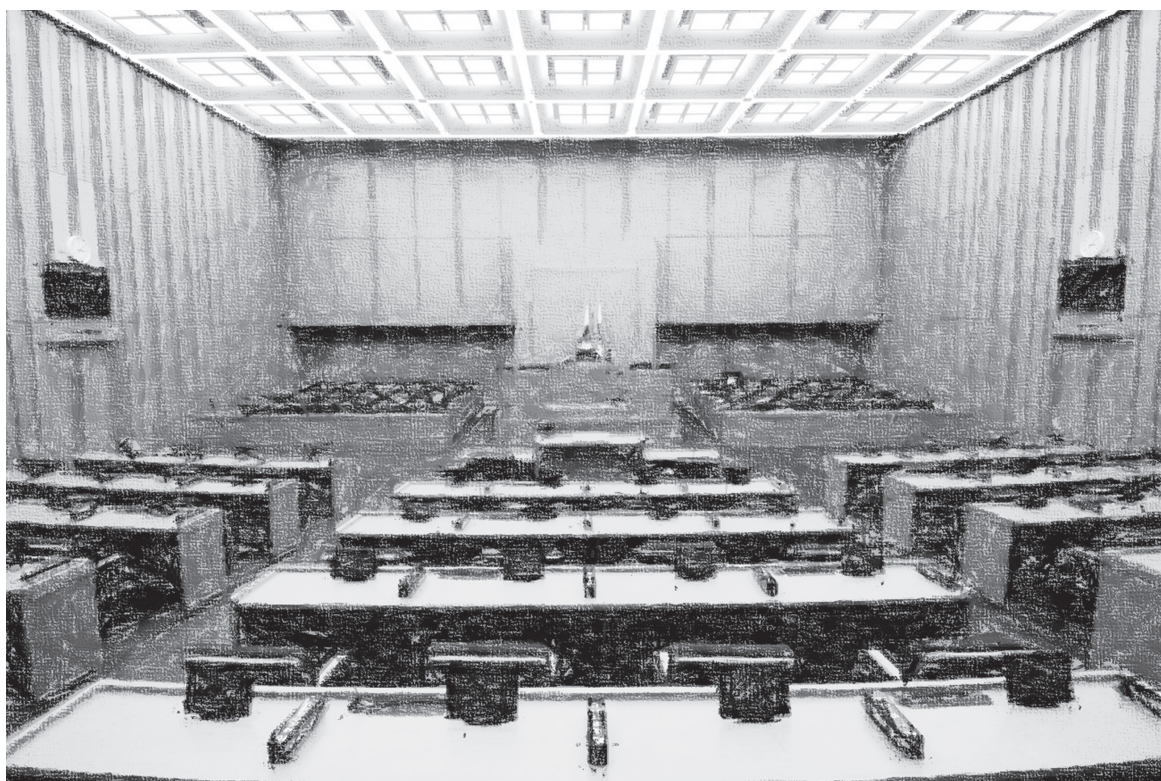


調査時報

特集

令和元年度鹿児島市各会計決算状況
～他都市との比較～



鹿児島市議会

2020 9 月 No.128

目 次

特 集

令和元年度鹿児島市各会計決算状況と他都市との比較

- 1 令和元年度鹿児島市各会計決算状況 …………… 1
- 2 鹿児島市と各中核市の令和元年度決算状況調べ …………… 20

資 料

- 令和3年度政府等の予算編成等に関する提案事項 …………… 147
(鹿児島県開発促進協議会)

特 集

令和元年度鹿児島市各会計決算状況と他都市との比較

1 令和元年度鹿児島市各会計決算状況

内 容	
1. 令和元年度一般・特別会計実質収支に関する調書	2
2. 令和元年度企業会計決算の収支概要	3
3. 一般会計実質収支に関する調書の推移（平成27～令和元年度）	4
4. 令和元年度末基金一覧表	5
5. 普通会計決算状況（平成27～令和元年度）	
(1) 収支及び指数等の状況	6
(2) 歳入の状況	8
(3) 市税の状況	10
(4) 目的別歳出の状況	12
(5) 性質別歳出の状況	14
6. 病院事業経営収支推移表（平成27～令和元年度）	16
7. 交通事業経営収支推移表（ 〃 ）	16
8. 水道事業経営収支推移表（ 〃 ）	17
9. 公共下水道事業経営収支推移表（ 〃 ）	17
10. 工業用水道事業経営収支推移表（ 〃 ）	18
11. 船舶事業経営収支推移表（ 〃 ）	18
12. 健全化判断比率推移表（ 〃 ）	19
13. 資金不足比率推移表（ 〃 ）	19

※ 普通会計決算状況は、総務省が行う「地方財政状況調査」に基づくものです。

1. 令和元年度一般・特別会計実質収支に関する調査

(単位：千円)

区分	一般会計	土地区画整理 事業特別会計	中央卸売市場 特別会計	地域下水道事 業特別会計	桜島観光施 設特別会計	国民健康保険 事業特別会計	介護保 険特別会計	後期高齢者医 療特別会計	母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業特別会計
歳入総額	271,461,164	5,800	1,598,577	55,494	255,447	65,555,166	52,836,383	7,667,216	213,575
歳出総額	265,211,881	1,174	1,583,544	49,734	255,447	68,716,568	52,384,685	7,591,920	190,588
歳入歳出差引額	6,249,283	4,626	15,033	5,760	0	△3,161,402	451,698	75,296	22,987
翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費運次繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 繰越明許費繰越額	1,849,255	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 事故繰越し繰越額	10,987	0	210	0	0	0	0	0
計	1,866,567	0	210	0	0	0	0	0	0
実質収支額	4,382,716	4,626	14,823	5,760	0	△3,161,402	451,698	75,296	22,987
実質収支額のうち地方 自治法第233条の2の 規定による基金繰入額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 令和元年度企業会計決算の収支概要

(単位：千円, %)

区分	企業別	病院事業	交通事業	水道事業	公共下水道事業	工業用水道事業	船舶事業
総収益	(A)	21,831,188	4,379,640	11,392,359	7,933,927	7,266	2,299,222
総費用	(B)	22,062,157	4,964,458	9,870,227	7,675,416	6,028	2,570,830
差引	(A) - (B)	△ 230,969	△ 584,818	1,522,132	258,511	1,238	△ 271,608
収益率	(A) / (B)	98.95	88.22	115.42	103.37	120.54	89.44

3. 一般会計実質収支に関する調書の推移（平成27～令和元年度）

（単位：千円）

区分	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
歳入総額	250,510,637	254,016,336	249,968,690	256,741,768	271,461,164
歳出総額	240,520,657	246,995,459	243,074,746	249,275,179	265,211,881
歳入歳出差引額	9,989,980	7,020,877	6,893,944	7,466,589	6,249,283
翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0	0	2,812	6,325
	(2) 繰越明許費繰越額	2,949,280	1,684,883	1,339,115	1,579,344
	(3) 事故繰越し繰越額	0	0	0	10,987
計	3,328,174	1,684,883	1,339,115	1,582,156	1,866,567
実質収支額	6,661,806	5,335,994	5,554,829	5,884,433	4,382,716
実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0	0	0	0	0

4. 令和元年度末基金一覧表

(単位：千円)

区 分	平成30年度末現在高	令和元年度中増減高	令和元年度末現在高
奨学資金貸付基金	300,000	0	300,000
土地開発基金	1,070,000	0	1,070,000
財政調整基金	10,715,638	△ 1,994,274	8,721,364
建設事業基金	6,206,854	△ 44,631	6,162,223
高額療養資金貸付基金	40,000	0	40,000
肉用牛導入基金	41,567	0	41,567
愛の福祉基金	255,717	△ 4,447	251,270
栽培漁業振興基金	300,000	0	300,000
国際交流基金	693,646	0	693,646
市債管理基金	11,298,357	△ 1,430,751	9,867,606
心のかけ橋100年預金基金	13,819	1	13,820
地域振興基金	635,243	△ 100,000	535,243
文学振興基金	4,176,190	△ 100,000	4,076,190
高齢者福祉施設管理基金	5,724,524	△ 100,000	5,624,524
介護給付費準備基金	2,387,990	1,041,436	3,429,426
地域下水道事業基金	63,741	△ 10,643	53,098
美術品等取得基金	305,637	327	305,964
合併まちづくり基金	2,827,812	△ 396,592	2,431,220
森林環境譲与税基金	0	40,549	40,549
合 計	47,056,735	△ 3,099,025	43,957,710

5. 普通会計決算状況（平成27～令和元年度）

(1) 収支及び指数等の状況

区 分	平成27年度	28年度
歳 入 総 額 (A) (千円)	250,880,117	247,078,617
歳 出 総 額 (B) (千円)	240,483,304	239,599,435
歳 入 歳 出 差 引 額 (C) (千円) (A - B)	10,396,813	7,479,182
翌年度へ繰り越すべき財源 (D) (千円)	3,328,174	1,684,883
実 質 収 支 (E) (千円) (C - D)	7,068,639	5,794,299
単 年 度 収 支 (F) (千円)	1,633,923	△ 1,274,340
積 立 金 (G) (千円)	1,014,786	8,937
繰 上 償 還 金 (H) (千円)	0	0
積立金とりくずし額 (I) (千円)	0	0
実 質 単 年 度 収 支 (J) (千円) (F + G + H - I)	2,648,709	△ 1,265,403
基 準 財 政 需 要 額 (千円)	97,693,831	98,541,240
基 準 財 政 収 入 額 (千円)	69,767,666	71,271,524
標 準 財 政 規 模 (千円)	130,234,644	129,669,668
財 政 力 指 数	0.70	0.71
実 質 収 支 比 率 (%)	5.4	4.5
公 債 費 比 率 (%)	11.9	10.5
積 立 金 等 現 在 高 (千円)	50,742,550	52,867,419
地 方 債 現 在 高 (千円)	280,123,635	278,200,416
債 務 負 担 行 為 額 (千円)	28,794,661	25,456,071
経 常 収 支 比 率 (%)	88.7	89.1

令和元年度鹿児島市各会計決算状況

29年度	30年度	令和元年度
244,450,628	249,956,714	266,671,114
237,252,005	242,420,646	260,388,458
7,198,623	7,536,068	6,282,656
1,339,115	1,582,156	1,866,567
5,859,508	5,953,912	4,416,089
65,209	94,404	△ 1,537,823
6,952	5,726	3,555
0	0	0
0	1,500,000	2,000,000
72,161	△ 1,399,870	△ 3,534,268
98,590,093	99,219,625	101,429,815
72,088,274	72,698,480	72,912,183
130,044,740	131,196,323	131,713,726
0.72	0.73	0.73
4.5	4.5	3.4
9.8	9.9	10.3
51,652,950	48,657,320	44,439,072
273,388,803	270,579,012	269,827,981
59,081,370	63,140,547	56,669,301
90.9	91.8	92.9

(2) 歳入の状況

区 分		平成27年度			28年度		
		決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比
		千円	%	%	千円	%	%
自主財源	市 税	85,524,217	34.1	99.7	86,793,875	35.1	101.5
	分 担 金・負 担 金	2,442,883	1.0	99.7	2,479,585	1.0	101.5
	使 用 料	5,078,888	2.0	98.4	5,178,471	2.1	102.0
	手 数 料	1,206,588	0.5	95.5	1,171,525	0.5	97.1
	財 産 収 入	371,642	0.2	63.2	564,155	0.2	151.8
	寄 附 金	1,042,063	0.4	1,481.0	380,556	0.1	36.5
	繰 入 金	5,116,606	2.0	68.2	4,610,557	1.9	90.1
	繰 越 金	7,346,040	2.9	89.0	10,396,813	4.2	141.5
	諸 収 入	2,854,713	1.1	96.9	3,355,484	1.4	117.5
	小 計	110,983,640	44.2	97.3	114,931,021	46.5	103.6
依存財源	地 方 譲 与 税	1,655,904	0.7	104.1	1,697,345	0.7	102.5
	利 子 割 交 付 金	111,309	0.0	89.2	56,301	0.0	50.6
	配 当 割 交 付 金	220,907	0.1	62.0	139,948	0.1	63.4
	株式等譲渡所得割交付金	224,262	0.1	92.0	80,013	0.0	35.7
	地 方 消 費 税 交 付 金	11,752,674	4.7	173.4	10,622,491	4.3	90.4
	ゴルフ場利用税交付金	63,543	0.0	97.6	58,517	0.0	92.1
	特別地方消費税交付金	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	自動車取得税交付金	137,456	0.1	151.0	173,537	0.1	126.2
	自動車税環境性能割交付金	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	地 方 特 例 交 付 金	361,745	0.1	104.6	393,648	0.2	108.8
	地 方 交 付 税	33,167,487	13.2	94.4	31,173,431	12.6	94.0
	交通安全対策特別交付金	138,361	0.1	108.7	133,151	0.1	96.2
	国 庫 支 出 金	54,865,369	21.9	107.9	53,008,052	21.4	96.6
	県 支 出 金	15,529,560	6.2	120.2	15,666,962	6.3	100.9
地 方 債	21,667,900	8.6	68.3	18,944,200	7.7	87.4	
小 計	139,896,477	55.8	99.7	132,147,596	53.5	94.5	
合 計	250,880,117	100.0	98.6	247,078,617	100.0	98.5	

令和元年度鹿児島市各会計決算状況

29年度			30年度			令和元年度		
決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比
千円	%	%	千円	%	%	千円	%	%
87,301,840	35.7	100.6	87,427,345	35.0	100.1	88,762,480	33.3	101.5
2,463,005	1.0	99.3	2,541,766	1.0	103.2	2,036,516	0.8	80.1
5,158,199	2.1	99.6	5,161,257	2.1	100.1	4,830,694	1.8	93.6
1,149,330	0.5	98.1	1,132,156	0.5	98.5	1,116,674	0.4	98.6
285,060	0.1	50.5	443,242	0.2	155.5	635,179	0.3	143.3
471,222	0.2	123.8	742,001	0.3	157.5	580,027	0.2	78.2
8,594,169	3.5	186.4	8,755,081	3.5	101.9	9,938,158	3.7	113.5
7,479,182	3.1	71.9	7,198,623	2.9	96.2	7,536,068	2.8	104.7
3,796,191	1.6	113.1	2,815,477	1.1	74.2	2,948,997	1.1	104.7
116,698,198	47.8	101.5	116,216,948	46.6	99.6	118,384,793	44.4	101.9
1,744,657	0.7	102.8	1,786,356	0.7	102.4	1,814,168	0.7	101.6
141,906	0.1	252.0	138,044	0.1	97.3	56,270	0.0	40.8
172,622	0.1	123.3	152,875	0.1	88.6	171,676	0.1	112.3
171,328	0.1	214.1	178,850	0.1	104.4	98,536	0.0	55.1
11,236,139	4.6	105.8	11,569,029	4.6	103.0	10,895,293	4.1	94.2
60,549	0.0	103.5	56,419	0.0	93.2	57,031	0.0	101.1
0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
244,136	0.1	140.7	251,179	0.1	102.9	126,235	0.0	50.3
0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	35,425	0.0	皆増
439,211	0.2	111.6	527,703	0.2	120.1	1,218,956	0.5	231.0
30,158,579	12.3	96.7	30,083,531	12.0	99.8	31,775,156	11.9	105.6
127,121	0.1	95.5	116,109	0.0	91.3	108,644	0.0	93.6
50,228,405	20.4	94.8	52,589,819	21.0	104.7	59,527,469	22.3	113.2
16,931,577	6.9	108.1	17,214,052	6.9	101.7	20,169,362	7.6	117.2
16,096,200	6.6	85.0	19,075,800	7.6	118.5	22,232,100	8.4	116.5
127,752,430	52.2	96.7	133,739,766	53.4	104.7	148,286,321	55.6	110.9
244,450,628	100.0	98.9	249,956,714	100.0	102.3	266,671,114	100.0	106.7

(3) 市税の状況

区 分	平成27年度			28年度		
	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比
	千円	%	%	千円	%	%
I 普通税	76,615,049	89.6	99.7	77,795,864	89.6	101.5
1. 法定普通税	76,615,049	89.6	99.7	77,795,864	89.6	101.5
(1)市民税	35,889,131	42.0	100.0	36,438,293	42.0	101.5
(ア)個人	28,465,913	33.2	101.6	28,765,350	33.2	101.1
(イ)法人	7,423,218	8.8	94.0	7,672,943	8.8	103.4
(2)固定資産税	35,450,714	41.5	99.5	35,957,828	41.4	101.4
(3)軽自動車税	1,152,136	1.3	102.7	1,369,245	1.6	118.8
(4)市たばこ税	4,123,068	4.8	99.0	4,030,498	4.6	97.8
(5)鉱産税	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
(6)特別土地保有税	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
2. 法定外普通税	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
II 目的税	8,909,118	10.4	99.2	8,998,011	10.4	101.0
1. 入湯税	54,833	0.1	94.2	52,105	0.1	95.0
2. 事業所税	1,955,085	2.3	99.7	1,976,576	2.3	101.1
3. 都市計画税	6,899,200	8.1	99.1	6,969,330	8.0	101.0
4. その他	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
III 旧法による税	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
合計（I～III）	85,524,167	100.0	99.7	86,793,875	100.0	101.5
徴収率	現年課税分	98.8%			99.0%	
	滞納繰越分	24.1%			29.8%	
	計	94.9%			95.7%	

令和元年度鹿児島市各会計決算状況

29年度			30年度			令和元年度		
決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比
千円	%	%	千円	%	%	千円	%	%
78,223,799	89.6	100.6	78,365,858	89.6	100.2	79,569,979	89.6	101.5
78,223,799	89.6	100.6	78,365,858	89.6	100.2	79,569,979	89.6	101.5
36,460,470	41.8	100.1	36,653,420	41.9	100.5	37,088,966	41.8	101.2
29,205,129	33.5	101.5	29,494,596	33.7	101.0	29,670,230	33.4	100.6
7,255,341	8.3	94.6	7,158,824	8.2	98.7	7,418,736	8.4	103.6
36,492,645	41.8	101.5	36,466,840	41.7	99.9	37,151,658	41.9	101.9
1,433,883	1.6	104.7	1,496,678	1.7	104.4	1,554,769	1.7	103.9
3,836,801	4.4	95.2	3,748,920	4.3	97.7	3,766,885	4.2	100.5
0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	7,701	0.0	皆増
0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
9,078,041	10.4	100.9	9,061,487	10.4	99.8	9,192,501	10.4	101.4
60,628	0.1	116.4	66,051	0.1	108.9	63,197	0.1	95.7
1,984,540	2.3	100.4	1,977,150	2.3	99.6	2,004,398	2.3	101.4
7,032,873	8.0	100.9	7,018,286	8.0	99.8	7,124,906	8.0	101.5
0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
87,301,840	100.0	100.6	87,427,345	100.0	100.1	88,762,480	100.0	101.5
99.2%			99.3%			99.4%		
29.2%			26.9%			27.9%		
96.3%			96.9%			97.4%		

(4) 目的別歳出の状況

区 分	平成27年度			28年度		
	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比
	千円	%	%	千円	%	%
議 会 費	1,194,502	0.5	98.6	1,097,050	0.5	91.8
総 務 費	19,445,605	8.1	72.8	22,032,081	9.2	113.3
民 生 費	109,204,532	45.4	103.2	116,212,772	48.5	106.4
衛 生 費	16,890,373	7.0	102.3	16,582,682	6.9	98.2
労 働 費	649,297	0.3	81.0	632,033	0.3	97.3
農 林 水 産 業 費	2,071,445	0.9	82.5	2,039,997	0.9	98.5
商 工 費	4,312,887	1.8	122.4	3,456,003	1.4	80.1
土 木 費	30,427,180	12.6	98.9	25,929,539	10.8	85.2
消 防 費	6,121,407	2.5	89.7	5,339,885	2.2	87.2
教 育 費	23,333,202	9.7	94.0	20,879,754	8.7	89.5
災 害 復 旧 費	947,192	0.4	177.1	843,678	0.4	89.1
公 債 費	25,215,649	10.5	97.0	23,841,648	9.9	94.6
諸 支 出 金	670,033	0.3	67.2	712,313	0.3	106.3
前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
合 計	240,483,304	100.0	97.4	239,599,435	100.0	99.6

令和元年度鹿児島市各会計決算状況

29年度			30年度			令和元年度		
決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比
千円	%	%	千円	%	%	千円	%	%
1,102,812	0.5	100.5	1,098,863	0.5	99.6	1,092,432	0.4	99.4
16,902,050	7.1	76.7	19,265,312	7.9	114.0	20,102,942	7.7	104.3
115,885,171	48.8	99.7	118,147,006	48.7	102.0	125,463,695	48.2	106.2
16,764,784	7.1	101.1	17,926,251	7.4	106.9	19,510,615	7.5	108.8
562,026	0.2	88.9	676,862	0.3	120.4	714,381	0.3	105.5
2,512,463	1.1	123.2	2,063,127	0.8	82.1	2,252,616	0.9	109.2
3,266,342	1.4	94.5	3,657,982	1.5	112.0	3,158,955	1.2	86.4
26,558,195	11.2	102.4	24,240,878	10.0	91.3	29,373,285	11.3	121.2
5,381,998	2.3	100.8	5,754,224	2.4	106.9	5,722,276	2.2	99.4
23,296,775	9.8	111.6	23,635,069	9.7	101.5	25,669,834	9.8	108.6
703,927	0.3	83.4	906,322	0.4	128.8	1,484,800	0.6	163.8
23,538,972	9.9	98.7	24,188,554	10.0	102.8	24,940,582	9.6	103.1
776,490	0.3	109.0	860,196	0.4	110.8	902,045	0.3	104.9
0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
237,252,005	100.0	99.0	242,420,646	100.0	102.2	260,388,458	100.0	107.4

(5) 性質別歳出の状況

区 分		平成27年度			28年度		
		決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比
		千円	%	%	千円	%	%
義務的経費	人件費	32,263,818	13.4	101.2	32,009,544	13.4	99.2
	うち職員給	21,823,787	9.1	100.6	21,921,067	9.1	100.4
	扶助費	78,875,322	32.8	105.3	83,849,092	35.0	106.3
	公債費	25,215,649	10.5	97.0	23,841,648	9.9	94.6
	小 計	136,354,789	56.7	102.7	139,700,284	58.3	102.5
投資的経費	普通建設事業費	37,380,519	15.5	87.8	31,277,454	13.0	83.7
	(1)補助事業	18,176,593	7.6	98.8	12,060,287	5.0	66.4
	(2)単独事業	19,203,926	8.0	79.4	19,217,167	8.0	100.1
	災害復旧事業費	947,192	0.4	177.1	843,678	0.4	89.1
	失業対策事業費	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	小 計	38,327,711	15.9	88.9	32,121,132	13.4	83.8
その他の	物件費	26,463,955	11.0	104.6	26,416,150	11.0	99.8
	維持補修費	2,226,878	0.9	98.5	2,161,461	0.9	97.1
	補助費等	10,549,004	4.4	105.6	9,790,932	4.1	92.8
	積立金	3,628,336	1.5	31.5	6,734,980	2.8	185.6
	投資及び出資金貸付金	466,433	0.2	52.3	417,614	0.2	89.5
	繰出金	22,466,198	9.4	106.2	22,256,882	9.3	99.1
	小 計	65,800,804	27.4	92.5	67,778,019	28.3	103.0
合 計		240,483,304	100.0	97.4	239,599,435	100.0	99.6

令和元年度鹿児島市各会計決算状況

29年度			30年度			令和元年度		
決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比
千円	%	%	千円	%	%	千円	%	%
32,250,410	13.6	100.8	32,391,990	13.3	100.4	32,570,084	12.5	100.5
21,871,999	9.2	99.8	22,059,697	9.1	100.9	22,201,749	8.5	100.6
83,888,391	35.4	100.0	86,047,066	35.5	102.6	90,085,511	34.6	104.7
23,538,972	9.9	98.7	24,188,554	10.0	102.8	24,940,582	9.6	103.1
139,677,773	58.9	100.0	142,627,610	58.8	102.1	147,596,177	56.7	103.5
32,296,827	13.6	103.3	31,205,684	12.9	96.6	40,289,042	15.5	129.1
11,646,567	4.9	96.6	11,973,650	4.9	102.8	18,685,593	7.2	156.1
20,650,260	8.7	107.5	19,232,034	7.9	93.1	20,818,589	8.0	108.2
703,927	0.3	83.4	906,322	0.4	128.8	1,484,800	0.6	163.8
0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
33,000,754	13.9	102.7	32,112,006	13.3	97.3	41,773,842	16.1	130.1
25,906,610	10.9	98.1	26,291,857	10.8	101.5	28,031,961	10.8	106.6
2,186,805	0.9	101.2	2,487,926	1.0	113.8	2,300,567	0.9	92.5
9,947,256	4.2	101.6	9,399,854	3.9	94.5	10,225,984	3.9	108.8
3,448,738	1.5	51.2	5,759,451	2.4	167.0	5,719,911	2.2	99.3
446,521	0.2	106.9	611,075	0.3	136.9	438,059	0.1	71.7
22,637,548	9.5	101.7	23,130,867	9.5	102.2	24,301,957	9.3	105.1
64,573,478	27.2	95.3	67,681,030	27.9	104.8	71,018,439	27.2	104.9
237,252,005	100.0	99.0	242,420,646	100.0	102.2	260,388,458	100.0	107.4

6. 病院事業経営収支推移表（平成27～令和元年度）

（単位：千円，％）

区分 年度	総収益(A)		総費用(B)		損益	収支比率 [A/B]
	金額	対前年度比	金額	対前年度比		
平成27	16,886,859	116.2	20,700,072	108.7	△ 3,813,213	81.58
28	21,657,458	128.3	19,683,239	95.1	1,974,219	110.03
29	19,515,718	90.1	19,719,490	100.2	△ 203,772	98.97
30	21,333,856	109.3	21,063,796	106.8	270,060	101.28
令和元	21,831,188	102.3	22,062,157	104.7	△ 230,969	98.95

7. 交通事業経営収支推移表（平成27～令和元年度）

（単位：千円，％）

区分 年度	総収益(A)		総費用(B)		損益	収支比率 [A/B]
	金額	対前年度比	金額	対前年度比		
平成27	4,775,640	110.8	4,341,413	72.6	434,227	110.00
28	13,532,961	283.4	5,063,476	116.6	8,469,485	267.27
29	4,344,106	32.1	5,394,475	106.5	△ 1,050,369	80.53
30	4,400,876	101.3	5,166,002	95.8	△ 765,126	85.19
令和元	4,379,640	99.5	4,964,458	96.1	△ 584,818	88.22

8. 水道事業経営収支推移表（平成27～令和元年度）

（単位：千円，％）

区分 年度	総収益(A)		総費用(B)		損益	収支比率
	金額	対前年度比	金額	対前年度比		[A/B]
平成27	11,595,845	99.4	10,349,917	97.3	1,245,928	112.04
28	11,647,112	100.4	9,979,311	96.4	1,667,801	116.71
29	11,549,836	99.2	10,076,133	101.0	1,473,703	114.63
30	11,507,067	99.6	9,904,684	98.3	1,602,383	116.18
令和元	11,392,359	99.0	9,870,227	99.7	1,522,132	115.42

9. 公共下水道事業経営収支推移表（平成27～令和元年度）

（単位：千円，％）

区分 年度	総収益(A)		総費用(B)		損益	収支比率
	金額	対前年度比	金額	対前年度比		[A/B]
平成27	8,629,334	100.0	7,803,685	97.7	825,649	110.58
28	8,363,987	96.9	7,737,559	99.2	626,428	108.10
29	8,133,046	97.2	7,558,013	97.7	575,033	107.61
30	7,981,893	98.1	7,443,930	98.5	537,963	107.23
令和元	7,933,927	99.4	7,675,416	103.1	258,511	103.37

10. 工業用水道事業経営収支推移表（平成27～令和元年度）

（単位：千円，％）

区分 年度	総収益(A)		総費用(B)		損益	収支比率 [A/B]
	金額	対前年度比	金額	対前年度比		
平成27	7,662	83.1	7,172	80.8	490	106.83
28	6,969	91.0	6,374	88.9	595	109.33
29	6,898	99.0	6,073	95.3	825	113.58
30	6,904	100.1	6,399	105.4	505	107.89
令和元	7,266	105.2	6,028	94.2	1,238	120.54

11. 船舶事業経営収支推移表（平成27～令和元年度）

（単位：千円，％）

区分 年度	総収益(A)		総費用(B)		損益	収支比率 [A/B]
	金額	対前年度比	金額	対前年度比		
平成27	2,276,260	90.5	2,414,009	98.6	△137,749	94.29
28	2,226,826	97.8	2,471,330	102.4	△244,504	90.11
29	2,496,983	112.1	2,593,532	104.9	△96,549	96.28
30	2,323,870	93.1	2,747,441	105.9	△423,571	84.58
令和元	2,299,222	98.9	2,570,830	93.6	△271,608	89.44

12. 健全化判断比率推移表（平成27～令和元年度）

〔上段：早期健全化基準〕
〔下段：財政再生基準〕

（単位：％）

指標 年度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成27	— $\left[\begin{array}{l} 11.25 \\ 20.00 \end{array} \right]$	— $\left[\begin{array}{l} 16.25 \\ 30.00 \end{array} \right]$	3.9 $\left[\begin{array}{l} 25.00 \\ 35.00 \end{array} \right]$	24.4 $\left[\begin{array}{l} 350.00 \\ — \end{array} \right]$
28	— $\left[\begin{array}{l} 11.25 \\ 20.00 \end{array} \right]$	— $\left[\begin{array}{l} 16.25 \\ 30.00 \end{array} \right]$	3.2 $\left[\begin{array}{l} 25.00 \\ 35.00 \end{array} \right]$	24.2 $\left[\begin{array}{l} 350.00 \\ — \end{array} \right]$
29	— $\left[\begin{array}{l} 11.25 \\ 20.00 \end{array} \right]$	— $\left[\begin{array}{l} 16.25 \\ 30.00 \end{array} \right]$	2.7 $\left[\begin{array}{l} 25.00 \\ 35.00 \end{array} \right]$	21.0 $\left[\begin{array}{l} 350.00 \\ — \end{array} \right]$
30	— $\left[\begin{array}{l} 11.25 \\ 20.00 \end{array} \right]$	— $\left[\begin{array}{l} 16.25 \\ 30.00 \end{array} \right]$	2.3 $\left[\begin{array}{l} 25.00 \\ 35.00 \end{array} \right]$	23.9 $\left[\begin{array}{l} 350.00 \\ — \end{array} \right]$
令和元	— $\left[\begin{array}{l} 11.25 \\ 20.00 \end{array} \right]$	— $\left[\begin{array}{l} 16.25 \\ 30.00 \end{array} \right]$	2.5 $\left[\begin{array}{l} 25.00 \\ 35.00 \end{array} \right]$	30.0 $\left[\begin{array}{l} 350.00 \\ — \end{array} \right]$

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

13. 資金不足比率推移表（平成27～令和元年度）

（単位：％）

会計 年度	病院事業 特別会計	交通事業 特別会計	水道事業 特別会計	公共下水道事業 特別会計	工業用水道事業 特別会計	船舶事業 特別会計	中央卸売市場 特別会計	桜島観光施設 特別会計
平成27	—	—	—	—	—	—	—	—
28	—	—	—	—	—	—	—	—
29	—	—	—	—	—	—	—	—
30	—	—	—	—	—	—	—	—
令和元	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 経営健全化基準は「20.00％」である。

※ 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

2 鹿児島市と各中核市の令和元年度決算状況調べ

この特集は、令和元年度決算状況「地方財政状況調査」について、中核市市長会ホームページに掲載された情報をまとめたものです。

「地方財政状況調査」は、総務省が地方財政の実態を把握するため、すべての地方公共団体を対象として実施するもので、これは全国的に統一された調査基準であるため、各市の財政状況を比較するのに最も適当な資料です。しかし、この調査はあくまでも決算作成中の見込額であり、また表中の事項については市によって若干数字のとり方が異なるため合計が一致しない場合があります、各市が議会の認定に付す令和元年度決算書の数値に符合しない場合もあります。

内 容

1. 各市の概要	22
2. 決算概況	24
3. 歳入の状況	28
4. 市税内訳・徴収率	56
5. 目的別歳出内訳	82
6. 性質別歳出内訳	108
7. 健全化判断比率の状況	133
8. 普通建設事業費の状況	134
9. 人件費の状況	135
図1. 歳入歳出決算額	52
図2. 歳入歳出決算額の人口1人当たり額	53
図3. 歳入の構成割合	54
図4. 市税の構成割合	80
図5. 目的別歳出の構成割合	106
図6. 性質別歳出の構成割合	132
用語の解説	136

《参考事項》

(1) 人口1人当たり額

令和2年3月末現在の住民基本台帳人口によります。

(2) 表中の各数値

四捨五入により、端数処理しています。そのため、構成比及び人口1人当たり額の合計が一致しない場合があります。

(3) 調査対象都市

(本市を除く中核市59市)

函館市、旭川市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市、水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、富山市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、倉敷市、呉市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、那覇市

各 市 の 概 要

1. 各市の概要

(鹿児島市を除き、令和2年3月末現在の住民基本台帳人口順に掲載)

区分 市名	人 口			住民基本台帳 (R2年3月末)	面 積 (R2年3月末) (k㎡)	人口密度 (R2年3月末) (人/k㎡)
	国 勢 調 査 H22年(人)	H27年(人)	増加率(%)			
鹿児島市	605,846	599,814	△ 1.0	600,890	547.58	1,097
船橋市	609,040	622,890	2.3	643,971	85.62	7,521
川口市	561,506	578,112	3.0	608,390	61.95	9,821
八王子市	580,053	577,513	△ 0.4	561,622	186.38	3,013
姫路市	536,270	535,664	△ 0.1	534,648	534.35	1,001
宇都宮市	511,739	518,594	1.3	520,396	416.85	1,248
松山市	517,231	514,865	△ 0.5	509,797	429.40	1,187
東大阪市	509,533	502,784	△ 1.3	487,772	61.78	7,895
西宮市	482,640	487,850	1.1	483,744	100.18	4,829
倉敷市	475,513	477,118	0.3	481,542	355.63	1,354
大分市	474,094	478,146	0.9	473,964	502.39	943
福山市	461,357	464,811	0.7	467,837	518.14	903
尼崎市	453,748	452,563	△ 0.3	463,236	50.72	9,133
金沢市	462,361	465,699	0.7	450,592	468.64	961
柏市	404,012	413,954	2.5	426,128	114.74	3,714
高松市	419,429	420,748	0.3	424,993	375.53	1,132
豊田市	421,487	422,542	0.3	424,053	918.32	462
富山市	421,953	418,686	△ 0.8	414,659	1,241.77	334
長崎市	443,766	429,508	△ 3.2	413,845	405.86	1,020
豊中市	389,341	395,479	1.6	408,518	36.60	11,162
岐阜市	413,136	406,735	△ 1.5	408,109	203.60	2,004
枚方市	407,978	404,152	△ 0.9	399,953	65.12	6,142
宮崎市	400,583	401,138	0.1	398,764	643.67	620
横須賀市	418,325	406,586	△ 2.8	398,508	100.82	3,953
岡崎市	372,357	381,051	2.3	387,106	387.24	1,000
豊橋市	376,665	374,765	△ 0.5	376,141	261.86	1,436
吹田市	355,798	374,468	5.2	373,978	36.09	10,362
長野市	381,511	377,598	△ 1.0	373,971	834.81	448
高崎市	371,302	370,884	△ 0.1	372,147	459.16	810
和歌山市	370,364	364,154	△ 1.7	365,809	208.85	1,752
奈良市	366,591	360,310	△ 1.7	355,529	276.94	1,284
川越市	342,670	350,745	2.4	353,456	109.13	3,239
高槻市	357,359	351,829	△ 1.5	351,019	105.29	3,334
越谷市	326,313	337,498	3.4	344,682	60.24	5,722
大津市	337,634	340,973	1.0	343,550	464.51	740
前橋市	340,291	336,154	△ 1.2	335,360	311.59	1,076
旭川市	347,095	339,605	△ 2.2	332,610	747.66	445
高知市	343,393	337,190	△ 1.8	325,545	309.00	1,054
郡山市	338,712	335,444	△ 1.0	321,905	757.20	425
那覇市	315,954	319,435	1.1	321,183	39.98	8,034
いわき市	342,249	350,237	2.3	319,596	1,232.02	259
秋田市	323,600	315,814	△ 2.4	306,265	906.07	338
久留米市	302,402	304,552	0.7	304,705	229.96	1,325
明石市	290,959	293,409	0.8	303,587	49.42	6,143
盛岡市	298,348	297,631	△ 0.2	287,326	886.47	324
青森市	299,520	287,648	△ 4.0	278,964	824.62	338
福島市	292,590	294,247	0.6	276,006	767.72	360
水戸市	268,750	270,783	0.8	271,164	217.32	1,248
八尾市	271,460	268,800	△ 1.0	265,908	41.72	6,374
福井市	266,796	265,904	△ 0.3	261,986	536.41	488
下関市	280,947	268,517	△ 4.4	259,346	716.10	362
函館市	279,127	265,979	△ 4.7	253,340	677.87	374
佐世保市	261,101	255,439	△ 2.2	247,096	426.06	580
山形市	254,244	253,832	△ 0.2	243,864	381.58	639
寝屋川市	238,204	237,518	△ 0.3	231,189	24.70	9,360
八戸市	237,615	231,257	△ 2.7	226,541	305.56	741
呉市	239,973	228,552	△ 4.8	220,342	352.83	624
松江市	208,613	206,230	△ 1.1	200,858	572.99	351
甲府市	198,992	193,125	△ 2.9	187,171	212.47	881
鳥取市	197,449	193,717	△ 1.9	186,180	765.66	243

各 市 の 概 要

(単位：千円)

産 業 構 造 (H 27 年 国 調)						区分 市名
第1次産業		第2次産業		第3次産業		
人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	
3,598	1.4	40,046	15.4	216,355	83.2	鹿 児 島 市
2,388	0.9	48,753	18.2	216,249	80.9	船 橋 市
1,824	0.7	65,209	25.3	191,085	74.0	川 口 市
1,576	0.7	48,616	21.2	179,322	78.1	八 王 子 市
2,473	1.0	76,327	32.3	157,202	66.6	姫 路 市
5,788	2.6	60,456	26.8	159,399	70.6	宇 都 宮 市
6,957	3.2	40,668	18.8	169,242	78.0	松 山 市
591	0.3	58,967	30.7	132,312	69.0	東 大 阪 市
646	0.3	38,197	19.7	155,543	80.0	西 宮 市
4,043	2.0	63,775	31.1	136,977	66.9	倉 敷 市
4,007	1.9	47,987	22.7	159,286	75.4	大 分 市
3,365	1.7	66,376	32.6	134,117	65.8	福 山 市
599	0.3	48,807	26.9	131,965	72.8	尼 崎 市
2,982	1.4	46,465	22.1	161,077	76.5	金 沢 市
2,221	1.3	33,241	18.8	141,545	80.0	柏 市
5,085	2.8	37,586	20.4	141,640	76.8	高 松 市
3,961	2.0	96,032	47.3	103,006	50.7	豊 田 市
4,750	2.3	62,733	30.7	137,048	67.0	富 山 市
3,658	2.0	36,181	19.4	146,548	78.6	長 崎 市
426	0.3	34,250	21.0	128,117	78.7	豊 中 市
3,187	1.7	47,019	25.0	138,142	73.3	岐 阜 市
854	0.5	38,102	24.2	118,203	75.2	枚 方 市
9,661	5.4	28,871	16.0	141,376	78.6	宮 崎 市
1,692	1.0	29,976	18.0	134,574	81.0	横 須 賀 市
2,752	1.5	75,226	39.9	110,448	58.6	岡 崎 市
10,255	5.6	64,608	35.4	107,631	59.0	豊 橋 市
317	0.2	30,864	20.1	122,191	79.7	吹 田 市
11,593	6.3	41,409	22.6	130,419	71.1	長 野 市
5,025	2.9	47,889	27.8	119,159	69.2	高 崎 市
3,023	2.0	37,094	24.0	114,600	74.1	和 歌 山 市
2,308	1.5	27,796	18.6	119,229	79.8	奈 良 市
2,728	1.8	37,119	24.8	109,539	73.3	川 越 市
780	0.6	32,404	23.2	106,764	76.3	高 槻 市
1,187	0.8	33,985	23.2	111,193	76.0	越 谷 市
1,724	1.2	34,536	23.7	109,312	75.1	大 津 市
6,767	4.3	37,107	23.8	112,113	71.9	前 橋 市
4,069	2.8	26,028	17.8	116,152	79.4	旭 川 市
4,176	3.1	21,559	16.0	108,937	80.9	高 知 市
4,550	3.2	36,734	25.5	102,817	71.4	郡 山 市
840	0.7	12,475	10.9	101,142	88.4	那 覇 市
4,044	2.7	48,912	32.1	99,301	65.2	い わ き 市
2,893	2.1	22,567	16.6	110,438	81.3	秋 田 市
7,769	5.8	27,388	20.4	98,781	73.8	久 留 米 市
1,374	1.1	32,756	26.9	87,453	71.9	明 石 市
4,797	3.4	20,013	14.3	115,081	82.3	盛 岡 市
3,956	3.1	19,050	15.1	102,763	81.7	青 森 市
5,644	4.2	32,308	24.0	96,449	71.8	福 島 市
3,283	2.7	23,551	19.4	94,739	77.9	水 戸 市
983	0.9	31,799	30.3	72,173	68.8	八 尾 市
2,824	2.2	32,932	26.1	90,375	71.7	福 井 市
5,584	4.6	28,991	24.0	86,318	71.4	下 関 市
4,137	3.8	19,490	17.7	86,480	78.5	函 館 市
4,828	4.3	21,498	19.0	86,854	76.7	佐 世 保 市
4,229	3.6	24,026	20.5	89,146	75.9	山 形 市
302	0.3	23,467	25.7	67,671	74.0	寝 屋 川 市
3,625	3.4	24,286	23.0	77,656	73.6	八 戸 市
2,940	2.9	29,443	28.9	69,401	68.2	呉 市
3,784	3.9	17,619	18.3	74,949	77.8	松 江 市
2,254	2.7	19,758	23.3	62,657	74.0	甲 府 市
5,219	5.9	19,037	21.4	64,810	72.8	鳥 取 市

2. 決算概況

(鹿児島市を除き、令和2年3月末現在の住民基本台帳人口順に掲載)

区分 市名	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	歳入歳出差引額 (A) - (B) = (C)	翌年度へ繰り 越すべき財源 (D)	実質収支 (C) - (D) = (E)
鹿児島市	266,671,114	260,388,458	6,282,656	1,866,567	4,416,089
船橋市	212,013,166	208,443,725	3,569,441	898,236	2,671,205
川口市	213,602,795	203,864,761	9,738,034	2,199,459	7,538,575
八王子市	209,499,468	205,650,422	3,849,046	2,234,128	1,614,918
姫路市	220,367,515	210,600,957	9,766,558	3,864,510	5,902,048
宇都宮市	223,160,193	218,569,816	4,590,377	3,269,467	1,320,910
松山市	189,126,348	184,132,428	4,993,920	2,022,228	2,971,692
東大阪市	207,461,906	204,202,055	3,259,851	345,809	2,914,042
西宮市	175,699,538	174,383,943	1,315,595	698,420	617,175
倉敷市	212,526,933	204,939,250	7,587,683	1,268,309	6,319,374
大分市	182,512,852	180,155,093	2,357,759	588,492	1,769,267
福山市	187,677,527	182,024,428	5,653,099	2,025,538	3,627,561
尼崎市	202,364,731	201,613,295	751,436	428,946	322,490
金沢市	180,554,930	177,390,519	3,164,411	1,454,649	1,709,762
柏市	133,330,317	127,326,398	6,003,919	2,008,183	3,995,736
高松市	158,160,408	154,356,762	3,803,646	1,069,915	2,733,731
豊田市	202,379,593	187,267,580	15,112,013	7,730,583	7,381,430
富山市	170,912,414	166,658,376	4,254,038	1,484,910	2,769,128
長崎市	218,376,604	213,222,346	5,154,258	1,799,542	3,354,716
豊中市	151,685,562	146,338,700	5,346,862	457,220	4,889,642
岐阜市	170,074,106	163,116,165	6,957,941	388,015	6,569,926
枚方市	138,010,246	135,493,533	2,516,713	861,775	1,654,938
宮崎市	166,731,088	163,312,091	3,418,997	727,016	2,691,981
横須賀市	164,111,768	160,949,339	3,162,429	357,353	2,805,076
岡崎市	137,759,349	131,444,936	6,314,413	2,061,846	4,252,567
豊橋市	132,246,178	128,320,336	3,925,842	278,473	3,647,369
吹田市	137,626,021	135,536,180	2,089,841	1,675,657	414,184
長野市	165,740,620	163,662,918	2,077,702	1,867,949	209,753
高崎市	168,605,667	164,220,833	4,384,834	710,530	3,674,304
和歌山市	160,348,563	159,542,372	806,191	453,204	352,987
奈良市	129,638,575	128,910,579	727,996	137,029	590,967
川越市	112,570,261	109,094,781	3,475,480	175,547	3,299,933
高槻市	119,471,050	114,889,040	4,582,010	3,936,353	645,657
越谷市	107,932,431	102,443,939	5,488,492	198,339	5,290,153
大津市	134,604,507	130,975,246	3,629,261	892,235	2,737,026
前橋市	141,967,660	138,933,088	3,034,572	912,544	2,122,028
旭川市	160,957,753	159,484,778	1,472,975	240,139	1,232,836
高知市	159,101,814	157,773,862	1,327,952	922,338	405,614
郡山市	142,485,125	136,047,622	6,437,503	1,995,958	4,441,545
那覇市	158,460,871	152,200,503	6,260,368	2,544,992	3,715,376
いわき市	163,782,406	156,628,108	7,154,298	5,725,791	1,428,507
秋田市	137,573,901	134,804,136	2,769,765	1,047,884	1,721,881
久留米市	130,099,649	128,833,584	1,266,065	413,395	852,670
明石市	106,789,503	106,022,561	766,942	81,417	685,525
盛岡市	116,955,668	115,998,661	957,007	545,726	411,281
青森市	128,491,931	125,315,169	3,176,762	553,318	2,623,444
福島市	126,126,494	119,718,262	6,408,232	1,289,577	5,118,655
水戸市	130,683,301	125,053,445	5,629,856	2,537,977	3,091,879
八尾市	101,997,569	100,525,222	1,472,347	87,422	1,384,925
福井市	103,081,314	100,612,814	2,468,500	112,990	2,355,510
下関市	122,097,715	119,597,727	2,499,988	134,896	2,365,092
函館市	137,782,620	136,199,691	1,582,929	238,291	1,344,638
佐世保市	136,677,733	132,355,607	4,322,126	1,063,350	3,258,776
山形市	101,031,577	98,187,145	2,844,432	844,115	2,000,317
寝屋川市	89,219,936	87,296,110	1,923,826	60,821	1,863,005
八戸市	110,826,187	106,808,670	4,017,517	2,012,106	2,005,411
呉市	109,131,287	107,329,280	1,802,007	828,891	973,116
松江市	102,009,122	100,297,785	1,711,337	180,070	1,531,267
甲府市	76,278,411	75,561,355	717,056	147,674	569,382
鳥取市	104,317,163	102,166,213	2,150,950	240,264	1,910,686

決 算 概 況

(単位：千円)

単年度収支 (F)	積立金 (G)	繰上償還額 (H)	積立金 とりくずし額 (I)	実質単年度収支 (F) + (G) + (H) - (I)	区分 市名
△1,537,823	3,555	0	2,000,000	△3,534,268	鹿児島市
△335,030	187	0	3,000,000	△3,334,843	船橋市
△372,603	1,443,877	0	0	1,071,274	川口市
△2,126,601	1,218,220	0	1,000,000	△1,908,381	八王子市
353,641	7,838	392,900	0	754,379	姫路市
50,219	6,009	0	3,700,000	△3,643,772	宇都宮市
△326,968	300,000	0	1,000,000	△1,026,968	松山市
335,387	3,565,600	38	2,900,000	1,001,025	東大阪市
△106,206	363,113	0	5,300,000	△5,043,093	西宮市
736,157	3,407,753	750,000	1,930,000	2,963,910	倉敷市
△2,095,803	1,401	0	0	△2,094,402	大分市
2,841,034	1,440,733	1,080,880	0	5,362,647	福山市
△32,067	187,345	4,159,900	0	4,315,178	尼崎市
42,942	303	553,273	415,000	181,518	金沢市
△450,228	3,610	0	0	△446,618	柏市
654,606	4,228	129,579	2,800,000	△2,011,587	高松市
1,540,390	4,000,000	156,701	0	5,697,091	豊田市
595,869	502,057	0	1,421,777	△323,851	富山市
935,455	1,160,578	0	1,469,245	626,788	長崎市
1,878,486	1,246,521	0	0	3,125,007	豊中市
△198,985	1,981	0	2,100,000	△2,297,004	岐阜市
74,641	1,338,278	264,135	0	1,677,054	枚方市
△664,061	40,083	0	3,010,657	△3,634,635	宮崎市
△745,526	639	0	3,054,156	△3,799,043	横須賀市
△255,153	874,511	0	4,044,451	△3,425,093	岡崎市
828,655	1,518	0	2,161,000	△1,330,827	豊橋市
△2,041,604	1,227,671	0	0	△813,933	吹田市
△2,006,592	59,876	0	2,908,534	△4,855,250	長野市
△622,271	9,676	0	5,529,948	△6,142,543	高崎市
△32,515	657,806	60	3,240,000	△2,614,649	和歌山市
126,885	150	0	0	127,035	奈良市
410,168	1,059	0	1,159,530	△748,303	川越市
145,956	274,748	0	0	420,704	高槻市
193,706	2,879,000	0	2,500,000	572,706	越谷市
1,426,640	1,612,279	5,500	0	3,044,419	大津市
△430,265	2,530	0	1,505,170	△1,932,905	前橋市
287,757	5,420	0	900,000	△606,823	旭川市
△68,818	2,343	175	300,000	△366,300	高知市
456,075	5,870,091	0	8,460,000	△2,133,834	郡山市
△749,176	2,233,369	0	2,321,880	△837,687	那覇市
△3,121,132	5,936,112	4,293,368	8,141,987	△1,033,639	いわき市
11,216	717,793	700	978,403	△248,694	秋田市
△147,052	17,168	0	2,000,000	△2,129,884	久留米市
△215,395	316,532	0	600,000	△498,863	明石市
△618,804	1,098,926	0	1,104,952	△624,830	盛岡市
1,398,375	806	800	0	1,399,981	青森市
298,589	1,949,047	21,434	2,400,000	△130,930	福島市
29,727	1,542,860	0	4,658,332	△3,085,745	水戸市
637,921	396,145	94,300	0	1,128,366	八尾市
530,198	300,010	0	0	830,208	福井市
△226,065	1,508,107	0	2,200,000	△917,958	下関市
874,258	221,983	73,266	0	1,169,507	函館市
△314,347	2,169,679	106,100	1,180,224	781,208	佐世保市
492,230	1,566,546	0	1,566,750	492,026	山形市
204,021	3,085,217	10,352	140,000	3,159,590	寝屋川市
△237,219	1,331,251	0	1,200,000	△105,968	八戸市
△1,756,206	1,565,915	0	1,000,000	△1,190,291	呉市
△2,712	682,131	485,288	0	1,164,707	松江市
△118,563	650	0	303,504	△421,417	甲府市
△287,272	334,406	508	0	47,642	鳥取市

決 算 概 況

区分 市名	基 準 財 政 額 基 需 要 額	基 準 財 政 額 基 収 入 額	標 準 財 政 規 模	財 政 力 指 数 (3 か 年 平 均)	実 質 収 支 比 率 (%)
鹿 児 島 市	101,429,815	72,912,183	131,713,726	0.73	3.4
船 橋 市	86,662,101	82,864,102	115,941,016	0.96	2.3
川 口 市	80,320,703	77,434,988	107,345,515	0.97	7.0
八 王 子 市	80,322,494	75,199,733	108,326,054	0.94	1.5
姫 路 市	88,714,367	78,332,743	120,088,383	0.89	4.9
宇 都 宮 市	77,376,541	76,276,433	102,021,064	0.99	1.3
松 山 市	81,667,664	62,278,877	106,878,973	0.77	2.8
東 大 阪 市	83,371,748	63,805,869	109,402,288	0.77	2.7
西 宮 市	71,388,267	68,399,527	96,281,582	0.95	0.6
倉 敷 市	79,793,872	70,005,677	106,994,822	0.87	5.9
大 分 市	73,809,564	66,226,487	99,354,794	0.90	1.8
福 山 市	76,304,937	61,850,980	101,797,875	0.82	3.6
尼 崎 市	75,354,939	62,928,021	100,574,335	0.84	0.3
金 沢 市	75,418,076	67,022,351	100,921,543	0.88	1.7
柏 市	58,923,898	56,397,173	78,762,264	0.96	5.1
高 松 市	69,998,041	57,005,628	94,096,407	0.82	2.9
豊 田 市	64,385,377	98,994,926	131,208,145	1.47	5.6
富 山 市	76,041,494	62,357,937	101,552,669	0.83	2.7
長 崎 市	79,687,803	46,349,903	98,722,898	0.59	3.4
豊 中 市	62,002,749	56,392,698	84,449,144	0.92	5.8
岐 阜 市	63,162,790	55,098,561	83,675,421	0.87	7.9
枚 方 市	59,055,171	47,024,871	77,953,038	0.80	2.1
宮 崎 市	69,091,208	47,748,506	88,466,269	0.68	3.0
横 須 賀 市	62,290,527	49,938,759	82,779,959	0.82	3.4
岡 崎 市	56,046,702	58,906,240	76,355,730	1.03	5.6
豊 橋 市	56,221,097	56,179,384	72,533,265	0.99	5.0
吹 田 市	54,025,452	53,485,093	71,435,075	0.99	0.6
長 野 市	67,421,478	49,489,180	87,609,247	0.74	0.2
高 崎 市	61,429,071	52,370,495	82,933,122	0.86	4.4
和 歌 山 市	59,989,127	48,799,227	80,043,035	0.82	0.4
奈 良 市	57,478,270	44,153,909	76,173,401	0.77	0.8
川 越 市	48,253,102	46,849,373	64,006,993	0.98	5.2
高 槻 市	51,262,275	41,511,527	68,299,201	0.82	0.9
越 谷 市	45,197,481	41,909,986	60,718,175	0.93	8.7
大 津 市	52,022,288	42,749,175	69,408,090	0.82	3.9
前 橋 市	56,766,336	46,213,733	75,828,522	0.82	2.8
旭 川 市	67,448,346	35,573,360	81,435,063	0.53	1.5
高 知 市	62,597,397	39,433,592	78,603,438	0.64	0.5
郡 山 市	52,149,588	44,384,615	68,572,944	0.84	6.5
那 覇 市	51,769,341	42,872,369	69,564,119	0.83	5.3
い わ き 市	56,977,019	45,302,170	74,986,266	0.80	1.9
秋 田 市	56,498,440	37,304,574	71,645,893	0.67	2.4
久 留 米 市	54,196,580	36,765,808	69,154,492	0.67	1.2
明 石 市	45,565,672	35,736,507	60,155,403	0.79	1.1
盛 岡 市	48,966,122	36,725,443	63,970,173	0.75	0.6
青 森 市	54,278,836	30,022,064	66,410,982	0.56	4.0
福 島 市	44,760,236	34,960,484	58,596,763	0.78	8.7
水 戸 市	41,910,680	35,926,720	56,364,956	0.86	5.5
八 尾 市	43,366,225	31,749,687	57,032,209	0.75	2.4
福 井 市	45,487,401	36,721,586	60,321,612	0.84	3.9
下 関 市	53,595,596	29,246,793	65,442,475	0.55	3.6
函 館 市	58,499,460	27,729,131	69,622,544	0.48	1.9
佐 世 保 市	48,759,196	26,002,272	59,525,723	0.53	5.5
山 形 市	39,510,882	30,354,728	51,968,178	0.78	3.8
寝 屋 川 市	36,892,413	23,951,775	46,880,283	0.67	4.0
八 戸 市	40,846,400	27,001,171	51,907,475	0.67	3.9
呉 市	44,193,130	26,620,157	55,185,392	0.61	1.8
松 江 市	43,843,097	25,041,585	54,570,903	0.58	2.8
甲 府 市	32,410,107	24,500,669	42,807,231	0.77	1.3
鳥 取 市	41,605,995	20,930,877	50,441,991	0.51	3.8

決 算 概 況

(単位：千円)

公債費比率 (%)	積立金現在高	地方債現在高	収 益 事 業 入 額	債務負担行為額 令和元年度以降支出 予 定 額	区 分 市 名
10.3	44,439,072	269,827,981	0	56,669,301	鹿 児 島 市
6.4	18,860,507	187,730,368	60,000	40,200,638	船 橋 市
7.5	44,496,962	168,345,471	275,000	25,490,808	川 口 市
3.8	23,256,120	134,392,286	20,000	142,855,455	八 王 子 市
8.4	52,291,699	200,715,832	0	52,459,264	姫 路 市
8.6	38,539,692	108,885,708	200,000	43,213,716	宇 都 宮 市
7.2	47,422,887	175,291,270	0	42,228,216	松 山 市
—	26,734,990	191,206,974	213,396	20,978,414	東 大 阪 市
8.4	28,334,523	136,232,758	0	59,168,780	西 宮 市
6.8	33,958,618	189,968,690	1,200,000	53,867,987	倉 敷 市
9.9	27,409,047	168,364,164	0	38,370,371	大 分 市
—	43,160,340	146,298,460	0	25,374,667	福 山 市
14.9	28,606,246	232,253,916	720,000	29,079,878	尼 崎 市
12.1	16,298,191	215,538,010	2,657	4,230,559	金 沢 市
5.4	35,668,661	89,230,562	0	31,544,712	柏 市
—	14,645,360	177,180,858	60,000	50,911,713	高 松 市
—	84,221,378	51,359,326	0	39,033,531	豊 田 市
20.3	19,254,431	234,584,827	80,000	46,503,103	富 山 市
12.1	46,418,607	256,001,368	0	46,708,156	長 崎 市
3.2	15,505,939	87,249,318	193,932	17,290,446	豊 中 市
8.1	28,836,550	137,864,014	100,000	33,153,509	岐 阜 市
—	29,422,007	105,708,404	195,505	40,897,433	枚 方 市
12.9	29,802,941	177,714,773	0	39,847,222	宮 崎 市
13.1	13,173,447	186,196,465	0	31,478,527	横 須 賀 市
3.1	24,866,479	62,546,319	0	36,095,516	岡 崎 市
5.8	7,367,282	99,498,077	400,000	41,773,205	豊 橋 市
2.0	32,347,686	51,508,727	190,120	34,809,117	吹 田 市
7.9	31,262,059	153,389,204	0	32,168,467	長 野 市
7.1	10,889,313	152,950,244	0	20,836,629	高 崎 市
12.1	7,634,066	182,557,544	0	29,764,556	和 歌 山 市
15.8	3,615,571	198,058,445	0	21,657,948	奈 良 市
10.6	6,684,630	100,526,746	0	24,682,720	川 越 市
3.9	32,359,141	50,035,836	186,014	6,194,265	高 槻 市
6.4	10,131,019	77,857,977	50,000	11,481,306	越 谷 市
6.8	20,750,750	118,295,707	0	56,200,553	大 津 市
10.3	9,153,724	154,018,530	200,000	16,991,618	前 橋 市
14.6	10,005,218	175,030,999	0	33,425,107	旭 川 市
13.6	10,150,837	210,720,969	8,530	7,969,730	高 知 市
0.1	21,090,303	80,881,494	0	13,047,663	郡 山 市
14.8	19,279,576	132,994,941	0	36,668,032	那 覇 市
6.7	44,698,385	123,938,143	316,515	8,882,117	い わ き 市
10.3	15,912,900	135,991,679	0	28,546,378	秋 田 市
0.1	13,903,677	142,471,449	180,000	29,622,054	久 留 米 市
7.5	14,169,462	119,352,087	0	23,368,672	明 石 市
10.9	12,976,885	133,374,073	0	48,774,517	盛 岡 市
14.7	8,285,979	136,924,899	240,000	29,598,872	青 森 市
7.0	20,160,648	89,757,947	0	14,304,581	福 島 市
9.7	3,338,396	124,886,204	0	33,518,229	水 戸 市
8.2	8,649,930	97,209,209	171,341	10,125,619	八 尾 市
0.1	3,661,621	146,622,937	0	11,981,372	福 井 市
11.4	12,665,426	147,003,465	700,000	10,195,088	下 関 市
9.8	12,945,424	138,050,135	70,000	17,811,103	函 館 市
6.8	21,983,467	109,570,586	10,000	16,624,463	佐 世 保 市
9.8	5,772,009	102,671,129	0	40,006,850	山 形 市
5.6	18,221,864	61,702,941	162,826	9,353,902	寝 屋 川 市
—	13,743,573	118,143,978	0	13,285,842	八 戸 市
12.1	11,188,272	123,214,673	0	15,487,743	呉 市
11.7	14,418,584	109,127,641	0	21,753,873	松 江 市
7.4	7,608,512	79,312,795	0	0	甲 府 市
7.6	11,726,089	110,750,466	0	20,032,519	鳥 取 市

※ 表中「-」と表記されているものは、算定していない。

3. 歳入の状況

区分	市名	鹿児島市			船橋市		
		決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額
		千円	%	円	千円	%	円
1	市税	88,762,480	33.3	147,718	101,737,438	48.0	157,985
2	地方譲与税	1,814,168	0.7	3,019	1,011,509	0.5	1,571
3	利子割交付金	56,270	0.0	94	79,547	0.0	124
4	配当割交付金	171,676	0.1	286	553,568	0.3	860
5	株式等譲渡所得割交付金	98,536	0.0	164	364,038	0.2	565
6	地方消費税交付金	10,895,293	4.1	18,132	10,522,008	5.0	16,339
7	ゴルフ場利用税交付金	57,031	0.0	95	3,521	0.0	5
8	特別地方消費税交付金	0	0.0	0	0	0.0	0
9	自動車取得税交付金	126,235	0.0	210	201,118	0.1	312
10	自動車税環境性能割交付金	35,425	0.0	59	58,771	0.0	91
11	地方特例交付金	1,218,956	0.5	2,029	1,699,403	0.8	2,639
12	地方交付税	31,775,156	11.9	52,880	4,193,018	2.0	6,511
13	交通安全対策特別交付金	108,644	0.0	181	60,438	0.0	94
14	分担金及び負担金	2,036,516	0.8	3,389	1,807,599	0.9	2,807
15	使用料	4,830,694	1.8	8,039	3,364,686	1.6	5,225
16	手数料	1,116,674	0.4	1,858	1,622,906	0.8	2,520
17	国庫支出金	59,527,469	22.3	99,066	39,247,025	18.5	60,945
18	国有提供施設等所在 市町村助成交付金	0	0.0	0	200,464	0.1	311
19	都道府県支出金	20,169,362	7.6	33,566	11,662,114	5.5	18,110
20	財産収入	635,179	0.2	1,057	386,228	0.2	600
21	寄附金	580,027	0.2	965	934,827	0.4	1,452
22	繰入金	9,938,158	3.7	16,539	3,569,447	1.7	5,543
23	繰越金	7,536,068	2.8	12,542	997,164	0.5	1,548
24	諸収入	2,948,997	1.1	4,908	7,789,029	3.7	12,095
25	地方債	22,232,100	8.3	36,999	19,947,300	9.4	30,975
合	計	266,671,114	100.0	442,711	212,013,166	100.0	329,228

歳 入 の 状 況

川 口 市			八 王 子 市			姫 路 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
97,414,545	45.6	160,119	91,630,705	43.7	163,154	97,797,976	44.4	182,920	1
956,414	0.4	1,572	1,010,991	0.5	1,800	1,436,412	0.7	2,687	2
69,225	0.0	114	121,060	0.1	216	81,434	0.0	152	3
452,989	0.2	745	600,797	0.3	1,070	527,748	0.2	987	4
274,204	0.1	451	369,438	0.2	658	282,808	0.1	529	5
9,375,274	4.4	15,410	9,842,680	4.7	17,525	9,416,173	4.3	17,612	6
6,003	0.0	10	91,710	0.0	163	48,323	0.0	90	7
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	8
213,167	0.1	350	297,402	0.1	530	267,308	0.1	500	9
64,528	0.0	106	105,090	0.1	187	75,300	0.0	141	10
1,684,299	0.8	2,768	1,194,224	0.6	2,126	1,431,363	0.6	2,677	11
4,632,260	2.2	7,614	5,479,739	2.6	9,757	13,551,609	6.1	25,347	12
64,914	0.0	107	69,886	0.0	124	95,159	0.0	178	13
1,332,442	0.6	2,190	1,393,860	0.7	2,482	1,439,549	0.7	2,693	14
3,981,663	1.9	6,545	1,804,521	0.9	3,213	6,156,645	2.8	11,515	15
1,385,573	0.6	2,277	2,528,809	1.2	4,503	1,106,195	0.5	2,069	16
41,095,222	19.2	67,547	38,762,310	18.5	69,019	36,330,566	16.5	67,952	17
0	0.0	0	0	0.0	0	6,984	0.0	13	18
11,790,911	5.5	19,381	27,732,164	13.2	49,379	13,112,918	6.0	24,526	19
1,052,427	0.5	1,730	204,300	0.1	364	876,593	0.4	1,640	20
17,194	0.0	28	317,320	0.2	565	145,257	0.1	272	21
6,956,314	3.3	11,434	2,358,407	1.1	4,199	1,829,193	0.8	3,421	22
10,775,448	5.0	17,711	4,266,708	2.0	7,597	9,513,814	4.3	17,795	23
4,923,101	2.3	8,092	1,512,947	0.7	2,694	3,853,988	1.7	7,208	24
15,084,678	7.1	24,794	17,804,400	8.5	31,702	20,984,200	9.5	39,249	25
213,602,795	100.0	351,095	209,499,468	100.0	373,026	220,367,515	100.0	412,173	

歳 入 の 状 況

区 分	市 名	宇 都 宮 市			松 山 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
1	市 税	93,075,369	41.7	178,855	70,247,131	37.1	137,794
2	地 方 譲 与 税	1,298,422	0.6	2,495	1,487,097	0.8	2,917
3	利 子 割 交 付 金	54,262	0.0	104	94,989	0.1	186
4	配 当 割 交 付 金	340,070	0.2	653	293,210	0.2	575
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	235,429	0.1	452	172,405	0.1	338
6	地 方 消 費 税 交 付 金	9,760,342	4.4	18,756	9,033,161	4.8	17,719
7	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	114,054	0.1	219	83,301	0.0	163
8	特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0	0	0	0.0	0
9	自 動 車 取 得 税 交 付 金	203,053	0.1	390	130,352	0.1	256
10	自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	63,892	0.0	123	40,018	0.0	78
11	地 方 特 例 交 付 金	1,171,769	0.5	2,252	1,035,428	0.5	2,031
12	地 方 交 付 税	7,683,632	3.4	14,765	21,258,564	11.2	41,700
13	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	69,636	0.0	134	64,655	0.0	127
14	分 担 金 及 び 負 担 金	1,601,697	0.7	3,078	642,435	0.3	1,260
15	使 用 料	2,149,468	1.0	4,130	2,360,828	1.2	4,631
16	手 数 料	1,762,962	0.8	3,388	1,008,482	0.5	1,978
17	国 庫 支 出 金	46,928,543	21.0	90,179	40,660,266	21.5	79,758
18	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	138,139	0.1	265	2,768	0.0	5
19	都 道 府 県 支 出 金	13,465,594	6.0	25,876	14,849,525	7.9	29,128
20	財 産 収 入	966,151	0.4	1,857	601,494	0.3	1,180
21	寄 附 金	141,236	0.1	271	272,681	0.1	535
22	繰 入 金	6,269,370	2.8	12,047	2,827,522	1.5	5,546
23	繰 越 金	5,513,238	2.5	10,594	4,406,467	2.3	8,644
24	諸 収 入	14,538,465	6.5	27,937	5,284,369	2.8	10,366
25	地 方 債	15,615,400	7.0	30,007	12,269,200	6.5	24,067
	合 計	223,160,193	100.0	428,828	189,126,348	100.0	370,984

歳 入 の 状 況

東 大 阪 市			西 宮 市			倉 敷 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
79,651,128	38.4	163,296	87,638,986	49.9	181,168	84,732,337	39.9	175,960	1
769,847	0.4	1,578	837,786	0.5	1,732	1,870,514	0.9	3,884	2
89,348	0.0	183	110,424	0.1	228	72,316	0.0	150	3
412,416	0.2	846	715,756	0.4	1,480	297,336	0.1	617	4
237,519	0.1	487	383,609	0.2	793	181,429	0.1	377	5
8,678,567	4.2	17,792	7,633,764	4.3	15,781	8,376,333	3.9	17,395	6
0	0.0	0	138,777	0.1	287	43,844	0.0	91	7
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	8
218,429	0.1	448	171,518	0.1	355	189,458	0.1	393	9
67,996	0.0	139	48,316	0.0	100	53,466	0.0	111	10
943,700	0.5	1,935	1,123,219	0.6	2,322	1,401,333	0.7	2,910	11
20,170,254	9.7	41,352	3,280,286	1.9	6,781	13,065,536	6.1	27,133	12
64,577	0.0	132	57,699	0.0	119	69,998	0.0	145	13
2,039,418	1.0	4,181	817,471	0.5	1,690	2,245,945	1.1	4,664	14
2,063,869	1.0	4,231	6,147,731	3.5	12,709	1,767,267	0.8	3,670	15
367,026	0.2	752	916,957	0.5	1,896	1,129,179	0.5	2,345	16
49,396,344	23.8	101,269	30,849,241	17.6	63,772	39,959,880	18.8	82,983	17
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	18
14,314,140	6.9	29,346	11,229,059	6.4	23,213	13,768,027	6.5	28,592	19
3,122,116	1.5	6,401	1,242,344	0.7	2,568	1,329,341	0.6	2,761	20
73,090	0.0	150	185,078	0.1	383	200,249	0.1	416	21
3,755,409	1.8	7,699	6,010,105	3.4	12,424	2,794,485	1.3	5,803	22
2,695,211	1.3	5,526	1,020,429	0.6	2,109	8,927,267	4.2	18,539	23
3,381,602	1.6	6,933	4,688,583	2.7	9,692	5,500,003	2.6	11,422	24
14,949,900	7.2	30,649	10,452,400	5.9	21,607	24,551,390	11.6	50,985	25
207,461,906	100.0	425,326	175,699,538	100.0	363,208	212,526,933	100.0	441,347	

歳 入 の 状 況

区 分	市 名	大 分 市			福 山 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
1	市 税	79,630,677	43.6	168,010	75,368,132	40.2	161,099
2	地 方 譲 与 税	1,773,718	1.0	3,404	1,546,616	0.8	3,306
3	利 子 割 交 付 金	55,168	0.0	106	64,205	0.0	137
4	配 当 割 交 付 金	180,478	0.1	346	278,938	0.1	596
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	105,804	0.1	203	145,986	0.1	312
6	地 方 消 費 税 交 付 金	8,592,248	4.7	16,492	8,326,871	4.4	17,799
7	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	75,867	0.0	146	47,205	0.0	101
8	特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0	0	0	0.0	0
9	自 動 車 取 得 税 交 付 金	141,732	0.1	272	243,536	0.1	521
10	自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	37,660	0.0	72	69,124	0.0	148
11	地 方 特 例 交 付 金	1,053,709	0.6	2,022	1,309,552	0.7	2,799
12	地 方 交 付 税	9,553,210	5.2	18,336	16,209,646	8.6	34,648
13	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	71,480	0.0	137	63,509	0.0	136
14	分 担 金 及 び 負 担 金	993,683	0.5	1,907	894,616	0.5	1,912
15	使 用 料	2,576,200	1.4	4,945	3,130,969	1.7	6,692
16	手 数 料	815,111	0.4	1,565	1,160,993	0.6	2,482
17	国 庫 支 出 金	37,480,445	20.5	71,939	32,477,858	17.3	69,421
18	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	16,495	0.0	32	0	0.0	0
19	都 道 府 県 支 出 金	13,161,503	7.2	25,262	12,840,683	6.8	27,447
20	財 産 収 入	284,981	0.2	547	295,525	0.2	632
21	寄 附 金	256,423	0.1	492	149,987	0.1	321
22	繰 入 金	157,864	0.1	303	1,098,435	0.6	2,348
23	繰 越 金	4,557,977	2.5	8,748	7,607,530	4.1	16,261
24	諸 収 入	4,679,919	2.6	8,983	2,171,011	1.2	4,641
25	地 方 債	16,260,500	8.9	31,210	22,176,600	11.8	47,402
	合 計	182,512,852	100.0	384,404	187,677,527	100.0	401,160

歳 入 の 状 況

尼 崎 市			金 沢 市			柏 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
80,591,085	39.8	173,974	83,641,768	46.3	185,626	68,620,452	51.5	161,032	1
785,900	0.4	1,697	1,225,408	0.7	2,720	826,868	0.6	1,940	2
68,530	0.0	148	60,093	0.0	133	50,989	0.0	120	3
444,120	0.2	959	289,775	0.2	643	354,928	0.3	833	4
238,078	0.1	514	175,636	0.1	390	233,481	0.2	548	5
7,757,202	3.8	16,746	9,093,696	5.0	20,182	7,201,308	5.4	16,899	6
0	0.0	0	51,427	0.0	114	22,218	0.0	52	7
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	8
160,749	0.1	347	223,313	0.1	496	170,899	0.1	401	9
45,283	0.0	98	70,071	0.0	156	49,940	0.0	117	10
936,996	0.5	2,023	1,051,303	0.6	2,333	1,171,301	0.9	2,749	11
12,845,538	6.3	27,730	9,679,205	5.4	21,481	3,215,077	2.4	7,545	12
63,270	0.0	137	63,458	0.0	141	46,223	0.0	108	13
1,240,265	0.6	2,677	847,651	0.5	1,881	1,271,739	1.0	2,984	14
6,415,339	3.2	13,849	1,656,557	0.9	3,676	1,760,052	1.3	4,130	15
385,766	0.2	833	1,812,538	1.0	4,023	1,051,596	0.8	2,468	16
48,263,163	23.8	104,187	31,595,014	17.5	70,119	22,535,437	16.9	52,884	17
0	0.0	0	14,003	0.0	31	152,084	0.1	357	18
12,893,354	6.4	27,833	12,034,980	6.7	26,709	7,860,944	5.9	18,447	19
5,665,576	2.8	12,230	340,964	0.2	757	103,131	0.1	242	20
48,215	0.0	104	246,945	0.1	548	159,099	0.1	373	21
2,760,167	1.4	5,958	2,264,892	1.3	5,026	73,110	0.1	172	22
788,098	0.4	1,701	2,767,926	1.5	6,143	3,419,459	2.6	8,024	23
6,442,959	3.2	13,909	1,942,107	1.1	4,310	2,753,782	2.1	6,462	24
13,525,078	6.7	29,197	19,406,200	10.7	43,068	10,226,200	7.7	23,998	25
202,364,731	100.0	436,850	180,554,930	100.0	400,706	133,330,317	100.0	312,888	

歳 入 の 状 況

区 分	市 名	高 松 市			豊 田 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
1	市 税	65,463,405	41.4	154,034	120,828,758	59.7	284,938
2	地 方 譲 与 税	1,021,819	0.6	2,404	1,247,987	0.6	2,943
3	利 子 割 交 付 金	92,398	0.1	217	74,827	0.0	176
4	配 当 割 交 付 金	399,766	0.3	941	520,207	0.3	1,227
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	181,896	0.1	428	268,512	0.1	633
6	地 方 消 費 税 交 付 金	7,911,279	5.0	18,615	8,183,512	4.0	19,298
7	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	26,281	0.0	62	359,126	0.2	847
8	特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0	0	0	0.0	0
9	自 動 車 取 得 税 交 付 金	169,928	0.1	400	356,843	0.2	842
10	自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	45,482	0.0	107	110,067	0.1	260
11	地 方 特 例 交 付 金	1,134,908	0.7	2,670	1,489,627	0.7	3,513
12	地 方 交 付 税	16,153,402	10.2	38,009	2,234,761	1.1	5,270
13	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	74,743	0.0	176	56,458	0.0	133
14	分 担 金 及 び 負 担 金	1,650,222	1.0	3,883	348,575	0.2	822
15	使 用 料	1,910,758	1.2	4,496	2,188,146	1.1	5,160
16	手 数 料	1,852,558	1.2	4,359	800,229	0.4	1,887
17	国 庫 支 出 金	26,652,669	16.9	62,713	20,975,433	10.4	49,464
18	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	663	0.0	2	0	0.0	0
19	都 道 府 県 支 出 金	10,368,823	6.6	24,398	9,381,657	4.6	22,124
20	財 産 収 入	199,446	0.1	469	582,441	0.3	1,374
21	寄 附 金	208,866	0.1	491	85,620	0.0	202
22	繰 入 金	3,732,559	2.4	8,783	2,895,535	1.4	6,828
23	繰 越 金	2,004,534	1.3	4,717	13,591,209	6.7	32,051
24	諸 収 入	1,910,755	1.2	4,496	5,874,863	2.9	13,854
25	地 方 債	14,993,248	9.5	35,279	9,925,200	4.9	23,406
	合 計	158,160,408	100.0	372,148	202,379,593	100.0	477,251

歳 入 の 状 況

富 山 市			長 崎 市			豊 中 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
74,846,630	43.8	180,502	55,383,112	25.4	133,826	70,805,154	46.7	173,322	1
1,373,310	0.8	3,312	984,623	0.5	2,379	2,260,704	1.5	5,534	2
69,541	0.0	168	31,056	0.0	75	109,875	0.1	269	3
315,334	0.2	760	141,152	0.1	341	507,610	0.3	1,243	4
174,889	0.1	422	77,203	0.0	187	292,807	0.2	717	5
8,080,769	4.7	19,488	7,958,996	3.6	19,232	6,299,377	4.2	15,420	6
69,569	0.0	168	50,631	0.0	122	0	0.0	0	7
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	8
188,903	0.1	456	100,951	0.0	244	172,093	0.1	421	9
55,381	0.0	134	21,966	0.0	53	53,571	0.0	131	10
1,109,313	0.6	2,675	658,618	0.3	1,591	870,486	0.6	2,131	11
16,994,557	9.9	40,984	35,298,256	16.2	85,293	6,188,348	4.1	15,148	12
57,205	0.0	138	56,221	0.0	136	40,801	0.0	100	13
89,235	0.1	215	1,895,630	0.9	4,581	1,310,343	0.9	3,208	14
2,792,328	1.6	6,734	3,499,242	1.6	8,455	2,140,065	1.4	5,239	15
355,142	0.2	856	760,452	0.3	1,838	299,508	0.2	733	16
22,322,843	13.1	53,834	56,773,654	26.0	137,186	32,306,068	21.3	79,081	17
0	0.0	0	300	0.0	1	0	0.0	0	18
11,484,652	6.7	27,697	12,718,989	5.8	30,734	10,369,492	6.8	25,383	19
800,116	0.5	1,930	606,969	0.3	1,467	1,288,054	0.8	3,153	20
674,921	0.4	1,628	721,070	0.3	1,742	159,002	0.1	389	21
2,938,161	1.7	7,086	4,990,647	2.3	12,059	648,708	0.4	1,588	22
3,642,882	2.1	8,785	3,311,818	1.5	8,003	4,322,753	2.8	10,582	23
3,342,354	2.0	8,060	6,157,956	2.8	14,880	2,698,198	1.8	6,605	24
19,134,379	11.2	46,145	26,177,092	12.0	63,253	8,542,545	5.6	20,911	25
170,912,414	100.0	412,176	218,376,604	100.0	527,677	151,685,562	100.0	371,307	

歳 入 の 状 況

区 分	市 名	岐 阜 市			枚 方 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
1	市 税	67,152,137	39.5	164,545	57,029,780	41.3	142,591
2	地 方 譲 与 税	1,095,112	0.6	2,683	638,014	0.5	1,595
3	利 子 割 交 付 金	72,079	0.0	177	84,534	0.1	211
4	配 当 割 交 付 金	287,312	0.2	704	389,537	0.3	974
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	153,265	0.1	376	223,651	0.2	559
6	地 方 消 費 税 交 付 金	7,563,858	4.4	18,534	6,306,742	4.6	15,769
7	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	20,685	0.0	51	68,819	0.0	172
8	特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0	0	0	0.0	0
9	自 動 車 取 得 税 交 付 金	181,871	0.1	446	181,282	0.1	453
10	自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	53,933	0.0	132	56,432	0.0	141
11	地 方 特 例 交 付 金	914,108	0.5	2,240	911,399	0.7	2,279
12	地 方 交 付 税	7,646,650	4.5	18,737	12,372,956	9.0	30,936
13	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	54,998	0.0	135	49,116	0.0	123
14	分 担 金 及 び 負 担 金	2,691,137	1.6	6,594	1,022,505	0.7	2,557
15	使 用 料	2,894,350	1.7	7,092	1,685,485	1.2	4,214
16	手 数 料	604,604	0.4	1,481	539,275	0.4	1,348
17	国 庫 支 出 金	25,949,820	15.3	63,586	27,771,163	20.1	69,436
18	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	10,928	0.0	27	0	0.0	0
19	都 道 府 県 支 出 金	10,175,782	6.0	24,934	12,974,592	9.4	32,440
20	財 産 収 入	232,400	0.1	569	200,615	0.1	502
21	寄 附 金	191,398	0.1	469	117,567	0.1	294
22	繰 入 金	6,566,274	3.9	16,090	751,697	0.5	1,879
23	繰 越 金	6,997,293	4.1	17,146	2,306,619	1.7	5,767
24	諸 収 入	13,642,412	8.0	33,428	1,430,791	1.0	3,577
25	地 方 債	14,921,700	8.8	36,563	10,897,675	7.9	27,247
	合 計	170,074,106	100.0	416,737	138,010,246	100.0	345,066

歳 入 の 状 況

宮 崎 市			横 須 賀 市			岡 崎 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
54,478,514	32.7	136,618	59,914,803	36.5	150,348	71,297,749	51.8	184,181	1
1,259,082	0.8	2,572	708,812	0.4	1,779	937,524	0.7	2,422	2
24,250	0.0	50	34,295	0.0	86	62,446	0.0	161	3
128,817	0.1	263	315,814	0.2	792	434,098	0.3	1,121	4
69,137	0.0	141	189,585	0.1	476	224,016	0.2	579	5
7,426,944	4.5	15,174	6,636,962	4.0	16,655	6,693,381	4.9	17,291	6
188,936	0.1	386	17,196	0.0	43	86,807	0.1	224	7
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	8
114,400	0.1	234	189,678	0.1	476	272,364	0.2	704	9
30,650	0.0	63	59,226	0.0	149	84,010	0.1	217	10
739,825	0.4	1,512	732,593	0.4	1,838	1,404,474	1.0	3,628	11
23,705,447	14.2	48,432	13,350,962	8.1	33,502	368,785	0.3	953	12
98,036	0.1	200	46,504	0.0	117	58,056	0.0	150	13
1,688,360	1.0	3,449	1,340,805	0.8	3,365	1,730,527	1.3	4,470	14
2,066,655	1.2	4,222	3,151,190	1.9	7,907	2,036,618	1.5	5,261	15
1,130,007	0.7	2,309	992,609	0.6	2,491	640,488	0.5	1,655	16
35,232,112	21.1	71,981	28,023,895	17.1	70,322	18,182,838	13.2	46,971	17
0	0.0	0	2,297,606	1.4	5,766	0	0.0	0	18
13,818,040	8.3	28,231	8,297,951	5.1	20,823	7,550,470	5.5	19,505	19
452,995	0.3	925	439,022	0.3	1,102	822,808	0.6	2,126	20
412,066	0.2	842	156,251	0.1	392	177,831	0.1	459	21
5,347,954	3.2	10,926	5,539,860	3.4	13,902	9,199,139	6.7	23,764	22
2,367,347	1.4	4,837	1,904,236	1.2	4,778	2,740,463	2.0	7,079	23
2,058,047	1.2	4,205	6,285,845	3.8	15,773	4,646,057	3.4	12,002	24
13,893,467	8.3	28,385	23,486,068	14.3	58,935	8,108,400	5.9	20,946	25
166,731,088	100.0	415,463	164,111,768	100.0	411,815	137,759,349	100.0	355,870	

歳 入 の 状 況

区 分	市 名	豊 橋 市			吹 田 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
1	市 税	66,310,242	50.1	176,291	68,379,527	49.7	182,844
2	地 方 譲 与 税	1,364,949	1.0	3,629	568,105	0.4	1,519
3	利 子 割 交 付 金	53,577	0.0	142	102,468	0.1	274
4	配 当 割 交 付 金	372,534	0.3	990	473,400	0.3	1,266
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	192,372	0.1	511	273,084	0.2	730
6	地 方 消 費 税 交 付 金	6,681,928	5.1	17,764	6,141,371	4.5	16,422
7	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	0	0.0	0	0	0.0	0
8	特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0	0	0	0.0	0
9	自 動 車 取 得 税 交 付 金	365,802	0.3	973	161,414	0.1	432
10	自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	112,830	0.1	300	50,247	0.0	134
11	地 方 特 例 交 付 金	880,043	0.7	2,340	986,824	0.7	2,639
12	地 方 交 付 税	467,323	0.4	1,242	606,070	0.4	1,621
13	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	67,990	0.1	181	37,641	0.0	101
14	分 担 金 及 び 負 担 金	784,695	0.6	2,086	1,051,389	0.8	2,811
15	使 用 料	1,990,726	1.5	5,292	2,178,096	1.6	5,824
16	手 数 料	981,778	0.7	2,610	565,223	0.4	1,511
17	国 庫 支 出 金	20,791,429	15.7	55,276	24,540,658	17.8	65,621
18	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	4,014	0.0	11	0	0.0	0
19	都 道 府 県 支 出 金	9,800,553	7.4	26,056	9,764,384	7.1	26,110
20	財 産 収 入	344,953	0.3	917	5,090,203	3.7	13,611
21	寄 附 金	70,471	0.1	187	65,181	0.0	174
22	繰 入 金	2,205,302	1.7	5,863	365,289	0.3	977
23	繰 越 金	1,788,327	1.4	4,754	3,984,546	2.9	10,654
24	諸 収 入	5,692,250	4.3	15,133	4,295,401	3.1	11,486
25	地 方 債	10,922,090	8.3	29,037	7,945,500	5.8	21,246
	合 計	132,246,178	100.0	351,587	137,626,021	100.0	368,006

歳 入 の 状 況

長 野 市			高 崎 市			和 歌 山 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
58,631,007	35.4	156,780	62,539,353	37.1	168,050	59,459,575	37.1	162,543	1
1,334,808	0.8	3,569	1,265,947	0.8	3,402	851,111	0.5	2,327	2
49,085	0.0	131	45,526	0.0	122	70,935	0.0	194	3
215,917	0.1	577	223,269	0.1	600	328,571	0.2	898	4
123,989	0.1	332	133,053	0.1	358	172,262	0.1	471	5
7,275,660	4.4	19,455	6,884,774	4.1	18,500	6,483,752	4.0	17,724	6
48,290	0.0	129	121,341	0.1	326	15,737	0.0	43	7
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	8
182,004	0.1	487	191,715	0.1	515	108,954	0.1	298	9
44,188	0.0	118	56,318	0.0	151	29,960	0.0	82	10
843,787	0.5	2,256	966,960	0.6	2,598	744,878	0.5	2,036	11
23,520,951	14.2	62,895	13,595,164	8.1	36,532	11,758,163	7.3	32,143	12
62,644	0.0	168	79,110	0.0	213	45,445	0.0	124	13
1,599,628	1.0	4,277	644,165	0.4	1,731	533,748	0.3	1,459	14
1,518,683	0.9	4,061	1,939,861	1.2	5,213	1,843,689	1.1	5,040	15
847,865	0.5	2,267	966,245	0.6	2,596	750,383	0.5	2,051	16
25,378,173	15.3	67,861	24,334,288	14.4	65,389	37,897,689	23.6	103,600	17
0	0.0	0	30,610	0.0	82	0	0.0	0	18
9,574,411	5.8	25,602	10,536,623	6.2	28,313	11,481,537	7.2	31,387	19
624,736	0.4	1,671	246,858	0.1	663	396,744	0.2	1,085	20
1,162,111	0.7	3,107	271,685	0.2	730	328,201	0.2	897	21
3,529,189	2.1	9,437	8,855,956	5.3	23,797	3,541,036	2.2	9,680	22
3,702,648	2.2	9,901	1,639,521	1.0	4,406	1,313,149	0.8	3,590	23
7,993,946	4.8	21,376	16,169,425	9.6	43,449	2,410,744	1.5	6,590	24
17,476,900	10.5	46,733	16,867,900	10.0	45,326	19,782,300	12.3	54,078	25
165,740,620	100.0	443,191	168,605,667	100.0	453,062	160,348,563	100.0	438,340	

歳 入 の 状 況

区 分	市 名	奈 良 市			川 越 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
1	市 税	52,936,388	40.8	148,895	57,888,269	51.4	163,778
2	地 方 譲 与 税	798,271	0.6	2,245	738,031	0.7	2,088
3	利 子 割 交 付 金	79,626	0.1	224	38,199	0.0	108
4	配 当 割 交 付 金	532,712	0.4	1,498	249,594	0.2	706
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	305,696	0.2	860	150,924	0.1	427
6	地 方 消 費 税 交 付 金	5,750,780	4.4	16,175	6,007,795	5.3	16,997
7	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	247,414	0.2	696	50,866	0.0	144
8	特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0	0	0	0.0	0
9	自 動 車 取 得 税 交 付 金	130,786	0.1	368	164,961	0.1	467
10	自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	45,425	0.0	128	49,936	0.0	141
11	地 方 特 例 交 付 金	815,746	0.6	2,294	896,907	0.8	2,538
12	地 方 交 付 税	14,406,305	11.1	40,521	1,807,110	1.6	5,113
13	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	40,658	0.0	114	42,015	0.0	119
14	分 担 金 及 び 負 担 金	573,637	0.4	1,613	766,401	0.7	2,168
15	使 用 料	1,914,452	1.5	5,385	1,668,451	1.5	4,720
16	手 数 料	669,008	0.5	1,882	694,105	0.6	1,964
17	国 庫 支 出 金	24,875,012	19.2	69,966	19,382,864	17.2	54,838
18	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	3,107	0.0	9	0	0.0	0
19	都 道 府 県 支 出 金	8,514,238	6.6	23,948	7,110,378	6.3	20,117
20	財 産 収 入	151,055	0.1	425	624,144	0.6	1,766
21	寄 附 金	248,680	0.2	699	47,665	0.0	135
22	繰 入 金	413,259	0.3	1,162	1,240,996	1.1	3,511
23	繰 越 金	361,971	0.3	1,018	3,130,049	2.8	8,856
24	諸 収 入	2,846,549	2.2	8,007	2,804,701	2.5	7,935
25	地 方 債	12,977,800	10.0	36,503	7,015,900	6.2	19,849
合 計		129,638,575	100.0	364,636	112,570,261	100.0	318,485

歳 入 の 状 況

高 槻 市			越 谷 市			大 津 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
51,038,267	42.7	145,400	49,566,290	45.9	143,803	52,011,858	38.6	151,395	1
588,777	0.5	1,677	733,873	0.7	2,129	742,467	0.6	2,161	2
76,440	0.1	218	37,528	0.0	109	56,322	0.0	164	3
352,375	0.3	1,004	245,341	0.2	712	248,851	0.2	724	4
202,458	0.2	577	148,412	0.1	431	170,500	0.1	496	5
5,469,378	4.6	15,581	5,496,242	5.1	15,946	5,476,861	4.1	15,942	6
47,437	0.0	135	0	0.0	0	175,736	0.1	512	7
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	8
166,429	0.1	474	164,685	0.2	478	165,940	0.1	483	9
51,805	0.0	148	49,853	0.0	145	41,880	0.0	122	10
884,104	0.7	2,519	952,801	0.9	2,764	977,775	0.7	2,846	11
10,455,384	8.8	29,786	3,634,001	3.4	10,543	10,306,452	7.7	30,000	12
40,611	0.0	116	40,288	0.0	117	40,784	0.0	119	13
864,429	0.7	2,463	718,841	0.7	2,086	1,337,130	1.0	3,892	14
2,231,015	1.9	6,356	1,361,251	1.3	3,949	2,028,818	1.5	5,905	15
497,484	0.4	1,417	255,544	0.2	741	814,079	0.6	2,370	16
24,736,397	20.7	70,470	18,397,465	17.0	53,375	22,854,169	17.0	66,524	17
0	0.0	0	0	0.0	0	16,082	0.0	47	18
8,640,646	7.2	24,616	6,892,405	6.4	19,996	8,585,939	6.4	24,992	19
228,485	0.2	651	227,456	0.2	660	9,155,937	6.8	26,651	20
73,648	0.1	210	147,863	0.1	429	802,786	0.6	2,337	21
2,775,899	2.3	7,908	3,591,662	3.3	10,420	294,411	0.2	857	22
2,566,192	2.1	7,311	5,288,125	4.9	15,342	1,852,574	1.4	5,392	23
1,990,090	1.7	5,669	2,559,005	2.4	7,424	2,248,356	1.7	6,544	24
5,493,300	4.6	15,650	7,423,500	6.9	21,537	14,198,800	10.5	41,330	25
119,471,050	100.0	340,355	107,932,431	100.0	313,136	134,604,507	100.0	391,805	

歳 入 の 状 況

区 分	市 名	前 橋 市			旭 川 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
1	市 税	54,152,389	38.1	161,475	40,283,960	25.0	121,115
2	地 方 譲 与 税	1,262,802	0.9	3,766	1,417,700	0.9	4,262
3	利 子 割 交 付 金	40,925	0.0	122	26,933	0.0	81
4	配 当 割 交 付 金	200,805	0.1	599	87,356	0.1	263
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	119,751	0.1	357	56,666	0.0	170
6	地 方 消 費 税 交 付 金	6,333,951	4.5	18,887	6,464,254	4.0	19,435
7	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	19,616	0.0	58	14,609	0.0	44
8	特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0	0	0	0.0	0
9	自 動 車 取 得 税 交 付 金	191,348	0.1	571	124,279	0.1	374
10	自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	56,211	0.0	168	35,897	0.0	108
11	地 方 特 例 交 付 金	802,945	0.6	2,394	459,293	0.3	1,381
12	地 方 交 付 税	12,783,156	9.0	38,118	32,691,022	20.3	98,286
13	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	78,764	0.1	235	50,669	0.0	152
14	分 担 金 及 び 負 担 金	544,153	0.4	1,623	1,201,445	0.7	3,612
15	使 用 料	2,406,421	1.7	7,176	2,711,569	1.7	8,152
16	手 数 料	694,597	0.5	2,071	1,210,568	0.8	3,640
17	国 庫 支 出 金	24,764,408	17.4	73,844	34,706,382	21.6	104,346
18	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	0	0.0	0	278,508	0.2	837
19	都 道 府 県 支 出 金	9,854,982	6.9	29,386	12,185,675	7.6	36,637
20	財 産 収 入	340,920	0.2	1,017	372,361	0.2	1,120
21	寄 附 金	246,353	0.2	735	1,396,421	0.9	4,198
22	繰 入 金	3,038,362	2.1	9,060	1,438,859	0.9	4,326
23	繰 越 金	1,925,381	1.4	5,741	691,969	0.4	2,080
24	諸 収 入	8,707,220	6.1	25,964	8,585,264	5.3	25,812
25	地 方 債	13,402,200	9.4	39,964	14,466,094	9.0	43,493
	合 計	141,967,660	100.0	423,329	160,957,753	100.0	483,923

歳 入 の 状 況

高 知 市			郡 山 市			那 覇 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
45,352,689	28.5	139,313	51,463,434	40.4	159,871	50,272,612	31.7	156,523	1
822,413	0.5	2,526	1,154,010	0.9	3,585	755,323	0.5	2,352	2
75,083	0.0	231	30,633	0.0	95	20,154	0.0	63	3
168,712	0.1	518	1,540,466	1.2	4,785	71,311	0.0	222	4
92,839	0.1	285	73,585	0.1	229	50,123	0.0	156	5
6,244,401	3.9	19,181	6,388,775	5.0	19,847	5,861,917	3.7	18,251	6
10,702	0.0	33	19,374	0.0	60	0	0.0	0	7
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	8
81,772	0.1	251	126,302	0.1	392	80,457	0.1	251	9
19,987	0.0	61	39,669	0.0	123	15,862	0.0	49	10
658,606	0.4	2,023	729,991	0.6	2,268	562,711	0.4	1,752	11
25,144,021	15.8	77,237	11,304,326	8.9	35,117	9,896,086	6.2	30,811	12
46,358	0.0	142	54,314	0.0	169	214	0.0	1	13
1,348,744	0.8	4,143	520,028	0.4	1,615	1,111,674	0.7	3,461	14
2,052,716	1.3	6,305	1,638,337	1.3	5,090	2,696,494	1.7	8,396	15
756,238	0.5	2,323	934,791	0.7	2,904	702,628	0.4	2,188	16
33,029,890	20.8	101,460	1,844,621	1.4	5,730	43,839,463	27.7	136,494	17
0	0.0	0	2,760	0.0	9	289,872	0.2	903	18
10,957,403	6.9	33,659	21,421,270	16.8	66,545	17,394,036	11.0	54,156	19
135,771	0.1	417	200,172	0.2	622	1,103,040	0.7	3,434	20
314,046	0.2	965	226,564	0.2	704	1,786,195	1.1	5,561	21
1,983,402	1.2	6,093	11,221,357	8.8	34,859	3,823,077	2.4	11,903	22
2,132,841	1.3	6,552	4,849,897	3.8	15,066	5,997,870	3.8	18,674	23
2,214,680	1.4	6,803	4,283,899	3.4	13,308	1,708,589	1.1	5,320	24
25,458,500	16.0	78,203	7,206,550	5.7	22,387	10,383,100	6.6	32,328	25
159,101,814	100.0	488,724	127,275,125	100.0	395,381	158,422,808	100.0	493,248	

歳 入 の 状 況

区 分	市 名	い わ き 市			秋 田 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
1	市 税	50,697,910	31.0	158,631	43,705,007	31.8	142,703
2	地 方 譲 与 税	1,372,961	0.8	4,296	1,010,122	0.7	3,298
3	利 子 割 交 付 金	29,212	0.0	91	33,368	0.0	109
4	配 当 割 交 付 金	143,533	0.1	449	87,100	0.1	284
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	70,210	0.0	220	52,684	0.0	172
6	地 方 消 費 税 交 付 金	6,294,973	3.8	19,697	5,987,168	4.4	19,549
7	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	138,866	0.1	435	57,172	0.0	187
8	特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0	0	0	0.0	0
9	自 動 車 取 得 税 交 付 金	137,184	0.1	429	120,190	0.1	392
10	自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	43,086	0.0	135	16,326	0.0	53
11	地 方 特 例 交 付 金	701,152	0.4	2,194	568,926	0.4	1,858
12	地 方 交 付 税	17,611,933	10.8	55,107	20,581,659	15.0	67,202
13	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	52,967	0.0	166	59,158	0.0	193
14	分 担 金 及 び 負 担 金	594,739	0.4	1,861	886,336	0.6	2,894
15	使 用 料	2,630,696	1.6	8,231	1,218,592	0.9	3,979
16	手 数 料	621,619	0.4	1,945	1,231,221	0.9	4,020
17	国 庫 支 出 金	21,323,519	13.0	66,720	23,262,451	16.9	75,955
18	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	0	0.0	0	3,739	0.0	12
19	都 道 府 県 支 出 金	11,442,958	7.0	35,804	9,661,518	7.0	31,546
20	財 産 収 入	321,368	0.2	1,006	581,719	0.4	1,899
21	寄 附 金	493,956	0.3	1,546	222,184	0.2	725
22	繰 入 金	21,040,682	12.8	65,835	5,018,033	3.6	16,385
23	繰 越 金	6,017,304	3.7	18,828	2,530,570	1.8	8,263
24	諸 収 入	6,755,232	4.1	21,137	9,291,058	6.8	30,337
25	地 方 債	15,246,346	9.3	47,705	11,387,600	8.3	37,182
	合 計	163,782,406	100.0	512,467	137,573,901	100.0	449,199

歳 入 の 状 況

久 留 米 市			明 石 市			盛 岡 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
41,896,255	32.2	137,498	43,968,049	41.2	144,828	43,149,758	36.9	150,177	1
845,201	0.6	2,774	501,860	0.5	1,653	916,835	0.8	3,191	2
25,786	0.0	85	45,915	0.0	151	26,649	0.0	93	3
147,694	0.1	485	297,625	0.3	980	88,961	0.1	310	4
90,055	0.1	296	159,525	0.1	525	38,944	0.0	136	5
5,369,963	4.1	17,623	4,709,596	4.4	15,513	5,331,948	4.6	18,557	6
7,273	0.0	24	0	0.0	0	23,508	0.0	82	7
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	8
162,467	0.1	533	102,579	0.1	338	80,548	0.1	280	9
49,889	0.0	164	28,895	0.0	95	19,224	0.0	67	10
670,921	0.5	2,202	973,267	0.9	3,206	514,364	0.4	1,790	11
19,131,305	14.7	62,786	10,166,911	9.5	33,489	13,948,042	11.9	48,544	12
62,093	0.0	204	40,604	0.0	134	52,426	0.0	182	13
1,205,347	0.9	3,956	614,278	0.6	2,023	1,156,666	1.0	4,026	14
1,420,176	1.1	4,661	2,245,076	2.1	7,395	1,223,120	1.0	4,257	15
1,183,788	0.9	3,885	483,983	0.5	1,594	494,011	0.4	1,719	16
25,636,662	19.7	84,136	21,432,008	20.1	70,596	21,760,641	18.6	75,735	17
112,167	0.1	368	0	0.0	0	0	0.0	0	18
10,862,537	8.3	35,649	7,407,449	6.9	24,400	7,887,911	6.7	27,453	19
269,327	0.2	884	381,132	0.4	1,255	988,567	0.8	3,441	20
939,286	0.7	3,083	387,787	0.4	1,277	244,296	0.2	850	21
4,891,176	3.8	16,052	851,498	0.8	2,805	1,866,754	1.6	6,497	22
1,407,700	1.1	4,620	943,037	0.9	3,106	1,742,682	1.5	6,065	23
3,692,214	2.8	12,117	1,671,713	1.6	5,507	1,524,163	1.3	5,305	24
10,020,367	7.7	32,885	9,376,716	8.8	30,886	13,875,650	11.9	48,292	25
130,099,649	100.0	426,969	106,789,503	100.0	351,759	116,955,668	100.0	407,049	

歳 入 の 状 況

区 分	市 名	青 森 市			福 島 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
1	市 税	34,364,273	26.7	123,185	40,855,149	32.4	148,023
2	地 方 譲 与 税	887,390	0.7	3,181	1,030,008	0.8	3,732
3	利 子 割 交 付 金	26,621	0.0	95	27,262	0.0	99
4	配 当 割 交 付 金	62,462	0.0	224	133,666	0.1	484
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	34,508	0.0	124	65,283	0.1	237
6	地 方 消 費 税 交 付 金	5,217,939	4.1	18,705	5,572,783	4.4	20,191
7	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	21,727	0.0	78	11,137	0.0	40
8	特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0	0	0	0.0	0
9	自 動 車 取 得 税 交 付 金	122,816	0.1	440	112,703	0.1	408
10	自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	25,917	0.0	93	35,397	0.0	128
11	地 方 特 例 交 付 金	387,796	0.3	1,390	541,682	0.4	1,963
12	地 方 交 付 税	26,538,811	20.7	95,133	12,957,770	10.3	46,947
13	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	35,944	0.0	129	40,168	0.0	146
14	分 担 金 及 び 負 担 金	724,205	0.6	2,596	770,574	0.6	2,792
15	使 用 料	1,132,078	0.9	4,058	1,323,659	1.0	4,796
16	手 数 料	630,397	0.5	2,260	514,295	0.4	1,863
17	国 庫 支 出 金	27,833,176	21.7	99,773	16,726,683	13.3	60,603
18	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	3,566	0.0	13	1,967	0.0	7
19	都 道 府 県 支 出 金	8,409,482	6.5	30,145	20,189,430	16.0	73,149
20	財 産 収 入	370,011	0.3	1,326	562,680	0.4	2,039
21	寄 附 金	349,576	0.3	1,253	451,431	0.4	1,636
22	繰 入 金	4,539,450	3.5	16,273	4,208,590	3.3	15,248
23	繰 越 金	824,092	0.6	2,954	5,925,941	4.7	21,470
24	諸 収 入	4,295,577	3.3	15,398	3,170,936	2.5	11,489
25	地 方 債	11,654,117	9.1	41,776	10,897,300	8.6	39,482
	合 計	128,491,931	100.0	460,604	126,126,494	100.0	456,970

歳 入 の 状 況

水 戸 市			八 尾 市			福 井 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
42,168,942	32.3	155,511	39,579,752	38.8	148,848	45,284,461	43.9	172,851	1
775,223	0.6	2,859	439,432	0.4	1,653	930,261	0.9	3,551	2
30,614	0.0	113	51,487	0.1	194	37,472	0.0	143	3
170,404	0.1	628	237,693	0.2	894	205,185	0.2	783	4
103,560	0.1	382	136,927	0.1	515	114,529	0.1	437	5
5,108,496	3.9	18,839	4,521,777	4.4	17,005	5,006,018	4.9	19,108	6
71,834	0.1	265	0	0.0	0	31,955	0.0	122	7
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	8
110,311	0.1	407	124,727	0.1	469	140,717	0.1	537	9
33,902	0.0	125	38,826	0.0	146	45,746	0.0	175	10
614,455	0.5	2,266	615,795	0.6	2,316	664,374	0.6	2,536	11
13,764,822	10.5	50,762	12,175,745	11.9	45,789	10,429,753	10.1	39,810	12
39,822	0.0	147	34,393	0.0	129	36,464	0.0	139	13
2,211,171	1.7	8,154	933,037	0.9	3,509	196,404	0.2	750	14
1,368,529	1.0	5,047	1,131,077	1.1	4,254	1,098,926	1.1	4,195	15
1,147,834	0.9	4,233	551,998	0.5	2,076	372,714	0.4	1,423	16
25,434,833	19.5	93,799	23,259,840	22.8	87,473	15,417,206	15.0	58,847	17
426	0.0	2	53,004	0.1	199	0	0.0	0	18
8,358,005	6.4	30,823	7,628,240	7.5	28,688	8,913,506	8.6	34,023	19
128,245	0.1	473	137,717	0.1	518	119,833	0.1	457	20
290,685	0.2	1,072	144,784	0.1	544	342,926	0.3	1,309	21
6,212,415	4.8	22,910	238,494	0.2	897	47,274	0.0	180	22
5,512,295	4.2	20,328	868,566	0.9	3,266	2,076,485	2.0	7,926	23
2,279,508	1.7	8,406	1,185,516	1.2	4,458	3,426,252	3.3	13,078	24
14,746,970	11.3	54,384	7,908,742	7.8	29,742	8,142,853	7.9	31,081	25
130,683,301	100.0	481,935	101,997,569	100.0	383,582	103,081,314	100.0	393,461	

歳 入 の 状 況

区 分	市 名	下 関 市			函 館 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
1	市 税	33,373,175	27.3	128,682	32,404,550	23.5	127,909
2	地 方 譲 与 税	805,858	0.7	3,107	750,604	0.5	2,963
3	利 子 割 交 付 金	48,660	0.0	188	21,211	0.0	84
4	配 当 割 交 付 金	140,713	0.1	543	68,823	0.0	272
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	72,033	0.1	278	44,656	0.0	176
6	地 方 消 費 税 交 付 金	4,573,235	3.7	17,634	5,103,707	3.7	20,146
7	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	42,920	0.0	165	11,124	0.0	44
8	特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0	0	0	0.0	0
9	自 動 車 取 得 税 交 付 金	136,398	0.1	526	77,662	0.1	307
10	自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	40,320	0.0	155	22,432	0.0	89
11	地 方 特 例 交 付 金	551,503	0.5	2,127	316,140	0.2	1,248
12	地 方 交 付 税	26,182,697	21.4	100,957	32,280,936	23.4	127,421
13	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	40,138	0.0	155	40,556	0.0	160
14	分 担 金 及 び 負 担 金	808,800	0.7	3,119	436,066	0.3	1,721
15	使 用 料	2,959,152	2.4	11,410	2,190,591	1.6	8,647
16	手 数 料	957,389	0.8	3,692	1,374,943	1.0	5,427
17	国 庫 支 出 金	17,881,289	14.6	68,948	29,356,707	21.3	115,879
18	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	74,323	0.1	287	1,939	0.0	8
19	都 道 府 県 支 出 金	7,833,121	6.4	30,203	7,951,328	5.8	31,386
20	財 産 収 入	810,012	0.7	3,123	1,380,187	1.0	5,448
21	寄 附 金	293,656	0.2	1,132	822,492	0.6	3,247
22	繰 入 金	3,247,200	2.7	12,521	764,592	0.6	3,018
23	繰 越 金	3,804,258	3.1	14,669	604,301	0.4	2,385
24	諸 収 入	5,844,661	4.8	22,536	8,174,973	5.9	32,269
25	地 方 債	11,836,204	9.7	45,639	13,582,100	9.9	53,612
	合 計	122,357,715	100.0	471,793	137,782,620	100.0	543,864

歳 入 の 状 況

佐 世 保 市			山 形 市			寝 屋 川 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
29,785,825	21.8	120,544	36,414,112	36.0	149,321	28,885,995	32.4	124,945	1
730,987	0.5	2,958	632,781	0.6	2,595	343,468	0.4	1,486	2
16,836	0.0	68	32,682	0.0	134	41,924	0.0	181	3
77,115	0.1	312	91,976	0.1	377	193,381	0.2	836	4
42,388	0.0	172	51,089	0.1	209	111,228	0.1	481	5
4,501,778	3.3	18,219	4,795,062	4.7	19,663	3,699,532	4.1	16,002	6
35,804	0.0	145	2,626	0.0	11	0	0.0	0	7
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	8
74,828	0.1	303	87,643	0.1	359	97,368	0.1	421	9
16,282	0.0	66	22,042	0.0	90	30,310	0.0	131	10
422,710	0.3	1,711	519,204	0.5	2,129	430,233	0.5	1,861	11
25,233,513	18.5	102,120	9,998,056	9.9	40,998	13,426,828	15.0	58,077	12
32,770	0.0	133	50,155	0.0	206	30,182	0.0	131	13
2,001,374	1.5	8,100	1,065,367	1.1	4,369	559,398	0.6	2,420	14
2,131,238	1.6	8,625	884,008	0.9	3,625	506,335	0.6	2,190	15
752,934	0.6	3,047	690,729	0.7	2,832	320,662	0.4	1,387	16
25,638,800	18.8	103,760	14,324,980	14.2	58,742	21,360,550	23.9	92,394	17
788,018	0.6	3,189	0	0.0	0	0	0.0	0	18
8,950,315	6.5	36,222	6,758,792	6.7	27,715	9,806,790	11.0	42,419	19
853,493	0.6	3,454	379,957	0.4	1,558	123,911	0.1	536	20
2,440,202	1.8	9,876	3,281,786	3.2	13,457	61,627	0.1	267	21
5,325,757	3.9	21,553	2,443,528	2.4	10,020	1,122,658	1.3	4,856	22
4,453,597	3.3	18,024	2,117,231	2.1	8,682	1,709,937	1.9	7,396	23
6,172,669	4.5	24,981	7,281,971	7.2	29,861	1,119,919	1.3	4,844	24
16,198,500	11.9	65,555	9,105,800	9.0	37,340	5,237,700	5.9	22,655	25
136,677,733	100.0	553,136	101,031,577	100.0	414,295	89,219,936	100.0	385,918	

歳 入 の 状 況

区 分	市 名	八 戸 市			呉 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
1	市 税	30,412,938	27.4	134,249	31,145,557	28.5	141,351
2	地 方 譲 与 税	748,188	0.7	3,303	641,199	0.6	2,910
3	利 子 割 交 付 金	22,442	0.0	99	32,333	0.0	147
4	配 当 割 交 付 金	52,729	0.0	233	140,169	0.1	636
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	29,157	0.0	129	73,180	0.1	332
6	地 方 消 費 税 交 付 金	4,287,432	3.9	18,926	4,049,286	3.7	18,377
7	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,318	0.0	10	19,170	0.0	87
8	特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0	0	0	0.0	0
9	自 動 車 取 得 税 交 付 金	101,762	0.1	449	106,599	0.1	484
10	自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	21,474	0.0	95	30,257	0.0	137
11	地 方 特 例 交 付 金	371,996	0.3	1,642	401,234	0.4	1,821
12	地 方 交 付 税	19,043,518	17.2	84,062	20,579,228	18.9	93,397
13	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	31,291	0.0	138	21,625	0.0	98
14	分 担 金 及 び 負 担 金	206,150	0.2	910	746,107	0.7	3,386
15	使 用 料	865,810	0.8	3,822	1,368,517	1.3	6,211
16	手 数 料	551,786	0.5	2,436	889,903	0.8	4,039
17	国 庫 支 出 金	20,933,699	18.9	92,406	19,808,173	18.2	89,897
18	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	489,510	0.4	2,161	132,256	0.1	600
19	都 道 府 県 支 出 金	9,509,411	8.6	41,977	6,430,356	5.9	29,184
20	財 産 収 入	333,112	0.3	1,470	358,141	0.3	1,625
21	寄 附 金	61,216	0.1	270	339,202	0.3	1,539
22	繰 入 金	3,172,312	2.9	14,003	1,371,809	1.3	6,226
23	繰 越 金	3,775,829	3.4	16,667	3,836,295	3.5	17,411
24	諸 収 入	3,307,507	3.0	14,600	5,146,291	4.7	23,356
25	地 方 債	12,494,600	11.3	55,154	11,464,400	10.5	52,030
	合 計	110,826,187	100.0	489,210	109,131,287	100.0	495,281

歳 入 の 状 況

松 江 市			甲 府 市			鳥 取 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
29,182,348	28.6	145,288	29,242,667	38.3	156,235	23,873,499	22.9	128,228	1
750,683	0.7	3,737	420,209	0.6	2,245	640,905	0.6	3,442	2
34,246	0.0	170	22,039	0.0	118	27,173	0.0	146	3
95,564	0.1	476	104,353	0.1	558	96,157	0.1	516	4
46,236	0.0	230	67,727	0.1	362	67,304	0.1	361	5
3,674,134	3.6	18,292	3,788,787	5.0	20,242	3,448,259	3.3	18,521	6
8,392	0.0	42	0	0.0	0	16,918	0.0	91	7
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	8
67,734	0.1	337	79,767	0.1	426	84,661	0.1	455	9
16,310	0.0	81	16,790	0.0	90	19,110	0.0	103	10
494,711	0.5	2,463	331,822	0.4	1,773	418,374	0.4	2,247	11
21,929,024	21.5	109,177	8,682,670	11.4	46,389	23,411,882	22.4	125,749	12
32,536	0.0	162	40,819	0.1	218	20,524	0.0	110	13
811,270	0.8	4,039	526,456	0.7	2,813	822,433	0.8	4,417	14
1,596,191	1.6	7,947	803,385	1.1	4,292	903,863	0.9	4,855	15
1,156,851	1.1	5,760	161,252	0.2	862	778,253	0.7	4,180	16
17,952,004	17.6	89,377	14,067,759	18.4	75,160	13,569,437	13.0	72,883	17
11,883	0.0	59	0	0.0	0	0	0.0	0	18
6,915,830	6.8	34,431	6,210,275	8.1	33,180	6,780,304	6.5	36,418	19
904,869	0.9	4,505	85,603	0.1	457	121,390	0.1	652	20
110,583	0.1	551	180,119	0.2	962	393,494	0.4	2,114	21
1,170,281	1.1	5,826	803,520	1.1	4,293	2,103,999	2.0	11,301	22
1,690,354	1.7	8,416	622,137	0.8	3,324	2,545,906	2.4	13,674	23
3,548,488	3.5	17,667	2,980,182	3.9	15,922	9,467,013	9.1	50,849	24
9,808,600	9.6	48,834	7,040,073	9.2	37,613	14,706,305	14.1	78,990	25
102,009,122	100.0	507,867	76,278,411	100.0	407,533	104,317,163	100.0	560,303	

図1

歳入歳出決算額

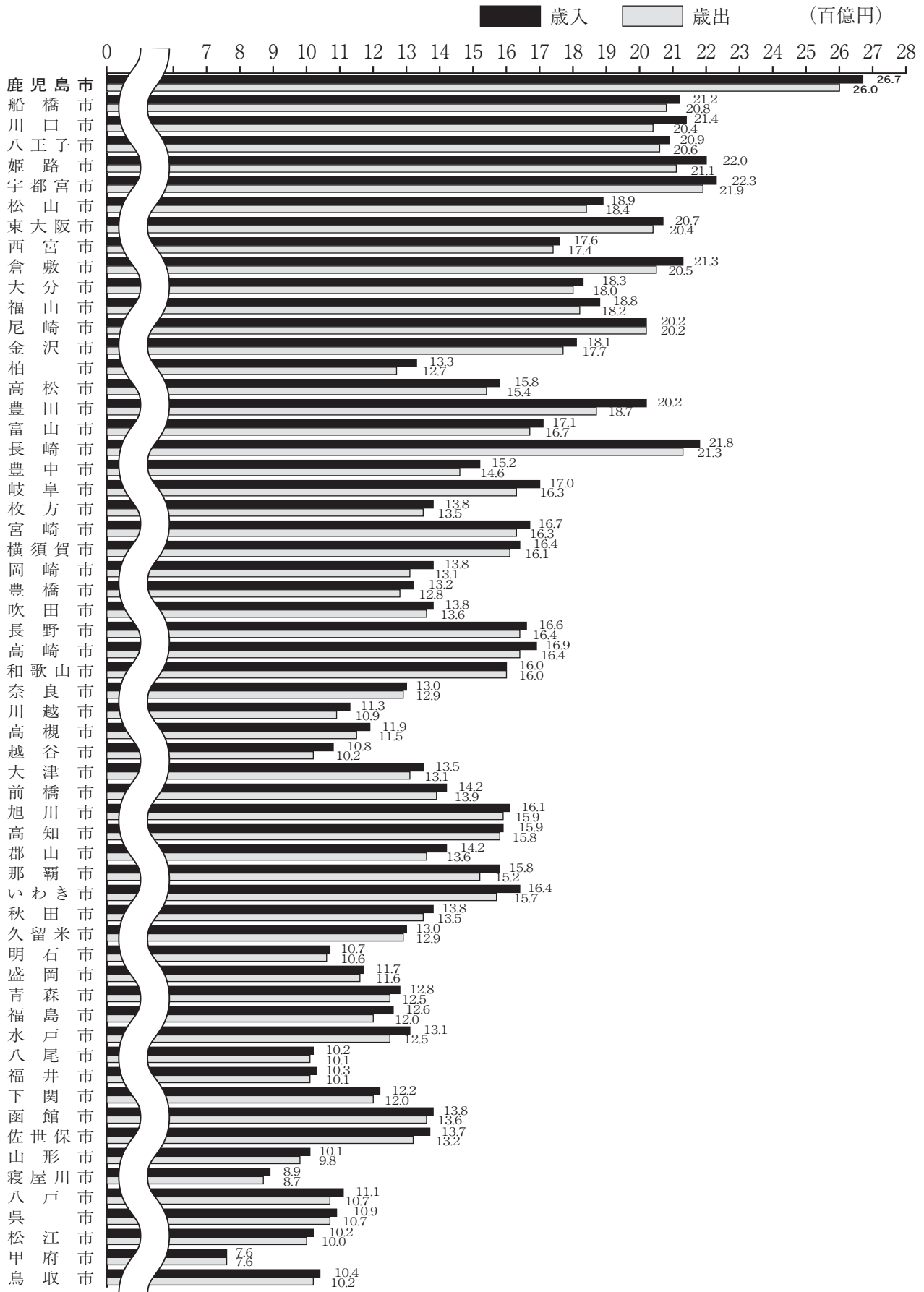
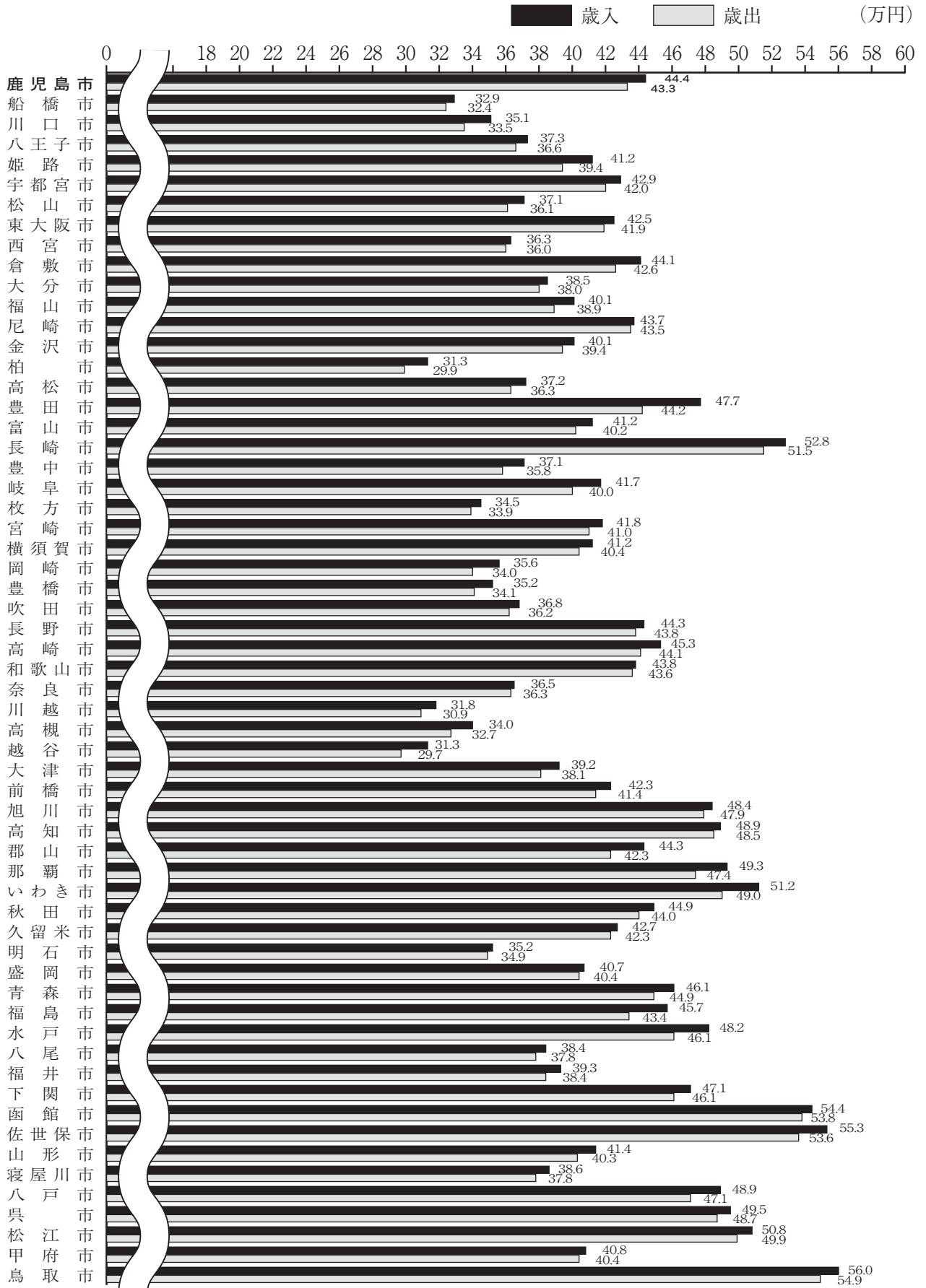


図2

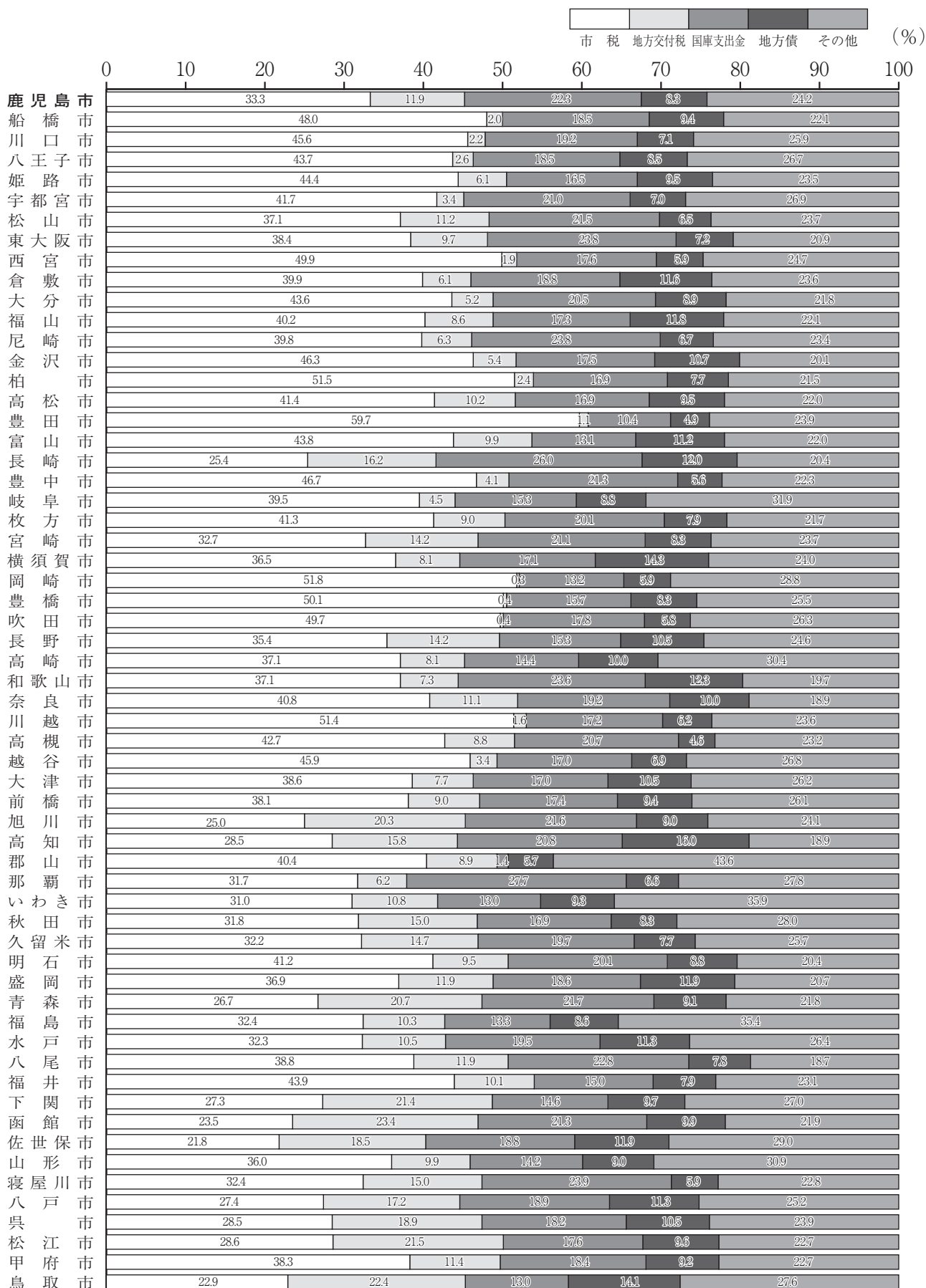
歳入歳出決算額の人口1人当たり額



歳入の構成割合

図3

歳入の構成割合



MEMO

4. 市税内訳・徴収率

区 分		鹿 児 島 市			船 橋 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
市 名		千 円	%	円	千 円	%	円
I	普通税	79,569,979	89.6	132,420	92,070,535	90.5	142,973
	1. 法定普通税	79,569,979	89.6	132,420	92,070,535	90.5	142,973
	(1)市民税	37,088,966	41.8	61,723	51,267,214	50.4	79,611
	(ア)個人	29,670,230	33.4	49,377	45,232,996	44.5	70,241
	(イ)法人	7,418,736	8.4	12,346	6,034,218	5.9	9,370
	(2)固定資産税	37,151,658	41.9	61,828	36,623,010	36.0	56,871
	(3)軽自動車税	1,554,769	1.8	2,587	587,976	0.6	913
	(4)市たばこ税	3,766,885	4.2	6,269	3,592,335	3.5	5,578
	(5)鉱産税	0	0.0	0	0	0.0	0
	(6)特別土地保有税	7,701	0.0	13	0	0.0	0
	2. 法定外普通税	0	0.0	0	0	0.0	0
II	目的税	9,192,501	10.4	15,298	9,666,903	9.5	15,011
	1. 入湯税	63,197	0.1	105	5,270	0.0	8
	2. 事業所税	2,004,398	2.3	3,336	1,980,493	1.9	3,075
	3. 都市計画税	7,124,906	8.0	11,857	7,681,140	7.5	11,928
	4. その他	0	0.0	0	0	0.0	0
III	旧法による税	0	0.0	0	0	0.0	0
合計（I～III）		88,762,480	100.0	147,718	101,737,438	100.0	157,985
徴 収 率	現年課税分（%）	99.4			99.0		
	滞納繰越分（%）	27.9			36.7		
	計（%）	97.4			97.3		

市 税 内 訳 ・ 徴 収 率

川 口 市			八 王 子 市			姫 路 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
87,179,642	89.5	143,296	82,457,038	90.0	146,819	86,059,393	88.0	160,965	I
87,179,642	89.5	143,296	82,457,038	90.0	146,819	86,059,393	88.0	160,965	1.
44,999,720	46.2	73,965	42,355,169	46.2	75,416	37,778,803	38.6	70,661	(1)
40,044,829	41.1	65,821	36,738,159	40.1	65,414	29,581,490	30.2	55,329	(ア)
4,954,891	5.1	8,144	5,617,010	6.1	10,001	8,197,313	8.4	15,332	(イ)
37,656,322	38.7	61,895	36,149,531	39.5	64,366	43,214,659	44.2	80,828	(2)
633,833	0.7	1,042	749,458	0.8	1,334	1,250,123	1.3	2,338	(3)
3,889,767	4.0	6,394	3,202,880	3.5	5,703	3,815,808	3.9	7,137	(4)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(5)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(6)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	2.
10,234,903	10.5	16,823	9,173,667	10.0	16,334	11,738,583	12.0	21,956	II
0	0.0	0	0	0.0	0	33,491	0.0	63	1.
1,431,988	1.5	2,354	2,135,466	2.3	3,802	4,691,846	4.8	8,776	2.
8,802,915	9.0	14,469	7,038,201	7.7	12,532	7,013,246	7.2	13,118	3.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	4.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	III
97,414,545	100.0	160,119	91,630,705	100.0	163,154	97,797,976	100.0	182,920	
98.8			99.5			99.2			
45.5			36.3			28.2			
97.2			98.7			97.1			

市 税 内 訳 ・ 徴 収 率

区 分		市 名			市 名		
		宇 都 宮 市			松 山 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
I	普通税	84,128,979	90.4	161,663	68,112,113	97.0	133,606
	1. 法定普通税	84,128,979	90.4	161,663	68,112,113	97.0	133,606
	(1)市民税	43,381,413	46.6	83,362	32,221,486	45.9	63,205
	(ア)個人	33,908,821	36.4	65,160	25,170,154	35.8	49,373
	(イ)法人	9,472,592	10.2	18,203	7,051,332	10.0	13,832
	(2)固定資産税	36,031,379	38.7	69,238	31,297,804	44.6	61,393
	(3)軽自動車税	1,134,783	1.2	2,181	1,381,380	2.0	2,710
	(4)市たばこ税	3,581,385	3.8	6,882	3,211,443	4.6	6,299
	(5)鉱産税	19	0.0	0	0	0.0	0
	(6)特別土地保有税	0	0.0	0	0	0.0	0
	2. 法定外普通税	0	0.0	0	0	0.0	0
II	目的税	8,946,390	9.6	17,192	2,135,018	3.0	4,188
	1. 入湯税	27,639	0.0	53	155,604	0.2	305
	2. 事業所税	3,566,660	3.8	6,854	1,979,414	2.8	3,883
	3. 都市計画税	5,352,091	5.8	10,285	0	0.0	0
	4. その他	0	0.0	0	0	0.0	0
III	旧法による税	0	0.0	0	0	0.0	0
合計 (I～III)		93,075,369	100.0	178,855	70,247,131	100.0	137,794
徴 収 率	現年課税分 (%)	99.2			99.5		
	滞納繰越分 (%)	36.4			31.2		
	計 (%)	97.9			98.4		

市 税 内 訳 ・ 徴 収 率

東 大 阪 市			西 宮 市			倉 敷 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
70,294,345	88.3	144,113	78,566,664	89.6	162,414	74,965,004	88.5	155,677	I
70,294,345	88.3	144,113	78,566,664	89.6	162,414	74,965,004	88.5	155,677	1.
33,146,438	41.6	67,955	43,411,450	49.5	89,741	31,076,273	36.7	64,535	(1)
26,298,770	33.0	53,916	39,099,837	44.6	80,828	24,890,642	29.4	51,689	(ア)
6,847,668	8.6	14,039	4,311,613	4.9	8,913	6,185,631	7.3	12,845	(イ)
32,029,274	40.2	65,664	32,671,321	37.3	67,538	39,101,878	46.1	81,201	(2)
637,147	0.8	1,306	353,746	0.4	731	1,505,395	1.8	3,126	(3)
4,481,486	5.6	9,188	2,130,147	2.4	4,403	3,281,458	3.9	6,814	(4)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(5)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(6)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	2.
9,356,783	11.7	19,183	9,072,322	10.4	18,754	9,767,333	11.5	20,283	II
1,695	0.0	3	16,530	0.0	34	27,015	0.0	56	1.
2,479,242	3.1	5,083	1,346,549	1.5	2,784	4,432,975	5.2	9,206	2.
6,875,846	8.6	14,096	7,709,243	8.8	15,937	5,307,343	6.3	11,022	3.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	4.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	III
79,651,128	100.0	163,296	87,638,986	100.0	181,168	84,732,337	100.0	175,960	
99.3			99.4			99.5			
48.2			19.6			33.2			
98.7			97.2			98.6			

市 税 内 訳 ・ 徴 収 率

区 分		大 分 市			福 山 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
市 名		千 円	%	円	千 円	%	円
I	普通税	71,782,704	90.1	151,452	66,558,638	88.3	142,269
	1. 法定普通税	71,782,704	90.1	151,452	66,558,638	88.3	142,269
	(1)市民税	31,385,887	39.4	66,220	30,159,418	40.0	64,466
	(ア)個人	24,659,029	31.0	52,027	23,903,224	31.7	51,093
	(イ)法人	6,726,858	8.4	14,193	6,256,194	8.3	13,373
	(2)固定資産税	35,821,157	45.0	75,578	31,657,948	42.0	67,669
	(3)軽自動車税	1,314,963	1.7	2,774	1,405,467	1.9	3,004
	(4)市たばこ税	3,260,697	4.1	6,880	3,335,805	4.4	7,130
	(5)鉱産税	0	0.0	0	0	0.0	0
	(6)特別土地保有税	0	0.0	0	0	0.0	0
	2. 法定外普通税	0	0.0	0	0	0.0	0
II	目的税	7,847,973	9.9	16,558	8,809,494	11.7	18,830
	1. 入湯税	45,986	0.1	97	13,786	0.0	29
	2. 事業所税	3,071,415	3.9	6,480	3,623,535	4.8	7,745
	3. 都市計画税	4,730,572	5.9	9,981	5,172,173	6.9	11,056
	4. その他	0	0.0	0	0	0.0	0
III	旧法による税	0	0.0	0	0	0.0	0
合計 (I～III)		79,630,677	100.0	168,010	75,368,132	100.0	161,099
徴 収 率	現年課税分 (%)	99.8			99.3		
	滞納繰越分 (%)	28.3			26.4		
	計 (%)	99.3			97.8		

市 税 内 訳 ・ 徴 収 率

尼 崎 市			金 沢 市			柏 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
70,099,521	87.0	151,326	73,896,283	88.3	163,998	61,770,609	90.0	144,958	I
70,099,521	87.0	151,326	73,896,283	88.3	163,998	61,770,609	90.0	144,958	1.
32,690,247	40.6	70,569	38,416,161	45.9	85,257	33,103,676	48.2	77,685	(1)
25,049,366	31.1	54,075	28,611,688	34.2	63,498	28,876,192	42.1	67,764	(ア)
7,640,881	9.5	16,495	9,804,473	11.7	21,759	4,227,484	6.2	9,921	(イ)
33,685,327	41.8	72,717	31,310,854	37.4	69,488	25,704,877	37.5	60,322	(2)
422,110	0.5	911	1,016,748	1.2	2,256	523,093	0.8	1,228	(3)
3,301,837	4.1	7,128	3,152,520	3.8	6,996	2,438,963	3.6	5,724	(4)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(5)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(6)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	2.
10,491,564	13.0	22,648	9,745,485	11.7	21,628	6,849,843	10.0	16,075	II
19,256	0.0	42	31,768	0.0	71	0	0.0	0	1.
3,373,415	4.2	7,282	2,568,657	3.1	5,701	1,500,648	2.2	3,522	2.
7,098,893	8.8	15,325	6,376,143	7.6	14,151	5,349,195	7.8	12,553	3.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	4.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	III
80,591,085	100.0	173,974	83,641,768	100.0	185,626	68,620,452	100.0	161,032	
99.0			99.3			98.9			
32.7			28.7			31.5			
96.8			97.3			97.1			

市 税 内 訳 ・ 徴 収 率

市 名		高 松 市			豊 田 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
区 分		千 円	%	円	千 円	%	円
I	普通税	63,145,273	96.5	148,580	109,303,264	90.5	257,758
	1. 法定普通税	63,145,273	96.5	148,580	109,303,264	90.5	257,758
	(1)市民税	32,891,768	50.2	77,394	63,710,445	52.7	150,242
	(ア)個人	24,116,400	36.8	56,745	32,646,781	27.0	76,988
	(イ)法人	8,775,368	13.4	20,648	31,063,664	25.7	73,254
	(2)固定資産税	26,289,960	40.2	61,860	41,840,769	34.6	98,669
	(3)軽自動車税	1,151,208	1.8	2,709	924,879	0.8	2,181
	(4)市たばこ税	2,812,337	4.3	6,617	2,826,507	2.3	6,665
	(5)鉱産税	0	0.0	0	664	0.0	2
	(6)特別土地保有税	0	0.0	0	0	0.0	0
	2. 法定外普通税	0	0.0	0	0	0.0	0
II	目的税	2,318,132	3.5	5,455	11,525,494	9.5	27,179
	1. 入湯税	24,844	0.0	58	50	0.0	0
	2. 事業所税	2,293,288	3.5	5,396	7,383,084	6.1	17,411
	3. 都市計画税	0	0.0	0	4,142,360	3.4	9,768
	4. その他	0	0.0	0	0	0.0	0
III	旧法による税	0	0.0	0	0	0.0	0
合計 (I～III)		65,463,405	100.0	154,034	120,828,758	100.0	284,938
徴 収 率	現年課税分 (%)	99.2			99.7		
	滞納繰越分 (%)	26.4			35.7		
	計 (%)	97.3			99.2		

市 税 内 訳 ・ 徴 収 率

富 山 市			長 崎 市			豊 中 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
67,118,919	89.7	161,865	49,790,694	89.9	120,312	63,891,252	90.2	156,398	I
67,118,919	89.7	161,865	49,790,694	89.9	120,312	63,891,252	90.2	156,398	1.
32,229,434	43.1	77,725	25,733,052	46.5	62,180	36,533,574	51.6	89,430	(1)
24,829,793	33.2	59,880	19,860,861	35.9	47,991	31,690,284	44.8	77,574	(ア)
7,399,641	9.9	17,845	5,872,191	10.6	14,189	4,843,290	6.8	11,856	(イ)
31,074,729	41.5	74,940	20,406,410	36.8	49,309	24,985,174	35.3	61,161	(2)
1,100,506	1.5	2,654	934,015	1.7	2,257	319,023	0.5	781	(3)
2,714,250	3.6	6,546	2,717,217	4.9	6,566	2,053,481	2.9	5,027	(4)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(5)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(6)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	2.
7,727,711	10.3	18,636	5,592,418	10.1	13,513	6,913,902	9.8	16,924	II
98,053	0.1	236	34,399	0.1	83	0	0.0	0	1.
3,617,205	4.8	8,723	1,752,226	3.2	4,234	1,061,108	1.5	2,597	2.
4,012,453	5.4	9,677	3,805,793	6.9	9,196	5,852,794	8.3	14,327	3.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	4.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	III
74,846,630	100.0	180,502	55,383,112	100.0	133,826	70,805,154	100.0	173,322	
99.1			99.1			99.2			
21.8			32.4			28.1			
95.7			97.6			97.4			

市 税 内 訳 ・ 徴 収 率

区 分		岐 阜 市			枚 方 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
市 名		千 円	%	円	千 円	%	円
I	普通税	59,974,517	89.3	146,957	50,949,794	89.3	127,389
	1. 法定普通税	59,974,517	89.3	146,957	50,949,794	89.3	127,389
	(1)市民税	30,264,301	45.1	74,157	26,790,629	47.0	66,984
	(ア)個人	24,894,650	37.1	61,000	22,918,145	40.2	57,302
	(イ)法人	5,369,651	8.0	13,157	3,872,484	6.8	9,682
	(2)固定資産税	26,249,452	39.1	64,320	21,676,055	38.0	54,197
	(3)軽自動車税	879,032	1.3	2,154	553,412	1.0	1,384
	(4)市たばこ税	2,581,732	3.8	6,326	1,929,698	3.4	4,825
	(5)鉱産税	0	0.0	0	0	0.0	0
	(6)特別土地保有税	0	0.0	0	0	0.0	0
	2. 法定外普通税	0	0.0	0	0	0.0	0
II	目的税	7,177,620	10.7	17,588	6,079,986	10.7	15,202
	1. 入湯税	39,191	0.1	96	0	0.0	0
	2. 事業所税	1,590,883	2.4	3,898	1,439,344	2.5	3,599
	3. 都市計画税	5,547,546	8.3	13,593	4,640,642	8.1	11,603
	4. その他	0	0.0	0	0	0.0	0
III	旧法による税	0	0.0	0	0	0.0	0
合計 (I～III)		67,152,137	100.0	164,545	57,029,780	100.0	142,591
徴 収 率	現年課税分 (%)	98.8			99.7		
	滞納繰越分 (%)	26.1			32.6		
	計 (%)	95.0			99.1		

市 税 内 訳 ・ 徴 収 率

宮 崎 市			横 須 賀 市			岡 崎 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
50,286,356	92.3	126,106	53,700,823	89.6	134,755	63,194,114	88.6	163,248	I
50,286,356	92.3	126,106	53,700,823	89.6	134,755	63,194,114	88.6	163,248	1.
23,275,893	42.7	58,370	27,626,647	46.1	69,325	32,018,307	44.9	82,712	(1)
18,894,138	34.7	47,382	23,462,247	39.2	58,875	27,412,798	38.4	70,815	(ア)
4,381,755	8.0	10,988	4,164,400	7.0	10,450	4,605,509	6.5	11,897	(イ)
23,033,116	42.3	57,761	22,868,226	38.2	57,385	28,125,614	39.4	72,656	(2)
1,207,349	2.2	3,028	542,319	0.9	1,361	860,646	1.2	2,223	(3)
2,769,998	5.1	6,946	2,663,031	4.4	6,683	2,188,926	3.1	5,655	(4)
0	0.0	0	0	0.0	0	621	0.0	2	(5)
0	0.0	0	600	0.0	2	0	0.0	0	(6)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	2.
4,192,158	7.7	10,513	6,213,980	10.4	15,593	8,103,635	11.4	20,934	II
90,272	0.2	226	0	0.0	0	530	0.0	1	1.
1,564,437	2.9	3,923	1,575,363	2.6	3,953	2,924,537	4.1	7,555	2.
2,537,449	4.7	6,363	4,638,617	7.7	11,640	5,178,568	7.3	13,378	3.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	4.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	III
54,478,514	100.0	136,618	59,914,803	100.0	150,348	71,297,749	100.0	184,181	
99.4			99.1			99.3			
32.3			23.4			28.4			
98.3			96.7			97.7			

市 税 内 訳 ・ 徴 収 率

区 分		市 名			吹 田 市		
		豊 橋 市			吹 田 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
I	普通税	59,631,117	89.9	158,534	61,577,968	90.1	164,657
	1. 法定普通税	59,631,117	89.9	158,534	61,577,968	90.1	164,657
	(1)市民税	28,182,166	42.5	74,924	33,579,390	49.1	89,790
	(ア)個人	23,672,422	35.7	62,935	28,347,352	41.5	75,800
	(イ)法人	4,509,744	6.8	11,990	5,232,038	7.7	13,990
	(2)固定資産税	28,078,741	42.3	74,650	26,028,104	38.1	69,598
	(3)軽自動車税	972,175	1.5	2,585	272,557	0.4	729
	(4)市たばこ税	2,397,884	3.6	6,375	1,697,917	2.5	4,540
	(5)鉱産税	151	0.0	0	0	0.0	0
	(6)特別土地保有税	0	0.0	0	0	0.0	0
	2. 法定外普通税	0	0.0	0	0	0.0	0
II	目的税	6,679,125	10.1	17,757	6,801,559	9.9	18,187
	1. 入湯税	0	0.0	0	23,241	0.0	62
	2. 事業所税	2,752,952	4.2	7,319	1,068,128	1.6	2,856
	3. 都市計画税	3,926,173	5.9	10,438	5,710,190	8.4	15,269
	4. その他	0	0.0	0	0	0.0	0
III	旧法による税	0	0.0	0	0	0.0	0
合計 (I～III)		66,310,242	100.0	176,291	68,379,527	100.0	182,844
徴 収 率	現年課税分 (%)	99.2			99.5		
	滞納繰越分 (%)	27.5			34.1		
	計 (%)	96.6			98.4		

市 税 内 訳 ・ 徴 収 率

長 野 市			高 崎 市			和 歌 山 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
52,690,443	89.9	140,894	56,993,102	91.1	153,147	53,000,670	89.1	144,886	I
52,690,443	89.9	140,894	56,993,102	91.1	153,147	53,000,670	89.1	144,886	1.
26,870,737	45.8	71,852	28,300,268	45.3	76,046	24,346,592	40.9	66,555	(1)
20,799,735	35.5	55,619	21,775,334	34.8	58,513	18,989,959	31.9	51,912	(ア)
5,889,002	10.0	15,747	6,524,934	10.4	17,533	5,356,633	9.0	14,643	(イ)
22,479,967	38.3	60,112	25,363,420	40.6	68,154	24,961,829	42.0	68,237	(2)
1,121,155	1.9	2,998	965,635	1.5	2,595	1,065,099	1.8	2,912	(3)
2,218,584	3.8	5,933	2,363,779	3.8	6,352	2,627,150	4.4	7,182	(4)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(5)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(6)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	2.
5,940,564	10.1	15,885	5,546,251	8.9	14,903	6,458,905	10.9	17,656	II
38,842	0.1	104	38,927	0.1	105	20,703	0.0	57	1.
2,111,194	3.6	5,645	2,540,517	4.1	6,827	2,265,577	3.8	6,193	2.
3,790,528	6.5	10,136	2,966,807	4.7	7,972	4,172,625	7.0	11,407	3.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	4.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	III
58,631,007	100.0	156,780	62,539,353	100.0	168,050	59,459,575	100.0	162,543	
99.4			99.5			99.3			
39.0			33.2			28.3			
98.6			98.4			97.8			

市 税 内 訳 ・ 徴 収 率

区 分		市 名			市 名		
		奈 良 市			川 越 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
I	普通税	48,591,244	91.8	136,673	52,049,700	89.9	147,259
	1. 法定普通税	48,591,244	91.8	136,673	52,049,700	89.9	147,259
	(1)市民税	26,662,703	50.4	74,994	26,523,901	45.8	75,042
	(ア)個人	23,143,722	43.7	65,097	21,890,884	37.8	61,934
	(イ)法人	3,518,981	6.6	9,898	4,633,017	8.0	13,108
	(2)固定資産税	19,622,803	37.1	55,193	22,880,683	39.5	64,734
	(3)軽自動車税	616,904	1.2	1,735	598,074	1.0	1,692
	(4)市たばこ税	1,688,834	3.2	4,750	2,047,042	3.5	5,792
	(5)鉱産税	0	0.0	0	0	0.0	0
	(6)特別土地保有税	0	0.0	0	0	0.0	0
	2. 法定外普通税	0	0.0	0	0	0.0	0
II	目的税	4,345,144	8.2	12,222	5,838,569	10.1	16,519
	1. 入湯税	24,129	0.0	68	524	0.0	1
	2. 事業所税	1,017,826	1.9	2,863	1,672,632	2.9	4,732
	3. 都市計画税	3,303,189	6.2	9,291	4,165,413	7.2	11,785
	4. その他	0	0.0	0	0	0.0	0
III	旧法による税	0	0.0	0	0	0.0	0
合計 (I～III)		52,936,388	100.0	148,895	57,888,269	100.0	163,778
徴 収 率	現年課税分 (%)	99.2			98.9		
	滞納繰越分 (%)	24.9			31.3		
	計 (%)	97.3			96.8		

市 税 内 訳 ・ 徴 収 率

高 槻 市			越 谷 市			大 津 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
45,856,708	89.8	130,639	46,375,036	93.6	134,544	46,671,208	89.7	135,850	I
45,856,708	89.8	130,639	46,375,036	93.6	134,544	46,671,208	89.7	135,850	1.
24,487,288	48.0	69,761	24,916,586	50.3	72,289	24,686,908	47.5	71,858	(1)
20,901,724	41.0	59,546	21,688,456	43.8	62,923	21,100,035	40.6	61,418	(ア)
3,585,564	7.0	10,215	3,228,130	6.5	9,366	3,586,873	6.9	10,441	(イ)
19,356,693	37.9	55,144	18,777,750	37.9	54,478	19,608,980	37.7	57,078	(2)
418,533	0.8	1,192	421,726	0.9	1,224	640,374	1.2	1,864	(3)
1,594,194	3.1	4,542	2,258,974	4.6	6,554	1,704,212	3.3	4,961	(4)
0	0.0	0	0	0.0	0	1	0.0	0	(5)
0	0.0	0	0	0.0	0	30,733	0.1	89	(6)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	2.
5,181,559	10.2	14,761	3,191,254	6.4	9,259	5,340,650	10.3	15,545	II
52,380	0.1	149	0	0.0	0	93,494	0.2	272	1.
1,125,850	2.2	3,207	748,296	1.5	2,171	1,497,377	2.9	4,359	2.
4,003,329	7.8	11,405	2,442,958	4.9	7,088	3,749,779	7.2	10,915	3.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	4.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	III
51,038,267	100.0	145,400	49,566,290	100.0	143,803	52,011,858	100.0	151,395	
99.7			98.9			98.9			
52.8			35.9			21.8			
99.4			97.3			95.8			

市 税 内 訳 ・ 徴 収 率

区 分		市 名			前 橋 市			旭 川 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額			
		千 円	%	円	千 円	%	円			
I	普通税	49,992,120	92.3	149,070	35,944,550	89.2	108,068			
	1. 法定普通税	49,992,120	92.3	149,070	35,944,550	89.2	108,068			
	(1)市民税	24,398,831	45.1	72,754	17,895,617	44.4	53,804			
	(ア)個人	19,413,763	35.9	57,889	14,602,695	36.2	43,903			
	(イ)法人	4,985,068	9.2	14,865	3,292,922	8.2	9,900			
	(2)固定資産税	22,542,791	41.6	67,220	14,563,680	36.2	43,786			
	(3)軽自動車税	912,519	1.7	2,721	721,314	1.8	2,169			
	(4)市たばこ税	2,137,979	3.9	6,375	2,763,939	6.9	8,310			
	(5)鉱産税	0	0.0	0	0	0.0	0			
	(6)特別土地保有税	0	0.0	0	0	0.0	0			
	2. 法定外普通税	0	0.0	0	0	0.0	0			
II	目的税	4,160,269	7.7	12,405	4,339,410	10.8	13,047			
	1. 入湯税	56,612	0.1	169	29,056	0.1	87			
	2. 事業所税	1,976,025	3.6	5,892	1,395,382	3.5	4,195			
	3. 都市計画税	2,127,632	3.9	6,344	2,914,972	7.2	8,764			
	4. その他	0	0.0	0	0	0.0	0			
III	旧法による税	0	0.0	0	0	0.0	0			
合計 (I～III)		54,152,389	100.0	161,475	40,283,960	100.0	121,115			
徴 収 率	現年課税分 (%)	99.5			99.2					
	滞納繰越分 (%)	30.1			16.7					
	計 (%)	98.8			96.1					

市 税 内 訳 ・ 徴 収 率

高 知 市			郡 山 市			那 覇 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
44,227,414	97.5	135,857	45,888,310	89.2	142,552	49,165,705	97.8	153,077	I
44,227,414	97.5	135,857	45,888,310	89.2	142,552	49,165,705	97.8	153,077	1.
21,213,075	46.8	65,162	22,482,621	43.7	69,842	22,057,086	43.9	68,675	(1)
16,997,849	37.5	52,214	17,713,786	34.4	55,028	16,365,191	32.6	50,953	(ア)
4,215,226	9.3	12,948	4,766,843	9.3	14,808	5,691,895	11.3	17,722	(イ)
19,682,164	43.4	60,459	19,648,240	38.2	61,037	22,809,227	45.4	71,016	(2)
1,010,460	2.2	3,104	806,872	1.6	2,507	759,388	1.5	2,364	(3)
2,317,552	5.1	7,119	2,950,577	5.7	9,166	3,540,004	7.0	11,022	(4)
4,163	0.0	13	0	0.0	0	0	0.0	0	(5)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(6)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	2.
1,125,275	2.5	3,457	5,575,124	10.8	17,319	1,106,907	2.2	3,446	II
17,674	0.0	54	65,744	0.1	204	9,302	0.0	29	1.
1,107,601	2.4	3,402	2,004,793	3.9	6,228	1,097,605	2.2	3,417	2.
0	0.0	0	3,504,587	6.8	10,887	0	0.0	0	3.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	4.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	III
45,352,689	100.0	139,313	51,463,434	100.0	159,871	50,272,612	100.0	156,523	
99.5			99.1			99.4			
24.3			21.2			39.3			
97.7			96.6			98.3			

市 税 内 訳 ・ 徴 収 率

区 分		市 名			秋 田 市		
		い わ き 市			決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
I	普通税	45,111,100	89.0	141,150	42,159,962	96.5	137,658
	1. 法定普通税	45,111,100	89.0	141,150	42,159,962	96.5	137,658
	(1)市民税	20,871,381	41.2	65,306	19,820,293	45.4	64,716
	(ア)個人	16,784,408	33.1	52,518	15,422,607	35.3	50,357
	(イ)法人	4,086,973	8.1	12,788	4,397,686	10.1	14,359
	(2)固定資産税	20,535,973	40.5	64,256	19,541,325	44.7	63,805
	(3)軽自動車税	885,555	1.7	2,771	754,358	1.7	2,463
	(4)市たばこ税	2,818,189	5.6	8,818	2,036,560	4.7	6,650
	(5)鉱産税	2	0.0	0	7,426	0.0	24
	(6)特別土地保有税	0	0.0	0	0	0.0	0
	2. 法定外普通税	0	0.0	0	0	0.0	0
II	目的税	5,586,810	11.0	17,481	1,545,045	3.5	5,045
	1. 入湯税	90,278	0.2	282	32,834	0.1	107
	2. 事業所税	2,346,940	4.6	7,343	1,512,211	3.5	4,938
	3. 都市計画税	3,149,592	6.2	9,855	0	0.0	0
	4. その他	0	0.0	0	0	0.0	0
III	旧法による税	0	0.0	0	0	0.0	0
合計 (I～III)		50,697,910	100.0	158,631	43,705,007	100.0	142,703
徴 収 率	現年課税分 (%)	98.8			99.1		
	滞納繰越分 (%)	22.4			23.9		
	計 (%)	95.6			96.2		

市 税 内 訳 ・ 徴 収 率

久 留 米 市			明 石 市			盛 岡 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
38,190,316	91.2	125,335	38,824,929	88.3	127,887	40,954,802	94.9	142,538	I
38,190,316	91.2	125,335	38,824,929	88.3	127,887	40,954,802	94.9	142,538	1.
18,829,033	44.9	61,794	19,663,605	44.7	64,771	21,227,853	49.2	73,881	(1)
15,433,238	36.8	50,650	16,623,851	37.8	54,758	16,646,319	38.6	57,935	(ア)
3,395,795	8.1	11,145	3,039,754	6.9	10,013	4,581,534	10.6	15,945	(イ)
16,458,567	39.3	54,015	17,111,933	38.9	56,366	17,105,709	39.6	59,534	(2)
822,473	2.0	2,699	448,102	1.0	1,476	649,150	1.5	2,259	(3)
2,080,243	5.0	6,827	1,601,289	3.6	5,275	1,972,090	4.6	6,864	(4)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(5)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(6)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	2.
3,705,939	8.8	12,162	5,143,120	11.7	16,941	2,194,956	5.1	7,639	II
2,994	0.0	10	846	0.0	3	58,668	0.1	204	1.
1,166,141	2.8	3,827	1,688,928	3.8	5,563	0	0.0	0	2.
2,536,804	6.1	8,325	3,453,346	7.9	11,375	2,136,288	5.0	7,435	3.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	4.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	III
41,896,255	100.0	137,498	43,968,049	100.0	144,828	43,149,758	100.0	150,177	
99.2			99.3			99.1			
30.2			24.0			38.6			
97.5			96.8			97.6			

市 税 内 訳 ・ 徴 収 率

区 分		青 森 市			福 島 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
市 名		千 円	%	円	千 円	%	円
I	普通税	34,315,710	99.9	123,011	38,042,585	93.1	137,832
	1. 法定普通税	34,315,710	99.9	123,011	38,042,585	93.1	137,832
	(1)市民税	15,719,473	45.7	56,349	18,863,577	46.2	68,345
	(ア)個人	12,387,472	36.0	44,405	15,629,433	38.3	56,627
	(イ)法人	3,332,001	9.7	11,944	3,234,144	7.9	11,718
	(2)固定資産税	15,809,482	46.0	56,672	16,477,757	40.3	59,701
	(3)軽自動車税	715,353	2.1	2,564	761,794	1.9	2,760
	(4)市たばこ税	2,071,008	6.0	7,424	1,939,457	4.7	7,027
	(5)鉱産税	394	0.0	1	0	0.0	0
	(6)特別土地保有税	0	0.0	0	0	0.0	0
	2. 法定外普通税	0	0.0	0	0	0.0	0
II	目的税	48,563	0.1	174	2,812,564	6.9	10,190
	1. 入湯税	48,323	0.1	173	111,325	0.3	403
	2. 事業所税	240	0.0	1	0	0.0	0
	3. 都市計画税	0	0.0	0	2,701,239	6.6	9,787
	4. その他	0	0.0	0	0	0.0	0
III	旧法による税	0	0.0	0	0	0.0	0
合計 (I～III)		34,364,273	100.0	123,185	40,855,149	100.0	148,023
徴 収 率	現年課税分 (%)	98.8			99.0		
	滞納繰越分 (%)	13.8			29.0		
	計 (%)	94.2			97.2		

市 税 内 訳 ・ 徴 収 率

水 戸 市			八 尾 市			福 井 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
40,505,169	96.1	149,375	36,174,194	91.4	136,040	41,926,259	92.6	160,032	I
40,505,169	96.1	149,375	36,174,194	91.4	136,040	41,926,259	92.6	160,032	1.
21,630,706	51.3	79,770	17,618,427	44.5	66,258	20,410,915	45.1	77,908	(1)
16,644,047	39.5	61,380	14,248,082	36.0	53,583	15,901,783	35.1	60,697	(ア)
4,986,659	11.8	18,390	3,370,345	8.5	12,675	4,509,132	10.0	17,211	(イ)
16,303,858	38.7	60,125	16,482,929	41.6	61,987	18,908,708	41.8	72,174	(2)
639,103	1.5	2,357	365,417	0.9	1,374	701,127	1.5	2,676	(3)
1,931,502	4.6	7,123	1,707,421	4.3	6,421	1,903,906	4.2	7,267	(4)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(5)
0	0.0	0	0	0.0	0	1,603	0.0	6	(6)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	2.
1,663,773	3.9	6,136	3,405,558	8.6	12,807	3,358,202	7.4	12,818	II
338	0.0	1	10,824	0.0	41	71,273	0.2	272	1.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	2.
1,663,435	3.9	6,134	3,394,734	8.6	12,767	3,286,929	7.3	12,546	3.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	4.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	III
42,168,942	100.0	155,511	39,579,752	100.0	148,848	45,284,461	100.0	172,851	
98.9			99.3			99.2			
29.8			29.4			36.6			
96.7			97.9			97.1			

市 税 内 訳 ・ 徴 収 率

区 分		市 名			市 名		
		下 関 市			函 館 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
I	普通税	31,914,022	95.6	123,056	29,755,993	91.8	117,455
	1. 法定普通税	31,914,022	95.6	123,056	29,755,993	91.8	117,455
	(1)市民税	15,342,325	46.0	59,158	14,151,343	43.7	55,859
	(ア)個人	12,142,226	36.4	46,819	11,446,375	35.3	45,182
	(イ)法人	3,200,099	9.6	12,339	2,704,968	8.3	10,677
	(2)固定資産税	14,059,194	42.1	54,210	12,707,607	39.2	50,160
	(3)軽自動車税	709,903	2.1	2,737	579,163	1.8	2,286
	(4)市たばこ税	1,802,135	5.4	6,949	2,316,680	7.1	9,145
	(5)鉱産税	0	0.0	0	0	0.0	0
	(6)特別土地保有税	465	0.0	2	1,200	0.0	5
	2. 法定外普通税	0	0.0	0	0	0.0	0
II	目的税	1,459,153	4.4	5,626	2,648,557	8.2	10,455
	1. 入湯税	30,163	0.1	116	236,119	0.7	932
	2. 事業所税	0	0.0	0	0	0.0	0
	3. 都市計画税	1,428,990	4.3	5,510	2,412,438	7.4	9,523
	4. その他	0	0.0	0	0	0.0	0
III	旧法による税	0	0.0	0	0	0.0	0
合計 (I～III)		33,373,175	100.0	128,682	32,404,550	100.0	127,909
徴 収 率	現年課税分 (%)	99.2			98.9		
	滞納繰越分 (%)	24.8			23.5		
	計 (%)	97.6			96.9		

市 税 内 訳 ・ 徴 収 率

佐 世 保 市			山 形 市			寝 屋 川 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
27,813,452	93.4	112,561	33,800,941	92.8	138,606	26,382,925	91.3	114,118	I
27,813,452	93.4	112,561	33,800,941	92.8	138,606	26,382,925	91.3	114,118	1.
13,290,094	44.6	53,785	17,041,935	46.8	69,883	13,277,780	46.0	57,433	(1)
10,952,624	36.8	44,325	13,644,196	37.5	55,950	11,485,699	39.8	49,681	(ア)
2,337,470	7.8	9,460	3,397,739	9.3	13,933	1,792,081	6.2	7,752	(イ)
11,989,189	40.3	48,520	14,738,270	40.5	60,436	11,283,615	39.1	48,807	(2)
728,876	2.4	2,950	625,523	1.7	2,565	307,757	1.1	1,331	(3)
1,805,293	6.1	7,306	1,395,213	3.8	5,721	1,513,773	5.2	6,548	(4)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(5)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(6)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	2.
1,972,373	6.6	7,982	2,613,171	7.2	10,716	2,503,070	8.7	10,827	II
58,845	0.2	238	50,422	0.1	207	13,446	0.0	58	1.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	2.
1,913,528	6.4	7,744	2,562,749	7.0	10,509	2,489,624	8.6	10,769	3.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	4.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	III
29,785,825	100.0	120,544	36,414,112	100.0	149,321	28,885,995	100.0	124,945	
99.3			99.0			98.9			
24.7			25.4			36.1			
97.3			96.6			97.0			

市 税 内 訳 ・ 徴 収 率

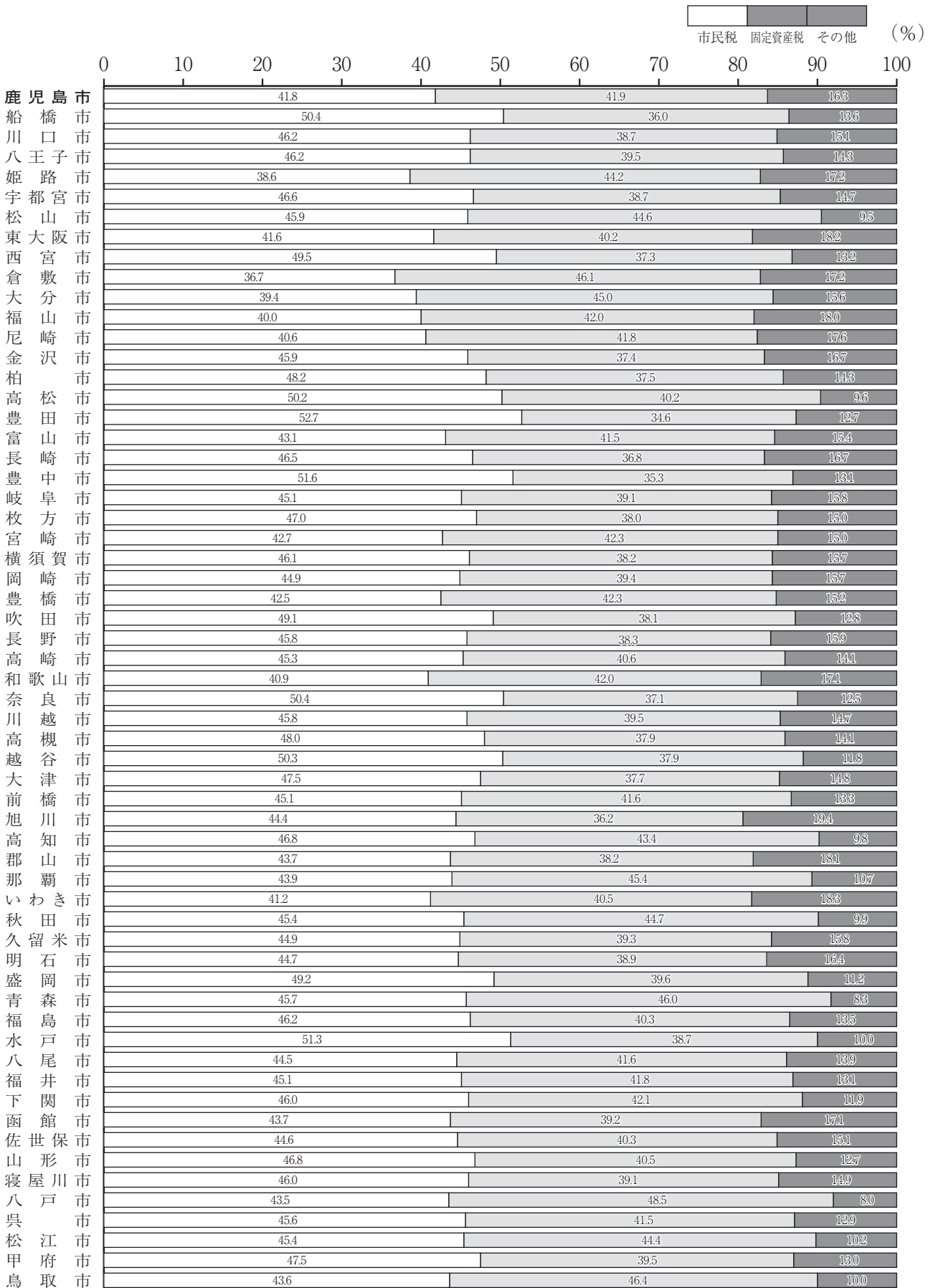
市 名		八 戸 市			呉 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
区 分		千 円	%	円	千 円	%	円
I	普通税	30,412,938	100.0	134,249	29,012,187	93.2	131,669
	1. 法定普通税	30,412,938	100.0	134,249	29,012,187	93.2	131,669
	(1)市民税	13,221,459	43.5	58,362	14,205,022	45.6	64,468
	(ア)個人	10,681,715	35.1	47,151	11,630,963	37.3	52,786
	(イ)法人	2,539,744	8.4	11,211	2,574,059	8.3	11,682
	(2)固定資産税	14,756,741	48.5	65,139	12,917,332	41.5	58,624
	(3)軽自動車税	593,532	2.0	2,620	560,627	1.8	2,544
	(4)市たばこ税	1,834,838	6.0	8,099	1,329,206	4.3	6,032
	(5)鉱産税	6,368	0.0	28	0	0.0	0
	(6)特別土地保有税	0	0.0	0	0	0.0	0
	2. 法定外普通税	0	0.0	0	0	0.0	0
II	目的税	0	0.0	0	2,133,370	6.8	9,682
	1. 入湯税	0	0.0	0	12,747	0.0	58
	2. 事業所税	0	0.0	0	0	0.0	0
	3. 都市計画税	0	0.0	0	2,120,623	6.8	9,624
	4. その他	0	0.0	0	0	0.0	0
III	旧法による税	0	0.0	0	0	0.0	0
合計 (I～III)		30,412,938	100.0	134,249	31,145,557	100.0	141,351
徴 収 率	現年課税分 (%)	98.9			99.8		
	滞納繰越分 (%)	22.8			32.4		
	計 (%)	95.9			98.9		

市 税 内 訳 ・ 徴 収 率

松 江 市			甲 府 市			鳥 取 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
27,918,357	95.7	138,995	27,242,801	93.2	145,550	23,316,675	97.7	125,237	I
27,918,357	95.7	138,995	27,242,801	93.2	145,550	23,316,675	97.7	125,237	1.
13,238,249	45.4	65,908	13,883,089	47.5	74,173	10,415,405	43.6	55,943	(1)
10,230,192	35.1	50,932	10,774,524	36.8	57,565	8,333,547	34.9	44,761	(ア)
3,008,057	10.3	14,976	3,108,565	10.6	16,608	2,081,858	8.7	11,182	(イ)
12,942,807	44.4	64,438	11,548,723	39.5	61,701	11,068,198	46.4	59,449	(2)
626,271	2.1	3,118	542,089	1.9	2,896	590,902	2.5	3,174	(3)
1,111,030	3.8	5,531	1,268,900	4.3	6,779	1,241,170	5.2	6,667	(4)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(5)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(6)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	2.
1,263,991	4.3	6,293	1,999,866	6.8	10,685	556,824	2.3	2,991	II
104,217	0.4	519	23,681	0.1	127	21,294	0.1	114	1.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	2.
1,159,774	4.0	5,774	1,976,185	6.8	10,558	535,530	2.2	2,876	3.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	4.
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	III
29,182,348	100.0	145,288	29,242,667	100.0	156,235	23,873,499	100.0	128,228	
99.5			98.8			99.2			
31.0			29.0			26.1			
98.3			95.7			97.3			

図4

市税の構成割合



MEMO

5. 目的別歳出内訳

区 分	市 名	鹿 児 島 市			船 橋 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
1	議 会 費	1,092,432	0.4	1,818	951,684	0.5	1,478
2	総 務 費	20,102,942	7.7	33,455	15,220,183	7.3	23,635
3	民 生 費	125,463,695	48.2	208,796	92,815,965	44.5	144,131
4	衛 生 費	19,510,615	7.5	32,470	29,269,246	14.0	45,451
5	労 働 費	714,381	0.3	1,189	172,968	0.1	269
6	農 林 水 産 業 費	2,252,616	0.9	3,749	527,218	0.3	819
7	商 工 費	3,158,955	1.2	5,257	4,035,351	1.9	6,266
8	土 木 費	29,373,285	11.3	48,883	19,577,614	9.4	30,401
9	消 防 費	5,722,276	2.2	9,523	6,942,907	3.3	10,781
10	教 育 費	25,669,834	9.9	42,720	24,469,178	11.7	37,997
11	災 害 復 旧 費	1,484,800	0.6	2,471	0	0.0	0
12	公 債 費	24,940,582	9.6	41,506	14,461,411	6.9	22,457
13	諸 支 出 金	902,045	0.3	1,501	0	0.0	0
14	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0	0	0.0	0
	合 計	260,388,458	100.0	433,338	208,443,725	100.0	323,685

目的別歳出内訳

川口市			八王子市			姫路市			
決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額	
千円	%	円	千円	%	円	千円	%	円	
872,073	0.4	1,433	716,757	0.3	1,276	991,934	0.5	1,855	1
23,003,548	11.3	37,811	18,469,719	9.0	32,886	14,872,192	7.1	27,817	2
91,059,395	44.7	149,673	101,113,272	49.2	180,038	80,457,430	38.2	150,487	3
16,690,622	8.2	27,434	18,519,148	9.0	32,974	16,873,753	8.0	31,560	4
378,817	0.2	623	466,155	0.2	830	205,832	0.1	385	5
944,953	0.5	1,553	416,757	0.2	742	2,859,846	1.4	5,349	6
813,476	0.4	1,337	2,107,261	1.0	3,752	5,051,743	2.4	9,449	7
24,469,222	12.0	40,220	19,765,847	9.6	35,194	35,468,221	16.8	66,339	8
6,146,851	3.0	10,103	6,779,859	3.3	12,072	6,799,221	3.2	12,717	9
25,043,548	12.3	41,164	24,422,132	11.9	43,485	26,354,243	12.5	49,293	10
0	0.0	0	870,437	0.4	1,550	69,642	0.0	130	11
14,442,256	7.1	23,738	12,003,078	5.8	21,372	20,596,900	9.8	38,524	12
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	13
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	14
203,864,761	100.0	335,089	205,650,422	100.0	366,172	210,600,957	100.0	393,906	

目的別歳出内訳

区分	市名	宇都宮市			松山市		
		決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額
		千円	%	円	千円	%	円
1	議会費	904,233	0.4	1,738	818,553	0.4	1,606
2	総務費	16,152,727	7.4	31,039	14,517,709	7.9	28,477
3	民生費	81,709,998	37.4	157,015	91,300,609	49.6	179,092
4	衛生費	25,527,303	11.7	49,054	12,588,156	6.8	24,692
5	労働費	137,321	0.1	264	343,645	0.2	674
6	農林水産業費	2,634,110	1.2	5,062	2,538,993	1.4	4,980
7	商工費	13,959,721	6.4	26,825	5,729,844	3.1	11,239
8	土木費	36,974,541	16.9	71,051	18,285,246	9.9	35,868
9	消防費	5,595,453	2.6	10,752	5,358,794	2.9	10,512
10	教育費	19,293,380	8.8	37,074	14,458,144	7.9	28,361
11	災害復旧費	597,985	0.3	1,149	1,878,445	1.0	3,685
12	公債費	15,083,044	6.9	28,984	16,091,949	8.7	31,565
13	諸支出金	0	0.0	0	222,341	0.1	436
14	前年度繰上充用金	0	0.0	0	0	0.0	0
	合計	218,569,816	100.0	420,007	184,132,428	100.0	361,188

目的別歳出内訳

東 大 阪 市			西 宮 市			倉 敷 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
764,090	0.4	1,566	855,064	0.5	1,768	836,107	0.4	1,736	1
20,777,335	10.2	42,596	16,835,785	9.7	34,803	17,043,520	8.3	35,394	2
105,058,979	51.4	215,385	78,678,510	45.1	162,645	76,474,974	37.3	158,813	3
13,484,459	6.6	27,645	15,018,016	8.6	31,045	27,864,748	13.6	57,866	4
310,336	0.2	636	329,756	0.2	682	526,317	0.3	1,093	5
180,666	0.1	370	170,025	0.1	351	5,007,891	2.4	10,400	6
2,961,951	1.5	6,072	1,121,827	0.6	2,319	3,512,992	1.7	7,295	7
21,498,161	10.5	44,074	16,143,713	9.3	33,372	26,011,511	12.7	54,017	8
5,092,256	2.5	10,440	5,819,826	3.3	12,031	4,901,756	2.4	10,179	9
16,605,384	8.1	34,043	24,604,441	14.1	50,863	20,982,797	10.2	43,574	10
24,142	0.0	49	14,126	0.0	29	4,657,575	2.3	9,672	11
17,444,296	8.5	35,763	14,792,854	8.5	30,580	17,116,721	8.4	35,546	12
0	0.0	0	0	0.0	0	2,341	0.0	5	13
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	14
204,202,055	100.0	418,642	174,383,943	100.0	360,488	204,939,250	100.0	425,590	

目的別歳出内訳

区 分	市 名	大 分 市			福 山 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
1	議 会 費	916,561	0.5	1,934	751,969	0.4	1,607
2	総 務 費	15,305,479	8.5	32,292	13,461,084	7.4	28,773
3	民 生 費	77,583,429	43.1	163,691	74,048,714	40.7	158,279
4	衛 生 費	14,369,354	8.0	30,317	13,198,240	7.3	28,211
5	労 働 費	197,851	0.1	417	665,644	0.4	1,423
6	農 林 水 産 業 費	3,225,889	1.8	6,806	2,533,615	1.4	5,416
7	商 工 費	5,731,678	3.2	12,093	1,751,987	1.0	3,745
8	土 木 費	18,326,751	10.2	38,667	15,538,780	8.5	33,214
9	消 防 費	4,914,685	2.7	10,369	5,696,978	3.1	12,177
10	教 育 費	20,193,833	11.2	42,606	36,130,037	19.8	77,228
11	災 害 復 旧 費	224,524	0.1	474	2,118,666	1.2	4,529
12	公 債 費	19,165,059	10.6	40,436	16,128,714	8.9	34,475
13	諸 支 出 金	0	0.0	0	0	0.0	0
14	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0	0	0.0	0
	合 計	180,155,093	100.0	380,103	182,024,428	100.0	389,077

目的別歳出内訳

尼崎市			金沢市			柏市			
決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額	
千円	%	円	千円	%	円	千円	%	円	
812,566	0.4	1,754	883,434	0.5	1,961	655,018	0.5	1,537	1
19,002,517	9.4	41,021	17,781,038	10.0	39,462	9,418,199	7.4	22,102	2
101,877,886	50.5	219,927	65,180,050	36.7	144,654	56,382,046	44.3	132,312	3
13,170,377	6.5	28,431	14,386,720	8.1	31,928	12,047,164	9.5	28,271	4
156,782	0.1	338	403,183	0.2	895	69,597	0.1	163	5
175,269	0.1	378	2,733,485	1.5	6,066	817,927	0.6	1,919	6
1,830,948	0.9	3,953	3,868,177	2.2	8,585	1,937,162	1.5	4,546	7
16,719,404	8.3	36,093	22,557,289	12.7	50,061	12,083,781	9.5	28,357	8
4,722,421	2.3	10,194	5,036,198	2.8	11,177	5,017,462	3.9	11,775	9
14,742,316	7.3	31,825	23,566,647	13.3	52,302	18,896,108	14.8	44,344	10
215,230	0.1	465	196,208	0.1	435	40,677	0.0	95	11
28,187,579	14.0	60,849	20,757,086	11.7	46,066	9,961,257	7.8	23,376	12
0	0.0	0	41,004	0.0	91	0	0.0	0	13
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	14
201,613,295	100.0	435,228	177,390,519	100.0	393,683	127,326,398	100.0	298,798	

目 的 別 歳 出 内 訳

区 分	市 名	高 松 市			豊 田 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
1	議 会 費	746,451	0.5	1,756	851,124	0.5	2,007
2	総 務 費	13,763,801	8.9	32,386	22,049,129	11.8	51,996
3	民 生 費	69,161,898	44.8	162,737	55,324,977	29.5	130,467
4	衛 生 費	13,918,237	9.0	32,749	15,393,762	8.2	36,302
5	労 働 費	304,866	0.2	717	422,907	0.2	997
6	農 林 水 産 業 費	2,740,201	1.8	6,448	2,762,028	1.5	6,513
7	商 工 費	1,776,546	1.2	4,180	4,742,680	2.5	11,184
8	土 木 費	13,364,288	8.7	31,446	33,030,701	17.6	77,893
9	消 防 費	5,111,369	3.3	12,027	7,546,696	4.0	17,797
10	教 育 費	16,839,305	10.9	39,623	35,284,260	18.8	83,207
11	災 害 復 旧 費	96,894	0.1	228	145,160	0.1	342
12	公 債 費	16,532,906	10.7	38,902	9,714,156	5.2	22,908
13	諸 支 出 金	0	0.0	0	0	0.0	0
14	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0	0	0.0	0
	合 計	154,356,762	100.0	363,198	187,267,580	100.0	441,614

目的別歳出内訳

富山市			長崎市			豊中市			
決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額	
千円	%	円	千円	%	円	千円	%	円	
758,802	0.5	1,830	794,088	0.4	1,919	649,450	0.4	1,590	1
15,120,954	9.1	36,466	17,416,878	8.2	42,086	15,503,105	10.6	37,950	2
56,568,543	33.9	136,422	84,850,101	39.8	205,029	78,200,385	53.4	191,425	3
9,110,209	5.5	21,970	28,495,663	13.4	68,856	11,793,839	8.1	28,870	4
1,249,387	0.7	3,013	0	0.0	0	323,285	0.2	791	5
4,276,119	2.6	10,312	3,249,982	1.5	7,853	46,514	0.0	114	6
4,364,630	2.6	10,526	7,213,010	3.4	17,429	301,002	0.2	737	7
24,131,436	14.5	58,196	24,410,407	11.4	58,984	9,826,430	6.7	24,054	8
6,574,308	3.9	15,855	6,916,965	3.2	16,714	4,471,627	3.1	10,946	9
22,253,927	13.4	53,668	17,525,628	8.2	42,348	15,450,992	10.6	37,822	10
173,659	0.1	419	195,193	0.1	472	28,305	0.0	69	11
22,076,402	13.2	53,240	21,743,978	10.2	52,541	9,743,766	6.7	23,851	12
0	0.0	0	410,453	0.2	992	0	0.0	0	13
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	14
166,658,376	100.0	401,917	213,222,346	100.0	515,223	146,338,700	100.0	358,218	

目的別歳出内訳

区 分	市 名	岐 阜 市			枚 方 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
1	議 会 費	783,766	0.5	1,920	611,806	0.5	1,530
2	総 務 費	20,385,050	12.5	49,950	12,202,233	9.0	30,509
3	民 生 費	61,271,308	37.6	150,135	68,250,513	50.4	170,646
4	衛 生 費	12,593,743	7.7	30,859	10,861,503	8.0	27,157
5	労 働 費	84,958	0.1	208	252,705	0.2	632
6	農 林 水 産 業 費	1,220,596	0.7	2,991	205,453	0.2	514
7	商 工 費	12,276,646	7.5	30,082	658,991	0.5	1,648
8	土 木 費	16,035,288	9.8	39,292	12,422,443	9.2	31,060
9	消 防 費	7,027,817	4.3	17,220	4,982,703	3.7	12,458
10	教 育 費	18,292,684	11.2	44,823	14,208,382	10.5	35,525
11	災 害 復 旧 費	321,542	0.2	788	899,245	0.7	2,248
12	公 債 費	12,822,767	7.9	31,420	9,937,556	7.3	24,847
13	諸 支 出 金	0	0.0	0	0	0.0	0
14	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0	0	0.0	0
	合 計	163,116,165	100.0	399,688	135,493,533	100.0	338,774

目的別歳出内訳

宮崎市			横須賀市			岡崎市			
決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額	
千円	%	円	千円	%	円	千円	%	円	
677,254	0.4	1,698	822,121	0.5	2,063	678,169	0.5	1,752	1
13,747,053	8.4	34,474	15,241,407	9.5	38,246	11,319,606	8.6	29,242	2
73,942,232	45.3	185,429	56,857,692	35.3	142,676	45,707,847	34.8	118,076	3
10,808,262	6.6	27,104	24,757,390	15.4	62,125	19,214,734	14.6	49,637	4
98,368	0.1	247	209,891	0.1	527	107,130	0.1	277	5
4,422,990	2.7	11,092	649,676	0.4	1,630	1,599,022	1.2	4,131	6
2,512,171	1.5	6,300	3,432,445	2.1	8,613	2,798,440	2.1	7,229	7
16,772,296	10.3	42,061	14,367,740	8.9	36,054	21,312,137	16.2	55,055	8
3,808,966	2.3	9,552	6,092,750	3.8	15,289	4,036,429	3.1	10,427	9
16,622,476	10.2	41,685	20,895,665	13.0	52,435	18,315,153	13.9	47,313	10
1,367,811	0.8	3,430	499,980	0.3	1,255	7,817	0.0	20	11
18,532,212	11.3	46,474	17,122,582	10.6	42,967	6,348,452	4.8	16,400	12
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	13
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	14
163,312,091	100.0	409,546	160,949,339	100.0	403,880	131,444,936	100.0	339,558	

目 的 別 歳 出 内 訳

区 分	市 名	豊 橋 市			吹 田 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
1	議 会 費	626,627	0.5	1,666	721,142	0.5	1,928
2	総 務 費	9,150,548	7.1	24,327	19,357,218	14.3	51,760
3	民 生 費	49,003,974	38.2	130,281	61,907,133	45.7	165,537
4	衛 生 費	13,867,267	10.8	36,867	10,549,185	7.8	28,208
5	労 働 費	219,336	0.2	583	247,411	0.2	662
6	農 林 水 産 業 費	2,481,198	1.9	6,596	72,037	0.1	193
7	商 工 費	4,336,671	3.4	11,529	1,506,016	1.1	4,027
8	土 木 費	13,401,360	10.4	35,629	12,078,866	8.9	32,298
9	消 防 費	4,321,720	3.4	11,490	3,951,744	2.9	10,567
10	教 育 費	21,746,668	16.9	57,815	19,370,118	14.3	51,795
11	災 害 復 旧 費	12,863	0.0	34	315,283	0.2	843
12	公 債 費	9,152,104	7.1	24,332	5,460,027	4.0	14,600
13	諸 支 出 金	0	0.0	0	0	0.0	0
14	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0	0	0.0	0
	合 計	128,320,336	100.0	341,150	135,536,180	100.0	362,418

目的別歳出内訳

長野市			高崎市			和歌山市			
決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額	
千円	%	円	千円	%	円	千円	%	円	
671,932	0.4	1,797	662,223	0.4	1,779	842,475	0.5	2,303	1
15,417,210	9.4	41,226	23,188,900	14.1	62,311	12,647,669	7.9	34,575	2
55,828,239	34.1	149,285	55,413,888	33.7	148,903	67,789,933	42.5	185,315	3
16,949,379	10.4	45,323	9,117,718	5.6	24,500	8,579,052	5.4	23,452	4
197,868	0.1	529	136,734	0.1	367	202,195	0.1	553	5
1,786,786	1.1	4,778	2,795,719	1.7	7,512	1,538,241	1.0	4,205	6
8,996,147	5.5	24,056	15,649,012	9.5	42,051	2,820,397	1.8	7,710	7
17,622,974	10.8	47,124	19,615,714	11.9	52,710	26,618,044	16.7	72,765	8
4,642,300	2.8	12,414	4,512,731	2.7	12,126	4,844,650	3.0	13,244	9
17,943,653	11.0	47,981	19,221,492	11.7	51,650	17,342,843	10.9	47,410	10
7,594,275	4.6	20,307	300,822	0.2	808	749,004	0.5	2,048	11
16,012,155	9.8	42,817	13,605,880	8.3	36,560	15,567,869	9.8	42,557	12
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	13
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	14
163,662,918	100.0	437,635	164,220,833	100.0	441,279	159,542,372	100.0	436,136	

目的別歳出内訳

区分	市名	奈良市			川越市		
		決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額
		千円	%	円	千円	%	円
1	議会費	653,279	0.5	1,837	633,371	0.6	1,792
2	総務費	11,788,369	9.1	33,157	10,068,715	9.2	28,486
3	民生費	58,179,213	45.1	163,641	49,768,135	45.6	140,804
4	衛生費	10,297,553	8.0	28,964	8,854,406	8.1	25,051
5	労働費	119,418	0.1	336	160,553	0.1	454
6	農林水産業費	616,344	0.5	1,734	748,495	0.7	2,118
7	商工費	2,253,687	1.7	6,339	1,072,100	1.0	3,033
8	土木費	9,940,944	7.7	27,961	9,255,748	8.5	26,186
9	消防費	3,884,621	3.0	10,926	5,020,309	4.6	14,203
10	教育費	13,277,941	10.3	37,347	13,021,567	11.9	36,841
11	災害復旧費	8,415	0.0	24	54,295	0.0	154
12	公債費	17,889,208	13.9	50,317	10,437,087	9.6	29,529
13	諸支出金	1,587	0.0	4	0	0.0	0
14	前年度繰上充用金	0	0.0	0	0	0.0	0
合計		128,910,579	100.0	362,588	109,094,781	100.0	308,652

目的別歳出内訳

高槻市			越谷市			大津市			
決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額	
千円	%	円	千円	%	円	千円	%	円	
621,931	0.5	1,772	527,599	0.5	1,531	635,110	0.5	1,849	1
12,037,956	10.5	34,294	13,023,984	12.7	37,786	11,116,732	8.5	32,358	2
56,616,591	49.3	161,292	46,347,733	45.2	134,465	55,226,065	42.2	160,751	3
9,809,456	8.5	27,946	9,668,377	9.4	28,050	20,041,868	15.3	58,338	4
75,801	0.1	216	55,170	0.1	160	62,019	0.0	181	5
768,186	0.7	2,188	513,722	0.5	1,490	588,071	0.4	1,712	6
701,651	0.6	1,999	456,695	0.4	1,325	1,208,704	0.9	3,518	7
8,921,380	7.8	25,416	10,274,969	10.0	29,810	6,496,932	5.0	18,911	8
3,322,309	2.9	9,465	3,521,870	3.4	10,218	3,262,711	2.5	9,497	9
12,626,318	11.0	35,970	9,794,342	9.6	28,416	21,762,846	16.6	63,347	10
301,545	0.3	859	0	0.0	0	308,859	0.2	899	11
8,154,739	7.1	23,232	8,259,478	8.1	23,963	10,261,640	7.8	29,869	12
931,177	0.8	2,653	0	0.0	0	3,689	0.0	11	13
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	14
114,889,040	100.0	327,301	102,443,939	100.0	297,213	130,975,246	100.0	381,241	

目的別歳出内訳

区分	市名	前橋市			旭川市		
		決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額
		千円	%	円	千円	%	円
1	議会費	631,799	0.5	1,884	597,113	0.4	1,795
2	総務費	10,461,369	7.5	31,194	11,256,987	7.1	33,844
3	民生費	53,248,587	38.3	158,780	73,814,951	46.3	221,926
4	衛生費	12,974,688	9.3	38,689	9,604,891	6.0	28,877
5	労働費	444,005	0.3	1,324	130,667	0.1	393
6	農林水産業費	2,811,168	2.0	8,383	2,183,550	1.4	6,565
7	商工費	8,060,163	5.8	24,034	6,621,181	4.2	19,907
8	土木費	16,652,602	12.0	49,656	19,533,760	12.2	58,729
9	消防費	5,034,767	3.6	15,013	3,996,978	2.5	12,017
10	教育費	13,624,284	9.8	40,626	13,273,044	8.3	39,906
11	災害復旧費	63,298	0.0	189	164,320	0.1	494
12	公債費	14,926,358	10.7	44,508	18,307,336	11.5	55,041
13	諸支出金	0	0.0	0	0	0.0	0
14	前年度繰上充用金	0	0.0	0	0	0.0	0
合計		138,933,088	100.0	414,280	159,484,778	100.0	479,495

目的別歳出内訳

高知市			郡山市			那覇市			
決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額	
千円	%	円	千円	%	円	千円	%	円	
624,027	0.4	1,917	633,293	0.5	1,967	756,051	0.5	2,354	1
18,123,129	11.5	55,670	16,639,390	12.2	51,690	16,451,788	10.8	51,222	2
72,266,305	45.8	221,986	42,475,211	31.2	131,950	78,831,490	51.8	245,441	3
11,157,531	7.1	34,273	9,702,298	7.1	30,140	8,058,115	5.3	25,089	4
165,311	0.1	508	132,715	0.1	412	35,423	0.0	110	5
2,536,003	1.6	7,790	5,963,386	4.4	18,525	415,150	0.3	1,293	6
1,976,019	1.3	6,070	5,676,866	4.2	17,635	2,315,502	1.5	7,209	7
13,566,000	8.6	41,672	14,796,041	10.9	45,964	14,857,134	9.8	46,258	8
5,505,656	3.5	16,912	4,047,849	3.0	12,575	3,010,191	2.0	9,372	9
13,715,418	8.7	42,131	11,560,989	8.5	35,914	15,407,509	10.1	47,971	10
302,302	0.2	929	14,960,431	11.0	46,475	0	0.0	0	11
17,836,161	11.3	54,789	9,459,153	7.0	29,385	12,062,150	7.9	37,555	12
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	13
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	14
157,773,862	100.0	484,645	136,047,622	100.0	422,633	152,200,503	100.0	473,875	

目 的 別 歳 出 内 訳

区 分	市 名	い わ き 市			秋 田 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
1	議 会 費	693,687	0.4	2,171	681,497	0.5	2,225
2	総 務 費	28,001,903	17.9	87,617	17,123,195	12.7	55,910
3	民 生 費	54,789,421	35.0	171,433	49,132,622	36.4	160,425
4	衛 生 費	12,850,100	8.2	40,207	9,094,921	6.7	29,696
5	労 働 費	146,010	0.1	457	601,383	0.4	1,964
6	農 林 水 産 業 費	3,439,708	2.2	10,763	2,736,459	2.0	8,935
7	商 工 費	5,040,309	3.2	15,771	9,008,056	6.7	29,413
8	土 木 費	15,091,101	9.6	47,219	14,454,629	10.7	47,196
9	消 防 費	4,209,467	2.7	13,171	3,801,393	2.8	12,412
10	教 育 費	14,049,899	9.0	43,961	13,524,850	10.0	44,161
11	災 害 復 旧 費	2,188,903	1.4	6,849	716,284	0.5	2,339
12	公 債 費	16,127,600	10.3	50,462	13,925,678	10.3	45,469
13	諸 支 出 金	0	0.0	0	3,169	0.0	10
14	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0	0	0.0	0
	合 計	156,628,108	100.0	490,082	134,804,136	100.0	440,155

目的別歳出内訳

久留米市			明石市			盛岡市			
決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額	
千円	%	円	千円	%	円	千円	%	円	
619,848	0.5	2,034	550,800	0.5	1,814	644,833	0.6	2,244	1
11,481,101	8.9	37,679	9,326,405	8.8	30,721	9,169,394	7.9	31,913	2
58,949,746	45.8	193,465	53,095,573	50.1	174,894	46,616,509	40.2	162,243	3
8,556,083	6.6	28,080	8,281,927	7.8	27,280	8,999,319	7.8	31,321	4
253,424	0.2	832	129,096	0.1	425	709,477	0.6	2,469	5
3,236,791	2.5	10,623	707,727	0.7	2,331	2,267,913	2.0	7,893	6
4,653,013	3.6	15,271	823,138	0.8	2,711	1,790,428	1.5	6,231	7
10,176,008	7.9	33,396	7,677,782	7.2	25,290	16,131,748	13.9	56,144	8
3,497,489	2.7	11,478	2,834,978	2.7	9,338	4,386,718	3.8	15,267	9
13,026,316	10.1	42,751	11,516,643	10.9	37,935	12,915,477	11.1	44,951	10
1,222,846	0.9	4,013	63,758	0.1	210	9,092	0.0	32	11
13,160,919	10.2	43,192	11,014,734	10.4	36,282	12,357,753	10.7	43,010	12
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	13
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	14
128,833,584	100.0	422,814	106,022,561	100.0	349,233	115,998,661	100.0	403,718	

目 的 別 歳 出 内 訳

区 分	市 名	青 森 市			福 島 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
1	議 会 費	654,069	0.5	2,345	638,774	0.5	2,314
2	総 務 費	11,201,383	8.9	40,154	11,739,786	9.8	42,535
3	民 生 費	55,193,932	44.0	197,853	51,577,752	43.1	186,872
4	衛 生 費	7,474,359	6.0	26,793	9,726,024	8.1	35,238
5	労 働 費	79,966	0.1	287	255,364	0.2	925
6	農 林 水 産 業 費	1,425,084	1.1	5,108	4,080,745	3.4	14,785
7	商 工 費	2,095,706	1.7	7,512	5,071,765	4.2	18,376
8	土 木 費	14,751,809	11.8	52,881	11,103,556	9.3	40,229
9	消 防 費	4,158,777	3.3	14,908	3,237,474	2.7	11,730
10	教 育 費	11,365,803	9.1	40,743	13,114,858	11.0	47,517
11	災 害 復 旧 費	1,005,758	0.8	3,605	896,292	0.7	3,247
12	公 債 費	15,109,637	12.1	54,163	8,275,872	6.9	29,984
13	諸 支 出 金	798,886	0.6	2,864	0	0.0	0
14	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0	0	0.0	0
	合 計	125,315,169	100.0	449,216	119,718,262	100.0	433,752

目的別歳出内訳

水戸市			八尾市			福井市			
決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額	
千円	%	円	千円	%	円	千円	%	円	
525,195	0.4	1,937	501,520	0.5	1,886	665,632	0.7	2,541	1
10,978,777	8.8	40,488	7,404,485	7.4	27,846	8,913,301	8.9	34,022	2
43,776,923	35.0	161,441	52,627,221	52.4	197,915	42,679,850	42.4	162,909	3
23,119,616	18.5	85,261	8,979,007	8.9	33,767	5,974,214	5.9	22,804	4
52,091	0.0	192	185,135	0.2	696	416,499	0.4	1,590	5
2,309,442	1.8	8,517	199,740	0.2	751	3,154,329	3.1	12,040	6
923,981	0.7	3,407	920,778	0.9	3,463	2,371,275	2.4	9,051	7
17,675,521	14.1	65,184	8,279,173	8.2	31,135	10,795,876	10.7	41,208	8
3,496,810	2.8	12,896	2,761,768	2.7	10,386	3,238,286	3.2	12,361	9
11,793,856	9.4	43,493	9,795,840	9.7	36,839	8,980,722	8.9	34,279	10
445,808	0.4	1,644	69,962	0.1	263	51,619	0.1	197	11
9,955,425	8.0	36,714	8,800,593	8.8	33,096	13,370,640	13.3	51,036	12
0	0.0	0	0	0.0	0	571	0.0	2	13
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	14
125,053,445	100.0	461,173	100,525,222	100.0	378,045	100,612,814	100.0	384,039	

目 的 別 歳 出 内 訳

区 分	市 名	下 関 市			函 館 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
1	議 会 費	569,680	0.5	2,197	465,644	0.3	1,838
2	総 務 費	12,348,517	10.3	47,614	9,219,088	6.8	36,390
3	民 生 費	44,185,873	36.9	170,374	60,755,210	44.6	239,817
4	衛 生 費	10,343,103	8.6	39,881	9,196,976	6.8	36,303
5	労 働 費	229,700	0.2	886	149,141	0.1	589
6	農 林 水 産 業 費	4,289,958	3.6	16,541	905,786	0.7	3,575
7	商 工 費	3,250,821	2.7	12,535	9,737,316	7.1	38,436
8	土 木 費	11,881,454	9.9	45,813	12,616,464	9.3	49,801
9	消 防 費	3,432,669	2.9	13,236	3,725,082	2.7	14,704
10	教 育 費	12,037,913	10.1	46,416	15,551,107	11.4	61,384
11	災 害 復 旧 費	479,898	0.4	1,850	108,471	0.1	428
12	公 債 費	16,499,467	13.8	63,620	13,234,796	9.7	52,241
13	諸 支 出 金	48,674	0.0	188	534,610	0.4	2,110
14	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0	0	0.0	0
合 計		119,597,727	100.0	461,151	136,199,691	100.0	537,616

目的別歳出内訳

佐世保市			山形市			寝屋川市			
決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額	
千円	%	円	千円	%	円	千円	%	円	
563,931	0.4	2,282	650,213	0.7	2,666	435,536	0.5	1,884	1
14,015,657	10.6	56,722	9,961,836	10.1	40,850	9,246,318	10.6	39,995	2
47,514,616	35.9	192,292	35,513,459	36.2	145,628	45,479,253	52.1	196,719	3
18,615,384	14.1	75,337	6,315,945	6.4	25,899	4,374,923	5.0	18,924	4
74,504	0.1	302	351,647	0.4	1,442	21,275	0.0	92	5
2,237,588	1.7	9,056	1,937,623	2.0	7,946	224,566	0.3	971	6
7,279,684	5.5	29,461	7,159,703	7.3	29,359	460,483	0.5	1,992	7
12,587,357	9.5	50,941	12,390,087	12.6	50,807	10,631,462	12.2	45,986	8
3,945,244	3.0	15,966	2,857,737	2.9	11,719	3,155,657	3.6	13,650	9
13,996,437	10.6	56,644	11,984,546	12.2	49,144	7,258,133	8.3	31,395	10
593,376	0.4	2,401	14,698	0.0	60	6,718	0.0	29	11
10,931,829	8.3	44,241	9,049,651	9.2	37,109	6,001,786	6.9	25,961	12
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	13
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	14
132,355,607	100.0	535,644	98,187,145	100.0	402,631	87,296,110	100.0	377,596	

目 的 別 歳 出 内 訳

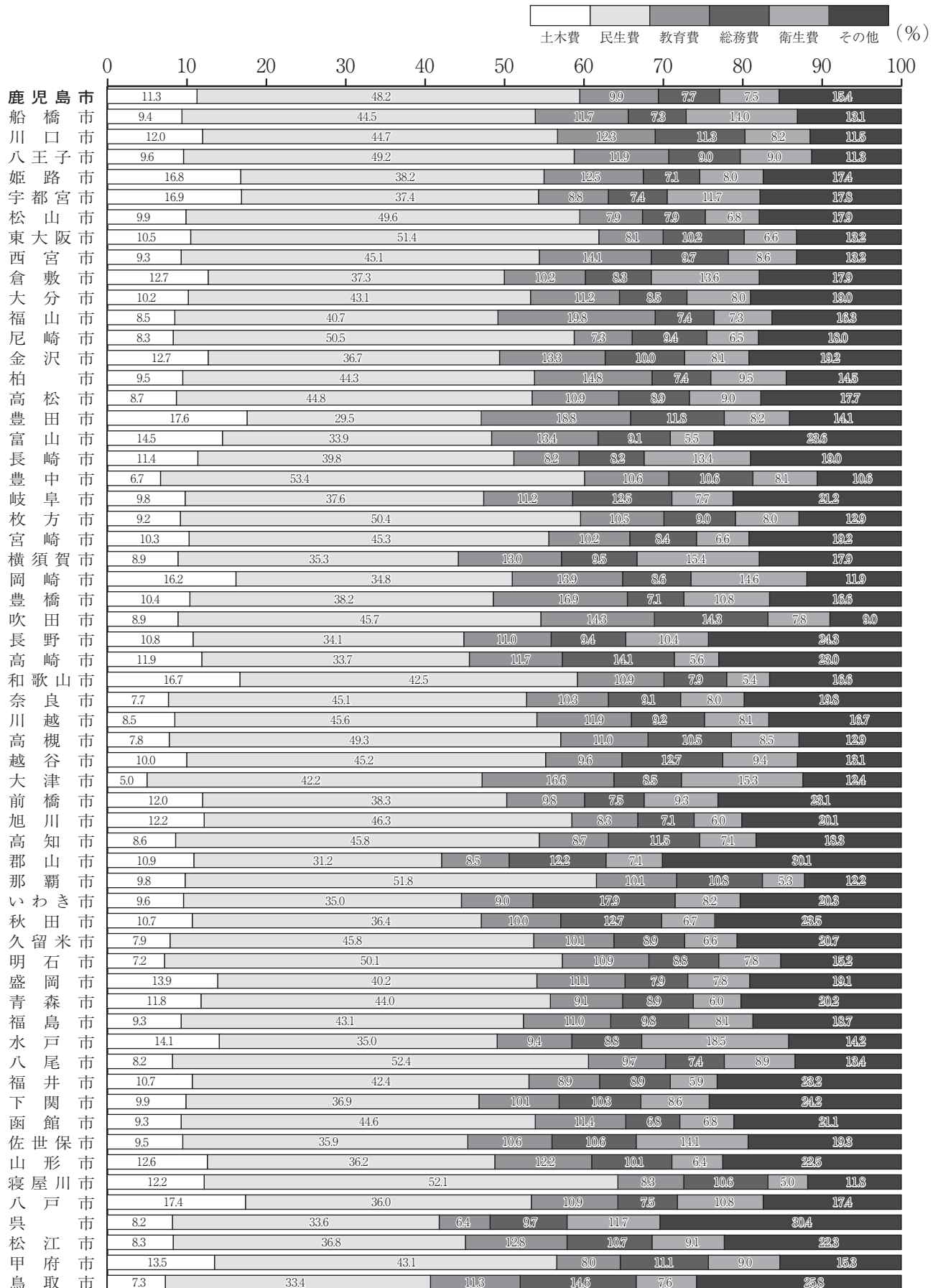
区 分	市 名	八 戸 市			呉 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
1	議 会 費	570,672	0.5	2,519	564,171	0.5	2,560
2	総 務 費	7,988,915	7.5	35,265	10,457,032	9.7	47,458
3	民 生 費	38,398,061	36.0	169,497	36,050,347	33.6	163,611
4	衛 生 費	11,495,991	10.8	50,746	12,560,604	11.7	57,005
5	労 働 費	132,555	0.1	585	572,921	0.5	2,600
6	農 林 水 産 業 費	2,631,437	2.5	11,616	1,476,275	1.4	6,700
7	商 工 費	2,883,054	2.7	12,726	4,814,206	4.5	21,849
8	土 木 費	18,565,604	17.4	81,953	8,770,189	8.2	39,803
9	消 防 費	3,029,949	2.8	13,375	5,247,298	4.9	23,814
10	教 育 費	11,632,552	10.9	51,349	6,906,801	6.4	31,346
11	災 害 復 旧 費	0	0.0	0	6,254,283	5.8	28,384
12	公 債 費	9,038,835	8.5	39,899	13,649,768	12.7	61,948
13	諸 支 出 金	441,045	0.4	1,947	5,385	0.0	24
14	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0	0	0.0	0
	合 計	106,808,670	100.0	471,476	107,329,280	100.0	487,103

目的別歳出内訳

松江市			甲府市			鳥取市			
決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額	
千円	%	円	千円	%	円	千円	%	円	
490,797	0.5	2,444	524,160	0.7	2,800	447,274	0.4	2,402	1
10,683,597	10.7	53,190	8,355,657	11.1	44,642	14,955,741	14.6	80,329	2
36,877,118	36.8	183,598	32,584,445	43.1	174,089	34,109,800	33.4	183,209	3
9,125,307	9.1	45,432	6,796,259	9.0	36,310	7,754,929	7.6	41,653	4
325,304	0.3	1,620	260,484	0.3	1,392	0	0.0	0	5
2,661,933	2.7	13,253	711,285	0.9	3,800	3,471,762	3.4	18,647	6
3,066,960	3.1	15,269	615,335	0.8	3,288	9,008,746	8.8	48,387	7
8,367,722	8.3	41,660	10,216,401	13.5	54,583	7,505,409	7.3	40,313	8
2,641,357	2.6	13,150	2,309,190	3.1	12,337	2,837,888	2.8	15,243	9
12,852,721	12.8	63,989	6,016,998	8.0	32,147	11,523,077	11.3	61,892	10
103,801	0.1	517	5,472	0.0	29	945,804	0.9	5,080	11
12,717,044	12.7	63,314	7,165,669	9.5	38,284	9,605,783	9.4	51,594	12
384,124	0.4	1,912	0	0.0	0	0	0.0	0	13
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	14
100,297,785	100.0	499,347	75,561,355	100.0	403,702	102,166,213	100.0	548,750	

図5

目的別歳出の構成割合



MEMO

6. 性質別歳出内訳

区分	市名	鹿児島市			船橋市		
		決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額
		千円	%	円	千円	%	円
1	人件費	32,570,084	12.5	54,203	35,763,114	17.2	55,535
2	物件費	28,031,961	10.8	46,651	32,405,365	15.5	50,321
3	維持補修費	2,300,567	0.9	3,829	1,510,354	0.7	2,345
4	扶助費	90,085,511	34.6	149,920	57,776,901	27.7	89,720
5	補助費等	10,225,984	3.9	17,018	18,566,952	8.9	28,832
6	公債費	24,940,582	9.6	41,506	14,461,411	6.9	22,457
7	積立金	5,719,911	2.2	9,519	116,433	0.1	181
8	投資及び出資金貸付金	438,059	0.2	729	4,806,827	2.3	7,464
9	繰出金	24,301,957	9.3	40,443	17,568,277	8.4	27,281
10	前年度繰上充用金	0	0.0	0	0	0.0	0
11	普通建設事業費	40,289,042	15.5	67,049	25,468,091	12.2	39,549
	(1)補助	19,119,243	7.3	31,818	13,999,141	6.7	21,739
	(2)単独	21,169,799	8.1	35,231	11,346,962	5.4	17,620
	(3)その他	0	0.0	0	121,988	0.1	189
12	災害復旧事業費	1,484,800	0.6	2,471	0	0.0	0
13	失業対策事業費	0	0.0	0	0	0.0	0
	合計	260,388,458	100.0	433,338	208,443,725	100.0	323,685

性 質 別 歳 出 内 訳

川 口 市			八 王 子 市			姫 路 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
29,215,641	14.3	48,021	26,567,863	12.9	47,306	34,072,784	16.2	63,729	1
32,966,845	16.2	54,187	25,644,286	12.5	45,661	25,910,394	12.3	48,463	2
4,265,225	2.1	7,011	2,186,827	1.1	3,894	1,319,485	0.6	2,468	3
59,998,476	29.4	98,618	71,277,512	34.7	126,914	53,511,232	25.4	100,087	4
11,100,536	5.4	18,246	15,132,585	7.4	26,944	11,272,470	5.4	21,084	5
14,442,256	7.1	23,738	12,003,078	5.8	21,372	20,593,014	9.8	38,517	6
2,050,323	1.0	3,370	3,271,122	1.6	5,824	1,122,288	0.5	2,099	7
1,910,469	0.9	3,140	123,976	0.1	221	7,038,148	3.3	13,164	8
16,046,117	7.9	26,375	24,040,028	11.7	42,805	17,865,577	8.5	33,416	9
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	10
31,868,873	15.6	52,382	24,532,708	11.9	43,682	37,825,923	18.0	70,749	11
9,985,083	4.9	16,412	6,754,295	3.3	12,026	14,426,446	6.9	26,983	(1)
21,846,067	10.7	35,908	17,778,413	8.6	31,655	23,399,477	11.1	43,766	(2)
37,723	0.0	62	0	0.0	0	0	0.0	0	(3)
0	0.0	0	870,437	0.4	1,550	69,642	0.0	130	12
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	13
203,864,761	100.0	335,089	205,650,422	100.0	366,172	210,600,957	100.0	393,906	

性 質 別 歳 出 内 訳

区 分	市 名	宇 都 宮 市			松 山 市		
		決 算 額	構 成 比	人口1人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人口1人 当 たり 額
		千円	%	円	千円	%	円
1 人 件 費		29,933,562	13.7	57,521	25,226,125	13.7	49,483
2 物 件 費		25,778,609	11.8	49,537	22,923,130	12.4	44,965
3 維 持 補 修 費		2,241,200	1.0	4,307	1,645,312	0.9	3,227
4 扶 助 費		56,979,965	26.1	109,493	63,060,435	34.2	123,697
5 補 助 費 等		10,219,610	4.7	19,638	14,009,088	7.6	27,480
6 公 債 費		15,083,044	6.9	28,984	16,090,985	8.7	31,564
7 積 立 金		328,247	0.2	631	2,107,688	1.1	4,134
8 投 資 及 び 出 資 金 貸 付 金		13,844,754	6.3	26,604	5,355,888	2.9	10,506
9 繰 出 金		15,750,318	7.2	30,266	20,151,249	10.9	39,528
10 前 年 度 繰 上 充 用 金		0	0.0	0	0	0.0	0
11 普 通 建 設 事 業 費		47,812,522	21.9	91,877	11,684,083	6.3	22,919
	(1)補 助	33,207,578	15.2	63,812	6,037,554	3.3	11,843
	(2)単 独	14,604,944	6.7	28,065	5,646,529	3.1	11,076
	(3)そ の 他	0	0.0	0	0	0.0	0
12 災 害 復 旧 事 業 費		597,985	0.3	1,149	1,878,445	1.0	3,685
13 失 業 対 策 事 業 費		0	0.0	0	0	0.0	0
合 計		218,569,816	100.0	420,007	184,132,428	100.0	361,188

性 質 別 歳 出 内 訳

東 大 阪 市			西 宮 市			倉 敷 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
26,630,450	13.0	54,596	34,889,234	20.0	72,123	27,835,460	13.6	57,805	1
18,440,311	9.0	37,805	23,500,422	13.5	48,580	28,050,068	13.7	58,251	2
1,571,837	0.8	3,222	4,230,085	2.4	8,744	2,528,947	1.2	5,252	3
75,066,893	36.8	153,898	50,871,744	29.2	105,163	51,957,902	25.4	107,899	4
18,488,717	9.1	37,904	11,240,915	6.4	23,237	25,346,773	12.4	52,637	5
17,444,296	8.5	35,763	14,792,854	8.5	30,580	17,110,371	8.3	35,532	6
6,369,604	3.1	13,059	1,220,364	0.7	2,523	5,076,714	2.5	10,543	7
3,241,079	1.6	6,645	1,886,798	1.1	3,900	3,949,233	1.9	8,201	8
19,772,617	9.7	40,537	15,810,579	9.1	32,684	16,338,003	8.0	33,929	9
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	10
17,152,109	8.4	35,164	15,926,822	9.1	32,924	22,088,204	10.8	45,870	11
8,305,648	4.1	17,028	4,488,831	2.6	9,279	9,633,879	4.7	20,006	(1)
8,846,461	4.3	18,136	11,437,991	6.6	23,645	12,454,325	6.1	25,863	(2)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(3)
24,142	0.0	49	14,126	0.0	29	4,657,575	2.3	9,672	12
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	13
204,202,055	100.0	418,642	174,383,943	100.0	360,488	204,939,250	100.0	425,590	

性 質 別 歳 出 内 訳

区 分	市 名	大 分 市			福 山 市		
		決 算 額	構 成 比	人口1人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人口1人 当 たり 額
		千円	%	円	千円	%	円
1	人 件 費	27,574,637	15.3	58,179	24,027,456	13.2	51,359
2	物 件 費	20,788,943	11.5	43,862	20,851,582	11.5	44,570
3	維 持 補 修 費	2,572,417	1.4	5,427	1,346,930	0.7	2,879
4	扶 助 費	56,399,754	31.3	118,996	49,007,763	26.9	104,754
5	補 助 費 等	10,995,018	6.1	23,198	15,126,665	8.3	32,333
6	公 債 費	19,165,059	10.6	40,436	16,128,714	8.9	34,475
7	積 立 金	267,741	0.1	565	3,661,284	2.0	7,826
8	投 資 及 び 出 資 金 貸 付 金	4,080,453	2.3	8,609	2,135,298	1.2	4,564
9	繰 出 金	16,328,418	9.1	34,451	16,645,481	9.1	35,580
10	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0	0	0.0	0
11	普 通 建 設 事 業 費	21,758,129	12.1	45,907	30,974,589	17.0	66,208
	(1)補 助	10,801,407	6.0	22,790	12,662,045	7.0	27,065
	(2)単 独	10,956,722	6.1	23,117	18,312,544	10.1	39,143
	(3)そ の 他	0	0.0	0	0	0.0	0
12	災 害 復 旧 事 業 費	224,524	0.1	474	2,118,666	1.2	4,529
13	失 業 対 策 事 業 費	0	0.0	0	0	0.0	0
	合 計	180,155,093	100.0	380,103	182,024,428	100.0	389,077

性 質 別 歳 出 内 訳

尼 崎 市			金 沢 市			柏 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
27,725,255	13.8	59,851	21,855,102	12.3	48,503	20,165,102	15.8	47,322	1
19,623,167	9.7	42,361	23,846,819	13.4	52,923	23,428,941	18.4	54,981	2
1,299,166	0.6	2,805	1,411,261	0.8	3,132	1,210,537	1.0	2,841	3
75,025,112	37.2	161,959	45,434,845	25.6	100,834	36,173,930	28.4	84,890	4
10,075,608	5.0	21,750	14,715,020	8.3	32,657	6,812,551	5.4	15,987	5
28,187,481	14.0	60,849	20,757,086	11.7	46,066	9,961,253	7.8	23,376	6
6,167,917	3.1	13,315	1,569,699	0.9	3,484	179,628	0.1	422	7
751,819	0.4	1,623	1,355,092	0.8	3,007	3,050,087	2.4	7,158	8
18,303,746	9.1	39,513	15,086,542	8.5	33,482	10,778,547	8.5	25,294	9
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	10
14,238,794	7.1	30,738	31,162,845	17.6	69,160	15,525,145	12.2	36,433	11
5,969,315	3.0	12,886	13,162,300	7.4	29,211	5,046,434	4.0	11,843	(1)
8,269,479	4.1	17,852	18,000,545	10.1	39,949	10,373,712	8.1	24,344	(2)
0	0.0	0	0	0.0	0	104,999	0.1	246	(3)
215,230	0.1	465	196,208	0.1	435	40,677	0.0	95	12
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	13
201,613,295	100.0	435,228	177,390,519	100.0	393,683	127,326,398	100.0	298,798	

性 質 別 歳 出 内 訳

区 分	市 名	高 松 市			豊 田 市		
		決 算 額	構 成 比	人口1人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人口1人 当 たり 額
		千円	%	円	千円	%	円
1 人 件 費		29,782,846	19.3	70,078	29,013,576	15.5	68,420
2 物 件 費		17,503,630	11.3	41,186	31,663,568	16.9	74,669
3 維 持 補 修 費		1,887,902	1.2	4,442	1,695,323	0.9	3,998
4 扶 助 費		43,204,847	28.0	101,660	31,126,564	16.6	73,403
5 補 助 費 等		10,790,893	7.0	25,391	17,026,258	9.1	40,151
6 公 債 費		16,532,906	10.7	38,902	9,714,156	5.2	22,908
7 積 立 金		343,762	0.2	809	4,013,295	2.1	9,464
8 投 資 及 び 出 資 金 貸 付 金		1,513,228	1.0	3,561	1,420,048	0.8	3,349
9 繰 出 金		17,099,637	11.1	40,235	13,587,415	7.3	32,042
10 前 年 度 繰 上 充 用 金		0	0.0	0	0	0.0	0
11 普 通 建 設 事 業 費		15,600,217	10.1	36,707	47,862,217	25.6	112,868
	(1)補 助	5,885,904	3.8	13,849	12,766,510	6.8	30,106
	(2)単 独	9,703,394	6.3	22,832	35,095,707	18.7	82,763
	(3)そ の 他	10,919	0.0	26	0	0.0	0
12 災 害 復 旧 事 業 費		96,894	0.1	228	145,160	0.1	342
13 失 業 対 策 事 業 費		0	0.0	0	0	0.0	0
合 計		154,356,762	100.0	363,198	187,267,580	100.0	441,614

性 質 別 歳 出 内 訳

富 山 市			長 崎 市			豊 中 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
23,697,814	14.2	57,150	25,557,595	12.0	61,756	26,165,846	17.9	64,051	1
20,858,189	12.5	50,302	20,606,839	9.7	49,794	17,681,134	12.1	43,281	2
2,112,198	1.3	5,094	1,604,549	0.8	3,877	1,227,303	0.8	3,004	3
34,197,955	20.5	82,472	75,357,582	35.3	182,091	50,969,238	34.8	124,766	4
16,944,191	10.2	40,863	10,583,880	5.0	25,575	12,387,342	8.5	30,323	5
22,076,402	13.2	53,240	21,743,978	10.2	52,541	9,743,766	6.8	23,851	6
2,259,477	1.4	5,449	1,629,293	0.8	3,937	4,067,601	2.8	9,957	7
3,287,252	2.0	7,928	4,257,007	2.0	10,286	491,095	0.3	1,202	8
15,838,693	9.5	38,197	19,719,494	9.2	47,649	14,410,089	9.8	35,274	9
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	10
25,212,546	15.1	60,803	31,966,936	15.0	77,244	9,166,981	6.3	22,440	11
9,460,020	5.7	22,814	13,947,533	6.5	33,702	1,519,192	1.0	3,719	(1)
15,752,526	9.5	37,989	18,019,403	8.5	43,541	7,647,789	5.2	18,721	(2)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(3)
173,659	0.1	419	195,193	0.1	472	28,305	0.0	69	12
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	13
166,658,376	100.0	401,917	213,222,346	100.0	515,223	146,338,700	100.0	358,218	

性 質 別 歳 出 内 訳

区 分	市 名	岐 阜 市			枚 方 市		
		決 算 額	構 成 比	人口1人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人口1人 当 たり 額
		千円	%	円	千円	%	円
1	人 件 費	27,502,916	16.9	67,391	20,425,022	15.1	51,069
2	物 件 費	21,315,663	13.1	52,230	15,089,610	11.1	37,728
3	維 持 補 修 費	1,143,032	0.7	2,801	1,142,761	0.8	2,857
4	扶 助 費	40,232,162	24.7	98,582	45,119,048	33.3	112,811
5	補 助 費 等	10,892,463	6.7	26,690	15,027,809	11.1	37,574
6	公 債 費	12,822,767	7.9	31,420	9,937,556	7.3	24,847
7	積 立 金	1,775,879	1.1	4,351	2,231,036	1.6	5,578
8	投 資 及 び 出 資 金 貸 付 金	9,606,331	5.9	23,539	29,319	0.0	73
9	繰 出 金	15,256,441	9.4	37,383	13,402,851	9.9	33,511
10	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0	0	0.0	0
11	普 通 建 設 事 業 費	22,246,969	13.6	54,512	12,189,276	9.0	30,477
	(1)補 助	8,029,596	4.9	19,675	6,126,244	4.5	15,317
	(2)単 独	14,209,464	8.7	34,818	6,063,032	4.5	15,159
	(3)そ の 他	7,909	0.0	19	0	0.0	0
12	災 害 復 旧 事 業 費	321,542	0.2	788	899,245	0.7	2,248
13	失 業 対 策 事 業 費	0	0.0	0	0	0.0	0
	合 計	163,116,165	100.0	399,688	135,493,533	100.0	338,774

性 質 別 歳 出 内 訳

宮 崎 市			横 須 賀 市			岡 崎 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
20,415,799	12.5	51,198	28,140,685	17.5	70,615	20,263,307	15.4	52,346	1
21,292,938	13.0	53,397	23,530,360	14.6	59,046	21,521,370	16.4	55,596	2
911,807	0.6	2,287	993,751	0.6	2,494	981,382	0.7	2,535	3
56,211,616	34.4	140,965	37,147,970	23.1	93,218	29,100,027	22.1	75,173	4
12,270,650	7.5	30,772	10,424,764	6.5	26,159	11,392,024	8.7	29,429	5
18,529,472	11.3	46,467	17,122,582	10.6	42,967	6,348,452	4.8	16,400	6
1,183,904	0.7	2,969	1,315,842	0.8	3,302	1,541,791	1.2	3,983	7
1,716,330	1.1	4,304	2,164,190	1.3	5,431	1,447,303	1.1	3,739	8
14,286,658	8.7	35,827	13,633,548	8.5	34,211	10,348,182	7.9	26,732	9
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	10
15,125,106	9.3	37,930	25,975,667	16.1	65,182	28,493,281	21.7	73,606	11
7,546,873	4.6	18,926	12,243,528	7.6	30,723	9,414,105	7.2	24,319	(1)
7,578,233	4.6	19,004	13,732,139	8.5	34,459	19,079,176	14.5	49,287	(2)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(3)
1,367,811	0.8	3,430	499,980	0.3	1,255	7,817	0.0	20	12
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	13
163,312,091	100.0	409,546	160,949,339	100.0	403,880	131,444,936	100.0	339,558	

性 質 別 歳 出 内 訳

区 分	市 名	豊 橋 市			吹 田 市		
		決 算 額	構 成 比	人口1人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人口1人 当 たり 額
		千円	%	円	千円	%	円
1 人 件 費		20,449,106	15.9	54,366	23,032,819	17.0	61,589
2 物 件 費		17,954,572	14.0	47,734	21,105,119	15.6	56,434
3 維 持 補 修 費		106,007	0.1	282	2,497,194	1.8	6,677
4 扶 助 費		34,782,364	27.1	92,472	40,298,838	29.7	107,757
5 補 助 費 等		13,295,083	10.4	35,346	7,836,118	5.8	20,953
6 公 債 費		9,152,104	7.1	24,332	5,460,027	4.0	14,600
7 積 立 金		293,291	0.2	780	9,460,000	7.0	25,296
8 投 資 及 び 出 資 金 貸 付 金		1,519,410	1.2	4,039	371,443	0.3	993
9 繰 出 金		8,281,762	6.5	22,018	11,890,730	8.8	31,795
10 前 年 度 繰 上 充 用 金		0	0.0	0	0	0.0	0
11 普 通 建 設 事 業 費		22,473,774	17.5	59,748	13,268,609	9.8	35,480
(1)補 助		10,634,396	8.3	28,272	4,720,444	3.5	12,622
(2)単 独		11,834,476	9.2	31,463	8,548,165	6.3	22,857
(3)そ の 他		4,902	0.0	13	0	0.0	0
12 災 害 復 旧 事 業 費		12,863	0.0	34	315,283	0.2	843
13 失 業 対 策 事 業 費		0	0.0	0	0	0.0	0
合 計		128,320,336	100.0	341,150	135,536,180	100.0	362,418

性 質 別 歳 出 内 訳

長 野 市			高 崎 市			和 歌 山 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
23,694,593	14.5	63,359	20,465,452	12.5	54,993	24,874,385	15.6	67,998	1
26,189,365	16.0	70,030	20,520,354	12.5	55,140	14,463,426	9.1	39,538	2
1,687,556	1.0	4,513	1,309,252	0.8	3,518	1,589,830	1.0	4,346	3
30,306,976	18.5	81,041	35,918,725	21.9	96,518	46,513,699	29.2	127,153	4
17,338,853	10.6	46,364	18,432,662	11.2	49,531	11,776,854	7.4	32,194	5
16,012,090	9.8	42,816	13,605,880	8.3	36,560	15,567,869	9.8	42,557	6
542,078	0.3	1,450	801,955	0.5	2,155	832,569	0.5	2,276	7
5,450,526	3.3	14,575	13,049,977	7.9	35,067	1,234,698	0.8	3,375	8
13,122,310	8.0	35,089	12,065,807	7.3	32,422	15,319,720	9.6	41,879	9
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	10
21,724,296	13.3	58,091	27,749,947	16.9	74,567	26,620,318	16.7	72,771	11
12,823,603	7.8	34,290	13,064,558	8.0	35,106	20,293,427	12.7	55,475	(1)
8,893,814	5.4	23,782	14,685,389	8.9	39,461	6,326,891	4.0	17,296	(2)
6,879	0.0	18	0	0.0	0	0	0.0	0	(3)
7,594,275	4.6	20,307	300,822	0.2	808	749,004	0.5	2,048	12
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	13
163,662,918	100.0	437,635	164,220,833	100.0	441,279	159,542,372	100.0	436,136	

性 質 別 歳 出 内 訳

区 分	市 名	奈 良 市			川 越 市		
		決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額
		千 円	%	円	千 円	%	円
1	人 件 費	22,524,778	17.5	63,356	18,398,071	16.9	52,052
2	物 件 費	19,000,572	14.7	53,443	18,333,746	16.8	51,870
3	維 持 補 修 費	1,359,311	1.1	3,823	1,140,964	1.0	3,228
4	扶 助 費	36,735,726	28.5	103,327	32,032,221	29.4	90,626
5	補 助 費 等	6,789,411	5.3	19,097	10,335,729	9.5	29,242
6	公 債 費	17,889,208	13.9	50,317	10,437,078	9.6	29,529
7	積 立 金	283,259	0.2	797	166,318	0.2	471
8	投 資 及 び 出 資 金 貸 付 金	823,688	0.6	2,317	208,498	0.2	590
9	繰 出 金	11,496,177	8.9	32,335	9,641,553	8.8	27,278
10	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0	0	0.0	0
11	普 通 建 設 事 業 費	12,000,034	9.3	33,753	8,346,308	7.7	23,613
	(1)補 助	6,679,391	5.2	18,787	3,122,521	2.9	8,834
	(2)単 独	5,320,643	4.1	14,965	5,204,346	4.8	14,724
	(3)そ の 他	0	0.0	0	19,441	0.0	55
12	災 害 復 旧 事 業 費	8,415	0.0	24	54,295	0.0	154
13	失 業 対 策 事 業 費	0	0.0	0	0	0.0	0
	合 計	128,910,579	100.0	362,588	109,094,781	100.0	308,652

性 質 別 歳 出 内 訳

高 槻 市			越 谷 市			大 津 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
19,811,873	17.2	56,441	17,706,957	17.3	51,372	19,836,737	15.1	57,740	1
15,435,025	13.4	43,972	15,881,774	15.5	46,077	17,619,159	13.5	51,286	2
1,597,527	1.4	4,551	441,006	0.4	1,279	1,342,577	1.0	3,908	3
36,301,758	31.6	103,418	29,723,964	29.0	86,236	35,778,945	27.3	104,145	4
8,311,103	7.2	23,677	5,614,341	5.5	16,288	10,796,312	8.2	31,426	5
8,154,739	7.1	23,232	8,259,478	8.1	23,963	10,261,640	7.8	29,869	6
390,574	0.3	1,113	3,509,644	3.4	10,182	7,808,041	6.0	22,728	7
1,651,493	1.4	4,705	166,653	0.2	483	83,036	0.1	242	8
11,578,050	10.1	32,984	11,854,442	11.6	34,392	11,166,540	8.5	32,503	9
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	10
11,355,353	9.9	32,350	9,285,680	9.1	26,940	15,973,400	12.2	46,495	11
4,903,939	4.3	13,971	2,817,953	2.8	8,176	10,533,678	8.0	30,661	(1)
6,451,414	5.6	18,379	6,467,727	6.3	18,764	5,439,722	4.2	15,834	(2)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(3)
301,545	0.3	859	0	0.0	0	308,859	0.2	899	12
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	13
114,889,040	100.0	327,301	102,443,939	100.0	297,213	130,975,246	100.0	381,241	

性質別歳出内訳

区分	市名	前橋市			旭川市		
		決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額
		千円	%	円	千円	%	円
1	人件費	20,578,265	14.8	61,362	19,160,995	12.0	57,608
2	物件費	18,717,382	13.5	55,813	18,515,605	11.6	55,668
3	維持補修費	1,007,658	0.7	3,005	3,929,930	2.5	11,815
4	扶助費	32,990,607	23.7	98,374	52,530,340	32.9	157,934
5	補助費等	11,312,695	8.1	33,733	7,634,796	4.8	22,954
6	公債費	14,926,358	10.7	44,508	18,307,336	11.5	55,041
7	積立金	307,306	0.2	916	1,294,189	0.8	3,891
8	投資及び出資金貸付金	5,188,944	3.7	15,473	6,867,890	4.3	20,648
9	繰出金	12,309,900	8.9	36,707	14,751,573	9.2	44,351
10	前年度繰上充用金	0	0.0	0	0	0.0	0
11	普通建設事業費	21,530,675	15.5	64,202	16,327,804	10.2	49,090
	(1)補助	12,866,473	9.3	38,366	6,266,004	3.9	18,839
	(2)単独	8,623,434	6.2	25,714	10,061,800	6.3	30,251
	(3)その他	40,768	0.0	122	0	0.0	0
12	災害復旧事業費	63,298	0.0	189	164,320	0.1	494
13	失業対策事業費	0	0.0	0	0	0.0	0
	合計	138,933,088	100.0	414,280	159,484,778	100.0	479,495

性 質 別 歳 出 内 訳

高 知 市			郡 山 市			那 覇 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
20,559,960	13.0	63,156	15,603,534	11.5	48,472	18,362,199	12.1	57,171	1
14,013,218	8.9	43,045	21,953,575	16.1	68,199	13,420,794	8.8	41,786	2
1,166,551	0.7	3,583	2,217,001	1.6	6,887	1,294,496	0.9	4,030	3
51,600,705	32.7	158,506	25,785,072	19.0	80,101	58,697,148	38.6	182,753	4
10,049,825	6.4	30,871	12,354,724	9.1	38,380	8,184,963	5.4	25,484	5
17,836,161	11.3	54,789	9,459,153	7.0	29,385	12,062,150	7.9	37,555	6
616,419	0.4	1,893	6,975,980	5.1	21,671	5,860,184	3.9	18,246	7
1,756,591	1.1	5,396	5,667,085	4.2	17,605	387,321	0.3	1,206	8
14,065,644	8.9	43,206	11,472,476	8.4	35,639	12,218,823	8.0	38,043	9
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	10
25,806,486	16.4	79,272	9,598,591	7.1	29,818	21,712,425	14.3	67,601	11
7,148,808	4.5	21,960	6,030,037	4.4	18,732	18,283,018	12.0	56,924	(1)
18,657,678	11.8	57,312	3,568,554	2.6	11,086	3,429,407	2.3	10,677	(2)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(3)
302,302	0.2	929	14,960,431	11.0	46,475	0	0.0	0	12
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	13
157,773,862	100.0	484,645	136,047,622	100.0	422,633	152,200,503	100.0	473,875	

性質別歳出内訳

区分	市名	いわき市			秋田市		
		決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額
		千円	%	円	千円	%	円
1	人件費	19,490,716	12.4	60,985	21,278,202	15.8	69,476
2	物件費	25,408,404	16.2	79,502	15,963,714	11.8	52,124
3	維持補修費	2,345,912	1.5	7,340	1,255,218	0.9	4,098
4	扶助費	32,334,310	20.6	101,172	34,929,267	25.9	114,049
5	補助費等	18,479,496	11.8	57,821	11,313,241	8.4	36,939
6	公債費	16,126,113	10.3	50,458	13,925,678	10.3	45,469
7	積立金	9,456,678	6.0	29,589	1,865,220	1.4	6,090
8	投資及び出資金貸付金	3,389,258	2.2	10,605	7,988,191	5.9	26,083
9	繰出金	11,903,040	7.6	37,244	11,895,552	8.8	38,841
10	前年度繰上充用金	0	0.0	0	0	0.0	0
11	普通建設事業費	15,505,278	9.9	48,515	13,673,569	10.1	44,646
	(1)補助	5,830,840	3.7	18,244	7,960,758	5.9	25,993
	(2)単独	9,674,438	6.2	30,271	5,712,811	4.2	18,653
	(3)その他	0	0.0	0	0	0.0	0
12	災害復旧事業費	2,188,903	1.4	6,849	716,284	0.5	2,339
13	失業対策事業費	0	0.0	0	0	0.0	0
	合計	156,628,108	100.0	490,082	134,804,136	100.0	440,155

性 質 別 歳 出 内 訳

久留米市			明石市			盛岡市			
決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額	決算額	構成比	人口1人 当たり額	
千円	%	円	千円	%	円	千円	%	円	
15,122,876	11.7	49,631	17,808,214	16.8	58,659	14,829,281	12.8	51,611	1
17,833,775	13.8	58,528	14,403,767	13.6	47,445	13,629,543	11.7	47,436	2
1,269,566	1.0	4,167	1,935,520	1.8	6,376	1,356,713	1.2	4,722	3
41,028,069	31.8	134,648	34,516,847	32.6	113,697	32,688,517	28.2	113,768	4
12,621,495	9.8	41,422	7,066,832	6.7	23,278	12,212,877	10.5	42,505	5
13,160,919	10.2	43,192	11,014,734	10.4	36,282	12,357,725	10.7	43,009	6
963,320	0.7	3,161	351,882	0.3	1,159	1,464,720	1.3	5,098	7
2,671,493	2.1	8,767	645,351	0.6	2,126	653,102	0.6	2,273	8
12,050,471	9.4	39,548	10,266,997	9.7	33,819	9,612,203	8.3	33,454	9
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	10
10,888,754	8.5	35,735	7,948,659	7.5	26,182	17,184,888	14.8	59,810	11
5,362,060	4.2	17,598	3,771,440	3.6	12,423	9,075,600	7.8	31,586	(1)
5,526,694	4.3	18,138	4,177,219	3.9	13,760	8,109,288	7.0	28,223	(2)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(3)
1,222,846	0.9	4,013	63,758	0.1	210	9,092	0.0	32	12
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	13
128,833,584	100.0	422,814	106,022,561	100.0	349,233	115,998,661	100.0	403,718	

性 質 別 歳 出 内 訳

区 分	市 名	青 森 市			福 島 市		
		決 算 額	構 成 比	人口1人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人口1人 当 たり 額
		千円	%	円	千円	%	円
1	人 件 費	11,628,346	9.3	41,684	16,795,770	14.0	60,853
2	物 件 費	14,020,989	11.2	50,261	29,143,282	24.3	105,589
3	維 持 補 修 費	2,465,489	2.0	8,838	1,620,450	1.4	5,871
4	扶 助 費	41,831,874	33.4	149,954	24,557,637	20.5	88,975
5	補 助 費 等	11,011,562	8.8	39,473	9,430,841	7.9	34,169
6	公 債 費	15,109,637	12.1	54,163	8,275,872	6.9	29,984
7	積 立 金	293,938	0.2	1,054	2,870,813	2.4	10,401
8	投 資 及 び 出 資 金 貸 付 金	490,004	0.4	1,757	1,518,181	1.3	5,501
9	繰 出 金	13,563,626	10.8	48,621	9,174,848	7.7	33,241
10	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0	0	0.0	0
11	普 通 建 設 事 業 費	13,893,946	11.1	49,806	15,434,276	12.9	55,920
	(1)補 助	10,243,341	8.2	36,719	7,616,409	6.4	27,595
	(2)単 独	3,650,605	2.9	13,086	7,817,867	6.5	28,325
	(3)そ の 他	0	0.0	0	0	0.0	0
12	災 害 復 旧 事 業 費	1,005,758	0.8	3,605	896,292	0.7	3,247
13	失 業 対 策 事 業 費	0	0.0	0	0	0.0	0
	合 計	125,315,169	100.0	449,216	119,718,262	100.0	433,752

性 質 別 歳 出 内 訳

水 戸 市			八 尾 市			福 井 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
17,135,389	13.7	63,192	17,338,048	17.2	65,203	17,261,916	17.2	65,889	1
14,113,678	11.3	52,048	9,876,494	9.8	37,143	14,118,388	14.0	53,890	2
693,827	0.6	2,559	448,773	0.4	1,688	724,231	0.7	2,764	3
32,216,809	25.8	118,809	37,456,076	37.3	140,861	27,042,985	26.9	103,223	4
9,276,911	7.4	34,211	9,393,464	9.3	35,326	8,267,914	8.2	31,559	5
9,952,811	8.0	36,704	8,800,593	8.8	33,096	13,370,640	13.3	51,036	6
1,764,482	1.4	6,507	555,384	0.6	2,089	1,115,486	1.1	4,258	7
887,661	0.7	3,274	801,247	0.8	3,013	1,463,723	1.5	5,587	8
8,434,743	6.7	31,106	10,052,492	10.0	37,804	9,648,179	9.6	36,827	9
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	10
30,131,326	24.1	111,118	5,732,689	5.7	21,559	7,547,733	7.5	28,810	11
18,910,528	15.1	69,738	2,303,169	2.3	8,662	3,568,908	3.5	13,623	(1)
11,220,798	9.0	41,380	3,429,520	3.4	12,897	3,978,825	4.0	15,187	(2)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(3)
445,808	0.4	1,644	69,962	0.1	263	51,619	0.1	197	12
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	13
125,053,445	100.0	461,173	100,525,222	100.0	378,045	100,612,814	100.0	384,039	

性 質 別 歳 出 内 訳

区 分	市 名	下 関 市			函 館 市		
		決 算 額	構 成 比	人口1人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人口1人 当 たり 額
		千円	%	円	千円	%	円
1	人 件 費	20,885,299	17.5	80,531	17,104,867	12.6	67,517
2	物 件 費	14,641,783	12.2	56,457	13,734,796	10.1	54,215
3	維 持 補 修 費	1,326,412	1.1	5,114	2,539,592	1.9	10,024
4	扶 助 費	27,539,532	23.0	106,188	42,906,209	31.5	169,362
5	補 助 費 等	7,456,460	6.2	28,751	9,927,472	7.3	39,186
6	公 債 費	16,499,255	13.8	63,619	13,234,429	9.7	52,240
7	積 立 金	1,822,773	1.5	7,028	1,528,973	1.1	6,035
8	投 資 及 び 出 資 金 貸 付 金	2,475,430	2.1	9,545	7,647,876	5.6	30,188
9	繰 出 金	13,353,378	11.2	51,489	12,847,093	9.4	50,711
10	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0	0	0.0	0
11	普 通 建 設 事 業 費	13,117,507	11.0	50,579	14,619,913	10.7	57,709
	(1)補 助	6,565,961	5.5	25,317	5,669,106	4.2	22,377
	(2)単 独	6,551,546	5.5	25,262	8,901,584	6.5	35,137
	(3)そ の 他	0	0.0	0	49,223	0.0	194
12	災 害 復 旧 事 業 費	479,898	0.4	1,850	108,471	0.1	428
13	失 業 対 策 事 業 費	0	0.0	0	0	0.0	0
	合 計	119,597,727	100.0	461,151	136,199,691	100.0	537,616

性 質 別 歳 出 内 訳

佐 世 保 市			山 形 市			寝 屋 川 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
17,135,810	12.9	69,349	14,459,124	14.7	59,292	10,450,675	12.0	45,204	1
16,918,725	12.8	68,470	15,069,130	15.3	61,793	8,427,161	9.7	36,451	2
878,988	0.7	3,557	932,364	0.9	3,823	159,918	0.2	692	3
33,735,850	25.5	136,529	21,859,340	22.3	89,637	32,389,295	37.1	140,099	4
6,233,272	4.7	25,226	10,391,635	10.6	42,612	7,521,757	8.6	32,535	5
10,931,154	8.3	44,238	9,049,491	9.2	37,109	6,001,786	6.9	25,961	6
4,808,725	3.6	19,461	1,748,969	1.8	7,172	4,220,664	4.8	18,256	7
4,433,492	3.3	17,942	5,684,825	5.8	23,311	644,854	0.7	2,789	8
11,386,654	8.6	46,082	8,215,492	8.4	33,689	8,781,509	10.1	37,984	9
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	10
25,299,561	19.1	102,388	10,762,077	11.0	44,131	8,691,773	10.0	37,596	11
14,869,864	11.2	60,178	4,991,451	5.1	20,468	2,887,883	3.3	12,491	(1)
10,429,697	7.9	42,209	5,770,626	5.9	23,663	5,803,890	6.6	25,105	(2)
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	(3)
593,376	0.4	2,401	14,698	0.0	60	6,718	0.0	29	12
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	13
132,355,607	100.0	535,644	98,187,145	100.0	402,631	87,296,110	100.0	377,596	

性 質 別 歳 出 内 訳

区 分	市 名	八 戸 市			呉 市		
		決 算 額	構 成 比	人口1人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人口1人 当 たり 額
		千円	%	円	千円	%	円
1	人 件 費	9,860,786	9.2	43,528	17,323,059	16.1	78,619
2	物 件 費	12,761,115	11.9	56,330	10,690,559	10.0	48,518
3	維 持 補 修 費	1,095,846	1.0	4,837	851,361	0.8	3,864
4	扶 助 費	27,881,183	26.1	123,073	23,162,789	21.6	105,122
5	補 助 費 等	11,774,531	11.0	51,975	5,182,186	4.8	23,519
6	公 債 費	9,038,835	8.5	39,899	13,649,768	12.7	61,948
7	積 立 金	2,894,384	2.7	12,776	1,777,920	1.7	8,069
8	投 資 及 び 出 資 金 貸 付 金	1,726,337	1.6	7,620	4,054,317	3.8	18,400
9	繰 出 金	11,875,370	11.1	52,420	10,729,610	10.0	48,695
10	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0	0	0.0	0
11	普 通 建 設 事 業 費	17,900,283	16.8	79,016	13,653,428	12.7	61,965
	(1)補 助	8,217,892	7.7	36,276	10,276,022	9.6	46,637
	(2)単 独	9,682,391	9.1	42,740	3,377,406	3.1	15,328
	(3)そ の 他	0	0.0	0	0	0.0	0
12	災 害 復 旧 事 業 費	0	0.0	0	6,254,283	5.8	28,384
13	失 業 対 策 事 業 費	0	0.0	0	0	0.0	0
	合 計	106,808,670	100.0	471,476	107,329,280	100.0	487,103

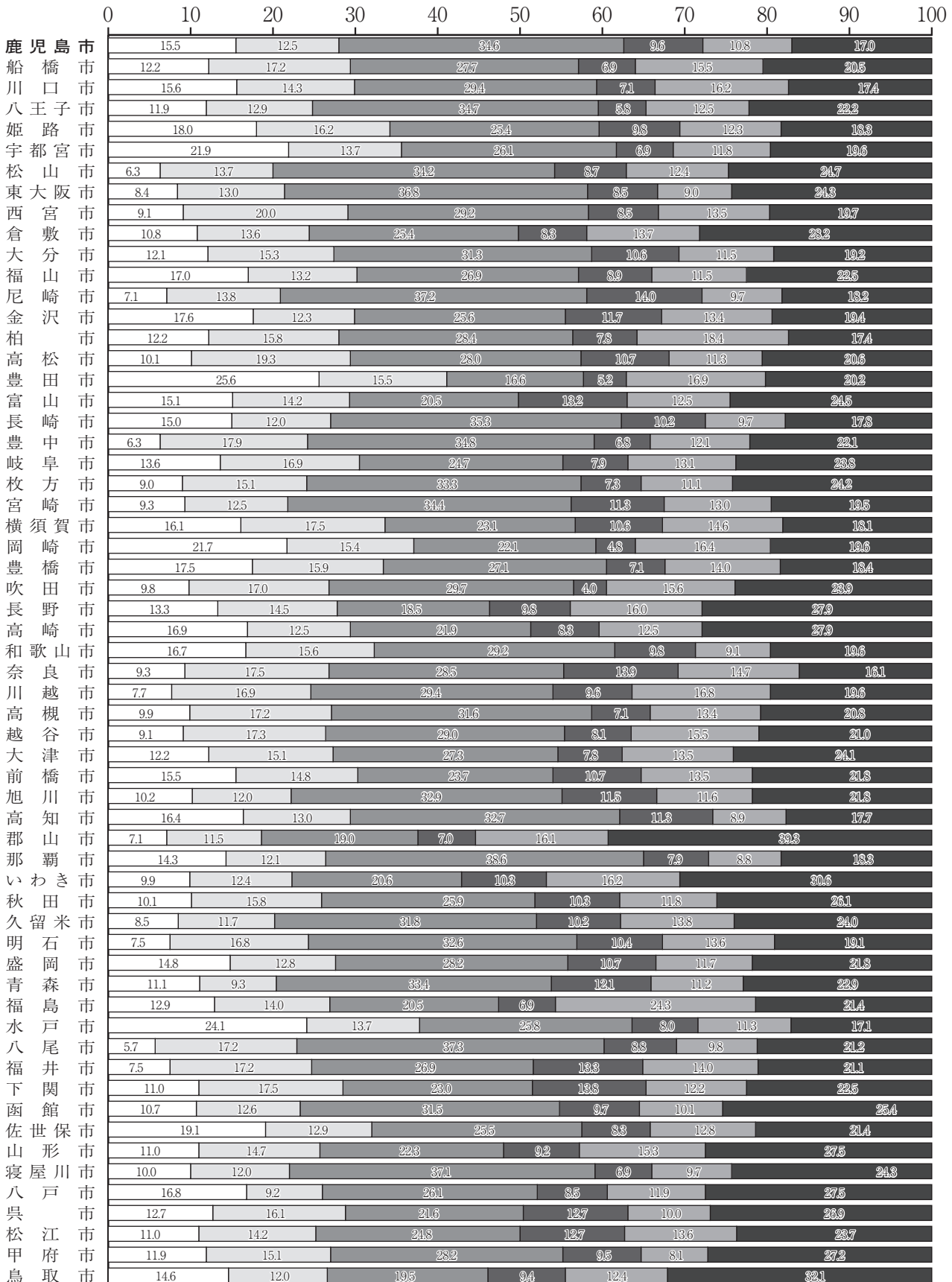
性 質 別 歳 出 内 訳

松 江 市			甲 府 市			鳥 取 市			
決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	決 算 額	構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	
千 円	%	円	千 円	%	円	千 円	%	円	
14,271,293	14.2	71,052	11,393,319	15.1	60,871	12,306,233	12.0	66,099	1
13,666,222	13.6	68,039	6,089,478	8.1	32,534	12,672,103	12.4	68,064	2
489,846	0.5	2,439	385,099	0.5	2,057	875,283	0.9	4,701	3
24,835,112	24.8	123,645	21,306,634	28.2	113,835	19,929,467	19.5	107,044	4
11,133,529	11.1	55,430	12,565,447	16.6	67,134	15,056,919	14.7	80,873	5
12,717,033	12.7	63,314	7,165,669	9.5	38,284	9,605,746	9.4	51,594	6
1,828,742	1.8	9,105	1,346,280	1.8	7,193	828,737	0.8	4,451	7
2,412,943	2.4	12,013	424,947	0.6	2,270	8,139,228	8.0	43,717	8
7,766,668	7.7	38,667	5,915,518	7.8	31,605	6,928,763	6.8	37,215	9
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	10
11,072,596	11.0	55,126	8,963,717	11.9	47,891	14,877,930	14.6	79,912	11
5,525,420	5.5	27,509	4,366,876	5.8	23,331	4,199,718	4.1	22,557	(1)
5,543,908	5.5	27,601	4,596,841	6.1	24,560	10,678,212	10.5	57,354	(2)
3,268	0.0	16	0	0.0	0	0	0.0	0	(3)
103,801	0.1	517	5,247	0.0	28	945,804	0.9	5,080	12
0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	13
100,297,785	100.0	499,347	75,561,355	100.0	403,702	102,166,213	100.0	548,750	

図6

性質別歳出の構成割合

普通建設事業費 人件費 扶助費 公債費 物件費 その他 (%)



7. 健全化判断比率の状況

(鹿児島市を除き、令和2年3月末現在の住民基本台帳人口順に掲載)

市名	区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
		%	%	%	%
鹿児島市		—	—	2.5	30.0
船橋市		—	—	0.7	24.1
川口市		—	—	5.8	7.9
八王子市		—	—	△ 0.7	—
姫路市		—	—	3.2	—
宇都宮市		—	—	5.3	0.0
松山市		—	—	7.7	51.8
東大阪市		—	—	5.1	5.4
西宮市		—	—	3.3	6.3
倉敷市		—	—	4.7	43.1
大分市		—	—	5.1	36.1
福山市		—	—	1.4	—
尼崎市		—	—	12.1	67.6
金沢市		—	—	5.9	60.5
柏崎市		—	—	2.2	—
高松市		—	—	7.8	77.1
豊田市		—	—	2.8	△ 67.1
富山県		—	—	8.5	125.5
長崎県		—	—	7.9	82.7
豊中		—	—	3.1	—
岐阜県		—	—	4.5	—
枚方市		—	—	△ 0.8	—
宮崎県		—	—	6.8	40.3
横須賀市		—	—	6.6	31.4
岡崎市		—	—	△ 1.0	—
豊橋市		—	—	3.7	51.4
吹田市		—	—	△ 2.9	—
長野県		—	—	2.8	50.7
高崎		—	—	5.5	47.6
和歌山		—	—	11.3	127.6
奈良		—	—	11.2	137.3
川越		—	—	5.7	68.9
高槻		—	—	△ 0.7	—
越谷		△ 8.9	△ 12.9	7.2	15.2
大津		—	—	2.1	—
前橋		—	—	7.9	66.6
旭川		—	—	8.1	90.7
高知		—	—	14.2	180.2
郡山		—	—	4.3	—
那覇		—	—	10.4	64.9
いわき		—	—	7.0	22.3
秋田		—	—	9.3	72.0
久留米		—	—	3.4	32.4
明石		—	—	3.0	22.9
盛岡		—	—	9.5	63.0
青森		—	—	15.0	93.6
福島		—	—	1.2	14.3
水戸		—	—	9.5	132.4
八尾		—	—	5.1	9.7
福井		—	—	10.3	95.6
下関		—	—	9.8	82.2
函館		—	—	7.3	54.2
佐世保		—	—	4.5	—
山形		—	—	7.9	88.0
寝屋川		—	—	0.4	—
八戸		—	—	9.8	127.4
呉		—	—	9.3	74.4
松江		△ 2.8	△ 17.6	12.5	83.6
甲府		—	—	6.8	72.4
鳥取		—	—	10.3	69.6

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「-」を記載している。

8. 普通建設事業費の状況

(人口1人当たり金額の多い順)

市名	区分	金額	歳出中に 占める割合	人口1人当たり	
				金額	本市との比較
		千円	%	円	%
豊田市	市	47,862,217	25.6	112,868	168.3
水戸市	市	30,131,326	24.1	111,118	165.7
佐世保市	市	25,299,561	19.1	102,388	152.7
宇都宮市	市	47,812,522	21.9	91,877	137.0
鳥取市	市	14,877,930	14.6	79,912	119.2
高知市	市	25,806,486	16.4	79,272	118.2
八戸市	市	17,900,283	16.8	79,016	117.8
長崎市	市	31,966,936	15.0	77,244	115.2
高崎市	市	27,749,947	16.9	74,567	111.2
岡崎市	市	28,493,281	21.7	73,606	109.8
和歌山市	市	26,620,318	16.7	72,771	108.5
姫路市	市	37,825,923	18.0	70,749	105.5
金沢市	市	31,162,845	17.6	69,160	103.1
那覇市	市	21,712,425	14.3	67,601	100.8
鹿児島市	市	40,289,042	15.5	67,049	100.0
福山市	市	30,974,589	17.0	66,208	98.7
横須賀市	市	25,975,667	16.1	65,182	97.2
前橋市	市	21,530,675	15.5	64,202	95.8
呉市	市	13,653,428	12.7	61,965	92.4
富山市	市	25,212,546	15.1	60,803	90.7
盛岡市	市	17,184,888	14.8	59,810	89.2
豊橋市	市	22,473,774	17.5	59,748	89.1
長野市	市	21,724,296	13.3	58,091	86.6
函館市	市	14,619,913	10.7	57,709	86.1
福島市	市	15,434,276	12.9	55,920	83.4
松江市	市	11,072,596	11.0	55,126	82.2
岐阜市	市	22,246,969	13.6	54,512	81.3
川口市	市	31,868,873	15.6	52,382	78.1
下関市	市	13,117,507	11.0	50,579	75.4
青森市	市	13,893,946	11.1	49,806	74.3
旭川市	市	16,327,804	10.2	49,090	73.2
いわき市	市	15,505,278	9.9	48,515	72.4
甲府市	市	8,963,717	11.9	47,891	71.4
大津市	市	15,973,400	12.2	46,495	69.3
大分市	市	21,758,129	12.1	45,907	68.5
倉敷市	市	22,088,204	10.8	45,870	68.4
秋田市	市	13,673,569	10.1	44,646	66.6
山形市	市	10,762,077	11.0	44,131	65.8
八王子市	市	24,532,708	11.9	43,682	65.1
船橋市	市	25,468,091	12.2	39,549	59.0
宮崎市	市	15,125,106	9.3	37,930	56.6
寝屋川市	市	8,691,773	10.0	37,596	56.1
高松市	市	15,600,217	10.1	36,707	54.7
柏市	市	15,525,145	12.2	36,433	54.3
久留米市	市	10,888,754	8.5	35,735	53.3
吹田市	市	13,268,609	9.8	35,480	52.9
東大阪市	市	17,152,109	8.4	35,164	52.4
奈良市	市	12,000,034	9.3	33,753	50.3
西宮市	市	15,926,822	9.1	32,924	49.1
高槻市	市	11,355,353	9.9	32,350	48.2
尼崎市	市	14,238,794	7.1	30,738	45.8
枚方市	市	12,189,276	9.0	30,477	45.5
郡山市	市	9,598,591	7.1	29,818	44.5
福井市	市	7,547,733	7.5	28,810	43.0
越谷市	市	9,285,680	9.1	26,940	40.2
明石市	市	7,948,659	7.5	26,182	39.0
川越市	市	8,346,308	7.7	23,613	35.2
松山市	市	11,684,083	6.3	22,919	34.2
豊中市	市	9,166,981	6.3	22,440	33.5
八尾市	市	5,732,689	5.7	21,559	32.2

9. 人件費の状況

(市税に占める人件費の割合の高い順)

市 名	区 分	人 件 費 (A)	市 税 (B)	市税に占める人件費の割合 (A) / (B)
		千円	千円	%
下 関 市	関 保 市	20,885,299	33,373,175	62.6
佐 世 保 市	世 保 市	17,135,810	29,785,825	57.5
呉 函 館 市	函 館 市	17,323,059	31,145,557	55.6
函 館 市	館 取 市	17,104,867	32,404,550	52.8
鳥 松 市	取 江 市	12,306,233	23,873,499	51.5
秋 田 市	田 江 市	14,271,293	29,182,348	48.9
旭 川 市	川 田 市	21,278,202	43,705,007	48.7
横 須 賀 市	須 賀 市	19,160,995	40,283,960	47.6
長 崎 市	崎 市	28,140,685	59,914,803	47.0
高 松 市	松 市	25,557,595	55,383,112	46.1
高 知 市	知 市	29,782,846	65,463,405	45.5
八 尾 市	尾 市	20,559,960	45,352,689	45.3
奈 良 市	良 市	17,338,048	39,579,752	43.8
和 歌 山 市	歌 山 市	22,524,778	52,936,388	42.6
福 島 市	島 市	24,874,385	59,459,575	41.8
福 岐 市	岐 市	16,795,770	40,855,149	41.1
水 戸 市	阜 市	27,502,916	67,152,137	41.0
明 石 市	戸 市	17,135,389	42,168,942	40.6
長 野 市	石 市	17,808,214	43,968,049	40.5
西 宮 市	野 市	23,694,593	58,631,007	40.4
山 形 市	宮 市	34,889,234	87,638,986	39.8
甲 府 市	形 市	14,459,124	36,414,112	39.7
高 槻 市	府 市	11,393,319	29,242,667	39.0
い ち かわ 市	槻 市	19,811,873	51,038,267	38.8
大 津 市	わ 市	19,490,716	50,697,910	38.4
福 前 市	津 市	19,836,737	52,011,858	38.1
宮 崎 市	井 市	17,261,916	45,284,461	38.1
豊 中 市	橋 市	20,578,265	54,152,389	38.0
鹿 児 島 市	崎 中 市	20,415,799	54,478,514	37.5
那 覇 市	鹿 市	26,165,846	70,805,154	37.0
寝 屋 川 市	児 島 市	32,570,084	88,762,480	36.7
久 留 米 市	那 市	18,362,199	50,272,612	36.5
松 方 市	屋 市	10,450,675	28,885,995	36.2
枚 方 市	留 米 市	15,122,876	41,896,255	36.1
越 谷 市	山 市	25,226,125	70,247,131	35.9
船 橋 市	方 市	20,425,022	57,029,780	35.8
姫 路 市	越 市	17,706,957	49,566,290	35.7
大 分 市	橋 市	35,763,114	101,737,438	35.2
尼 崎 市	路 市	34,072,784	97,797,976	34.8
盛 岡 市	分 市	27,574,637	79,630,677	34.6
青 森 市	崎 市	27,725,255	80,591,085	34.4
吹 田 市	岡 市	14,829,281	43,149,758	34.4
東 大 阪 市	森 市	11,628,346	34,364,273	33.8
倉 敷 市	田 市	23,032,819	68,379,527	33.7
高 崎 市	大 阪 市	26,630,450	79,651,128	33.4
八 戸 市	敷 市	27,835,460	84,732,337	32.9
宇 都 宮 市	崎 市	20,465,452	62,539,353	32.7
福 山 市	戸 市	9,860,786	30,412,938	32.4
川 越 市	都 宮 市	29,933,562	93,075,369	32.2
富 山 市	山 市	24,027,456	75,368,132	31.9
豊 橋 市	越 市	18,398,071	57,888,269	31.8
郡 山 市	山 市	23,697,814	74,846,630	31.7
川 口 市	橋 市	20,449,106	66,310,242	30.8
柏 市	山 市	15,603,534	51,463,434	30.3
八 王 子 市	口 市	29,215,641	97,414,545	30.0
岡 崎 市	王 子 市	20,165,102	68,620,452	29.4
金 沢 市	岡 市	26,567,863	91,630,705	29.0
豊 田 市	崎 市	20,263,307	71,297,749	28.4
	沢 市	21,855,102	83,641,768	26.1
	田 市	29,013,576	120,828,758	24.0

用 語 の 解 説

1. 会計の区分

地方公共団体の会計は単一であることが理想であるが、地方公共団体の複雑多岐な事務を単一の会計で処理することは困難であり、特別会計を設け、一般会計と区分して経理することとされている。現在、多くの特別会計があるが、決算統計上はこれを大別して普通会計と公営事業会計の2つに分けている。

特別会計の設置については、その相当の部分が地方公共団体の自主性に委ねられていることから、団体間の画一性を欠いているのが現状であり、決算統計では地方公共団体相互間の比較や時系列比較が可能となるよう、会計の区分は次のとおりとする。

なお、この普通会計および公営事業会計という名称は地方財政統計上における分類上の用語にすぎないが、一般的に地方財政の計数をいうときはこの普通会計を称していることが多く、「地方財政の状況」（地方財政白書）等にも使用されている。

(1) 普通会計

普通会計とは、公営事業会計以外の会計を総合して1つの会計としてまとめたものをいう。したがって、一般会計の中で、公営事業会計に係る全部または一部の収支（新たに建設中のものを含む。）を経理している場合においては、これに係る一切の収支は普通会計から分別して、公営事業会計中の該当会計において経理されたものとして取り扱うものである。

(2) 公営事業会計

公営事業会計とは、地方財政法等の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計をいうものであり、地方財政統計では、これを次のように分類している。

ア 公営企業会計

公営企業会計とは、次に掲げる事業に係る会計をいう。

(ア) 水道事業（簡易水道事業を除く。）

(イ) 工業用水道事業

(ウ) 交通事業（路面電車事業、都市高速鉄道事業、自動車運送事業、懸垂電車等事業、船舶運航事業）

(エ) 電気事業

(オ) ガス事業

(カ) 簡易水道事業

(キ) 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）

(ク) 病院事業

病院とは、医療法第1条の5に規定する病床数20床以上の施設を有するものをいう。

なお、国民健康保険事業会計の直診勘定に属する病床数20床以上の施設を有する病院については、同会計から分離して公営企業会計の病院事業として取扱い、一般行政上の目的から経営しているもの、例えば大学附属病院、独立の伝染病院等で法非適用のものについては、病床数の如何にかかわらず、すべて病院事業として取り扱わないものである。

(ケ) 市場事業

(コ) と畜場事業

(カ) 観光施設事業 {休養宿泊施設事業、索道事業（ロープウェイ、スキーリフト等）、その他観光事業}

(シ) 宅地造成事業（臨海土地造成事業、その他造成事業）

(ス) 下水道事業 {公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。）、流域下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、林業集落排水事業、簡易排水事業、小規模集合排水処理事業、特定地域生活排水処理事業、個別排水処理事業}

(セ) 有料道路事業（観光地有料道路事業を含む。）

(ソ) 駐車場整備事業（観光地駐車場整備事業を含む。）

(タ) 介護サービス事業（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5つの施設により介護サービスを提供する事業に限る。）

イ その他の公営企業会計

その他の公営企業会計とは、ア及びウからクまでに掲げる事業以外の事業で、地方公営企業法の全部または一部を適用している事業に係る会計をいう。

ウ 収益事業会計

この会計には、競馬、自転車競走、小型自動車競走、モーターボート競走及び宝くじの各事業に係る会計を含める。

エ 国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計のうち、直診勘定に係る病床数20床以上の病院については、公営企業会計の病院事業として取り扱うものとする。

オ 後期高齢者医療事業会計

後期高齢者医療事業会計とは、高齢者の医療の確保に関する法律により市町村及び広域連合が行う後期高齢者医療事業に係る会計をいう。

カ 介護保険事業会計

介護保険事業会計とは、介護保険法により市町村が行う介護保険事業に係る会計をいう。ただし、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5つの施設により介護サービスを提供する事業については、公営企業会計の介護サービス事業として取り扱うものとする。

キ 農業共済事業会計

農業共済事業会計とは、農業災害補償法により市町村が行う農業共済事業に係る会計をいう。

ク 交通災害共済事業会計

交通災害共済事業会計とは、市町村が条例等により直接行う交通災害共済事業に係る会計をいう。

2. 形式収支

$$\text{形式収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額}$$

形式収支は、上記の式によって求められる。これは出納閉鎖期日における当該年度中に収入された現金（前年度からの繰越金を含み、繰上充用金を除く。）と支出された現金との差額すなわち現金主義による表示であり、歳入決算額が歳出決算額を上回る場合には剰余を生じて黒字決算となり、反対の場合には現金の不足を生じて赤字決算となる。

普通会計の形式収支は、現金主義の建前に立っているため、当該年度における収入された現金と支出された現金の差額を表示するにとどまっており、現実の財政運営では現金の収支として現れてこない要素（本来当該年度において債務が確定し、支払義務が発生しているが未だ支払をしていないもの、当該年度の施行すべき事業をなんらかの事由によって執行せず翌年度に繰り越したものに充てるべき現金など）があるので、団体の収支の実態を的確に示しているとは言い難い。

3. 実質収支

実質収支は、形式収支から継続費通次繰越、繰越明許費繰越、事故繰越、事業繰越および支払繰延に伴い翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いて求める。これは事業繰越等にかかる繰越事業を当該年度に執行し、または当該年度に発生した債務をその年度に履行したのものとして、いわゆる発生主義の要素を加味して実質的な財政収支を求めるものである。

これを算式で示すと次のとおりである。

$$\text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源（事業繰越等繰越額} - \text{事業繰越等繰越事業に伴う未収入特定財源）}$$

上の算式により求められた実質収支は、いわば地方公共団体の純剰余または純損失を意味するものであることから、実質収支に示される黒字または赤字は当該団体の財政運営の状況を判断する重要なポイントとなる。

実質収支において黒字額が減少したり、赤字額が増加したりする傾向が現れはじめたときは、財政健全性に対する警鐘と考え、その原因を究明し、解決策を講じなければならない。

実質収支の黒字額はどの程度が適正かということであるが、これは団体の財政規模や当該年度の経済の景気等によって一概には表せないが、経験的におおむね標準財政規模の3～5%程度が望ましいと考えられている。

なお、実質収支において一定限度を超えた赤字を生じている団体には、現行制度上、翌年度の地方債の発行が制限されていることを注意すべきである。すなわち、起債予定年度の前年度の一般会計等の実質収支の赤字額を前年度の標準財政規模で除して得た数値が都道府県にあっては5%以上、市町村にあっては20%以上の場合は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める財政再生計画をたてて財政の再生を行う場合でなければ、地方財政法第5条第1項第5号に掲げる経費の財源として地方債を発行することに制限を受けることになる。

4. 単年度収支

$$\text{単年度収支} = \text{当該年度の実質収支} - \text{前年度の実質収支}$$

実質収支は前年度以前からの収支の累積であって、そのなかには前年度の実質収支が赤字にせよ黒字にせよ含まれている。たとえば、前年度において実質収支が黒字である場合、このうち地方自治法第233条の2ただし書の規定による基金繰入額を除いた額は繰越金として当該年度の歳入とされ、当該年度の実質収支をそれだけ増加させる要素となっている。したがって、当該年度だけの収支をとらえる場合には、前記の算式によって得た収支をみる必要がある。これを単年度収支という。

単年度収支が黒字であるということは、前年度の実質収支が黒字の場合には当該年度に新たな剰余を生じたことを意味し、赤字の場合には過去の赤字を解消したことになる。

また逆に単年度収支が赤字であるということは、前年度の実質収支が黒字の場合は過去の剰余金を使用され、赤字の場合は赤字額が増加したことを意味する。

このように単年度収支が黒字であるか、赤字であるかを分析する意味は、それが翌年度の財政運営、特に歳出規模の伸縮に大きな影響を与える結果となる点にある。

単年度収支が黒字の場合にあっては、翌年度の自然増収に黒字額の2倍相当額を加えた額まで翌年度の歳出規模を伸張することが可能であり、赤字の場合は歳出中に赤字解消財源を計上しなければならないため、翌年度の純然たる歳出規模は自然増収分から赤字額の2倍相当額を控除した歳出規模に圧縮を図らないと収支が均衡しないことになる。また単年度収支は当該年度のみの実質的な収入と支出との差額を意味し、当該年度の増減収入と当該年度の増減支出の差額であるともいえる。

5. 実質単年度収支

収支結果に表れないが、歳入、歳出のなかに実質的な黒字要素または赤字要素があることに注意する必要がある。たとえば、積立金を積み立てるとか、後年度の債務を繰り上げて償還するというのは実質的な黒字要素である。また積立金を取り崩して使用すること（歳入中の基金からの繰入金）は、実質的な赤字要素である。

実質単年度収支は、これらの当該年度に措置された要素（黒字要素または赤字要素）が仮に歳入、歳出に措置されなかったとした場合、単年度収支が実質的にどのような額になったかを検証するものである。

これを算式で示すと次のとおりである。

$$\text{実質単年度収支} = \text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立額} + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩額}$$

基金積立額および地方債の繰上償還額は、ともに後年度財政への配慮から出るものであり、財政上のゆとりを保持し、年度間の財源調整の役割を果たすものである。余裕財源を剰余金の形でもつか、積立金とするかは、それぞれの団体の事情によるが、剰余金の少なくとも1/2は、翌々年度までに積み立てるか、地方債の繰上償還に充てなければならないことになっている。

実質単年度収支についての考え方は、単年度収支とほぼ同様である。

6. 自主財源と依存財源

市町村の歳入は、歳出の財源となるものであるから、歳入を分類する場合も、歳出の財源としての見方に立ち、自主財源と依存財源とに分類する方法がある。

この区分の基準は、地方自治体自身が財政運用上、歳入を自律的に決めうるかどうかによるものであると一応定義できる。つまり、自主財源とは市町村が自主的に収入するものを指し、依存財源とは国や県の意味決定に基づき、収入されているものをいう。

ここで決算科目により、これを分類すると次表のとおり分類することができる。

自主財源	{	地方税, 分担金及び負担金, 使用料, 手数料, 財産収入, 寄附金, 繰入金, 繰越金, 諸収入
依存財源	{	地方譲与税, 地方交付税, 各種交付金, 国庫支出金, 都道府県支出金, 地方債

自主財源には、①地方税収入が中心となるので収入に安定性がある。②行政の必要性に基づいて課徴されるものであり、住民がその経費を負担し合うという自治の基本としての負担分任性が明瞭である。③地方団体の行政は、非権力的な教育文化、地方開発、都市環境整備等のサービス行政の占める分野が大きく、住民はこれらの利益を享受し、その代償として目的税、負担金、分担金、使用料、手数料により受益に応じた負担を課されるから、応益性が顕著である。——といった特質からみて、収入に占める比重が高ければ高いほど、概念的には、その団体の収入構成が安定的であると言える。しかし、本来、市町村の事務、事業は内容と性格において、制度上、その経費に要する財源を国庫等に求めることを前提としているものがあるので、自主財源の構成が依存財源の構成よりも高ければ高いほどよいという意味は、自主財源が100%に近ければ近いほど収入が安定的であるということではなく、その団体の置かれている財政事情を考慮に入れて、相応的に検討すべきである。

すなわち、地方交付税による財源調整を前提とする現行制度のもとにおいては、税収入源の脆弱な団体にとっては、その収入が既定的に予定されているわけであり、市町村の固有事務以外の事務

については、その事務内容に相応した国庫支出金等の収入が当然にあり得るからである。

7. 基準財政需要額

基準財政需要額は各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、または標準的な施設を維持するために必要な財政需要であり、各行政項目ごとに次の算式によって算定したものの合算額である。

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位の数値} \times \text{補正係数}$$

基準財政需要額の特徴は、次のような点にある。

- (1) 一般財源をもって賄われる額である。したがって、使用料、手数料、国庫支出金等の特定財源をもって賄われるべきものは除外されている。
- (2) 全国水準に基づく経費である。個々の地方公共団体が現実的に必要とする経費を算定するものではない（現実の支出も当然考慮されている）。
- (3) 客観的にみてどの地方公共団体も必要な経費であり、必要不可欠の任意に節減できない経費である。地域的特殊性の強いもの、独自性の強いものは必ずしも算入されるわけではない。

8. 基準財政収入額

普通交付税の算定に当たって、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために当該地方公共団体について一定の方式で算定した額をいう。

市町村では、次によって算定した額の合算額である。

- (1) 基準税率（100分の75）をもって算定した法定普通税および事業所税の収入見込額
- (2) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金および自動車取得税交付金の収入見込額の100分の75の額
- (3) 減収補てん特例交付金、特別交付金の100分の75の額
- (4) 地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税および自動車重量譲与税の収入見込額
- (5) 基準率（100分の75）をもって算定した国有資産等所在市町村交付金の収入見込額
- (6) 交通安全対策特別交付金の収入見込額
- (7) 地方自治法第252条の19による指定都市にあつては、上記のほか軽油引取税交付金の収入見込額の100分の75の額および石油ガス譲与税の収入見込額

$$\text{基準財政収入額} = (1) \sim (7) \text{の合計}$$

この基準財政収入額は、各地方公共団体の財政力を客観的、合理的に測定したものとして、財政力指数、標準税収入等に使用される。

〔基準税率〕

基準財政収入額の算定に当たり、地方税収入見込額の一定割合を算入するための率をいう。

標準税率（標準税率の定めのない地方税については、地方税法に定める税率）の市町村にあっては75 / 100に相当する率とされている。

9. 標準財政規模

地方公共団体が通常水準の行政活動を行ううえで、必要な一般財源の総量を示すものである。

標準財政規模は、普通交付税の算定の方式の基礎として、次の算定によって求められる。

$$\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額等}（※） + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

※標準税収入額等		
基 準 財 政 収 入 額	市町村民税所得割における税源移譲相当額の25% 特別とん譲与税 自動車重量譲与税 航空機燃料譲与税 地方揮発油譲与税 石油ガス譲与税 交通安全対策特別交付金	特別とん譲与税 自動車重量譲与税 航空機燃料譲与税 地方揮発油譲与税 石油ガス譲与税 交通安全対策特別交付金
	× 100 / 75 +	

10. 財政力指数

地方公共団体の財政上の能力を示す指数をいう。

この指数の求め方は、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で、当該年度前3カ年度分の値をいう。

したがって、財政力指数が「1」に近いほど財政力が強いとみることができ、「1」を超える市町村は普通交付税の不交付団体であって、その団体は超えた率だけ標準的な水準を超えた行政活動をすることが可能となり、それだけ余裕財源を保有していることになる。

11. 公債費比率

$$\text{公債費比率} = \frac{A - (B + C)}{D - C} \times 100 (\%)$$

- A・・・当該年度の普通会計に係る元利償還金（繰上償還分を除く）
 B・・・元利償還金に充当された特定財源
 C・・・災害復旧費や財源対策債償還金など基準財政需要額に算入された公債費
 D・・・当該年度の標準財政規模

公債費比率は地方債発行の後年度に財政運営に及ぼす影響を知るために有用であり、財政構造の弾力性を測定する指数である。

12. 経常収支比率

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源の総額} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$$

経常一般財源とは、経常的収入のうち用途の特定されない収入をいい、具体的には法定普通税、地方譲与税、普通交付税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金ならび経常的に収入される使用料、手数料、財産収入および諸収入のうち用途の特定されないものをいう。経常一般財源は毎年度連続して経常的に収入され、かつ自由に用途を決定しうるものである。したがって、歳入総額または一般財源総額中に占めるこの割合をみることにより、当該団体の収入の安定性と財政上の自律性が推測されるわけである。

この経常一般財源がどの程度経常経費（人件費・物件費・維持補修費・扶助費・補助費等・公債費等）に充当されたかを示すのが経常収支比率であり、通常、財政構造の弾力性を測定する比率として使われる。

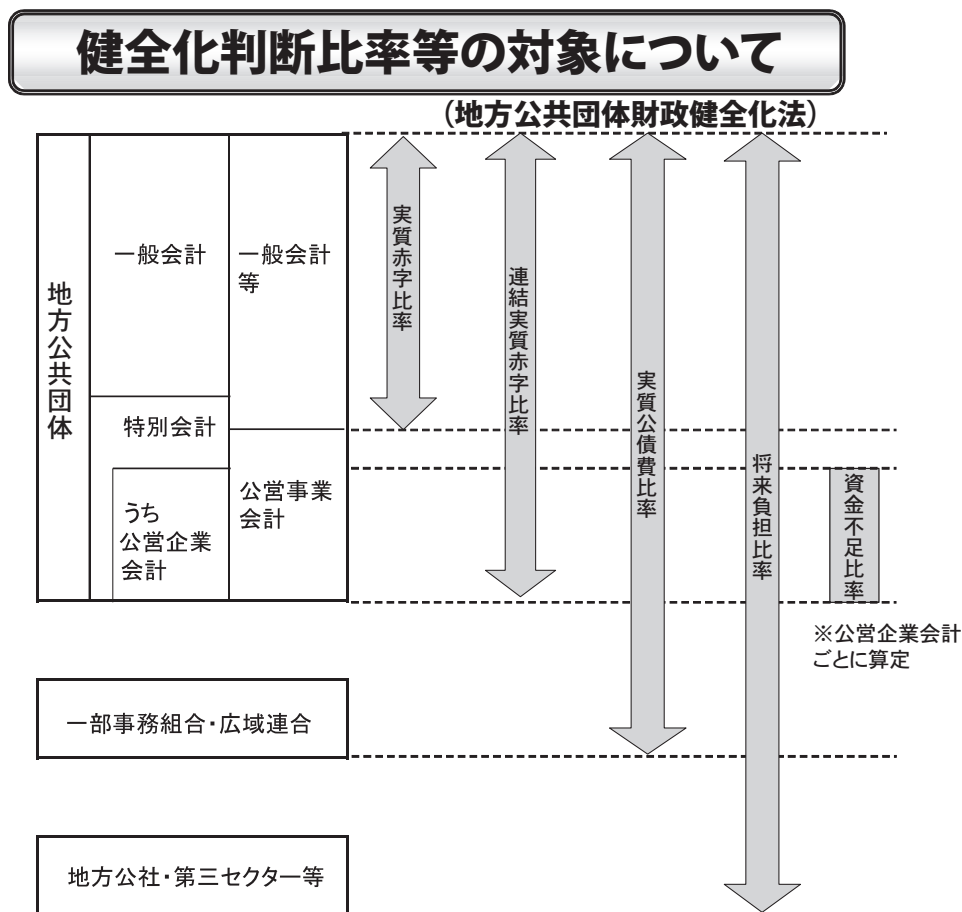
13. 健全化判断比率等の概要

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応をとるための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月に全面施行された。

同法においては、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」

の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めている。

この4つの財政指標のいずれかが「早期健全化基準」や「財政再生基準」以上のときには、それぞれ財政健全化計画、財政再生計画を定めて財政対策に取り組むことになる。



14. 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}}$$

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

15. 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A + B) - (C + D)}{\text{標準財政規模}}$$

A…一般会計および公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

B…公営企業の特別会計のうち、資金不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

C…一般会計および公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

D…公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。

16. 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} (\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} - \\ (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}} \text{の3カ年平均 (3カ年平均)}$$

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

17. 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \\ \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \end{array}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

18. 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金不足比率は、資金の不足額の事業の規模に対する比率である。この比率が「経営健全化基準」を超えたときは、経営健全化計画を定め、経営改善に取り組むことになる。

資 料

令和3年度政府等の予算編成等に関する提案事項

令和2年8月

鹿児島県開発促進協議会

鹿児島県開発促進協議会の概略

本県の開発を促進する上での重点事項について、政府及び関係機関に対し、その実施のための要請活動を行い、県勢の発展を図ることを目的としている。

協議会は、県議会、行政関係団体、経済産業団体その他関係団体の代表者又はこれに準ずる者の中から会長が委嘱する委員及び学識経験者の中から会長が必要と認めて委嘱する委員をもって構成する。

協議会の中に4つの専門部会がある。

1. 交通通信部会
2. 商工観光部会
3. 農林水産部会
4. 厚生教育部会

目 次

【重点提案項目】

1	新型コロナウイルス感染症対策の推進	150
2	国際的な経済連携協定への対応	154
3	農畜産物などの輸出拡大に向けた地方の取組への支援	155
4	畜産振興対策の充実・強化	156
5	再生可能エネルギー等の導入推進	158
6	令和2年7月豪雨による被害への支援措置の早期実施等	159
7	原子力発電所の安全性の確保及び防災対策の充実等	160
8	防災・減災対策，国土強靱化の充実強化	161
9	災害対策の充実・強化	162
10	自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持	164
11	地方税財源の充実・確保	165
12	地方創生の推進	168
13	奄美群島振興開発の推進	168
14	離島振興対策の拡充	169
15	奄美の世界自然遺産登録	170
16	地方における社会資本整備の推進及び財源の確保	170
17	高規格幹線道路等の整備推進	171
18	港湾事業等の推進	172
19	農業農村整備の推進	173
20	国際的な交通ネットワークの整備	174
21	地域公共交通の確保等に対する財政支援措置等の拡充	174
22	肥薩おれんじ鉄道に対する支援の拡充	175
23	情報通信基盤の整備・利活用に対する支援策の充実	176
24	子育て支援の推進	176
25	地域医療対策の充実・強化	177
26	地方警察官の増員	179

【提案項目】

1	地方分権改革の推進	180
2	地方消費者行政の充実支援	180
3	人権・同和対策に関する施策の充実・強化	180
4	生活環境施設の整備推進	181
5	都市環境等の整備推進	181
6	公営住宅整備事業等及び大規模建築物等の耐震化の促進	182
7	交通安全施設等の整備推進	182
8	結婚・子育て支援の充実	183
9	保健医療対策の充実・強化	183
10	地域保健福祉の推進	185
11	農村地域，山地の防災・減災対策	187
12	火山の観測・研究体制の充実	187

13	地震・津波観測体制の整備等	187
14	第十管区海上保安本部の強化	187
15	漂流木処理制度の確立等	188
16	水俣病対策の推進	188
17	廃棄物・リサイクル対策等の推進	189
18	自然保護対策の推進	189
19	地球温暖化対策等の推進	190
20	自然公園施設の整備促進	191
21	ツル保護対策の充実	191
22	ジオパークに関する取組への支援	192
23	森林整備・林業振興対策の推進	192
24	森林整備法人への支援	193
25	森林・山村対策等に係る地方財政措置等の充実	194
26	水産業振興対策の推進	194
27	養鰻業の振興	197
28	観光振興対策の推進	197
29	「攻めの農林水産業」への適切な対応	197
30	地域農政の推進	200
31	畑作農業振興対策の充実・強化	202
32	家畜伝染病予防対策の充実・強化	204
33	女性の活躍推進	205
34	地域経済対策の拡充・強化	206
35	雇用対策の充実・強化	206
36	軽油引取税の課税免除措置の延長	208
37	道路の整備推進	208
38	国内幹線航路の安定的確保	208
39	島原・天草・長島架橋構想の推進	208
40	情報通信基盤の整備・利活用に対する支援策の充実	209
41	奄美群島振興開発の推進	209
42	離島振興対策の拡充	210
43	過疎対策及び辺地対策の推進	211
44	半島振興対策の拡充	211
45	「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の世界文化遺産としての 取組に係る支援	212
46	私学の振興	212
47	宇宙開発の推進	213
48	県立高等学校への特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置の拡充	213
49	離島・へき地教育の充実	213
50	水産高校実習船の整備促進	214
51	公立学校施設の整備促進及び耐震化の推進	214
52	公立学校におけるICT環境整備に係る財政措置の拡充	214

【重点提案項目】

提案事項	提案内容	提案先
<p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進</p> <p>(1) 感染症拡大防止対策の充実・強化</p> <p>ア 医療提供に必要となる医療物資の供給</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への対応に当たって、マスクや個人防護具等の医療物資が必要となっています。</p> <p>医療機関等における医療物資については、これまでも国において責任を持って調達・供給する努力を重ねておられますが、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大も懸念される中、各医療機関等の保有量は十分とは言えません。</p> <p>医療機関等が安心して医療を提供できる体制を整えるため、感染防御等に必要となる医療物資が一日も早く十分に行き届くよう、引き続き国において責任を持って調達・供給を進めるよう、提案します。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症に対する安心な医療体制を構築するため、検査方法、治療法の確立について提案します。</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の検査体制及び医療提供の充実・強化を図るため、医療機関等における個人防護具や検査資材、医療用マスクなどの医療物資について国において十分な数量を確保した上で、速やかに提供すること。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症対策に必要な簡易検査キット、特効薬及びワクチンの早急な実用化を図ること。</p>	厚生労働省
<p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進</p> <p>(1) 感染症拡大防止対策の充実・強化</p> <p>イ 地域の実情に応じた新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の確保及び弾力的な運用等</p>	<p>国においては、新型コロナウイルス感染症への対応として、緊急に必要な医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施ができるよう、都道府県の取組を包括的に支援するための交付金を創設したところです。</p> <p>当県においては、離島や過疎地域等の地理的条件不利地域などの医療資源及び財政基盤の脆弱な地域を有しており、そのような地域においても、感染拡大防止や医療提供体制の整備等に取り組む必要があります。</p> <p>ついては、地方の厳しい財政状況や医療提供体制への対応の必要性等を踏まえ、地方が必要とする財源を確実に措置し、地域の実情に応じた十分な配慮がなされるよう、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の弾力的な運用について提案します。</p> <p>① 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地方の必要とする総額を確保すること。</p> <p>② 令和2年6月30日までの診療等が支給対象とされている医療従事者等への慰労金について、地域における新型コロナウイルス感染者の発生時期・発生者数を踏まえて対象期間の延長を講じること。</p> <p>③ 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地方の意見を十分に踏まえ、事務手続の簡素化・合理化を進めるとともに、対象要件の緩和や事業間の流用など、地域の実情に応じて弾力的な運用ができるようにすること。併せて、地域医療提供体制の確保のために医療機関の経営存続に対する支援策を講じること。</p>	厚生労働省
<p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進</p> <p>(1) 感染症拡大防止対策の充実・強化</p> <p>ウ 離島における感染者の搬送</p>	<p>当県は多くの離島を有しており、感染症指定医療機関のない離島において感染者が発生した場合には、島内では十分な医療の提供が難しいため、離島からの感染者の搬送体制の確保について提案します。</p> <p>離島における感染者の搬送については、自衛隊や海上保安庁の協力を継続するとともに、搬送に当たって必要となる防護資機材の確保について、国において対策を講じること。</p>	防衛省 国土交通省 厚生労働省

提案事項	提案内容	提案先
<p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進</p> <p>(1) 感染症拡大防止対策の充実・強化</p> <p>エ 消防機関に対する感染防止資器材の供給</p>	<p>新型コロナウイルス感染症患者（疑似症患者を含む）の医療機関までの移送については、保健所が行う業務とされていますが、地域における搬送体制の確保の観点から、消防機関においては、保健所との密な情報共有のもと、協定等に基づき移送に協力することとされています。</p> <p>現在、国においては、救急搬送に携わる救急隊員の感染症への感染を防ぐため、各消防本部の実態を踏まえて、必要な感染防止資器材の提供に取り組まれています。患者等の移送・搬送に万全を期すため、次のとおり提案します。</p> <p>新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大が懸念される中、各消防機関において円滑な救急活動の実施が図られるよう、国において十分な量の資器材を確保した上で、各消防機関へ速やかに提供すること。</p>	消 防 庁
<p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進</p> <p>(2) 大胆かつ速やかな経済対策の実施及び事業者への支援</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置</p>	<p>新型コロナウイルス感染症については、7月に県内においても複数のクラスターが発生し、新規感染者が急増するなど感染が拡大している状況にあります。県では、これに対応するため、接待を伴う飲食店に再度の休業要請を行ったほか、経済活動再開のために実施していた観光施策の一時中断する措置を採ったところです。</p> <p>全国的にも感染拡大の状況は続いており、事態の収束の見通しが立たない中、観光業を基幹産業とする当県の地域経済は極めて厳しい状況に置かれており、感染拡大による影響の長期化が強く懸念されます。</p> <p>つきましては、今後の地域経済への強力な支援となるよう、次の事項について提案します。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済に与える影響が甚大であり、その長期化も懸念されることから、次年度以降においても、感染拡大の防止と社会経済活動の両立に向けた取組が進められるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を継続するなど、新型コロナウイルス感染症対策について、引き続き十分な財政措置を講じること。</p>	内 閣 府
<p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進</p> <p>(2) 大胆かつ速やかな経済対策の実施及び事業者への支援</p> <p>イ 経済活動の回復に向けた支援及び雇用対策の充実・強化</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、人の動きが制限されるなど、これまでにない深刻な事態となっており、県内の観光産業をはじめ、あらゆる分野に重大な影響が及んでいるところです。</p> <p>については、新型コロナウイルス感染症に係る経済活動回復支援及び雇用対策の充実・強化について提案します。</p> <p>① 国の発出した緊急事態宣言を受け、都道府県の要請で休業した施設や感染拡大の影響を受けた事業者の経済活動の回復に向けた取組への支援及び各自治体で取り組む支援策に対する十分な財源措置を講じること。</p> <p>② 新型コロナウイルスの影響により、雇用への不安が高まっていることから、雇用調整助成金の緊急対応期間における措置の更なる延長、申請手続きの更なる簡素化や迅速化、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の速やかな給付等、雇用維持が図られるよう措置すること。</p> <p>また、新型コロナウイルスの影響で解雇等された者の再就職を支援する措置を講じること。</p> <p>③ 社会資本の整備は、地域経済の活性化や雇用創出に大きく寄与していることから、速やかな景気回復・持続的な経済成長を図るため、防災・減災、国土強靱化や経済活動を支える社会資本整備を推進するなど、公共投資による積極的な経済対策を講じること。</p>	内 閣 府 厚生労働省 経済産業省 農林水産省 国土交通省

提案事項	提案内容	提案先
<p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進</p> <p>(2) 大胆かつ速やかな経済対策の実施及び事業者への支援</p> <p>ウ 国による観光需要喚起策の充実・強化</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、当県観光産業をはじめとしたあらゆる分野においては、これまでに経験したことがない非常に厳しい状況となっているところです。</p> <p>については、新型コロナウイルス感染症に係る観光・宿泊・飲食等への救済措置及び観光需要喚起策及び「G o T o トラベルキャンペーン」の実施方法について提案します。</p> <p>国の新型コロナウイルス感染症拡大に係る観光需要喚起策については、迅速かつ確実に遂行するとともに、継続的な対策の強化を図ること。</p> <p>「G o T o トラベルキャンペーン」については、感染状況に応じて、キャンペーンを継続できる地域と、除外すべき地域に分けて実施し、除外地域については、国によるキャンセル料の補填など観光事業者に安心をもたらす制度とすること。</p> <p>また、観光関連産業をはじめ地域経済を維持・回復させるために、予算が不足する場合は予備費を活用するなど、継続的な需要喚起が図られるよう支援すること。</p>	観光庁
<p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進</p> <p>(2) 大胆かつ速やかな経済対策の実施及び事業者への支援</p> <p>エ 農林水産業への影響に対する支援</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言を受け、経済活動全体が停滞したことから、当県の農林水産物については、国内ではインバウンド需要の減少や、外出需要の低下、各種イベントの自粛による需要低下等に伴う価格の低下などの影響が見られています。</p> <p>また、世界各国での感染症拡大により、海外で我が国の農林水産物の需要が減少し、輸出への影響が見られています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症により影響を受けている当県の基幹産業の一つである農林水産業に対する支援について、次のとおり提案します。</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている農林漁業者等が、今後とも経営が継続できるよう、更なる対策の充実を図ること。</p> <p>② 感染症収束後は、農林水産業のV字回復のため、国内外でのPR・販売促進活動等の展開、地域材を活用した公共建築物等の整備や住宅建設への新たな支援などの対策を講じること。</p> <p>また、輸出の拡大に向けて、輸出に対応した食肉処理施設やてん茶工場等の施設整備、家畜衛生・防疫体制の強化などの対策を講じること。</p>	農林水産省 林野庁 水産庁
<p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進</p> <p>(2) 大胆かつ速やかな経済対策の実施及び事業者への支援</p> <p>オ 病児保育事業への影響に対する支援</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、病児保育の利用者が大幅に減少しており、病児保育施設の経営は、これまでに経験したことがない非常に厳しい状況となっています。</p> <p>病児保育事業は、保護者が就労している場合等において、病気の児童の一時的な保育や、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等、安心して子育てができる環境を整備するために不可欠な役割を担っています。</p> <p>については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている病児保育に対する支援について、次のとおり提案します。</p> <p>病児保育事業に係る子ども・子育て支援交付金について、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な利用者の減少に配慮した算定とするなど、病児保育施設の事業継続のため必要な財政支援を行うこと。</p>	内閣府 厚生労働省

提案事項	提案内容	提案先
<p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進</p> <p>(3) 児童生徒の感染リスクの低減及び学習機会の確保等</p> <p>ア 新型コロナウイルス等の感染症対策を踏まえた県立特別支援学校通学バスの増便に伴う財政措置の充実</p>	<p>県立特別支援学校の通学バス内における新型コロナウイルス等の感染症への感染リスクを低減するため、県立特別支援学校通学バスの増便に伴う必要な額の財政措置の充実について提案します。</p> <p>県立特別支援学校の通学バス内における新型コロナウイルス等の感染症への感染リスクを低減するため、県立特別支援学校通学バスの増便に伴う必要な額の財政措置の充実を図ること。</p>	文部科学省
<p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進</p> <p>(3) 児童生徒の感染リスクの低減及び学習機会の確保等</p> <p>イ ICTを活用した家庭学習支援等に係る財政措置の拡充</p>	<p>児童生徒の学習機会の確保等のため、ICTを活用した家庭学習支援等に係る財政措置の拡充について提案します。</p> <p>児童生徒の学習機会の確保等のため、地域や学校の実態に応じ、ICTを活用した家庭学習支援等が行えるよう財源を確保するとともに、必要な支援を行うこと。</p>	文部科学省
<p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進</p> <p>(3) 児童生徒の感染リスクの低減及び学習機会の確保等</p> <p>ウ 感染症拡大防止に係る児童生徒の一時滞在に対する財政措置の創設</p>	<p>感染症拡大防止のため、児童生徒が宿泊施設等に一時滞在した場合の経費に係る財政措置について提案します。</p> <p>地域全体での感染拡大を抑えることを目的として、県外から転入する児童生徒を一時的に宿泊施設等で受け入れた場合に要する経費について、財源を確保するとともに、必要な支援を行うこと。</p>	文部科学省

提案事項	提案内容	提案先
<p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進 (3) 児童生徒の感染リスクの低減及び学習機会の確保等 エ 生涯学習における遠隔授業システム導入に係る財政措置の創設</p>	<p>生涯にわたって、あらゆる場所で学習できる環境を整えるため、生涯学習においても大学等で推進されている遠隔授業システム導入に係る財政措置の創設について提案します。</p> <p>個人の生涯学習の機会を保障するとともに、地域等を結んだリアルタイムでの情報共有や意見交換による地域コミュニティの活性化を図るため、遠隔授業システムを導入するために必要な経費について財政措置を講じること。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進 (3) 児童生徒の感染リスクの低減及び学習機会の確保等 オ 新型コロナウイルス感染症対策として少人数による学級編制を可能とする教職員定数の充実</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、少人数による学級編制を可能とする教職員定数の充実について提案します。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、少人数による学級編制を可能とする教職員定数の充実を図ること。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進 (4) 風評被害・差別意識の排除の推進</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う人権侵害やその疑いのある事案が発生していることから、国において、人権や風評被害に配慮した対策の充実・強化について提案します。</p> <p>感染者やその家族、治療にあたる医療従事者やその家族、その他関係者に対する偏見や差別につながる行為は決して許されるものではないことから、病気の特性について国民に十分説明するとともに、人権や風評被害に配慮した対策を講ずること。</p>	<p>法務省 厚生労働省</p>
<p>2 国際的な経済連携協定への対応</p>	<p>国際的な経済連携協定については、TPP11、日EU・EPAに加え、本年1月には日米貿易協定が発効されました。さらに、交渉が進むRCEPなど、国際的な経済連携を巡る情勢は急速に進展しているところです。</p> <p>これらの発効によって、当県の主要な産品である牛肉や豚肉等の関税が大幅に削減され、国産品の価格低下による生産額の減少が見込まれるなど、当県の基幹産業である農林水産業への影響が懸念されます。</p>	<p>内閣官房 農林水産省 外務省</p>

提案事項	提案内容	提案先
	<p>一方、協定発効により、輸出先国で関税の撤廃・削減など日本がアクセスできる市場が拡大されることから、県産農林水産物の更なる輸出拡大を目指し、競争力のある農林水産物の実現に向けた取組を進めていく必要があります。</p> <p>ついては、以下の対応について提案します。</p> <p>(1) 国際的な経済連携協定の交渉に当たっては、関係国との交渉状況、地方の経済活動や国民生活に与える影響などについて、国民に十分な情報提供と明確な説明を行うこと。</p> <p>(2) TPP11、日EU・EPA及び日米貿易協定発効後の経営安定に万全を期すため、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策が着実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。</p> <p>(3) 国際的な経済連携協定の交渉に当たっては、農林水産物の重要品目の再生産が引き続き可能となり、農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、必要な国境措置をしっかりと確保すること。</p> <p>(4) 農林水産物の輸出拡大に向けた動植物検疫条件等の協議を加速化し、輸出環境の整備を図ること。</p>	
<p>3 農畜産物などの輸出拡大に向けた地方の取組への支援</p>	<p>国においては、令和2年3月に決定した「食料・農業・農村基本計画」で、農林水産物・食品の輸出額を令和12年（2030年）までに5兆円に拡大するとの目標を掲げ、また、本年4月1日に施行された「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」に基づき、輸出促進を担う司令塔組織として農林水産物・食品輸出本部を農林水産省に創設し、輸出先国との協議の加速化、輸出向けの施設認定の迅速化など輸出拡大につなげる環境整備を進めるとともに、グローバル産地づくりやHACCP等輸出向け施設整備に対するハード支援など輸出拡大に資する生産基盤の強化を推進するなど、我が国の農林水産物・食品を輸出に仕向けるための努力を官民の総力を挙げて行い、可能な限り輸出拡大をしていくとされています。</p> <p>当県では、日米貿易協定の発効など国際化の進展を踏まえつつ、県産農林水産物の更なる輸出拡大に向けて、「鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョン」に基づき、生産体制と販売力の強化に戦略的に取り組んでいます。</p> <p>ついては、当県農業者等の所得向上と雇用の確保など、輸出促進が地域の活性化に資する取組となるよう、次のとおり提案します。</p> <p>(1) 農畜産物の輸出拡大に向けて、輸出が容易に行えるよう以下の内容に関する二国間協議等を加速化すること。</p> <p>ア 中国、台湾、米国、EU及び豪州等向けの畜産物（牛肉、豚肉等）や、米国、豪州及び中国向けの青果物（さつまいも、きんかん等）に係る動植物検疫条件の整備の働きかけ</p> <p>イ 欧米向けのお茶や、台湾向けのさつまいも、きんかんに係る残留農薬基準の設定及び著しく厳しい基準値の見直しの働きかけ</p> <p>(2) 農畜産物の輸出先国の規制やニーズに対応した食肉処理施設やてん茶工場等の施設整備に必要な予算を確保すること。</p>	<p>農林水産省</p>

提案事項	提案内容	提案先
4 畜産振興対策の充実・強化	<p>当県農業の基幹部門である畜産は、担い手農家の高齢化、後継者不足により飼養戸数が減少するなど、生産基盤の更なる脆弱化が危惧される状況にあります。</p> <p>このような中、TPP11、日EU・EPAに加え、本年1月には日米貿易協定が発効し、国際的な経済連携を巡る情勢は、急速に進展している状況にあり、今後、当県の主要な産品である牛肉や豚肉等の関税が大幅に削減され、当県の基幹産業である畜産業及び関連産業等幅広い分野に影響を及ぼすことが懸念されます。</p> <p>今後、様々な経済連携協定が締結される可能性に備えるとともに、牛肉・牛乳乳製品の国内需要増加への対応や輸出の一層の拡大を目指すために、生産基盤の強化等が引き続き必要となっています。</p> <p>また、畜産県である当県において、万一、豚熱(CSF)やアフリカ豚熱(ASF)が発生すれば、当県の畜産業のみならず、関連産業への影響も計り知れないものがあります。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症により、国内ではインバウンド需要の減少や消費者の外出控えによる外食需要の減退が続くことが見込まれる中、特に和牛肉への影響が顕著となっており、肉用牛経営や食肉事業者への影響が懸念されているところです。</p> <p>については、当県畜産の維持・発展を図るための対策について、次のとおり提案します。</p> <p>(1) 畜産経営の競争力強化</p> <p>畜産経営の競争力強化を図るための施設整備等に必要な「畜産クラスター事業」や、肉用牛や酪農経営における労働負担軽減・省力化を図るための機械等の導入に必要な「畜産経営体生産性向上対策」、和牛・生乳生産基盤の強化に必要な「生産基盤拡大加速化事業」等について必要な予算を確保すること。</p> <p>(2) 肉用牛経営</p> <p>ア 肉用牛生産基盤の維持・拡大対策の充実</p> <p>「肉用牛経営安定対策補完事業」の補助対象の拡大を行うなど充実を図るとともに、肉用牛生産基盤の維持・拡大に必要な予算を確保すること。</p> <p>イ 飼料自給率向上対策の予算確保</p> <p>飼料用稲等の安定的な生産と利用を促進する対策やコントラクターの育成等を促進する対策など、飼料自給率の向上に向けた各種事業について、必要な予算を確保すること。</p> <p>ウ 草地畜産基盤整備事業の充実・強化</p> <p>将来の担い手を育成し、畜産主産地の形成を図るため、飼料基盤等の開発整備などを支援する「草地畜産基盤整備事業」について、採択基準を緩和するとともに、必要な予算を確保すること。</p> <p>エ 肉用牛肥育経営への対策強化について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う牛肉需要の大幅な低下により、肉用牛肥育経営の収益性悪化が懸念される。</p> <p>このため、肥育経営の経営安定に資する「肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)」について弾力的な運用を図るとともに、必要に応じて、肥育経営の維持・継続につながる対策を講ずること。</p>	農林水産省

提案事項	提案内容	提案先
	<p>(3) 養豚経営</p> <p>ア 養豚経営安定対策補完事業の予算確保 養豚経営の体質強化を図るため、地域における種豚の能力向上を推進するための純粋種豚等の導入等に必要な予算を確保すること。</p> <p>イ 豚熱（CSF）のまん延防止対策等の強化</p> <p>(ア) 国内における豚熱の発生が続いていることから、感染源・感染経路を早期に解明するとともに、適切な対応策を講じ、終息に全力を尽くすこと。</p> <p>(イ) 飼養豚への豚熱ワクチン接種については、接種地域を適切に設定するとともに、接種豚や精液等については、域外に流通させないよう確実な対策を講ずること。</p> <p>(ウ) ワクチン接種により、国際獣疫事務局の規約に定める豚熱「清浄国」から「非清浄国」になることから、今後の豚肉輸出に影響が出ないように、国において、輸出相手国との交渉を進めること。</p> <p>ウ アフリカ豚熱（ASF）の防疫対策の強化</p> <p>(ア) 養豚経営においては、新規就農や規模拡大も見込まれることから、野生イノシシの侵入防護柵の設置を継続的に支援すること。</p> <p>(イ) 野鳥を含む野生動物の侵入を防止するための防鳥ネットの設置に係る経費を支援すること。</p> <p>(ウ) 万一、アフリカ豚熱が侵入した場合に備えて、ワクチンの研究開発を進めること。</p> <p>(4) 酪農経営</p> <p>ア 指定生乳生産者団体等の事業者による生乳の需給安定 酪農家が安心して経営を継続し、安全・安心な牛乳・乳製品の安定供給を行うために、指定生乳生産者団体等の事業者による生乳等の年間販売計画の履行を国が監督し、用途別の需給安定を図ること。</p> <p>イ 経営安定対策の適切な運用と予算確保 国際的な経済連携協定の発効に伴う関税撤廃や削減等により、安い乳製品の輸入増加や、それに伴う国内生乳価格の低下など、酪農経営に対する不安定要因が拡大するおそれがあることから、酪農家が安心して経営を継続できるよう、以下の措置を実施すること。</p> <p>(ア) 加工原料乳生産者補給金制度の適切な運用 加工原料乳生産者補給金については、今後とも生産者が意欲を持って取り組めるような再生産可能な水準を確保すること。</p> <p>(イ) 加工原料乳生産者経営安定事業の予算確保 「加工原料乳生産者経営安定事業」については、加工原料乳の取引価格の情勢などに対応できるよう必要な予算を確保すること。</p> <p>(5) 採卵鶏・肉用鶏経営 鶏卵生産者経営安定対策事業の見直しと予算確保 採卵鶏経営の安定を図る「鶏卵生産者経営安定対策事業」については、生産者負担の軽減を図るとともに、必要な予算を確保すること。</p>	

提案事項	提案内容	提案先
	<p>(6) 各種畜産価格関連対策の財源の確保 国際的な経済連携協定に伴う関税引下げにより、輸入牛肉等の関税収入が減少するおそれがあり、これらを財源とした畜産関連対策への影響が懸念されることから、畜産関連対策については、一般の財源を充当するなど必要な財源を確保すること。</p> <p>(7) 国内外における消費・販路拡大に向けた支援策の充実 国産畜産物の国内における消費拡大や海外における販路拡大を推進する支援策を充実すること。 また、輸出先国が求める条件に対応できる食肉処理場の施設整備等に必要な予算を確保すること。</p> <p>(8) 「JGAP家畜・畜産物」の認証取得の推進 畜産物の安全を確保し、より良い生産工程管理を実現する「JGAP家畜・畜産物」の普及・啓発を図るとともに、畜産農家における「JGAP家畜・畜産物」の認証取得やJGAP指導員等の育成に必要な予算を確保すること。</p>	
5 再生可能エネルギー等の導入推進	<p>東日本大震災後、エネルギー安全保障や地球温暖化対策にも資する再生可能エネルギーの重要性が高まっており、第5次エネルギー基本計画では、確実な主力電源化への布石としての取組を早期に進めるとされました。</p> <p>一方で、再生可能エネルギーの導入拡大に向けては、コスト面をはじめ、系統制約や出力制御などの様々な課題があります。</p> <p>当県では、平成30年3月、再生可能エネルギー施策の指針となる「再生可能エネルギー導入ビジョン2018」を策定し、積極的な導入促進を図っています。</p> <p>ついては、再生可能エネルギー導入の一層の充実・強化を図られるよう、次のとおり提案します。</p> <p>(1) 再生可能エネルギーの導入支援 ア 小水力やバイオマスなどの導入や技術開発に対する支援措置を拡充すること。 イ 海洋再生可能エネルギーの技術開発等への支援制度を拡充するとともに、将来的に海流発電等も固定価格買取制度の対象に加えること。</p> <p>(2) 系統接続の制約解消等 ア 再生可能エネルギーの出力制御の低減や接続が最大限可能となるよう、系統接続の制約解消に向けた措置を講じるほか、閉門連系線の増強による域外への送電可能量の増大、再生可能エネルギーの発電予測システムや蓄電システムの構築など調整力の確保を最大限加速すること。 イ 電力系統の増強対策の事業者負担を軽減する更なる措置を講じること。 ウ 地熱や水力、バイオマスなど安定的に発電できる再生可能エネルギーの系統設備への優先接続等、必要な制度の見直しを行うこと。</p> <p>(3) 水素の製造・利活用に関する支援 ア 再生可能エネルギーの余剰電力の貯蔵・運搬に有効な、水素の製造等の取組に対する支援措置を拡充すること。 イ 水素ステーションの整備・運営に係る支援措置については、引き続き堅持するとともに、広域整備等が確実に図られるよう支援措置の更なる拡充を図ること。</p>	内閣府 財務省 農林水産省 経済産業省 環境省

提案事項	提案内容	提案先
	<p>(4) 固定価格買取制度における国民負担の配慮 再生可能エネルギーの固定価格買取制度における買取価格・期間等の設定に当たっては、国民負担が過重にならないよう留意すること。</p>	
<p>6 令和2年7月豪雨による被害への支援措置の早期実施等</p>	<p>当県では、7月豪雨により、県内で初めて大雨特別警報が発表され、1名の方がお亡くなりになったほか、住家や道路、河川、山地、農地など広範にわたって多数の被害が発生し、現在懸命に応急措置を講じているところですが。</p> <p>県内各地で発生したがけ崩れや、破堤・越水等により被害が生じた道路・河川・鉄道等につきましても、県民の安心・安全に直結することから、今後本格的な復旧作業が必要です。</p> <p>当県の基幹産業である農業につきましても、河川の増水や土砂の流入などによる農地、用排水路、農道等への被害が発生しており、水稻などの農作物等や、園芸施設などの農業施設などにも被害が出ています。</p> <p>また、県内各地で林地崩壊や林道施設等の被害が発生しており、今後も土砂流出等の恐れが高くなっているため、早期に復旧を図る必要があります。</p> <p>このほかにも、学校や商工業者などにも被害が発生しているところですが。</p> <p>これから本格的な台風シーズンを迎え、今後も予断を許さない状況であり、引き続き土砂災害等に嚴重な警戒が必要となっています。</p> <p>このような中、7月豪雨は特定非常災害に指定され、また、今後、早急に激甚災害にも指定される見込みと伺っておりますが、本格的な復旧に向けて、今後とも国の支援が必要なことから、次のとおり提案します。</p> <p>(1) 7月豪雨においては、広範にわたって多数の被害が生じており、県民の経済に著しい影響を及ぼす恐れがあることから、復旧・復興のため、早期の激甚指定について特段の配慮を行うこと。</p> <p>(2) 早期に復旧事業に着手できるよう、道路や河川、砂防関係施設等について、速やかな復旧事業等の採択及び予算の確保を図ること。</p> <p>(3) 被災農業者の経営再建と農業被害の早期復旧が図られるよう、農地、用排水路、農道等の復旧について、速やかな災害査定の実施や復旧事業の採択並びに予算の確保を行うとともに、園芸施設等の復旧への支援などを行うこと。</p> <p>(4) 山地災害等に係る被災箇所の早期復旧のための予算の確保を図ること。</p> <p>(5) 被災中小企業・小規模事業者等の事業再開が迅速にできるよう、経営支援等を行うこと。</p> <p>(6) 学校の被災施設・設備の早期復旧への支援を行うこと。</p> <p>(7) 公共交通機関が長期運休したことにより、通学が困難になった高校生のために学校が借り上げた代替バスの費用について支援を行うこと。</p> <p>(8) 被災により長期運休が生じている肥薩おれんじ鉄道及びJR九州肥薩線の早期復旧への支援を行うこと。</p> <p>(9) 県及び被災市町村が行う応急対策や復旧・復興対策等に係る財政負担の軽減のため、国庫補助負担金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を行うこと。</p>	<p>内閣府 国土交通省 農林水産省 文部科学省 総務省 林野庁 水産庁 中小企業庁</p>

提案事項	提案内容	提案先
7 原子力発電所の安全性の確保及び防災対策の充実等	<p>東京電力福島第一原子力発電所において、重大な事故が発生してから9年余りが経過していますが、事態の収束には至っておらず、周辺住民の方々は避難生活を続けており、二度と原子力災害が起こらないようあらゆる対策を講じることが強く求められています。</p> <p>県民の間では、依然として原子力発電所の安全性に不安を持ち、発電所の稼働に反対する声が根強く存在しているところです。</p> <p>当県としては、県民の安心・安全が一番だと考えており、避難計画の見直しや、防護資機材の整備を進めるなど、川内原発に係る防災対策の充実・強化に取り組んでいます。</p> <p>原子力発電所の安全確保について一元的に責任を有している国においても、下記の安全性の確保及び原子力防災対策の充実を行い、県民の安心・安全の確保に万全を期すよう提案します。</p> <p>併せて、原子力発電所が立地する地域等について、防災対策の充実、生活環境、産業基盤の整備など総合的な振興策の充実を提案します。</p> <p>(1) 安全性の確保等</p> <p>ア 福島第一原子力発電所事故から得られた知見はもとより、絶えず国内外の最新の知見を収集し、新規規制基準等を見直していくなど原子力規制のより一層の充実・強化を図り、電力会社に対して、さらなる安全性の向上に向けた自主的かつ継続的な取組を促すこと。</p> <p>イ 原子力発電所については、安全性の確保が大前提であり、安全確保対策について、引き続き、国として責任を持って対応すること。</p> <p>ウ 北海道胆振東部地震など大規模自然災害時の原子力発電所に対する国民の不安に対し、国は、発電所の現状や安全性等について、科学的・技術的見地から、積極的な情報発信や丁寧な説明に努めるとともに、電力会社に対して適切な指導を行うこと。</p> <p>エ 我が国のエネルギー政策における原子力発電の位置付け等に関しても、国が主体となって丁寧に説明を行うなど国民の理解を得るよう努めること。</p> <p>(2) 原子力防災対策の充実</p> <p>ア 原子力災害対策指針については、関係自治体等の意見を踏まえながら、継続的に見直しを行い、対応すべき項目及び内容を具体的かつ明確に示した上で、原子力防災対策の充実・強化を図ること。</p> <p>イ 避難行動要支援者の避難のあり方など省庁横断的に進める必要がある対策については、各地域の取組状況を把握し、国として具体的な対策を提示するなど、迅速かつ着実に進めること。</p> <p>ウ 福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力災害時に適切な対応ができるよう、自治体における原子力防災体制の整備について、国において所要の財政措置を講じること。</p> <p>特に、当県における放射線モニタリングポスト100局体制を堅持できるように、十分な財政措置を講じること。</p> <p>(3) 使用済燃料対策の総合的な推進</p> <p>使用済燃料対策については、平成27年5月に見直しが行われた「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」等に基づき、国が前面に立って総合的に推進すること。</p>	内閣府 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 財務省 農林水産省 国土交通省 環境省 原子力規制委員会

提案事項	提案内容	提案先
	<p>また、その推進に当たっては、国民に対し技術的信頼性などについて、十分な説明を行い理解を得ること。</p> <p>(4) 電源立地地域対策交付金の充実等</p> <p>ア 電源立地地域対策交付金については、安全性の確保、防災対策の充実、生活環境、産業基盤の整備など総合的な振興策が図れるよう、用途を自由化し自治体の裁量性を高めるなど、制度の充実を図ること。</p> <p>イ 水力発電施設周辺交付金相当分については、交付対象期間を発電施設の運転終了までとする恒久的な制度とすること。</p> <p>ウ 電力移出県等交付金相当分については、川内原子力発電所の特定重大事故等対処施設建設に伴う運転停止期間についても、みなし稼働の適用として算定すること。</p> <p>エ 原子力立地給付金については、市町村合併後の、原子力発電施設所在市の隣接市町を対象とすること。</p> <p>オ 原発立地市町村と近接市町村に限定している原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業補助金（F補助金）については、UPZ圏域を全て対象地域に加えること。</p> <p>(5) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の延長及び同法に基づく施策の充実・強化</p> <p>ア 令和3年3月末で期限切れを迎える原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法を延長すること。</p> <p>イ 同法第7条に基づく補助率嵩上げの対象となる事業については、「道路」、「港湾」等に限定せず、振興計画に記載した社会福祉施設等も対象に加えること。</p> <p>また、これらの施設の採択基準について、要件を緩和すること。</p> <p>ウ 補助率の更なる嵩上げや不均一課税に係る要件の緩和など、産業振興等も含む振興計画の達成に向け、制度の拡充を図ること。</p>	
8 防災・減災対策、国土強靱化の充実強化	<p>近年、全国各地で台風や集中豪雨、大地震、火山噴火等の大規模自然災害が頻発しており、甚大な被害が発生しています。</p> <p>このような自然災害への事前の備えとして、国においては、平成30年12月に国土強靱化基本計画の見直しを行うとともに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、現在、ハード・ソフトの両面で強靱化対策に全力で取り組んでいるところです。</p> <p>当県は、本土の大半が水を含むと崩れやすいシラス等の特殊土壌に覆われ、集中豪雨や台風の来襲も多く、さらには活発な活動を続ける桜島など多くの火山を有しており、より被災しやすく、被害が深刻化しやすい状況にあります。</p> <p>これまで、安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくりに取り組んできたところですが、令和元年6月末からの記録的な大雨においては、県内各地で土砂災害や河川の氾濫などが発生し、多くの道路、河川、山地、農地など広範に被害が生じました。一方、重点的に防災・減災対策を実施してきた箇所では、平成5年の8.6豪雨時を上回る雨量が観測されたにもかかわらず、浸水被害や家屋の全半壊は大幅に減少し、対策の効果が十分に発揮されたものと考えており、事前防災の重要性を再認識したところです。</p> <p>このため、抜本的な治水・治山対策や災害に強い道路ネットワークの形成など、強靱な県土づくりを引き続き推進する必要があります。</p>	内閣官房 内閣府 総務省 農林水産省 国土交通省 林野庁

提案事項	提案内容	提案先
	<p>また、地域強靱化計画について、当県では、昨年度、県計画を見直したところですが、市町村においては、依然として策定が進んでいない状況にあります。そのような中、計画に基づき実施される事業に対して、予算の重点化が検討されるなど、計画策定の重要性がより一層高まっていることから、市町村の計画策定を促進する必要があります。</p> <p>ついては、防災・減災対策、国土強靱化の充実強化のため、次のとおり提案します。</p> <p>(1) 3か年緊急対策後も、地方団体が行う国土強靱化の取組が確実に実施できるよう、必要な財源を安定的・継続的に十分に確保すること。</p> <p>(2) 市町村における地域強靱化計画の策定が進むよう、財政支援も含めた支援策の拡充を図ること。</p>	
9 災害対策の充実・強化	<p>近年、全国各地で集中豪雨や大地震、火山噴火等の大規模自然災害が頻発しており、河川の氾濫や土砂災害等により、多くの人的被害のほか、道路、農作物、住家、山地などに広範かつ甚大な被害が発生しています。</p> <p>特に当県は、本土の大半が水を含むと崩れやすいシラス等の特殊土壌に覆われ、集中豪雨や台風の来襲等も多く、さらには活発な活動を続ける桜島など多くの火山を有しており、より被災しやすく、被害が深刻化しやすい状況にあります。</p> <p>このため、災害未然防止のための対策等の充実・強化が講じられてきたところであり、それらの蓄積により着実に効果が得られつつあると考えていますが、さらにこうした効果を高め、また最大限発揮させるため、既存ストックを有効活用しつつ、重点的な対策等の充実・強化を図られるよう、提案します。</p> <p>(1) 河川・海岸関係</p> <p>河川の氾濫等への対応を図る観点から、当県にとって必要な河川整備等を計画的に推進するため、所要の事業費を確保すること。</p> <p>また、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も、必要な財源を安定的・継続的に十分に確保すること。</p> <p>ア 直轄河川</p> <p>(ア) 川内川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薩摩川内市街部の改修事業、鶴田ダム上流区間における河道掘削等を推進すること。 ・ 河口部の海水越波による浸水被害を防止する高潮対策を推進すること。 ・ 堤防の安全性向上のための堤防強化対策を推進すること。 ・ 沿川3市2町の水系一環としたかわまちづくり計画に基づく環境整備を推進すること。 <p>(イ) 肝属川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支川始良川<small>あいら</small>の改修事業等を推進すること。 ・ 洪水に対し脆弱なシラス堤の堤防強化対策を推進すること。 ・ かわまちづくり計画に基づく環境整備を推進すること。 	国土交通省 総務省 農林水産省 林野庁 内閣府 文部科学省 財務省

提案事項	提案内容	提案先
	<p>イ 県管理河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島市新川など沿川に資産が集積している都市河川改修や、近年、著しい住宅浸水被害が発生した万之瀬川、雄川、奄美大島の住用川など多くの中小河川の改修事業を推進するため、当県への事業費を確保すること。 ・ 鉄道橋等の大規模構造物の改築などが計画的に行えるよう、大規模特定河川事業に必要な事業費を確保すること。 ・ 今後、急速な老朽化が懸念される河川管理施設について、適切な維持管理を推進するため、長寿命化計画に基づいた必要な点検整備・更新等が実施できるよう、交付要件の緩和を図ること。 <p>ウ 海岸事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 馬場海岸（錦江町）の老朽化対策や嘉徳海岸（瀬戸内町）などの侵食対策等を積極的に推進するため、事業費を確保すること。 <p>(2) 砂防関係</p> <p>昨年6月末からの鹿児島県内での大雨災害に加え、国内各地の火山活動の活発化を踏まえた土砂災害対策に係る砂防関係事業費の総額を確保した上で、桜島など活発な火山を抱え、台風や豪雨等による被害も多い当県が、災害に強い安全な県土の形成のための各種施策を積極的に進める観点から、所要の事業費を配分すること。また、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も、必要な財源を安定的・継続的に十分に確保すること。</p> <p>ア 火山砂防事業等の充実・強化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄火山砂防事業及びその他の火山砂防対策に必要な事業費を確保すること。 ・ 直轄砂防管理費を確保すること。（野尻川、黒神川） ・ 直轄火山砂防事業については、近年における桜島の火山活動活発化を踏まえ、引き続き土石流対策を講じること。 ・ 離島3火山（薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島）の緊急減災対策砂防計画に基づく技術的支援を講じること。 <p>イ 霧島山（新燃岳）など土石流危険渓流等における砂防事業や古里地区（鹿児島市）など急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業等の推進に必要な事業費を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生箇所に対する土砂災害対策 ・ 要配慮者利用施設に対する土砂災害対策 ・ 重要交通網等に対する土砂災害対策 <p>ウ 土砂災害警戒区域等の指定を進めるために必要な基礎調査に係る事業費を確保するとともに、地方負担の軽減を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金の交付率を嵩上げすること。 ・ 起債充当を認めること。 	

提案事項	提案内容	提案先
	<p>エ 大規模な土砂災害等においては、砂防堰堤自体に損傷がない場合でも土砂・流木によって必要な機能が発揮できなくなることから、砂防堰堤の機能復旧に必要な除石作業ができるよう「災害復旧事業」を拡充すること。</p> <p>(3) 道路関係 最近の国内各地における集中豪雨の発生や火山活動の活発化等を踏まえ、緊急輸送道路や代替道路など災害に強いネットワークの形成を図る観点から、災害対策関係の事業費の総額を確保した上で、当県にとって必要な道路を計画的に整備推進するため、所要の事業費を配分すること。また、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も、必要な財源を安定的・継続的に十分に確保すること。さらに、降灰除去等に要する負担を軽減するための対策を講じること。</p> <p>ア 災害に強い幹線交通網として東九州自動車道、南九州西回り自動車道、国道3号、10号、220号、225号、226号等の整備を推進すること。</p> <p>イ 桜島・霧島山周辺の避難道路として利用が見込まれる県道垂水大崎線等の整備推進を図るため、所要の事業費を確保すること。</p> <p>ウ 今後、急速な老朽化が懸念される道路施設について、適切な維持管理を推進するため、所要の事業費を確保するとともに、点検費用の自治体負担分に対する起債充当など財政措置の拡充を図ること。</p> <p>エ 道路防災総点検を踏まえた道路法面等の防災対策を推進するため、所要の事業費を確保すること。</p> <p>オ 円滑な支援物資搬送等に不可欠な緊急輸送道路の無電柱化を重点的、計画的に推進すること。 また、離島・奄美地域においても、防災面からも無電柱化の推進が図られるよう特段の配慮を行うこと。</p> <p>カ 道路降灰除去事業の拡充を図り、県管理道路の降灰除去について、補助事業の対象に加えること。</p> <p>(4) 公立学校関係 ア 学校校庭等の降灰除去に必要な事業費を確保すること。また、補助採択基準の緩和を行うこと。 イ 降灰防除地域の児童生徒の健康に配慮した水泳の授業を行うため、プールクリーナーの配備に係る事業費を確保すること。</p>	
10 自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持	<p>当県では、離島における救急患者について、特に気象の悪条件や夜間等の理由により当県のドクターヘリや消防・防災ヘリの出動が困難な場合、知事からの災害派遣要請に基づき、自衛隊により搬送されています。このうち、海上自衛隊においては、第22航空隊鹿屋航空分遣隊（鹿屋航空基地（鹿児島県鹿屋市））により令和元年末までに2,449人に上る急患搬送を実施されているところです。</p> <p>現在、同分遣隊において急患搬送に使用されている救難ヘリUH-60Jについては、早ければここ数年で除籍となる可能性があり、後継機の導入も未定であるとされております。当県は、南北600kmの県土に28の有人離島を有しており、ひとたび離島で重症の患者が発生した際には、島内の医療資源には限界があることから、島外の医療機関等へ急患搬送の必要が多々生じております。同分遣隊に配備されているUH-60Jが除籍となれば、急患搬送に支障が出るおそれがあると危惧しているところです。</p>	防衛省

提案事項	提案内容	提案先
	<p>現在、新型コロナウイルス感染症につきまして、全国的に感染が拡大しており、当県におきましても、県民とともにオール鹿児島で感染拡大防止の徹底に全力をあげております。今後、県内の各離島において新型コロナウイルス感染症の患者が発生・重症化するなど、緊急を要する場合には自衛隊による救急搬送も想定されます。県民の生命にかかわる重要な問題であることから、離島からの急患搬送体制が引き続き維持されるよう、提案します。</p> <p>鹿屋航空基地の救難ヘリUH-60Jについて除籍等を行う場合、代替機又は後継機を配備するなど、離島からの急患搬送体制を維持すること。</p>	
<p>11 地方税財源の充実・確保</p>	<p>地方は厳しい財政状況を踏まえ、国を上回る職員数の縮減や、普通建設事業費の削減など、歳入・歳出両面にわたる行財政改革に取り組んでいるところです。</p> <p>しかしながら、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増嵩や国の経済対策等に呼応して公共投資等を繰り返し行った結果、借入金残高が累増し、公債費が高い水準で推移すること等により、引き続き地方は極めて厳しい財政運営を迫られています。</p> <p>また、我が国は人口減少・超高齢化社会という大きな課題に直面しており、地方における若年人口の減少などを通じて、地域経済の活力が奪われる中、地方においても課題解決に取り組む必要があります。</p> <p>国においては、地方の厳しい財政状況や経済・雇用情勢、人口減少への対応の必要性等を踏まえ、地方が必要とする財源を確実に措置し、財政基盤の脆弱な地域においても財政運営に支障が生じることのないような配慮がなされるよう、次の事項について提案します。</p> <p>(1) 地方一般財源総額の確保等</p> <p>ア 令和2年度の地方財政対策については、地方法人課税の偏在是正措置により生じる財源の全額4,200億円を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための「地域社会再生事業費」が創設されるなど、地方の一般財源総額については、全体として前年度を上回る63.4兆円が確保されたところである。</p> <p>また、地方税が増収となる中で、地方交付税について前年度を上回る16.6兆円を確保し、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税についても前年度を上回る19.7兆円を確保した上で、臨時財政対策債の発行が前年度より抑制され、財源の質の面においても改善されているところである。</p> <p>平成30年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、一般財源の総額について、2019年度から2021年度までにおいて、平成30年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされていることを踏まえ、令和3年度の地方財政対策においては、地方一般財源総額について、社会保障関係経費の増大や地方の実情に即した地域活性化の取組など地方における必要な歳出を適切に地方財政計画に反映した上で、その総額の確保を図ること。</p> <p>なお、地方一般財源の確保のために、臨時財政対策債の大幅な増発は行わないこと。</p> <p>また、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を確保すること。</p>	<p>総務省 財務省 国土交通省 農林水産省 厚生労働省 文部科学省</p>

提案事項	提案内容	提案先
	<p>イ 地方は行財政改革や歳出抑制の努力を行うなかで、災害や将来の税収の変動、社会保障等に要する経費の増嵩に備えた財政運営の年度間調整に取り組んでおり、不測の事態により生ずる財源不足については、基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを踏まえ、基金残高の増加をもって地方財政に余裕があるかのような議論に結びつけないこと。</p> <p>ウ 地方財政計画と決算との差額などの見える化については、財源の年度間調整は各地方公共団体が自主的に行うべきものであること、一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）の見える化については、一般行政経費（単独）は地方が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費であることに留意すること。</p> <p>エ 地方財政は、平成8年度以来、25年連続して地方交付税法の規定に該当する財源不足の状態が続いており、地方交付税原資の安定確保を図るためにも、臨時財政対策債等による特別の対策ではなく、法定率の引上げをはじめ、抜本的な措置を講じること。</p> <p>オ 補助金について、地方の実情を踏まえて自由度を高めるほか、要件の緩和、手続きの簡素化、補助単価等の実態に即した見直しなど対象や工程について地方と十分に協議したうえで、地方の実情を踏まえた見直しを行うこと。</p> <p>カ 令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されたが、令和3年度には期末手当の在職期間別支給割合が100%となる者が相当数に及ぶことなどにより、財政需要のさらなる増加が見込まれることから、制度運用に必要となる財政需要については、地方公共団体の実状を踏まえ、所要額について地方財政措置を確実に講じること。</p> <p>また、地方公共団体によって、直面している行政課題や行政ニーズは様々であることから、地方の実状に応じた柔軟な運用が可能となるよう、不断に制度の検討を行うこと。併せて、制度の適切な運用に資する技術的な支援を継続して行うこと。</p> <p>(2) 条件不利地域等への配慮</p> <p>ア 地方税財源の充実・確保に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。</p> <p>なお、地方税制の見直しのみでは、地方公共団体の財政力格差を解消することは困難であることから、地方交付税については、地方公共団体における財政運営に支障の生じることのないよう、所要額を確保するとともに、その財源調整機能を強化することとし、基準財政需要額の算定に当たっては、過疎地域や離島といった条件不利地域や、自主財源に乏しく財政力指数が低い地域などに最大限配慮すること。</p> <p>また、臨時財政対策債発行可能額の算出に当たっては財政力の弱い団体の発行可能額が増加しないようにすること。</p> <p>イ 地方交付税における地域の元気創造事業費及び人口減少等特別対策事業費の算定並びに人口減少等特別対策事業費の取組の成果へのシフトを進めるに当たっては、離島や過疎地域などの条件不利地域や財政力指数の低い地域に十分配慮すること。</p>	

提案事項	提案内容	提案先
	<p>ウ 合併市町村については、地方交付税の算定の見直しが行われてきているところであるが、引き続き、市町村の財政需要が的確に反映されるような算定方法とすること。</p> <p>エ 業務改革の取組等の成果の基準財政需要額の算定への反映に際して、地方の行政コストの差は、人口や地理的条件など、歳出削減努力以外の要素によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分留意すること。</p> <p>また、地方公共団体の業務改革へのインセンティブを阻害しないよう、地方公共団体の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元すること。</p> <p>(3) 地方税制度の見直し等</p> <p>ア 令和2年度税制改正における電気供給業に係る課税方式の見直しについては、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響に一定の配慮がなされたところであるが、令和2年度与党税制改正大綱において、「電気供給事業を含め収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、その課税のあり方について、今後も引き続き検討する」とされている。収入金額課税は、行政サービスの受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受託している大規模施設に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持すること。</p> <p>イ ゴルフ場利用税については、令和2年度与党税制改正大綱において、東京オリンピック競技大会出場選手等に対して非課税措置を新たに講じた上で、現行制度を堅持することとされたが、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策など、特有の行政需要に対応するものであり、ゴルフ場所在地における地方の財政需要に対応する貴重な財源であることから、地方の厳しい財政状況を踏まえ、引き続き、現行制度を堅持すること。</p> <p>(4) その他</p> <p>ア 後進地域特例法に基づく国庫負担割合の引上制度による補助率差額については、原則である事業年度の翌年度に交付すること。</p> <p>イ 国の制度創設・改正に際しては、国の予算上の都合による一方的な地方負担の創設や国庫補助率の引下げなど、地方への負担転嫁を行わないこと。</p> <p>ウ 資金調達力の弱い地方公共団体に対する資金の安定的確保、市場では調達できない長期資金の確保等の観点から、地方債資金として長期かつ低利の公的資金の確保に配慮すること。</p> <p>エ 公債費負担の軽減を図るため、地方交付税措置による公債費負担対策の充実・強化を図ること。</p>	

提案事項	提案内容	提案先
12 地方創生の推進	<p>国においては、少子高齢化の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、政府一体となって地方創生に取り組んでいるところです。</p> <p>地方創生は、人口減少・少子高齢化が急速に進行する中、国と地方が総力を挙げて取り組むべき課題ですが、地方創生を図るためには、まず、地方が自らの地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・主体性を最大限に発揮して取り組む必要があります。</p> <p>当県においては、令和2年3月に「第2期鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、基幹産業である農林水産業や観光の重点的な振興、産業振興や移住・交流の促進など、経済成長や県勢の発展に資する施策を積極的に推進するとともに、子育て支援や高齢者支援など、県民福祉の向上に向けた施策の充実を図っているところです。今後、国において、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方創生の実現に向けた施策を進めていくに当たり、地方の自主性・主体性が発揮できる真に実効性を伴った取組が展開できるよう、次の事項について提案します。</p> <p>(1) 「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続・拡充 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を来年度以降も継続し、拡充するとともに、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すること。</p> <p>(2) 地方創生推進交付金の確保及び弾力的な運用等 ア 地方が必要とする総額を確保すること。 イ 地方の意見を十分に踏まえ、事務手続の簡素化・合理化を進めるとともに、対象事業の要件及び交付上限額等の緩和等、弾力的な運用を図ること。 ウ 交付対象事業の決定に当たっては、離島や過疎地域などの条件不利地域においては、交通アクセスなどの不利な条件の中で、地方創生等に係る施策に取り組む必要があることを考慮し、それらの地域にも十分配慮すること。</p> <p>(3) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の運用改善 地方創生推進交付金の広域連携事業に企業版ふるさと納税を活用した寄附を充当する場合には、充当額又は充当割合にかかわらず横展開タイプの事業期間を先駆タイプと同様に5年間まで認めること。</p>	総務省 内閣府 まち・ひと・しごと 創生本部
13 奄美群島振興開発の推進	<p>奄美群島振興開発については、平成31年3月29日に奄美群島振興開発特別措置法の一部を改正する法律が成立し、法の有効期限が令和5年度までの5年間延長されるとともに、物資の輸送費支援事業や航路・航空路運賃軽減事業の拡充、特定重点配分対象事業の創設などが新たに盛り込まれたところです。</p> <p>については、これらを含む奄美群島振興開発事業の諸施策が着実に実施され、奄美群島の地域特性を生かした持続可能な自立的発展や、住民の生活安定、福祉の向上、定住の促進が図られるよう、次の事項について提案します。</p>	総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省

提案事項	提案内容	提案先
	<p>奄美群島振興開発の推進等</p> <p>令和3年度奄美群島振興開発事業予算については、「奄美群島振興開発計画（R1～R5）」に基づく各種事業を着実に実施できるよう、奄美群島が必要とする予算額を十分に確保するとともに、特別交付税措置等の拡充を図ること。</p> <p>また、奄美群島振興交付金については、地域の裁量に基づく施策の展開を後押ししていることから、地元の実情等に沿った更なる制度の拡充や事業の実施に配慮するとともに、十分な財政措置を講じること。</p> <p>さらに、奄美群島の振興開発に一層資するよう、補助対象事業の拡充を図るとともに、沖縄振興開発事業よりも低く設定されている補助率の更なる嵩上げを行うこと。</p>	
14 離島振興対策の拡充	<p>離島においては、これまで離島振興法に基づく各般の施策が講じられ、交通基盤の整備や産業の振興、生活環境の整備などさまざまな面において相応の成果を挙げてきているところですが、依然として、本土との所得水準をはじめとする経済面における諸格差や人口の流出など、解決すべき課題が残されています。</p> <p>また、平成29年4月に施行された有人国境離島法に基づき、我が国の領海、排他的経済水域等の保全等を図る上で特に重要な離島については、その保全及び地域社会の維持に関する施策を着実に推進する必要があります。</p> <p>については、当県離島の自立的発展に向けて、それぞれの島ごとの特性に応じた振興開発が図られるよう、次の事項について提案します。</p> <p>(1) 離島振興法に係る所要の事業の推進</p> <p>離島振興開発に係る道路、港湾等の事業が確実に実施できるよう、必要な予算額の確保を図るとともに、離島振興法において規定された配慮事項については、そのための施策を確実に実施すること。</p> <p>また、同法附帯決議において検討することとされている離島航路・航空路支援のための新たな法整備を含めた支援のあり方については、地方の意見等も踏まえ具体的な制度設計を進めること。</p> <p>(2) 離島活性化交付金の充実・確保</p> <p>離島活性化交付金については、離島の実情に応じた内容となるよう、対象事業の拡充や事業の実施期間の延長、地元負担の軽減を図るなど、更なる交付金制度の充実に取り組むとともに、必要な予算額の確保を図ること。</p> <p>(3) 有人国境離島地域の保全等に係る施策の推進</p> <p>有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法に基づき、有人国境離島地域が有する領海等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、活動拠点の基盤となる港湾、漁港、道路及び空港の整備に必要な予算額の確保を図ること。</p> <p>また、特定有人国境離島地域については、離島航路・航空路に係る運賃の低廉化や物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充など、地域社会の維持に係る施策を確実に実施できるよう、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金に係る対象事業の拡充や地元負担の軽減を図るとともに、必要な予算額の確保を図ること。</p>	内閣府 総務省 財務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 厚生労働省

提案事項	提案内容	提案先
	<p>さらに、特定有人国境離島地域の中でも、特に自然条件等が厳しい三島地域や吐噶喇列島地域については、地域の実情を踏まえた特段の配慮を行うこと。</p>	
15 奄美の世界自然遺産登録	<p>「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録の実現は、奄美群島の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐという目的に加え、人と自然が共生する自立的地域づくりを推進する機会となることから、遺産登録に向けた着実な取組と地域活性化への支援について提案します。</p> <p>(1) 世界自然遺産登録 確実な世界遺産登録に向けて、必要な取組を講じること。</p> <p>(2) 世界遺産としての価値の維持に必要な取組の推進 世界遺産としての価値の維持を図るための希少野生生物保護対策やマングース等の外来種対策等の必要な取組を進めるとともに、国立公園の適正利用の推進等管理の充実を図ること。 特に、アマミノクロウサギ等の希少種・固有種を捕食するノネコについて、引き続き計画的な捕獲を進めること。 また、国及び県が購入した推薦地内の土地については、国・県で連携して、世界遺産としての価値の維持を図ること。</p> <p>(3) 施設整備等の推進 世界遺産センターについては、既設の施設の設置状況も踏まえながら、世界遺産の拠点にふさわしい機能と規模を有する施設を奄美大島及び徳之島にそれぞれ整備するとともに、施設の運営管理についても十分な予算を確保すること。 また、国立公園の利用の増進を図るため、ビジターセンターや利用施設等の整備を行うこと。 県や地元自治体で進める奄美トレイルや利用施設の整備等についても、財政面や制度面における積極的な支援を講じること。</p> <p>(4) 奄美群島自然共生プランに基づく取組への支援 奄美群島自然共生プランに基づく取組に対し、積極的な支援を講じること。</p>	環境省 国土交通省 林野庁
16 地方における社会資本整備の推進及び財源の確保	<p>当県は、財政力が弱い状況の中で、過疎地域や離島等が多く、また、道路、河川、砂防、港湾、漁港、空港、林道、治山、農業農村整備等社会資本の整備がいまなお立ち後れております。</p> <p>また、これまで台風や集中豪雨、地震等の災害により大きな被害を受けており、引き続き河川・砂防・治山施設等について、災害未然防止のための対策を強力に推進していかなければならない状況にあります。</p> <p>当県の地域特性に由来する以上のような課題を解決し、個性ある地域の発展を図るためには、今後とも社会資本整備の推進が不可欠であることから、次の事項について提案します。</p> <p>地方が必要とする社会資本整備を着実に推進することができるよう、その財源総額を確保するとともに、社会資本の整備が立ち後れている地方に対して、重点的な事業実施を図ること。</p>	国土交通省 農林水産省 財務省 総務省

提案事項	提案内容	提案先
17 高規格幹線道路等の整備推進	<p>我が国の社会資本整備は、東日本大震災や熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年の房総半島台風や東日本台風等からの復旧・復興や加速するインフラ老朽化など、様々な取り組むべき課題に直面しております。</p> <p>このような中で、当県において力強く持続的な経済成長を実現するためには、中長期的な視点に立って、将来の成長の基盤となり、安全で豊かな県民生活の実現に資するストック効果を重視した公共投資の推進が必要であり、戦略的な社会資本である高規格幹線道路及び地域高規格道路の早期整備に取り組む必要があります。</p> <p>このため、国においては、新たな財源を創設するとともに、道路関係の事業費の総額を満額確保した上で、これら高規格幹線道路網の今後一層の重点的な整備が進められるよう、提案します。</p> <p>産業の振興や地域の活性化を図る観点から、道路関係の事業費の総額を確保した上で、当県にとって必要な道路を計画的に整備推進するため、所要の事業費を配分すること。</p> <p>(1) 東九州自動車道の整備推進</p> <p>ア 志布志～鹿屋串良JCT間の早期完成</p> <p>イ 「日南・志布志道路」及び「油津・夏井道路」の整備推進</p> <p>ウ 隼人道路の4車線化の整備促進</p> <p>エ 暫定2車線区間の早期4車線化の実現</p> <p>(2) 南九州西回り自動車道の整備推進</p> <p>ア 「芦北出水道路（水俣～出水間）」の供用予定年次の明示及び早期完成</p> <p>イ 「阿久根川内道路」の整備推進</p> <p>ウ 鹿児島道路（伊集院IC～美山IC間）の4車線化の整備促進</p> <p>エ 暫定2車線区間の早期4車線化の実現</p> <p>(3) 地域高規格道路の整備推進</p> <p>ア 「鹿児島東西幹線道路」の事業中区間の整備推進，残る区間の整備区間の指定</p> <p>イ 「北薩横断道路」及び「大隅縦貫道（Ⅰ期）」の事業中区間の整備推進，残る区間の整備区間の指定</p> <p>ウ 「都城志布志道路」の事業中区間の整備推進</p> <p>エ 「鹿児島南北幹線道路」及び「大隅縦貫道（Ⅱ期）（錦江町～南大隅町）」の調査推進</p> <p>オ 「島原天草長島連絡道路」の具体化に向けた検討の実施</p> <p>(4) 重要物流道路等の指定</p> <p>重要物流道路及びその代替・補完路については、昨年4月に供用中区間を対象とした指定が行われたが、事業中・計画中の路線を含めた追加指定にあたっては、引き続き、地域高規格道路等の既存ネットワーク計画の見直しを含め、地方の意見を十分に反映して指定すること。</p> <p>また、指定道路の機能強化及び整備推進のため、補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。</p>	国土交通省 財務省

提案事項	提案内容	提案先
18 港湾事業等の推進	<p>港湾の整備は、アジア地域をはじめとする各国・地域との国際交流の進展や物流ネットワークの形成とともに、当県が多くの有人離島を有することから、離島・奄美地域との海上交通の安定性、信頼性の確保に極めて重要な役割を果たしています。</p> <p>また、海岸の整備においては、台風による高潮等から人命、財産を守る国土保全を目的とした海岸保全施設の整備とともに、海に開かれた当県の特徴を活かした総合的な海岸事業を推進する必要があります。</p> <p>このような当県の地域特性に配慮され、港湾・海岸のインフラのストック効果を早期に発現するとともに、国土強靱化を推進するため、当県の港湾・海岸事業等の計画的な整備が図られるよう、提案します。</p> <p>(1) 港湾関係事業の推進</p> <p>国内外の交流・物流を支える港湾の整備、生活航路の拠点として離島・奄美地域を支える港湾の整備及び災害に強い港湾の整備などに要する事業費の総額を確保した上で、当県にとって必要な港湾を計画的に整備推進するため、所要の事業費を配分すること。</p> <p>また、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も、必要な財源を安定的・継続的に十分に確保すること。</p> <p>ア 鹿児島港</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年の国際クルーズ拠点の運用開始に向けたマリンポートかごしまにおける新たな岸壁の整備など、クルーズ船の受入環境の着実な整備推進 ・ 港湾物流の円滑化だけでなく、臨海部やクルーズ船寄港時の渋滞緩和を図るため、臨港道路鴨池中央港区線の整備推進・県内の人流・物流の中心的役割を担う重要な港湾としての機能の維持向上を図るため、老朽化した岸壁や護岸等の長寿命化対策の推進等 <p>イ 志布志港</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 九州で唯一の国際バルク戦略港湾として、飼料穀物の効率的な輸入機能強化を図るため、大型バルク船に対応する岸壁等の整備推進 ・ 九州を支える国際物流拠点として、港内静穏度確保や津波防災対策を図るための防波堤の整備推進 <p>ウ 川内港</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当県北西部の物流拠点としての機能を強化するため、港内静穏度を確保するための防波堤の整備推進及び老朽化した導流堤の整備推進 ・ 川内港を取り巻く国内外の社会情勢の変化や課題に対応するため、昨年11月に改訂した港湾計画に基づき、唐浜地区におけるコンテナや原木等を扱う新たなふ頭整備の新規事業化 <p>エ 西之表港</p> <p>島しょにおける拠点港湾として、港内静穏度を確保するための防波堤の整備推進</p>	国土交通省 財務省

提案事項	提案内容	提案先
	<p>オ 名瀬港 島しょにおける拠点港湾として、老朽化した岸壁の機能確保や利便性向上を図るための岸壁の整備推進及び災害発生時の対応空間を確保するための緑地等の整備推進</p> <p>カ 地方港湾 生活航路の拠点となる離島港湾をはじめとする地方港湾においても、計画的な港湾整備の推進や老朽化対策に必要な予算（社会資本整備総合交付金等）の総額を確保すること。</p> <p>キ 港湾施設の維持管理 港湾法等に基づき維持管理計画策定が定められている対象施設のうち、交付金対象外の護岸や泊地等についても交付金対象とすること。 維持管理計画策定後の港湾施設の詳細な点検診断についても交付金対象とすること。</p> <p>(2) 港湾海岸関係事業の推進 我が国は長い海岸線と多くの離島を有し、頻繁に襲来する台風等による高潮や侵食を未然に防ぐ必要があることから、海岸保全事業に要する事業費の総額を確保すること。 また、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も、必要な財源を安定的・継続的に十分に確保すること。</p> <p>ア 指宿港海岸 防災機能の強化とともに地域活性化の核となる魅力ある海浜空間を創造するため、海岸保全施設の整備推進を図ること。</p> <p>イ 大規模海岸保全施設改良事業 ポンプ等機械設備の耐用年数が超えている鹿児島港海岸の荒田川排水機場について、早期延命化を図るため、必要な予算を確保すること。</p> <p>ウ 高潮や侵食被害に備えた港湾海岸の整備 近年の大型台風により高潮や侵食の被害を受けている大根占港海岸等の計画的な海岸整備に必要な予算（防災・安全交付金：高潮、侵食、環境）を確保すること。</p> <p>エ 海岸保全施設の維持管理 築後約50年を経過し、海岸保全施設の老朽化が著しい中之島港海岸等の老朽化対策に必要な予算（防災・安全交付金：老朽化対策）を確保すること。</p>	
<p>19 農業農村整備の推進</p>	<p>当県農業を支える基盤づくりとして、農業の高付加価値化を推進する競争力強化対策や担い手への農地集積・集約化、自然災害の激甚化や施設の老朽化に対応する国土強靱化対策を進めるとともに、中山間地をはじめとする農業・農村の持つ多面的機能を十分に発揮して、将来にわたり農業を持続的に発展させていくためには、今後とも農業農村整備事業を計画的かつ強力に推進する必要があります。 ついては、財政支援の充実などについて次のとおり提案します。</p>	<p>農林水産省</p>

提案事項	提案内容	提案先
	<p>(1) 国際的な経済連携協定にも対応した競争力のある農業経営を確立するため、収益性の高い営農の実現や低コスト化に向けた規模拡大のための基盤整備、施設の長寿命化を図るストックマネジメント、農村地域の防災・減災対策などの農業農村整備事業が、計画的に推進できるよう必要な当初予算を安定的に確保すること。</p> <p>また、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後も、ため池や農業水利施設等に係る国土強靱化の取組が確実に実施できるよう、必要な予算を安定的・継続的に十分に確保すること。</p> <p>(2) 収益性の高い安定的な畑作営農の確立を図るため、国営附帯県営事業を含めた大規模畑地かんがい事業が着実に推進できるよう、必要な当初予算を確保すること。</p> <p>(3) 水源の乏しい喜界島において、新規水源の開発と既存農業水利施設の老朽化対策を図るため、全体実施設計完了後直ちに、「国営かんがい排水事業喜界島地区」として採択すること。</p>	
<p>20 国際的な交通ネットワークの整備</p>	<p>南九州地域における国際的な交通ネットワークの更なる拡充等を図るため、鹿児島空港の機能強化等について提案します。</p> <p>(1) 鹿児島空港の機能強化</p> <p>ア 国際定期航空路線及びチャーター便に係る着陸料に対して、チャーター便と同様に軽減措置を拡充すること。</p> <p>イ 鹿児島空港国際線ターミナルビルの増改築工事を契機として、入国手続きの更なる迅速化を図るため、C I Qの人員・機材について充実強化すること。</p> <p>ウ 着陸料軽減やC I Q施設整備補助など、訪日誘客支援空港に対する支援の更なる充実を図ること。</p> <p>エ 地域特性や地元観光資源を活かした空港等の機能強化・活性化に向けた地元の取組を支援すること。</p> <p>(2) 外航船受入れ体制の整備推進</p> <p>ア 国際海上輸送航路の開通、利用促進を図るため、川内港の検疫港指定を行い、C I Q体制の充実・強化を図ること。</p> <p>イ 鹿児島県内各港における国際クルーズ船寄港時のC I Qについて、人員・機材を充実強化すること。</p>	<p>国土交通省 財務省 法務省 農林水産省 厚生労働省 総務省</p>
<p>21 地域公共交通の確保等に対する財政支援措置等の拡充</p>	<p>安定的な住民生活や産業活動を確保するため、地域公共交通の確保・維持策について提案します。</p> <p>(1) 地域公共交通関連施策の拡充</p> <p>ア 「地域公共交通確保維持改善事業」については、十分かつ安定的な財源を確保するとともに、予算配分に当たっては、地域における交通ネットワークの現況や、離島、半島、過疎・高齢化等の地域特性に配慮すること。</p> <p>イ 地域公共交通機関の確保・維持に必要な地方公共団体の財政負担に対する地方交付税措置を一層拡充すること。</p> <p>ウ 鉄道・バス・タクシー・航路等の地域公共交通は、地域住民の日常生活や経済活動に欠かすことのできない交通手段であるが、新型コロナウイルス感染症による休校や外出自粛要請等の影響により運賃収入が減少し、その維持が困難な状態となっていることから、地域における交通手段が確保されるよう、運賃収入の減収に係る財政支援措置等を講ずること。</p>	<p>国土交通省 財務省 総務省</p>

提案事項	提案内容	提案先
	<p>(2) 離島航空路線</p> <p>ア 離島航空路事業の適正な実施に要する機体購入費等の補助や、着陸料や公租公課等の軽減等を内容とする「離島航空路支援」のための法整備に速やかに着手すること。</p> <p>イ 種子島・東京間の直行航空路線の開設など、離島空港と東京・大阪・福岡等との国内航空路線や離島間の航空路線の拡充を支援すること。</p> <p>ウ 航空運賃体系を含む現在の離島航空政策の基本的な考え方について、検証・検討を加えること。</p> <p>エ 本土との隔絶性の高い外海離島における離島航空路線は、船舶航路と並んで島民の生命線となっていることから、航空機の安全運航を確保するため、滑走路の舗装改良や電源施設の更新及び滑走路端安全区域の整備など離島空港施設の機能保持・向上に必要な事業費を確保すること。</p> <p>(3) 離島航路</p> <p>ア 地域公共交通確保維持改善事業における離島航路運営費等補助金の算定に当たっては、各航路の実情等に十分配慮し、航路事業者はもとより、県や市町村の負担がさらに増加しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>イ 離島航路は、離島住民の日常生活や産業活動の維持に必要不可欠であるが、船舶の更新にあたり高額な船価が課題となっていることから、全ての離島航路において円滑な船舶更新がなされるよう、船舶建造に係る支援措置を拡充すること。</p> <p>(4) 地方バス路線</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業におけるバス対策については、人口減少により利用者が減少する中で、利便性向上やバス事業者の生産性向上等、地域が効果的な取組を推進できるよう支援を講じるとともに、地域の実情等に十分配慮し、補助要件の緩和など財政支援措置を拡充するなど、バス事業者はもとより、県や市町村の負担が増加しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(5) 在来線鉄道</p> <p>ア 鉄道輸送施設の更新・改良に対する助成措置等を拡充すること。</p> <p>イ 災害に強い鉄道づくりを推進する抜本的対策のための設備投資及び鉄道災害復旧に対する助成措置等を拡充すること。</p> <p>ウ 在来線は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない交通手段であることから、利便性や安全性の維持・確保が図られるよう、事業者に対して指導・助言を行うこと。</p>	
22 肥薩おれんじ鉄道に対する支援の拡充	<p>極めて厳しい経営状況に置かれている肥薩おれんじ鉄道に対する支援の拡充について提案します。</p> <p>(1) 財政支援措置の拡充</p> <p>ア 肥薩おれんじ鉄道の安定した運行を確保するため、事業者に対する助成措置や地方負担に係る財政支援措置など、赤字補填に対する支援制度の創設を図ること。</p>	国土交通省 財務省 総務省

提案事項	提案内容	提案先
	<p>イ JR貨物による物流ネットワークを維持するため、肥薩おれんじ鉄道が多額の線路・電路維持費を負担している現状に鑑み、線路使用料としてJR貨物から同鉄道に対して支払われている貨物調整金について、大規模自然災害等によるJR貨物の運休に伴う減収補填を含め、更なる拡充を図ること。</p> <p>ウ 大半の施設・設備で経年による劣化や塩害等による損傷が進んでいることから、JR九州から引き継いだ老朽化施設等の更新に対する助成措置を拡充すること。</p> <p>(2) 税制特例の拡充 JRからの譲受資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の拡充（JR二島特例並みの創設）を図ること。</p>	
23 情報通信基盤の整備・利活用に対する支援策の充実	<p>多くの離島や山間地を有し、台風や豪雨等の災害の多い当県にとっては、情報通信基盤の整備や利活用の促進は緊要な課題であります。</p> <p>地方創生の取組を更に進め、県民生活や産業等のあらゆる分野において、地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、災害に強く安心して快適に生活できる、社会の実現のための支援策の充実を提案します。</p> <p>(1) 第5世代移動通信システム（5G）の整備推進 地域課題解決や地方創生への活用が期待される第5世代移動通信システム（5G）について、不採算地域を含む地方の隅々まですべての事業者のサービス展開が可能となる基盤整備が必要であり、事業者が基盤整備を行うような制度を創設すること。</p> <p>(2) 光ファイバの整備推進 地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、特に、過疎・離島等の条件不利地域など民間事業者による整備が見込めない地域において情報格差が生じることがないように、光ファイバの整備を推進するため、必要な支援策を講じること。</p> <p>(3) ユニバーサルサービス制度の見直し ユニバーサルサービス制度を時代に合わせて見直し、携帯電話基地局や光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の維持管理も対象とすること。</p>	総務省
24 子育て支援の推進	<p>国においては、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、子どもを生き育てられることに喜びを感じられる社会を目指して子ども・子育て支援新制度等地域の実情に応じた子育て支援の施策について積極的に進められているところです。</p> <p>当県においても、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりに最重点で取り組んでおり、さらに一層の推進を図るため、以下を提案します。</p> <p>(1) 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であるとされているが、消費税以外の財源から確保する0.3兆円超を含め、国の責任において、所要の額の確保に努めること。</p>	内閣府 厚生労働省 文部科学省

提案事項	提案内容	提案先
	<p>(2) 保育士等の処遇改善については、新たなキャリアアップの仕組みが構築され、2022年度を目処に処遇改善の加算要件として研修受講の必須化を目指すこととされたが、研修内容など実施方法等については、実施主体である都道府県及び受講者の負担が過度にならないよう、必要な措置を講じること。</p> <p>(3) 子ども・子育て支援の環境整備については、これまでも「保育所等整備交付金」や「認定こども園施設整備交付金」等を活用して、保育所整備などに取り組んでいるが、待機児童の解消等に向けて、今後とも必要な予算を確保すること。</p> <p>(4) 放課後児童クラブの利用料については、昼間に保護者のいない家庭の就学児童が安全・安心に放課後や夏休み等を過ごせるよう、利用する低所得世帯や多子世帯等を対象にした減免制度を創設すること。</p>	
<p>25 地域医療対策の充実・強化 (1) 医療提供体制の確保等のための支援の強化</p>	<p>当県は、全国に先行して高齢化が進んでおり、高齢単身・夫婦世帯の割合が高く、南北600kmにわたる広大な県域に離島・へき地を多く有していることから、良質かつ適切な医療を効率的に提供するための体制を確保していく必要があります。</p> <p>地域医療対策の充実・強化を図るため、医療提供体制の確保等を図る事業に対する確実な財政措置について提案します。</p> <p>ア 地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、全国に先行して過疎化や高齢化が進行している状況や、人口当たりの病床数が多く、病床の機能分化・連携に相当の対応が必要と考えられる当県の事情に十分配慮すること。また、切れ目のない医療提供体制を構築するため、在宅医療の推進及び医療従事者の確保が不可欠であることから、国庫補助事業からの振替事業なども含め、各種事業が継続して実施できるよう必要な予算を確保するとともに、各事業区分間の配分額の弾力的な調整を認める仕組みとすること。</p> <p>イ 救急・周産期医療体制の整備や看護職員等の確保など、地域医療提供体制の確立に必要不可欠な補助金である医療提供体制推進事業費補助金について、運営費等経常的な経費が多く含まれることから、一方的な減額をすることなく、各種事業が計画的かつ着実に実施できるよう必要な予算を確保すること。</p>	厚生労働省
<p>25 地域医療対策の充実・強化 (2) 医師確保の推進</p>	<p>医師の地域的偏在や診療科偏在がより一層深刻化している状況を踏まえ、地域の実情に応じた実効性のある医師確保対策の重点的な実施によって医師確保の推進が図られるよう提案します。</p> <p>ア 医師確保対策の推進 地域枠医師の養成等による現行の医師確保対策を継続するとともに、地域の実情に応じ地域枠医学生が確保できるよう、十分な予算を確保すること。</p> <p>また、医師確保対策の実施に当たっては、国が設定する医師偏在指標のみではなく、地域の実情に応じた対策を講じること。</p> <p>イ 医師の診療科偏在の解消措置 医師不足が特に深刻な小児科・産科等の医師の養成・確保のため、診療科偏在の解消措置を講じること。</p>	厚生労働省

提案事項	提案内容	提案先
	<p>ウ 地方に配慮した臨床研修制度の促進と専門医制度の運用 臨床研修制度については、離島・へき地の地域医療を支える観点から、臨床研修医の都市部集中が是正され、地方の臨床研修医が確実に増加される制度とすること。 また、専門医制度については、医師の地域的偏在・診療科偏在の拡大を招くことのないよう、国が主体的に関与し、「専門医の質の向上」と「地域医療の確保」の両立に留意した制度運用が行われるようにすること。</p>	
<p>25 地域医療対策の充実・強化 (3) 救急・災害医療の充実・強化のための支援</p>	<p>救急・災害医療の充実・強化のための支援策について、下記のとおり提案します。 ア 救急医療体制を担う医療機関の施設・設備の整備や人件費に係る経費など、地域の実情に応じた救急医療体制の充実のための財政的支援について、必要な予算を確保すること。 イ ドクターヘリの安定的な運航による救急医療体制の充実を図るため、基地病院のドクターヘリの運航実態に応じた予算を確保するとともに、医療用資機材の導入・更新等に対する財政的支援制度を創設すること。 ウ 災害拠点病院及びDMATに係る設備・機器整備等に係る財政的支援を拡充するとともに、DMAT養成のための研修及び訓練の機会を拡充すること。 エ 原子力災害が生じた場合の健康相談体制、原子力災害医療体制等に関する具体的な運用方針等を明確に示すとともに、関係医療機関等に対する支援を行うこと。</p>	厚生労働省 原子力規制庁
<p>25 地域医療対策の充実・強化 (4) 離島・へき地等における医療対策の充実・強化</p>	<p>離島・へき地をはじめとする地域医療を確保するための体系的な医療供給体制の整備等、各種医療対策について提案します。 ア 離島・へき地等における医療関係機関の運営及び施設・設備整備に必要な事業費を確保すること。 イ へき地診療所等における運営費補助に係る基準額の見直しなど、助成措置の拡充・強化を図ること。</p>	厚生労働省
<p>25 地域医療対策の充実・強化 (5) 地方単独医療費助成制度の充実・強化のための支援</p>	<p>安心して医療を受ける環境づくりを推進するため、子育て世代や社会的に弱い立場にある方への地方自治体が行う取組に対する支援策について提案します。 地方単独で実施している乳幼児、重度心身障害者及びひとり親家庭に対する医療費助成については、全国的に都道府県及び市町村がそれぞれ独自の方式で実施しており、自治体の財政力等の違いにより、助成する対象や自己負担額に格差が生じている。 また、子育て世帯の経済的負担を軽減するなど、子育ての希望を叶えるための支援策を拡充していく必要がある。 そのため、国において新たな医療費助成制度を創設するとともに、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置を未就学児に限らず全て廃止すること。 特に住民税非課税世帯については、その経済的負担を軽減する必要性が高いため、早急に高校生まで減額調整措置を廃止すること。</p>	厚生労働省

提案事項	提案内容	提案先
26 地方警察官の増員	<p>当県は、薩摩・大隅の二大半島に分断され、かつ、多くの有人離島を有しており、また、新幹線発着駅、原子力発電所、ロケット基地、石油備蓄基地等の重要な施設も点在し、桜島、霧島山（新燃岳）、口永良部島などの火山活動も活発化しています。</p> <p>現在、当県の地方警察官の定数は3,035人ですが、警察官一人当たりの負担人口は541人と全国平均（526人）を上回っているほか、負担世帯数は266世帯で全国第3位、高齢単身者世帯の負担数は36世帯で全国第1位とその負担が極めて重くなっていることから、次の事項について提案します。</p> <p>鹿児島島の地理的特殊性及び治安を取り巻く諸情勢に対応し、日本一安心・安全な鹿児島を創造するため、地方警察官の増員を確保すること。</p>	総務省 警察庁

【提案項目】

提案事項	提案内容	提案先
1 地方分権改革の推進	<p>地方分権の推進は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る上で極めて緊要であります。</p> <p>国においては、引き続き、地方分権改革を進めるため、平成26年から提案募集方式を導入しているところであり、令和元年の地方からの提案に対しては、令和元年12月23日に「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（以下「対応方針」という。）」を閣議決定し、これを踏まえて、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第10次一括法）」が今国会に提出されたところです。</p> <p>また、道州制をはじめとした国と地方のあり方を見直す議論もなされているところです。</p> <p>このような中、真に実効性のある地方分権を実現するためには、地方への権限移譲や地方税財源の充実確保などの実現に更に精力的に取り組み、地方分権改革を着実に推進する必要がありますので、次のとおり提案します。</p> <p>(1) 第10次一括法に基づいて事務・権限の移譲等を進めるに当たっては、地方公共団体の意見を十分反映し、財源措置、移譲等のスケジュール等について、具体的な検討と調整を早期に進めること。</p> <p>(2) 「対応方針」において、「検討等を行い必要な措置を講ずる」とされた事務・権限については、その検討等の段階において、地方公共団体の意見を十分聴取し反映すること。</p> <p>(3) 令和2年の「提案募集方式」による地方分権改革に関する提案についても、地域の実情を十分考慮し、実現に向けて積極的に取り組むこと。</p> <p>(4) 道州制については、まずは、国、地方を通じた統治機構のあり方や、これが国民生活に与える効果などについて、理念や具体的な将来像を明らかにする必要がある、その将来像を議論するに当たっては、税財源の確保や財政調整制度のあり方などについて、道州制の移行時期やその行程も含め、地方の意見を十分に踏まえ、幅広く国民的な議論を行うこと。</p> <p>(5) 地方に影響がある政策の具体化に当たっては、国と地方の協議の場等において十分な議論を行い、地方の意見を反映させること。</p>	内閣府 総務省
2 地方消費者行政の充実支援	<p>消費者行政の推進に当たり、地域の実情に応じた様々な取組をさらに進めていくため、地方消費者行政の充実支援について提案します。</p> <p>消費生活相談の内容が複雑化、悪質・巧妙化していることなどから、消費生活相談体制の更なる充実・強化及び消費者教育・啓発等を推進するために要する経費について、引き続き国が必要な財源措置を講じるとともに、地方消費者行政強化交付金の活用期間の延長や補助率の嵩上げ、用途の拡充等制度の改善を図ること。</p>	消費者庁
3 人権・同和対策に関する施策の充実・強化	<p>同和問題等あらゆる人権問題の解決に向けて、人権・同和対策に関する施策の充実・強化について提案します。</p>	法務省 文部科学省 厚生労働省

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
	<p>(1) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく基本計画の積極的な推進を図るため、地方公共団体との連携及び財政上の措置を強化するとともに、この基本計画を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策の充実・強化を図ること。</p> <p>また、「人権教育のための世界計画」の具現化に向けた人権教育・啓発の充実が図られるよう、その方策を検討すること。</p> <p>(2) 「部落差別の解消の推進に関する法律」の成立の趣旨を踏まえ、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため、教育に係る施策を充実させるとともに、引き続き、各種の広報媒体を活用した啓発活動等を積極的に推進すること。</p> <p>(3) 人権侵害による被害者を救済するために、実効性のある人権救済制度を早期に確立すること。</p> <p>(4) 人権啓発活動地方委託事業について、地方公共団体の要望を踏まえ、制度を充実し、必要な事業費を確保すること。</p>	
4 生活環境施設の整備推進	<p>公衆衛生の向上と生活環境の改善に欠くことのできない安全で良質な水の供給を図るため、水道施設の整備推進を提案します。</p> <p>また、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全を図るため、生活排水処理施設の整備推進を提案します。</p> <p>(1) 水道施設の更新（耐震化を含む。）や水道の広域化に伴う施設整備を計画的に進めるため、水道施設整備に係る国庫補助金等について必要な額を確実に確保すること。</p> <p>また、耐震診断に係る費用についての国庫補助制度を創設すること。</p> <p>(2) 生活排水処理施設の整備推進</p> <p>ア ストックマネジメント計画に基づく施設の統廃合・更新（耐震化を含む。）や汚水処理施設の10年概成に向けた生活排水処理施設の整備を推進するため、所要の事業費を確保すること。</p> <p>特に、離島・奄美地域における浄化槽整備推進のための事業費を確保すること。</p> <p>イ 公共浄化槽等整備推進事業に係る財政措置の拡充を図ること。</p>	厚生労働省 農林水産省 国土交通省 環境省
5 都市環境等の整備推進	<p>良好で安心・安全な都市環境の形成を図り、生活の質の向上や民間投資の誘発などのストック効果の発揮が見込まれる市街地再開発事業、街路事業、都市公園事業及び土地地区画整理事業を推進するとともに、特殊地下壕対策の推進を提案します。</p> <p>都市生活の質の向上をめざし、良好で安心・安全な都市環境の形成を着実に推進することができるよう、都市環境整備に必要な予算の総額を確保するとともに、当県において必要な整備等を計画的に推進するため、所要の事業費を配分すること。</p> <p>(1) 鹿児島市千日町1・4番街区における市街地再開発事業を促進するため、必要な事業費を確保すること。</p> <p>(2) 街路網の整備を推進するため、必要な事業費を確保すること。</p> <p>(3) 都市公園の整備を推進するため、必要な事業費を確保すること。</p> <p>(4) 土地地区画整理事業を推進するため、必要な事業費を確保すること。</p>	国土交通省

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
	<p>(5) 特殊地下壕対策を推進するため、必要な事業費を確保するとともに、補助の対象を拡充すること。</p> <p>(6) 宅地耐震化推進事業を促進するため、必要な事業費を確保するとともに、調査の国費率の嵩上げを継続すること。</p>	
<p>6 公営住宅整備事業等及び大規模建築物等の耐震化の促進</p>	<p>住宅に困窮する者、高齢者、子育て世帯などに対するセーフティネットの役割を的確に果たしつつ、活力ある地域の形成などのストック効果が見込まれる公営住宅整備や木造住宅振興に対する支援、住宅・建築物の安全対策の促進、とりわけ耐震性の強化、増加の著しい空き家対策に係る必要な事業費の確保等について提案します。</p> <p>また、高齢者の居住の安定確保を図るためのサービス付き高齢者向け住宅供給促進の制度などに係る各種支援措置の充実を提案します。</p> <p>(1) 公営住宅事業等の促進 老朽化した公営住宅の建替や改善、木造住宅振興に対する支援及び住宅・建築物の安全対策（がけ地、アスベスト、ブロック塀等）の促進のために必要な事業費を確保すること。</p> <p>(2) 大規模建築物等の耐震化の促進 ア 大規模建築物の耐震化の促進 大規模な地震に備え、耐震改修促進法により耐震診断を義務付けられたホテル・旅館、店舗等で不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震改修補助について、対象工事が完了するまでの間、必要な事業費を確保すること。 イ 住宅の耐震化の促進 住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物耐震改修事業の事業費の確保、地方負担に対する支援措置の充実を図ること。</p> <p>(3) 空き家対策の推進 当県の空き家率は高く、これらの空き家の適正管理や有効活用対策に必要な空き家再生等推進事業等の事業費を確保すること。</p> <p>(4) 高齢者の居住安定確保 高齢者世帯の増加への対応を図るために必要なサービス付き高齢者向け住宅を供給する民間事業者へのインセンティブとなる補助金制度や税制の延長等支援制度の拡充を図ること。</p>	<p>国土交通省</p>
<p>7 交通安全施設等の整備推進</p>	<p>当県の交通事故件数は減少傾向にあるものの、全死者数のうち歩行者と自転車利用者の死者数が約4割を占めるなど、当県の道路交通安全を取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。</p> <p>また、通学路の交通安全確保に向けて、市町村が道路管理者、警察、学校関係者等と連携して策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき、対策が必要とされた箇所の整備を計画的に進めているところです。</p> <p>以上のことから、交通安全施設等の整備を積極的に推進するため、社会資本整備重点計画を踏まえ、次の取組の推進に特段の配慮がなされるよう、提案します。</p> <p>(1) 通学路における歩道等の整備を積極的に推進するため、所要の事業費を確保すること。</p>	<p>国土交通省 警察 庁</p>

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
	(2) 少子・高齢化社会の進展に対応した安全・安心な道路交通環境や円滑な交通の実現を推進するため、交通安全施設等整備事業費を確保すること。	
8 結婚・子育て支援の充実	<p>現在、当県では、地域少子化対策強化事業や、子ども・子育て支援新制度（平成27年4月施行）の実施により、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりや結婚支援に取り組んでいるところです。</p> <p>今後、より効果的な結婚・子育て支援対策が実施されるよう、次の事項について提案します。</p> <p>(1) 財政措置等について</p> <p>ア 子ども・子育て支援新制度に係る各々の事項の具体的内容については、将来の地方の財政負担に直結するものであることから、地方の意見等を十分に踏まえ、都市部と離島、へき地、過疎地域など、地域によって保育・幼児教育に格差が生じないよう、国において十分な財政措置を講じること。</p> <p>イ 地方自治体や事業者等が円滑に新制度を運用できるよう、必要に応じて制度の見直しや事務の簡素化を図るとともに、必要な情報について、迅速に提供すること。</p> <p>(2) 新制度の公定価格については、今後とも、施設・事業者の運営実態や地域の実情を踏まえ、子ども一人ひとりを尊重した質の高い教育・保育が実施できるよう必要に応じ、見直しを行うこと。</p> <p>(3) 結婚支援体制の構築などに必要な予算については、地域実情に応じた柔軟な取組が可能となるよう、地方自治体の創意工夫による施策に持続的に対応できる予算を確保すること。</p>	内閣府 厚生労働省 文部科学省
9 保健医療対策の充実・強化 (1) 国民健康保険に対する財政支援の充実・強化	<p>平成30年度から、県が国民健康保険の財政運営の責任主体として、国保運営に中心的な役割を担うこととなったところであるが、将来にわたって安定的な国保運営を確保するため、国民健康保険に対する財政支援の充実・強化について提案します。</p> <p>ア 都道府県間の財政力の不均衡を調整するための制度である普通調整交付金の見直しに係る検討に当たっては、これまでの国と地方との協議を踏まえ、引き続き現在の役割及び配分方法を維持すること。</p> <p>イ 高齢者や低所得者が多くを占める国保の構造的な課題や医療技術の高度化等による医療費の増加要因等により、国保の財政運営は引き続き厳しい状況が見込まれるところであり、国民健康保険の財政基盤の確立が図られ、安定的な財政運営が行えるよう、財政支援を充実・強化すること。</p>	厚生労働省
9 保健医療対策の充実・強化 (2) 後期高齢者医療制度に係る地方負担に対する地方財政措置	<p>後期高齢者医療制度における地方公共団体の財政負担のあり方については、地域の事情を踏まえ、特段の配慮がなされるよう提案します。</p> <p>後期高齢者医療制度に係る地方負担については、普通交付税の算定に当たり地域の事情を踏まえた単位費用の充実などにより、実態に即した地方財政措置を行うこと。</p>	厚生労働省

提案事項	提案内容	提案先
<p>9 保健医療対策の充実・強化 (3) 自治体病院に対する財政支援等の充実・強化</p>	<p>自治体病院は、公的医療機関でなければ対応することが困難な高度医療やへき地医療等不採算医療を担い、地域医療の確保と医療水準の向上に努力を傾注しているところです。</p> <p>ついては、新公立病院改革ガイドラインにより厳しく経済的効率が求められる中でも、地域住民が期待する自治体病院の果たす役割が十分発揮されるように更なる財政支援等について提案します。</p> <p>ア 自治体病院に対する地方財政措置を充実・強化すること。 イ 会計年度任用職員制度の施行に伴う給与費の増について、自治体病院の負担とならないよう、国において確実に措置すること。 ウ 自治体病院における消費税の負担軽減を図ること。 エ 新型コロナウイルス感染症に対応するため必要となる个人防护具や医療用マスクをはじめとする医療物資について、国において十分な数量を確保するとともに、感染症指定医療機関等に優先的に配布すること。</p>	厚生労働省 総務省
<p>9 保健医療対策の充実・強化 (4) がん総合対策のための支援</p>	<p>がん対策推進基本計画において、国として重点的に取り組むべき課題や全体目標が示されていますが、その達成のための支援策について提案します。</p> <p>ア がん医療均てん化を図るため、がん診療連携拠点病院等の機能の向上及び医療従事者の確保・育成、地域の医療機関との連携強化等に必要な補助金制度の充実及び所要の予算の確保を図ること。 イ がん検診受診率の向上を図るため、無料クーポン券の配布事業に市町村が継続して事業に取り組めるよう、補助金制度の充実に努めること。 また、がん検診を実施する市町村に対する財源措置の更なる充実を図ること。 ウ ATL（成人T細胞白血病）の予防対策と治療方法の研究を推進すること。</p>	厚生労働省
<p>9 保健医療対策の充実・強化 (5) 粒子線がん治療の医療保険適用等</p>	<p>当県に立地している粒子線がん治療施設では、これまで3,600人以上が先進医療として治療を受けており、今後も多くの利用が見込まれることから、下記のとおり提案します。</p> <p>ア がん患者の経済的負担を軽減し、粒子線治療を望む多くの人が治療を受けられるよう適正な水準での医療保険適用を認めること。 イ 多くの患者が粒子線治療を受けている実態を踏まえ、医療保険適用外の治療については、国民のがん治療の選択肢をせばめることのないよう先進医療を継続すること。</p>	厚生労働省
<p>9 保健医療対策の充実・強化 (6) 難病対策の推進</p>	<p>「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく難病患者への医療費助成制度の円滑な実施や難病患者が社会生活を送る上での悩みや不安を取り除く支援等の充実・強化を図るため、難病対策の推進について提案します。</p> <p>患者の負担軽減及び認定事務の簡素化を図るため、支給認定の有効期間を延長するとともに、医療受給者証の指定医療機関の記載を廃止し、患者が受療する医療機関については、県が指定する全ての指定医療機関とするなどの方策を講じること。</p> <p>また、医療費助成制度や国の基本方針に基づく各種事業が安定的かつ円滑に実施されるよう、必要な予算を確保すること。</p>	厚生労働省

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
<p>9 保健医療対策の充実・強化 (7) 子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害救済の充実・強化</p>	<p>子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた健康被害者の救済については、平成27年9月から審査を開始されているが、治療法が確立されていないため、先の見えない通院・治療による精神的・経済的負担も非常に重くなっているところです。</p> <p>については、健康被害者が速やかに救済を受けられる体制の充実・強化について提案します。</p> <p>子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた健康被害者が速やかに救済を受けられる体制の充実・強化を図ること。</p>	厚生労働省
<p>10 地域保健福祉の推進 (1) 地域包括ケアシステム構築の推進</p>	<p>高齢者ケアの需要が一層高まる中において、できるだけ住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳を持って自分らしく生活できる社会が実現できるよう、地域包括ケアシステムの構築の推進方策について提案します。</p> <p>地域包括ケアシステム構築の推進のため、以下の対策を講じること。</p> <p>ア 地域包括支援センターの機能強化と地域支援事業の充実に必要な予算を確保すること。</p> <p>イ 過疎地域や離島等において、各地域・島ごとに小規模でサービスを展開する必要があることに伴い増大する介護予防・生活支援サービスの運営経費について、必要な財政措置を講じること。</p> <p>また、在宅医療・介護連携等の推進を図るため、他圏域との連携による人材確保等に要する経費について、必要な財政措置を講じること。</p>	厚生労働省
<p>10 地域保健福祉の推進 (2) 高齢者の保健福祉の増進</p>	<p>高齢者が必要とする保健医療・福祉サービスを適時適切に提供していく体制の充実のための支援策について提案します。</p> <p>ア 介護保険制度のサービス提供基盤となる介護施設等の整備について必要な予算を確保すること。</p> <p>イ 介護報酬における多床室の施設サービス費については、運営に支障が生じないように、適切な評価を行うこと。</p>	厚生労働省
<p>10 地域保健福祉の推進 (3) 介護職員等の確保対策の充実・強化</p>	<p>当県においては、高齢化が他県と比べて進んでいることや、現在の福祉・介護分野の人材確保が難しい状況から考えると、将来にわたって福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していく必要があります。</p> <p>福祉・介護分野に従事する者が、誇りと将来への希望を持って働くことができ、かつ、人材が確保されるような支援策について提案します。</p> <p>ア 福祉・介護分野の総合的な人材確保対策を推進するため、地域医療介護総合確保基金等について、必要な予算を確保すること。</p> <p>イ 介護職員等の社会的評価及び待遇の向上を図るため、介護職員等のキャリアパスを確立するための施策を推進すること。</p> <p>ウ 介護報酬等の適正な水準の確保に取り組むこと。また、その際には被保険者の保険料や地方自治体の負担が増加しないよう、国において財政措置を講ずること。</p> <p>エ 福祉・介護職への参入を促進するため、介護福祉士修学資金等貸付事業が継続的に実施できるよう、必要な予算を確保すること。</p>	厚生労働省

提案事項	提案内容	提案先
<p>10 地域保健福祉の推進 (4) 離島・へき地等における介護保険対策の充実・強化</p>	<p>介護保険制度が今後も長期にわたり安定的に運営されるよう、離島やへき地等の保険料及び利用者負担の軽減並びに地方負担軽減の支援策等について提案します。</p> <p>ア 離島・へき地等における介護報酬の加算が被保険者及び県、市町村の負担増にならないような財政支援策を創設するとともに、利用者の負担軽減措置を拡充すること。</p> <p>イ 小規模離島においては、介護事業所が提供する介護サービスや介護予防サービス（地域支援事業を含む。）の利用者が少なく、介護事業所の安定的な運営が困難であることから、民間事業者の参入が促進されるよう財政支援策を創設すること。</p>	厚生労働省
<p>10 地域保健福祉の推進 (5) 被災者生活再建支援制度の見直し</p>	<p>被災者生活再建支援法に基づく被災者支援については、同じ自然災害でありながら、全壊世帯数の違いにより制度が適用されない市町村があることや、多数の半壊被害が発生しているにもかかわらず、制度上、支給の対象となっていないことから、被災者の立場に立った制度の見直しを行うとともに、住宅被害がなくても、長期にわたる避難が必要な被災者を支援する制度を整備するよう提案します。</p> <p>被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が被災者生活再建支援法の適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直し、支給対象を半壊まで拡大すること。</p> <p>また、被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当しない場合においても、避難が長期にわたり継続する場合には、被災者に対して支援する制度を整備すること。</p>	内閣府
<p>10 地域保健福祉の推進 (6) 障害福祉サービス基盤等の整備促進</p>	<p>障害者の地域生活への移行や就労支援等を推進するための障害福祉サービス基盤の整備及び社会福祉施設等の耐震化・防火対策に向けた整備に要する事業費の確保について提案します。</p> <p>ア 障害者（児）への福祉サービス提供体制の基盤整備の促進 障害者（児）への福祉サービスの提供に必要な各種基盤施設の整備について、引き続き十分な財政支援措置を講じること。</p> <p>イ 社会福祉施設等の耐震化・防火対策に向けた整備の促進 社会福祉施設等利用者の安全を確保するため、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備について、引き続き十分な財政支援措置を講じること。</p>	厚生労働省
<p>10 地域保健福祉の推進 (7) 生活困窮者自立支援制度に係る財政措置</p>	<p>生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために、平成27年4月に生活困窮者自立支援制度がスタートしました。制度の更なる推進のためには、県をはじめ実施主体である福祉事務所設置自治体の包括的な支援の充実や実施体制の強化が求められることから、制度に係る財政措置について提案します。</p> <p>生活困窮者自立支援制度に基づき個々の生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を行うためには、必須事業と各種任意事業の一体的な実施が必要であることから、任意事業の取組を促進するため、国庫補助率の引き上げなどの財源措置を講ずること。</p>	厚生労働省

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
10 地域保健福祉の推進 (8) 矯正施設退所者の地域生活定着促進事業に係る財政措置	<p>高齢又は障害により自立が困難な矯正施設退所者に対し、退所後直ちに福祉サービス等を提供し、地域生活への定着を支援するため、地域生活定着促進事業に対する財政措置について提案します。</p> <p>地域生活定着促進事業の事業費については、平成27年度から地方負担導入を原則として、当分の間、3/4相当の定額補助とされているが、業務の執行に支障が生じることの無いよう、全額国庫とすること。</p> <p>なお、経費の負担が大きい離島における支援業務については、特段の配慮を行うこと。</p>	厚生労働省
11 農村地域、山地の防災・減災対策	<p>平成28年の熊本地震や、平成30年の西日本を中心に被害をもたらした7月豪雨、昨年6月末からの大雨及び台風15号並びに台風19号など、近年、全国各地で地震、豪雨、火山噴火等の大規模自然災害が数多く発生しています。</p> <p>当県においても、これまで集中豪雨や台風の来襲等により、河川の氾濫や土砂災害等で多くの人的被害が発生したほか、道路、農作物、住家、山地など広範かつ甚大な被害が発生してきました。</p> <p>については、頻発化・局地化・激甚化する自然災害に対応した農村地域、山地の防災・減災対策の充実・強化が図られるよう、次のとおり提案します。</p> <p>(1) 農村地域の防災・減災対策に必要な予算を安定的に確保すること。 (2) 山地の防災・減災対策に資する治山事業の推進に必要な予算を安定的に確保すること。</p>	農林水産省 林 野 庁
12 火山の観測・研究体制の充実	<p>当県は、全国に111ある活火山のうち11を有する火山県であり、桜島、口永良部島では噴火警戒レベル3（入山規制）が発表されているなど、火山活動が活発であることから、火山観測・研究体制について、より一層の充実強化が図られるよう提案します。</p> <p>(1) 常時観測火山及び重点火山への観測機器の増設を行うこと。 (2) 霧島山に研究者が常駐する観測所を設置すること。</p>	気 象 庁 文部科学省 内 閣 府
13 地震・津波観測体制の整備等	<p>県民の生命及び財産の保護を図るため、離島を含め、県全域の地震・津波に関する観測体制の充実・強化が促進されるよう提案します。</p> <p>(1) 県全域で地震・津波観測体制の充実・強化を図ること。 (2) 特に、奄美群島周辺は従来から地震活動が活発であり、南西諸島海岸沿いでの大きな地震、津波の発生も懸念されていることから、各島に津波観測計を設置すること。</p>	内 閣 府 消 防 庁 文部科学省 気 象 庁
14 第十管区海上保安本部の強化	<p>第十管区海上保安本部は、南九州周辺から東シナ海に及ぶ南北約700キロメートル、東西約1,000キロメートルの広大な海域を管轄区域として、海洋秩序の維持、海難の救助、海上防災・海洋環境の保全、海上交通の安全確保などの業務に取り組み、県民の安心・安全に多大な役割等を果たされております。</p> <p>本年2月には、鹿児島海上保安部に巡視船「しゅんこう」、「れいめい」が配属され、鹿児島港を基地とし、領海警備、海難救助、自然災害への対応などの海上保安業務の実施体制が整えられたところです。</p>	国土交通省 海上保安庁

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
	<p>最近の緊迫する国際情勢の中、尖閣諸島をはじめ南九州や東シナ海の海上の安全及び治安の確保が一層求められており、奄美海上保安部につきましても、ヘリ搭載型巡視船の配備など、第十管区海上保安本部の人員や装備等の更なる強化を提案します。</p> <p>県民の安心・安全を確保するため、奄美海上保安部へのヘリ搭載型巡視船の配備を含め、第十管区海上保安本部の更なる強化を図ること。</p>	
15 漂流木処理制度の確立等	<p>平成28年9月に当県に上陸した台風第16号により、鹿児島湾に大量の漂流木が発生し、第十管区海上保安本部、九州地方整備局、地元の建設会社及び漁協などの協力により、速やかに約13,000本を回収しましたが、回収までの間、薩摩半島と大隅半島を結ぶ海上交通や鹿児島湾内の漁業にも大きな影響を及ぼしたところです。</p> <p>一方、漂流木の回収・処分等に関しては、漂着木と異なり、処理主体、費用負担等が明確になっていないことから、県では多額の費用を負担しました。</p> <p>また、平成21年9月初旬から10月上旬にかけて、国外で発生したと思われる漂流木が、黒潮の潮流にのって大量に大隅海峡付近海域に流入した結果、鹿児島～種子島・屋久島航路の高速船が10日間に渡り欠航し、海上交通の確保に大きな支障が生じるとともに、同地域の観光、漁業などに大きな影響を与えたため、関係機関と連携して約4,000本を回収し、同様に多額の費用を負担しました。</p> <p>国においては、海洋ごみ（漂着ごみ・漂流ごみ・海底ごみ）に対し、様々な対策を講じていますが、海域の広い当県では、県での迅速な対応は困難であるとともに、災害を起因とする漂流木の回収等に不十分な面があります。</p> <p>よって、漂流木の回収・処分等に関して、適切な漂流木処理制度の確立等を提案します。</p> <p>漂流木は、海上交通の確保や観光、漁業などに多大な影響を与えるため、国において迅速に対応するとともに、県・市町村が回収等を行った場合の財政支援を拡充するなど、適切な漂流木処理制度を確立すること。</p>	内 閣 府 国土交通省 農林水産省 環 境 省
16 水俣病対策の推進	<p>水俣病対策に係る多大な財政負担が恒常的に生じている中、水俣病の認定申請が増加していることから、水俣病発症について責任を有しない当県の立場を踏まえ、水俣病対策の推進について提案します。</p> <p>(1) 水俣病対策に係る当県の費用負担の軽減</p> <p>ア 申請者医療事業（治研手帳）の費用負担を軽減すること。</p> <p>イ 水俣病総合対策医療事業（医療手帳・水俣病被害者手帳）の費用負担を軽減すること。</p> <p>(2) 水俣病認定業務の円滑な実施</p> <p>ア 国による常設の検診機関を設置すること。</p> <p>イ 検診医の確保に向けた環境を整備すること。</p>	環 境 省 総 務 省

提案事項	提案内容	提案先
17 廃棄物・リサイクル対策等の推進	<p>循環型社会の形成に不可欠なインフラである廃棄物処理施設の設置への支援制度の拡充や、離島対策として家電や自動車リサイクルに係る輸送コスト低減のための支援及び海岸漂着物等対策の推進等について提案します。</p> <p>(1) 廃棄物処理対策の推進</p> <p>ア 市町村の一般廃棄物処理施設整備に係る支援制度の拡充を図り、市町村の所要額を確保すること。</p> <p>イ 産業廃棄物最終処分場の設置許可について、一定期間内に着工しない場合は、許可が失効する等、設置許可を永続させないような制度とすること。</p> <p>(2) 家電リサイクルに係る離島対策等の推進</p> <p>ア 家電リサイクルの離島地域における収集運搬料金が住民の過重な負担とならないよう、指定引取場所の設置、離島対策事業協力制度の継続及び収集運搬料金の負担軽減措置の要件緩和など特段の措置を講じること。</p> <p>イ 家電リサイクル料金の前払い制度の導入を図ること。</p> <p>(3) 自動車リサイクルに係る離島対策等の推進</p> <p>自動車リサイクルの離島地域における海上輸送経費の住民の負担軽減について、特段の措置を講じること。</p> <p>(4) 小型家電リサイクルに係る離島対策等の推進</p> <p>小型家電リサイクルの離島地域における海上輸送経費の市町村の負担軽減について、特段の措置を講じること。</p> <p>(5) 海岸漂着物等対策の推進</p> <p>海岸漂着物処理推進法に基づく海岸漂着物等地域対策推進事業について、同法の規定等を踏まえ、所要額を確保すること。</p>	環境省 国土交通省 経済産業省
18 自然保護対策の推進 (1) 世界遺産の島・屋久島の保護管理対策の推進	<p>世界遺産登録地である屋久島においては、観光客や登山者の山岳部への集中による登山道の荒廃等が生じており、適切な保護及び管理対策の一層の推進について提案します。</p> <p>ア 山岳部の適正利用の推進</p> <p>山岳部の適正利用を図るため、必要な対策を講じること。</p> <p>イ ヤクシカによる生態系被害対策の推進</p> <p>ヤクシカによる生態系被害対策を講じること。</p>	環境省 林野庁
18 自然保護対策の推進 (2) 重要地域等の保全対策の推進	<p>ラムサール条約湿地に登録されている薩摩川内市蘭牟田池や屋久島永田浜などの貴重な動植物が生息する重要地域や、独自の生態系を有する島嶼地域における、貴重な自然環境の保全や持続的な利用の取組について提案します。</p> <p>また、特定外来生物に指定されているヒアリやアカカミアリについては、一旦定着すると根絶が困難なことから、国内への定着防止が図られるよう提案します。</p> <p>ア 蘭牟田池の自然環境保全対策の推進</p> <p>国内希少野生動植物種に指定されているベッコウトンボが数多く生息する薩摩川内市蘭牟田池について、自然環境保全対策や普及啓発などに対する積極的な措置を講じること。</p>	環境省

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
	<p>イ ウミガメ保護対策の推進</p> <p>(ア) 当県によるウミガメ保護対策への財政支援等ウミガメの保護について、国が積極的な措置を講じること。</p> <p>(イ) 特に重要な屋久島永田浜について、ウミガメの調査・保護活動を行っている地元団体に対する支援とウミガメの保護管理体制づくりに積極的に関与すること。</p> <p>ウ 外来種対策の推進</p> <p>(ア) 当県には独自の生態系や数多くの固有種を有する島嶼が多く存在し、国外のみならず、日本国内あるいは県内他地域からの外来種が侵入することにより、深刻な影響を受けやすいことから、外来種対策に係る積極的な普及啓発や必要な財源の確保を図ること。</p> <p>(イ) 特に特定外来生物に指定されているヒアリやアカカミアリについて、生態系や農業、人体への被害が懸念されていることから、国による徹底した防除やモニタリング調査の実施により、国内への定着防止を図ること。</p>	
<p>18 自然保護対策の推進</p> <p>(3) 有害鳥獣の捕獲の推進</p>	<p>国立公園である霧島山系や世界遺産登録地である屋久島等においては、シカによる生態系被害や農林業被害が著しいため、国立公園や国有林内でのシカの捕獲の推進について提案します。</p> <p>また、鳥獣保護管理法の施行により創設された「指定管理鳥獣捕獲等事業」に基づく指定管理鳥獣の捕獲や生息状況調査、専門的捕獲従事者の育成に係る必要な予算を確保するとともに、更なる都道府県の負担軽減が図られるよう提案します。</p> <p>ア 国立公園や国有林におけるシカの捕獲の推進</p> <p>国立公園や国有林におけるシカの捕獲について、国が積極的に取り組むこと。</p> <p>イ 指定管理鳥獣捕獲等事業の推進</p> <p>鳥獣保護管理法の施行に伴い創設された「指定管理鳥獣捕獲等事業」に基づく指定管理鳥獣の捕獲や生息状況調査、専門的捕獲従事者の育成に必要な予算を確保するとともに、更なる都道府県の負担軽減を図ること。</p>	<p>環 境 省 林 野 庁</p>
<p>19 地球温暖化対策等の推進</p>	<p>地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる重要な問題であるため、地球温暖化対策及び地球温暖化に付随する諸問題の対策について、一層の充実・強化を図られるよう提案します。</p> <p>また、大陸からの越境大気汚染と考えられる微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントによる大気汚染や健康影響が懸念されるため、監視体制の充実・強化に係る積極的な財政支援措置を講じられるよう提案します。</p> <p>(1) 温室効果ガス削減のための実効性のある取組等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国においては、地球温暖化対策計画に規定された地方公共団体の基本的役割（地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進など）が十分担えるよう支援すること。 	<p>環 境 省 林 野 庁</p>

提案事項	提案内容	提案先
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ家電，省エネ住宅，エコカー等の普及や中小企業が行う省エネ対策の充実，温暖化対策の普及・啓発に係る役割を担う県地球温暖化防止活動推進センターの活動の促進など，実効性のある地球温暖化対策を推進するため，所要の事業費を確保すること。 ・ 気候変動適応については，当県の気候変動適応計画に係る取組等の推進，地域気候変動適応センターの整備・運営等について，国において十分な財源措置を講ずるとともに技術的援助の強化を図ること。 <p>(2) 自然生態系の変化に係る調査・研究等の推進 本来南方に生息しているヤンバルトサカヤスデやオニヒトデ，キオビエダシャク等の異常発生メカニズムや影響の程度，効果的な駆除対策等についての調査・研究を行うとともに，財政支援措置の充実を図ること。</p> <p>(3) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）や光化学オキシダントに係る監視体制に対する財政支援措置の充実 PM_{2.5}や光化学オキシダントに係る監視体制を充実・強化するため，各自治体を実施する測定機器の整備，機器の更新及びその運用に対する財政支援措置を講じること。</p>	
20 自然公園施設の整備促進	<p>当県においては，健康の増進や自然とのふれあいを推進するとともに，すぐれた自然環境の保全を図るため，国立公園等における登山歩道，標識，トイレ等の施設整備や適正管理に取り組んでいるところです。</p> <p>つきましては，今後の更なる自然公園施設の整備促進について提案します。</p> <p>(1) 国立公園内の国が事業を行うとしている地区（特別保護地区，第1種特別地域など）において，三位一体改革前に県が整備した施設については，国の直轄事業として改修及び維持管理すること。 また，当県への所要の直轄事業費が確保されること。</p> <p>(2) 現在，検討が進められている「屋久島世界自然遺産・国立公園における山岳部利用のあり方検討会」等において，今後の施設整備や既存施設の管理のあり方について，国の役割を明確にすること。</p>	環境省
21 ツル保護対策の充実	<p>出水地区に1万羽以上飛来する「ツル」の食害対策や，給餌，休遊地の確保及びねぐらの整備などのツル保護対策が実施されてきたところですが，平成22年度，平成26年度及び平成28年度に高病原性鳥インフルエンザが発生し，種の保存へ向けた取組がさらに求められています。</p> <p>今後とも，人間の生活とツル保護との調和を図られるよう，提案します。</p> <p>(1) ツルの新越冬地形成と国際的な連携の取組の推進 ツルの国内での新越冬地形成及び鳥インフルエンザに係る国際的な連携の取組を推進すること。</p> <p>(2) 防疫資機材の整備等への財政支援 鳥インフルエンザの感染拡大を防止するため，防疫資機材の整備等に対する財政支援を行うこと。</p> <p>(3) ツル保護管理事業の充実 国指定出水・高尾野鳥獣保護区におけるツル保護管理事業予算を充実すること。</p>	文部科学省 環境省

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
	<p>(4) 食害対策事業の充実 食害対策事業費の確保と休遊地借上料の改善を図ること。</p>	
<p>22 ジオパークに関する取組への支援</p>	<p>当県には、日本ジオパーク認定を受けた「霧島ジオパーク」,「桜島・錦江湾ジオパーク」,「三島村・鬼界カルデラジオパーク」があり、地域活性化に向け、観光や教育等様々な分野において継続的な取組が行われています。</p> <p>また、「霧島ジオパーク」と「桜島・錦江湾ジオパーク」においては、世界ジオパーク認定を目指した取組が進められています。</p> <p>ジオパークは、自然環境の保全や訪日外国人旅行者数4千万人を目指す我が国の「明日の日本を支える観光ビジョン」の実現にも資するものであることから、ジオパークの取組に対する支援を提案します。</p> <p>(1) ジオパークの意義等やジオパークに認定された地域に関する情報を国内外へ積極的に発信すること。</p> <p>(2) ジオパークに認定された地域における自然景観や地質遺産の保護・保全、観光や教育等への活用などの継続的な取組に対する財政支援の充実を図ること。</p> <p>(3) 世界ジオパーク認定を目指す地域における取組が円滑に進むよう必要な支援を行うこと。</p>	<p>内閣官房・内閣府 文部科学省</p>
<p>23 森林整備・林業振興対策の推進</p>	<p>スギ・ヒノキの人工林資源が本格的な利用期を迎えている中、林業の成長産業化と森林の適切な管理を実現するためには、森林資源の循環利用を図りつつ、森林資源のフル活用に向けて、バランスの取れた木材需要を創出し、需要に応じた安定供給体制を確立することに加え、林業の生産性の向上を図るとともに、林業の担い手の確保・育成を進めていく必要があります。</p> <p>また、地球温暖化防止など、森林の有する公益的機能を発揮させるためには、多様で健全な森林づくりなどの取組を通じて森林の適正な整備・保全を図ることが重要となっています。</p> <p>このような状況に対処するため、次の施策について提案します。</p> <p>(1) 林野公共事業の推進 森林整備・治山事業について、計画的な事業の実施を推進するため、森林整備保全事業計画の着実な推進を図るとともに、所要の事業費を確保すること。</p> <p>また、桜島地区への直轄治山事業費を確保すること。</p> <p>(2) 間伐に関する総合的対策の推進 間伐の実施や間伐材の生産・利用をより一層促進するため、間伐に関する総合的対策を推進するとともに、所要の事業費を確保すること。</p> <p>(3) 再造林に関する総合的対策の推進 将来にわたる木材の安定供給や森林の有する公益的機能の持続的な発揮を図るため、森林所有者負担の軽減及び優良苗木の安定供給体制の構築など、再造林に関する総合的対策を強化するとともに、所要の事業費を確保すること。</p>	<p>林 野 庁</p>

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
	<p>(4) 林業担い手の確保・育成対策の推進 森林資源の循環利用を促進するため、新規就業の促進や「緑の雇用」事業の充実、労働安全衛生対策の強化など、林業担い手の確保・育成に関する総合的対策を強化するとともに、所要の事業費を確保すること。</p> <p>(5) 木材の安定供給体制の構築 豊富な森林資源を積極的に循環利用していくため、高性能林業機械や木材加工流通施設等の整備に関する対策を強化するとともに、所要の事業費を確保すること。</p> <p>(6) 地域材の利用拡大 利用期を迎えているスギ・ヒノキの人工林資源の有効活用と地域の木材需要を喚起するため、地域材を利用した公共建築物等の整備や木造住宅の建設促進、CLTの普及推進や木質バイオマスの有効利用など、地域材の利用拡大に関する対策を強化するとともに、所要の事業費を確保すること。</p> <p>(7) 林業の成長産業化の実現に向けた取組への支援 豊富な森林資源の循環利用による林業の成長産業化を実現するため、木材を低コストで安定供給するための条件整備や木材産業の競争力の強化、木材利用の拡大など、林業成長産業化地域において実施する川上から川下までの総合的な取組の支援を強化するとともに、所要の事業費を確保すること。</p> <p>(8) TPP11及び日EU・EPAの協定発効を踏まえた体質強化対策の推進 日本産木材製品の競争力を高めるため、加工施設の効率化や競争力のある製品への転換、効率的な林業経営が実現できる地域における原木供給の低コスト化等を推進するなど総合的な対策を強化するとともに、所要の事業費を確保すること。</p> <p>(9) 松くい虫被害対策の推進 重要な松林における松くい虫防除の徹底を図るため、所要の事業費を確保すること。</p> <p>(10) 林業普及指導事業の推進 林業担い手の確保・育成、林業技術の改善や林業経営の合理化など林業普及指導事業の役割はますます重要になっていることから、同事業の充実を図り、所要の事業費を確保すること。</p>	
24 森林整備法人への支援	<p>森林整備法人の経営については、分取林契約に基づく仕組みの中で、木材価格の低迷など厳しい経営状況に直面しています。</p> <p>とりわけ、屋久島における分取林は、国有林のみを対象とした特異な形態であることや屋久島が世界自然遺産に登録されたことから、分取林設定当時には予想できなかった経営環境となりつつあり、現行枠組での自主的な経営改善努力のみでは、分取林事業を維持し続けることが困難な状況となっていることから、森林整備法人の経営安定化を図るための支援について提案します。</p>	林 野 庁

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
	<p>(1) 地方公共団体への財政支援の拡充 森林整備法人の経営安定化を図る地方公共団体への財政支援を拡充すること。</p> <p>(2) 経営安定化のための支援対策の強化 利用間伐推進資金の期間延長等による既往借入金の償還の円滑化や、分収林契約の変更に係る支援制度の充実など、経営安定化のための支援対策を強化すること。</p> <p>(3) 屋久島における分収林管理の見直し 屋久島における分収林管理については、引き続き公社の主体性を高めつつ、将来的には抜本的な見直しを検討すること。</p>	
<p>25 森林・山村対策等に係る地方財政措置等の充実</p>	<p>近年の山村を取り巻く厳しい状況を打開していくため、森林の有する多面的機能を持続的に発揮する多様で健全な森林の整備や山村地域の振興が着実に図られるよう提案します。</p> <p>(1) 森林整備地域活動支援対策の充実 森林整備地域活動支援対策において、森林整備地域活動支援交付金の交付対象を拡充するとともに、地方財政措置の充実を図ること。</p> <p>(2) 森林吸収源対策等の推進などに係る地方財政措置の充実 林地台帳の整備、林業担い手対策、森林整備の推進に係る市町村の役割強化のため、地方財政措置の充実を図ること。</p>	<p>林 野 庁 総 務 省</p>
<p>26 水産業振興対策の推進 (1) 沿岸漁業に配慮した水産改革制度の適切な運用</p>	<p>漁業法の改正など水産政策の改革については、漁業者等から様々な意見や不安の声が寄せられていることから、次の事項について提案します。</p> <p>沿岸漁業に配慮した水産改革制度の適切な運用 漁業法の改正など一連の水産政策の改革に当たっては、当県漁業者が将来にわたって持続的に安定して漁業を営んでいけるよう、漁業者等の意見を十分に聞き、不安や混乱が生じないように配慮すること。</p>	<p>農林水産省 ・ 水産庁</p>
<p>26 水産業振興対策の推進 (2) 水産多面的機能発揮対策交付金制度の継続</p>	<p>漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により、水産業・漁村の多面的機能の発揮に支障が生じているため、水産多面的機能発揮対策交付金制度の継続について提案します。</p> <p>水産多面的機能発揮対策交付金制度の継続について 平成25年度に始まった水産多面的機能発揮対策交付金制度は、現行の終期が令和2年度であるため、来年度以降も制度を継続し、所要の事業費を確保すること。</p>	<p>水 産 庁</p>
<p>26 水産業振興対策の推進 (3) 沿岸漁業対策の推進</p>	<p>当県の水産業を取巻く環境は、資源状況の悪化や魚価の低迷、漁業就業者の減少・高齢化など厳しい状況が続いていることから、次の事項について提案します。</p> <p>ア 漁業経営安定対策の推進 沿岸漁業については、魚価の低迷や漁獲量の減少、餌飼料など必要経費の増大により、漁業経営が圧迫されているため、漁業者が将来にわたって漁業資源を持続的に利用し、漁業経営の維持が図られるよう、資源管理指針・計画等の高度化を推進するとともに漁業収入安定対策事業等を充実すること。</p>	<p>農林水産省 ・ 水産庁</p>

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
	<p>また、国際的な水産資源である太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴い漁業経営が影響を受けていることから、早期に国際的な漁獲枠が拡大されるよう、引き続き関係各国への働きかけを行うこと。</p> <p>イ 担い手の育成・確保に係る予算確保と拡充 「漁業人材育成総合支援事業」については、長期研修希望者全員が研修を受講できるよう、予算の確保・拡充を図ること。また、新規漁業就業者の初期投資の負担軽減を図るため、就業後、一定期間の給付金制度を創設するなど、新規漁業就業者の円滑な着業に資する施策の充実・強化を図ること。</p> <p>ウ 指定漁業（沖合底びき網漁業及び大中型まき網漁業）の操業禁止区域の拡大 熊毛海域においては、沖合底びき網漁業の操業禁止区域に人工魚礁及び天然曾根を加えること。奄美海域においては、大中型まき網漁業の操業禁止区域を、沖縄県並みの沿岸距離2万メートルとすること。</p> <p>エ サメ・イルカ等による漁業被害防止対策の推進 サメ類捕獲のための効率的な漁具・漁法やサメ・イルカ類の有効で安価な忌避装置等の開発及び実用化を早期に図ること。</p>	
26 水産業振興対策の推進 (4) 漁業生産活動に必要な施設整備等の推進	<p>当県の水産業を持続的に発展させていくためには、漁業生産活動に必要な施設の整備が課題となっており、また、台風等の自然災害が多発する当県においては、漁船の安全確保や安心して生活が営める集落の環境整備が喫緊の課題であることから、次の事項について提案します。</p> <p>ア 漁村活性化対策の推進 「浜の活力再生プラン」及び「浜の活力再生広域プラン」による漁業構造改革、水産業競争力強化の取組について、引き続き取組への支援策の維持・拡充を図ること。</p> <p>イ 水産関係地方公共団体交付金の拡充及び水産公共事業の一層の推進 担い手の確保・育成や漁業生産基盤の整備などを推進するため、水産関係地方公共団体交付金の所要額を確保すること。 また、漁港・漁場・漁村や海岸の整備等に係る水産公共事業の一層の推進を図るとともに、所要の事業費を確保すること。</p> <p>ウ 種子島周辺漁業対策事業の拡充 種子島周辺漁業対策事業の更なる事業費枠の拡大とロケット打上げ基地を有する当県への所要の事業費を確保すること。</p>	農林水産省 ・ 水産庁 文部科学省
26 水産業振興対策の推進 (5) 養殖業対策の推進	<p>当県は、日本一の養殖ブリ・カンパチ等の産地となっていますが、これら魚類養殖は、魚価低迷や餌飼料価格の高騰等により大変厳しい状況にあります。また、食の安心・安全に対する消費者ニーズへの的確な対応など、生産から流通に至る取組が強く求められています。さらに、当県海域においては、毎年のように赤潮が発生しており、甚大な被害を被った際の対策が強く求められています。</p> <p>については、当県の基幹漁業である養殖業の経営安定及び安心・安全な水産物の安定的な供給が図られるよう、次の事項について提案します。</p>	農林水産省 ・ 水産庁

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
	<p>ア 漁業経営セーフティネット構築事業の養殖用配合飼料価格安定対策事業については、積立単価の上限額や国の積立割合の見直しを行うなど、更なる制度の充実を図ること。</p> <p>イ 「積立ぶらす」制度については、採算ベースと補てん範囲が乖離し、十分な補てんが受けられない状況であることから、養殖経営の実態に即した見直しや拡充を行うこと。</p> <p>また、養殖生産数量ガイドラインに示された取組については、生産目標数量が達成できるよう関連する制度等、更なる充実を図ること。</p> <p>ウ 魚価・流通対策、生餌等の国産餌飼料の安定確保対策及び安価な飼料開発等の充実・強化を図ること。</p> <p>エ 有害赤潮の発生メカニズムの解明及び漁業被害防止技術の開発並びに実用化を早期に図ること。</p>	
<p>26 水産業振興対策の推進 (6) かつお・まぐろ漁業経営安定対策の拡充・強化</p>	<p>かつお・まぐろ漁業を取り巻く内外の諸情勢は、大型まき網漁船の増隻などに伴う世界の漁獲能力増大により、資源状態が一層悪化するなど、深刻な状況にあります。</p> <p>については、資源の持続的な利用を確保し、遠洋まぐろはえ縄漁業及び遠洋かつお一本釣り漁業の経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について提案します。</p> <p>ア まぐろ類資源の回復及び持続的利用を図るため、各地域漁業管理機関による資源及び漁業の管理を推進すること。</p> <p>イ かつお・まぐろ漁業の維持・継続を図るため、国際競争力の強化対策を推進すること。</p>	<p>農林水産省 ・水産庁</p>
<p>26 水産業振興対策の推進 (7) 水産物の流通・加工・販売対策の推進</p>	<p>水産物の輸入については、国内漁業への影響が生じないよう配慮するとともに、輸出について、手続きの簡素化等、輸出に取り組み易い環境の整備を提案します。</p> <p>ア 水産物の秩序ある輸入 WTO水産物交渉においては、国内漁業への影響が生じないよう配慮するとともに、関税率の撤廃又は引下げを行わないこと。 EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）の各交渉に関しても、我が国漁業に影響が生じないよう十分配慮すること。</p> <p>イ 水産物の輸出促進施策の強化と輸出環境の整備 水産物輸出について、マーケティングなどの輸出促進の取組に対する支援や、生産者や関係団体の連携による輸出振興体制の構築に対する支援策の強化を図ること。 また、輸出相手国への輸出条件の緩和要請や輸出相手国のニーズに対応した水産加工施設等の整備に対する支援の強化を図ること。</p> <p>ウ 鯉節関連加工品の原料原産地表示の拡充 鯉節関連加工品については、原料となる荒節の原産地表示を義務づけること。</p>	<p>農林水産省 ・水産庁</p>

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
27 養鰻業の振興	<p>当県の養殖ウナギ生産量は全国一位ですが、近年、国内外におけるウナギ資源の減少が危惧され、国際的な資源管理措置の取組がなされており、平成27年6月からはウナギ養殖業は許可制となっているところです。</p> <p>については、シラスウナギ不漁等により、厳しい経営状況にある養鰻業者の経営対策、及び安定的な種苗確保に向けたウナギ資源の保護・増殖対策等として、次の事項について対策を講じられるよう提案します。</p> <p>(1) ウナギ資源の実態調査や不漁の原因究明などの調査・研究を推進すること。また、下りウナギの保護や石倉増殖礁の整備など、ウナギ資源保護対策を推進するとともに、資源保護意識の醸成・向上を図ること。</p> <p>(2) 経営安定のための低利・長期の運転資金融資制度を創設するとともに、生産規模に見合う十分な資金が融通されるよう必要な融資枠を確保すること。</p> <p>(3) シラスウナギ人工種苗量産技術の早期確立を図ること。</p> <p>(4) ウナギ資源の持続的利用のため、国際的な資源管理の取組を一層推進すること。</p>	農林水産省 ・水産庁
28 観光振興対策の推進	<p>当県では、世界遺産を生かした国際基準の観光地づくりを推進しており、新型コロナウイルス感染症の終息を見据え、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機とした観光誘客をはじめ、国内外へのプロモーションの展開や海外クルーズ船の誘致促進など、海外からの誘客促進にも積極的に取り組むこととしているところです。</p> <p>つきましては、今後の更なる観光誘致強化のための取組に対する支援について提案します。</p> <p>(1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際的なスポーツ大会の開催を好機と捉え、訪日外国人観光客を全国各地へと誘導する施策について積極的に講じること。</p> <p>(2) 訪日外国人観光客の地方における受入の増加に対応し、外国語標識や無料公衆無線LAN環境の普及促進など、外国人観光客の訪問時・滞在時の利便性向上を図るための取組を支援すること。</p> <p>(3) 当県をはじめ九州を訪問する中国人観光客の誘致拡大に向け、東北六県数次ビザと同様に、九州における数次ビザ発給の措置を講じること。</p>	観 光 庁 財 務 省 総 務 省 外 務 省
29 「攻めの農林水産業」への適切な対応 (1) 担い手確保・育成支援施策の推進	<p>農業の国際化の進展や生産構造の脆弱化に対応するために、優れた担い手の確保・育成や女性農業者の活躍推進、農業法人等の労働力の確保に対する支援策について、次のとおり提案します。</p> <p>ア 新規就農者や認定農業者、集落営農組織等担い手の経営安定を図るため、担い手のニーズに即した地域段階での取組や、「人・農地プラン」の実現に向けて必要となる機械・施設整備、農業次世代人材投資資金、相談体制の整備、令和2年度に補助対象外となった経営塾の実施のための必要な予算を確保すること。</p> <p>イ 中小・家族経営など多様な経営体については、それぞれの地域の農業生産や地域社会の維持に努めていることから、事業要件の緩和など生産基盤の強化や産業政策・地域政策両面からの支援について充実・強化すること。</p>	農林水産省

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
	<p>ウ 女性農業者が能力を最大限発揮できる環境を整備するため、地域の実情に応じた柔軟な取組が可能となるよう、地方自治体が行う女性の活躍推進のための取組に必要な予算を確保すること。</p> <p>エ 農業法人等の労働力の安定的な確保に向けた取組を支援するとともに、出入国管理及び難民認定法の改正に伴い創設された在留資格（特定技能）に係る制度の円滑な運用に努めるとともに、農業分野で活用できる資格取得に係る支援等に必要な予算を確保すること。</p>	
<p>29 「攻めの農林水産業」への適切な対応 (2) 担い手への農地集積の推進</p>	<p>優良農地を確保するとともに、効率的な利用を推進し、農業生産力の維持向上を図るため、「農地中間管理事業」が実効性のある制度となるよう、次のとおり提案します。</p> <p>農地中間管理事業を安定的に実施できるよう、農地中間管理機構の活動や機構集積協力金などに必要な予算を十分確保するとともに、地方に新たな財政負担を生じさせないこと。</p> <p>また、中山間地域等担い手が不足している地域の農地の集積・集約を加速化させるため、農地中間管理事業において担い手への協力金を創設するなど必要な改善を行うこと。</p>	農林水産省
<p>29 「攻めの農林水産業」への適切な対応 (3) 農業保険の円滑な推進</p>	<p>農業経営の安定化のため、農業保険の円滑な推進について、次のとおり提案します。</p> <p>農業保険について、農業者が無保険の状態となることのないよう、引き続き制度の周知に努めるとともに、農業共済団体が行う加入拡大に向けた取組や事業運営に必要な予算を確保すること。</p> <p>また、特に収入保険の加入推進活動に係る経費の計上に当たっては、中山間地域や離島を多く抱えるといった地理的条件に十分配慮すること。</p>	農林水産省
<p>29 「攻めの農林水産業」への適切な対応 (4) 生産性の高い水田農業対策の推進</p>	<p>平成30年産から行政による生産数量目標の配分が廃止されたことから、生産者等の自らの経営判断や販売戦略に基づく需要に応じた米の生産が行える状況となるよう取組を進めるとともに、水田を最大限に活用した生産性の高い水田農業の実現や、農家の経営安定が図られるよう、次のとおり提案します。</p> <p>ア 需要に応じた米生産の推進と水田農業を支える担い手の経営安定を図るため、米価下落が続いた場合でも再生産可能な所得が確保されるよう、必要な予算を確保すること。</p> <p>イ 生産性の高い水田農業を確立するため、焼酎麴用米等の加工用米の生産拡大、野菜や飼料作物など地域の特色ある産地づくりに加え、水稲と他作物との組み合わせによる水田フル活用に向けた支援施策に必要な予算を安定的に確保するとともに、飼料用米のほ場の団地化を促進するための政策の充実を図ること。</p> <p>ウ 主要農作物については、引き続き生産者への種子の安定供給が図られるよう、必要な予算を確保すること。</p>	農林水産省
<p>29 「攻めの農林水産業」への適切な対応 (5) 農山漁村の6次産業化の推進</p>	<p>政府は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」、いわゆる六次産業化・地産地消法に基づく基本方針において「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出に関する施策を講じ、農林漁業の6次産業化を強力に推進する。」とされています。</p> <p>ついては、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する支援体制の整備について、次のとおり提案します。</p>	農林水産省

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
	<p>6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改善の取組をサポートするためには、個々の発展段階に応じたきめ細やかな支援が必要であることから、県段階に設置している6次産業化サポートセンターの行う業務内容や支援対象について、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるようにし、そのために必要な予算を確保すること。</p>	
<p>29 「攻めの農林水産業」への適切な対応 (6) 農業委員会制度の充実</p>	<p>農業委員会は、地域農業の発展等に重要な役割を果たしていることから、農業委員会がその役割を発揮できるよう、次のとおり提案します。</p> <p>農業委員会制度については、農業委員や農地利用最適化推進委員による担い手への農地集積など、農業委員会としての役割を発揮できるように、農地の利用意向調査や農地利用最適化推進委員の研修等を支援する機構集積支援事業について、必要な予算を確保すること。</p>	農林水産省
<p>29 「攻めの農林水産業」への適切な対応 (7) G A Pの推進</p>	<p>国は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後において、ほぼ全ての国内の産地で国際水準のG A Pを実施し、日本発G A P認証(ASIAGAP)をアジアで主流の仕組みとすることなどを目標として示しています。</p> <p>この実現に向け、国は地方に、国際水準G A Pの取組拡大に向けたG A P指導員による指導活動の強化、農業教育機関におけるG A P教育の促進等を求めており、これを地方が着実に実施し、広くG A Pの取組が浸透するよう、次のとおり提案します。</p> <p>ア ASIAGAPや国のガイドラインに準拠した各都道府県G A Pが広く国民に理解され、引き続き生産者のG A P取得に向けた取組が更に促進されるように取り組むこと。</p> <p>イ 我が国の国際水準G A P指導体制の充実等を図るため、都道府県が行う普及職員等のG A P指導員資格の取得・更新に対して予算措置等を講じること。</p> <p>さらに、G A P指導員資格の有効期限の延長や更新手続きの簡素化など、G A P指導員を継続的に確保しやすい環境づくりを行うこと。</p> <p>また、農業教育機関におけるG A P教育に必要な環境整備等を行うために必要な予算を確保すること。</p> <p>ウ 国際水準G A Pの認証取得に係る生産者への支援措置について、継続して必要な予算額を確保するとともに、更新も対象となるように拡充を図ること。</p>	農林水産省
<p>29 「攻めの農林水産業」への適切な対応 (8) 加工食品等の原料原産地表示制度の着実な推進</p>	<p>消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保するため、加工食品等の原料原産地表示制度の着実な推進について、次のとおり提案します。</p> <p>ア 加工食品の原料原産地表示については、全ての品目を対象に重量割合上位1位の原材料の産地表示を義務付ける「食品表示基準」の改正がなされたところであるが、加工事業者等における取組が着実に進展するよう、引き続き普及・啓発に努めること。</p> <p>イ 外食については、国が定めた「外食における原産地表示に関するガイドライン」に基づく事業者の取組を促進すること。</p>	消費者庁 農林水産省

提案事項	提案内容	提案先
29 「攻めの農林水産業」への適切な対応 (9) 農業関係試験研究の推進	<p>当県農業の発展を支える新しい農業技術の開発を推進するため、次のとおり提案します。</p> <p>『知』の集積と活用場によるイノベーション創出推進事業等の提案公募型試験研究事業については、労働力不足等に対応したスマート農業の実装の更なる加速化や、当県農業の中核を担うさつまいも、茶、畜産等の生産性向上、輸出への対応技術など、生産現場に即した課題を積極的に採択するとともに、円滑な事業実施に必要な予算を確保すること。</p>	農林水産省
30 地域農政の推進 (1) 食育の推進	<p>国においては、「第3次食育推進基本計画」が平成28年3月に策定され、食育に関する施策を総合的に推進されているところです。</p> <p>健全な食生活が求められる中、当県においても農業県であることを生かし、今後とも食育の多様な取組を強力に推進していくことが重要であるため、次のとおり提案します。</p> <p>地域の食育推進計画に基づく施策の着実な推進にあたり、要望した市町・団体が確実に食育活動に取り組めるよう、引き続き必要な予算を確保すること。</p>	農林水産省
30 地域農政の推進 (2) 日本型直接支払制度の推進	<p>農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための地域の共同活動や中山間地域等における農業生産活動等に対する支援策について、次のとおり提案します。</p> <p>農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るためには、「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払交付金」などを活用した営農や地域活動が着実に継続できるよう、日本型直接支払制度に必要な予算を十分に確保すること。</p> <p>また、経費については、事業を推進するための経費を含め、基本的に国庫負担とすること。</p>	農林水産省
30 地域農政の推進 (3) 中山間地農業の振興	<p>中山間地農業の振興を図るため、地域の特性を生かし、高い付加価値を創出する農業の展開とともに、地域の住民活動を推進する人材の育成や都市住民との交流が促進されるよう、次のとおり提案します。</p> <p>当県は、離島を含めて条件不利の中山間地域が多く、これらの地域は当県の農業・農村の振興に重要な役割を担っていることから、中山間地農業振興指針に基づく県の地域ビジョンや市町村の将来ビジョンが実現できるよう、地域の特性を生かした付加価値の高い農業の創出や地域コミュニティ機能の維持・強化、多面的機能の発揮の促進、地域を支える体制及び人材づくりなどのための政策の充実・強化を図ること。</p> <p>また、「中山間地農業ルネッサンス事業」の実施に必要な予算を確保するとともに、指定棚田地域振興活動計画の実践に向けた取組を支援すること。</p>	農林水産省
30 地域農政の推進 (4) 荒廃農地対策の推進	<p>農地の確保・有効利用を図るため、荒廃農地の発生防止と解消について、次のとおり提案します。</p> <p>荒廃農地は、農業生産にとって最も重要な農地の確保・有効利用に支障を来すほか、農業の多面的機能の低下を招くこと等から、荒廃農地の発生防止や解消を図るため、小規模な整地などに取り組める支援策を講ずること。</p>	農林水産省

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
<p>30 地域農政の推進 (5) 鳥獣被害対策の推進</p>	<p>野生鳥獣による農作物被害が依然として多いことから、被害防止対策が講じられるよう、次のとおり提案します。</p> <p>野生鳥獣による農作物の被害を軽減するため、捕獲活動の推進や侵入防止柵の整備、捕獲した鳥獣の獣肉（ジビエ）の利活用推進など、市町村の被害防止計画に基づく対策が円滑に実施できるよう、「鳥獣被害防止総合対策交付金」の必要な予算を確保すること。</p> <p>また、効率的、省力的な捕獲方法や簡易な侵入防止対策など、被害防止対策の試験研究を推進すること。</p> <p>さらに、CSF（豚熱）感染確認区域で捕獲したイノシシ及びその肉等については、区域外に持ち出さないよう万全の対策を講じること。</p>	<p>農林水産省</p>
<p>30 地域農政の推進 (6) 活動火山防災営農対策の推進</p>	<p>桜島などの火山活動に伴う産業活動や日常生活に対する被害を防止・軽減するとともに、降灰除去等に要する負担を軽減するため、次のとおり提案します。</p> <p>活動火山対策特別措置法において、国が財政上の配慮を行うこととされている事業については、「第16次防災営農施設整備計画」に基づく対策が円滑に実施できるよう、「農村地域防災減災事業」及び「特殊自然災害対策施設緊急整備事業」を継続するとともに必要な予算を確保すること。</p> <p>また、今後の火山活動で地域農業に深刻な影響が発生した場合は、営農継続に対する緊急支援措置を講じること。</p>	<p>農林水産省</p>
<p>30 地域農政の推進 (7) 協同農業普及事業の推進</p>	<p>当県の協同農業普及事業は、離島等多くの条件不利地域を有しながら、先進的な技術・経営の普及等を通じて、地域農業の振興に取り組んでおり、今後とも農業・農村の振興に重要な役割を果たす必要があるため、次のとおり提案します。</p> <p>農業・農村における担い手の確保・育成、農業技術や経営の高度化、集落営農の推進等に加えて、スマート農業の展開やGAPの普及・拡大等の新たな農政課題の解決についても、普及事業の果たしている役割は極めて重要であることから、施策推進上必要な事業水準を安定的に維持していくための予算を確保すること。</p>	<p>農林水産省</p>
<p>30 地域農政の推進 (8) 植物防疫対策の推進</p>	<p>地球温暖化や物流の活発化等による亜熱帯地域に生息する特殊病害虫の分布拡大を阻止し、また、生息地域における早期根絶を図るため、植物防疫対策の充実について、次のとおり提案します。</p> <p>ア 特殊病害虫等の分布拡大に備えた侵入防止対策の充実</p> <p>(ア) トカラ列島以南に生息しているアリモドキゾウムシ、奄美群島以南に生息しているイモゾウムシやアフリカマイマイ等が全国有数のサツマイモの産地である種子島や南九州地域に侵入しないよう、有効な侵入防止対策や必要な侵入警戒調査が確実に実施できるように必要な予算を確保すること。</p> <p>(イ) 平成28年度、根絶したミカンコミバエが奄美群島等に再侵入しないよう、引き続きミバエ類の侵入警戒体制の強化を図るとともに、万が一、侵入した場合には迅速かつ適切な防除が実施できるように必要な予算を確保すること。</p> <p>特に誘殺板については、複数の誘殺確認に対処するため備蓄枚数の増加を引き続き図ること。</p>	<p>農林水産省</p>

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
	<p>(ウ) 植物検疫については、輸入農畜産物の増加等に伴い、病害虫が侵入する可能性が高まってきていることから、一層の充実・強化を図ること。</p> <p>(エ) サツマイモ基腐病などサツマイモの病原菌に対する新たな農薬の早期登録を図ること。</p> <p>(オ) ツマジロクサヨトウに対する早期の農薬登録を図ること。</p> <p>(カ) 国内への侵入リスクが高まっている国内未発生の病害虫については、国が主導して侵入警戒調査を実施するとともに、発生確認後には迅速に対応が可能となるよう、実効性のあるマニュアル等を早急に整備すること。</p> <p>イ 生息・発生地域における特殊病害虫の防除・根絶対策の充実</p> <p>(ア) 奄美群島やトカラ列島に生息しているアリモドキゾウムシの早期根絶に向け、まずは、喜界島で実施している根絶事業を重点的に推進するために必要な予算を確保すること。</p> <p>(イ) 徳之島以南に発生しているカンキツグリーニング病について、根絶に向けた防除対策や、未発生地域への侵入防止対策が着実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。</p>	
<p>30 地域農政の推進</p> <p>(9) 地域特産作物（マイナー作物等）における農薬登録の拡大</p>	<p>当県の特産作物であるさやえんどう、オクラ等のマイナー作物は、その地域で農業を営む上で欠くことのできない重要な特産物であるが、農薬登録しても採算性に課題があることから、登録農薬の開発がなかなか進まない状況にあります。</p> <p>については、これを改善するため、マイナー作物等における農薬登録の拡大について、次のとおり提案します。</p> <p>ア マイナー作物の農薬登録試験に必要な予算の確保</p> <p>マイナー作物における産地からの農薬登録の要望に迅速に対応できるよう、県が行うマイナー作物の農薬登録試験に必要な予算を確保すること。</p> <p>イ 無人航空機の使用が可能な農薬登録の促進</p> <p>マイナー作物やサトウキビなどの準メジャー作物について、省力化が期待されるドローン等の無人航空機の使用が可能な農薬登録の促進に取り組むこと。</p>	<p>農林水産省</p>
<p>31 畑作農業振興対策の充実・強化</p> <p>(1) 甘味資源作物振興対策の充実・強化</p>	<p>当県畑作農業の基幹作物であるさとうきび及びびでん粉原料用さつまいもの生産については、地域経済に果たす役割が極めて重要であることから、より一層の生産性向上や経営安定が図られるよう、次のとおり提案します。</p> <p>ア 価格調整制度及び基金の安定的な運用</p> <p>(ア) 国際化が進展する中、価格調整制度については、今後とも安定的な運用を図ること。</p> <p>(イ) 品目別経営安定対策に係る生産者交付金については、今後とも生産者が意欲を持って取り組めるよう、再生産可能な水準を確保すること。</p>	<p>農林水産省</p>

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
	<p>(ウ) さとうきびの台風被害等からの生産回復に向けた取組や、さつまいもの重要病害虫の防除対策に対応した取組を支援するセーフティーネットとしての「さとうきび増産基金」の予算を確保すること。</p> <p>イ さとうきび生産振興対策の充実・強化</p> <p>(ア) さとうきびの生産性及び品質の向上を図るため、「甘味資源作物産地生産性向上緊急支援事業」や「産地生産基盤パワーアップ事業」等による営農用機械等の生産基盤の整備に必要な予算を確保すること。</p> <p>また、働き方改革を踏まえた製糖工場の省力化を図るため、設備・施設の整備等に必要な予算を確保すること。</p> <p>(イ) 種子島・奄美地域の各島の気象・土壌条件に適した株出適性にも優れた高糖・多収の優良品種を育成すること。</p> <p>ウ でん粉原料用さつまいも生産振興対策の充実・強化</p> <p>(ア) でん粉原料用さつまいもの生産性向上を図るため、「甘味資源作物産地生産性向上緊急支援事業」や「産地生産基盤パワーアップ事業」等による営農用機械等の生産基盤の整備などに必要な予算を確保するとともに、でん粉の新規用途開発等の取組を充実・強化すること。</p> <p>(イ) 新たに確認されたさつまいも病害の被害軽減を図るため、病原菌に対する新たな農薬の早期登録を進めるとともに、土壌病害抵抗性も有する優良品種の育成等に取り組むこと。</p> <p>(ウ) でん粉工場の体質強化を図るため、工場の再編合理化に必要な支援を継続すること。</p>	
<p>31 畑作農業振興対策の充実・強化</p> <p>(2) 茶生産振興対策の充実・強化</p>	<p>当県は全国有数の畑作地帯であり、茶等畑作農業が当県農業及び地域経済に果たす役割は極めて重要であることから、当県茶業が有する多くの強みやポテンシャルを生かした「儲かる茶業経営」を実現するため、平成31年3月に「『かごしま茶』未来創造プラン」を策定したところです。</p> <p>については、生産性の一層の向上や経営体質の強化を図るための総合的な茶業振興対策について、次のとおり提案します。</p> <p>ア 荒茶価格の低迷や資材価格の高騰等の厳しい経営環境に対応するため、「お茶の振興に関する法律」に基づく基本方針に沿って、荒茶加工施設や高性能な機械の導入など収益性の向上に必要な「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」や「産地生産基盤パワーアップ事業」などの予算を確保すること。</p> <p>また、茶の新植・改植、改植に伴う未収益期間等に対する支援対策に必要な予算を確保すること。</p> <p>イ 輸出については、輸出相手国のニーズや食品安全基準に対応した生産体制が必要であり、国別の残留農薬基準等の情報収集を継続するとともに、販路開拓など輸出拡大に向けた取組を強化すること。</p> <p>また、海外で需要が高まり、相手国を問わず輸出可能な有機栽培茶の推進を図るため、有機栽培への転換に係る支援対策に必要な予算を確保すること。</p>	<p>農林水産省</p>

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
	<p>ウ 消費者の食文化の変化に伴い、緑茶の消費量が減少していることから、健康面からの緑茶の機能性についての広報活動及び和食文化の振興や食育などの取組と一体となった消費拡大対策を強化すること。</p>	
<p>31 畑作農業振興対策の充実・強化 (3) 園芸作物振興対策の充実・強化</p>	<p>当県畑作農業の基幹作物である園芸作物については、魅力ある農業経営の確立を図るとともに、消費者に高品質の野菜、果樹、花きを安定的に供給する必要があることから、園芸作物の生産安定と生産者の経営安定等が図られるよう、次のとおり提案します。</p> <p>ア 野菜価格安定制度の充実・強化 野菜の安定的な供給と担い手農家の所得確保を図るため、野菜価格安定制度の実施に必要な予算を確保すること。 また、特定野菜価格安定制度については、産地の実態や品目ごとの特性を考慮した対象出荷期間の延長などの見直しを行うこと。</p> <p>イ 加工・業務用野菜対策の充実・強化 実需者が求める国産野菜の安定調達のニーズに対応するため、国産の加工・業務用野菜の安定的な生産に資する「端境期等対策産地育成事業」の継続と必要な予算を確保すること。</p> <p>ウ 緊急需給調整事業の円滑な実施 価格が著しく低落又は高騰した場合における「緊急需給調整事業」の実施について、各県の市場占有率や販売価格が事業の発動に反映されるように、指標価格の見直しを行うこと。</p> <p>エ 果樹振興対策の充実・強化 担い手の高品質果実の生産と省力化を促進する観点から、優良品目・品種への転換や園地基盤の整備などが不可欠であり、未収益期間支援対策も含め、次年度以降も「果樹経営支援対策事業」の継続と必要な予算を確保すること。</p> <p>オ 花き振興対策の充実・強化 花き生産者の経営安定、流通の高度化、需要拡大対策等に関係者が一体となった取組を支援する「次世代国産花き産業確立推進事業」に必要な予算を確保すること。</p>	<p>農林水産省</p>
<p>31 畑作農業振興対策の充実・強化 (4) 燃油価格の高騰時における対応</p>	<p>施設園芸及び茶業は燃油価格高騰の影響を受けやすく、燃油価格の高騰による農家の経営負担が大きいことから、「施設園芸等燃油価格高騰対策」について、次のとおり提案します。</p> <p>燃油価格の高騰による施設園芸農家や茶農家の経営への影響を緩和するため、「施設園芸等燃油価格高騰対策」について、引き続き農家の経営安定が図られるよう必要な予算を確保すること。</p>	<p>農林水産省</p>
<p>32 家畜伝染病予防対策の充実・強化</p>	<p>口蹄疫等の家畜伝染病の発生・まん延防止対策の強化を図るための対策等について、次のとおり提案します。</p> <p>(1) 家畜衛生・防疫体制の整備・強化 ア 家畜衛生・防疫対策の強化 家畜伝染病予防法を適正に執行するため、家畜伝染病の発生状況の周知や飼養衛生管理状況の情報収集、農家への指導徹底等に要する経費に対し、必要な財政支援を講じること。</p>	<p>農林水産省</p>

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
	<p>また、家畜保健衛生所等に勤務する家畜防疫員を十分確保できるよう、給与費など必要な財政的支援については、家畜衛生単位を勘案するなど地域の実情を反映したものとすること。</p> <p>さらに、家畜保健衛生所については、バイオセキュリティ機能の高度化及び高位平準化を確保するため、施設整備に対する支援を強化すること。</p> <p>イ 防疫資材・機材の確保及び備蓄 緊急的な防疫対応を必要とする口蹄疫等の悪性家畜伝染病が発生した場合には、早期封じ込めができるよう、国は各地域において十分な防疫資材及び機材を備蓄・配備すること。</p> <p>ウ 動畜産物等の検疫体制の強化 (ア) 我が国への侵入を阻止するため、近隣諸国における家畜伝染病の発生に関する情報収集と提供に努めること。 (イ) 豚熱（CSF）ウイルスが海外から侵入した可能性が指摘されているほか、旅客携帯品の豚肉製品からアフリカ豚熱（ASF）ウイルスが確認されていることから、港や空港において、入国者や輸入動畜産物等の消毒・検疫体制を強化すること。 (ウ) 技能実習生や留学生などの在留外国人に対する動物検疫制度の周知の徹底及び発生国からの国際郵便物の検査を強化すること。 (エ) 家畜伝染病の発生抑制や侵入防止に向け、近隣諸国と効果的な協力ができるよう、国際的な連携を更に強化すること。</p> <p>エ 自衛防疫体制の維持・強化 家畜の生産段階における衛生対策を強化するため、自衛防疫体制の維持・強化を図るとともに、予防接種等に要する予算を確保すること。</p> <p>また、高病原性鳥インフルエンザやアフリカ豚熱等の侵入が危惧される状況であることから、農場や食肉処理場などが行う消毒や死亡家畜の適正保管等に必要な経費に対して引き続き財政支援を講じるとともに、十分な財源確保を図ること。</p> <p>(2) BSE関連対策の整備・強化 ア 死亡牛の検査・処理に係る支援対策の継続 死亡牛の検査・処理に係る経費が農家や県の負担増加につながらないように支援対策を継続すること。 また、肉骨粉の適正処理に必要な予算を確保すること。 イ 死亡牛の適正処理施設への支援 死亡牛のBSE検査が開始から16年以上経過し、死亡牛の専用処理施設の老朽化が進んでいるため、機能強化につながる施設整備に対する支援策を講ずること。</p>	
33 女性の活躍推進	<p>女性が活躍できる環境づくりに向け、より加速化して取り組むため、女性の活躍推進について提案します。</p> <p>当県では、働く女性が多い一方で、管理的職業従事者に占める女性の割合は低いなど、女性の能力が十分に発揮できていない状況にある。</p> <p>このため、平成29年3月に女性活躍推進計画を策定し、地域女性活躍推進交付金を活用して、同計画に位置づけている企業トップや管理職等の意識改革や女性の能力発揮のための支援等に取り組んでいる。</p> <p>今後、気運醸成や女性が活躍できる環境づくりに向け、さらに加速化して取り組むため、一層の財政措置の拡充・強化を図ること。</p>	内 閣 府

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
34 地域経済対策の拡充・強化	<p>国においては、地域経済の活性化と雇用の安定を図るため、引き続き、地域経済の活力向上に向けた諸般の対策を講じるよう、提案します。</p> <p>(1) 地域経済対策の推進</p> <p>ア 地域活性化モデルケースに採択された当県内の取組を始め、国の経済政策の効果を地域経済に波及させようとする地域の自主的な取組を強力に支援すること。</p> <p>イ 地域経済の底上げを図るため、地域を支える企業の経営力の向上や新分野への進出支援、研究開発の推進など諸般の対策を講じるとともに、企業の海外展開を促進するため、海外市場の開拓施策などの支援強化を図ること。</p> <p>ウ 当県、地元大学、経済界等が連携し、若者の人材育成及び定着を促進するための支援措置を拡充すること。</p> <p>(2) 中小企業対策の推進</p> <p>ア 依然として厳しい地方の中小企業の現状を踏まえ、地方の隅々まで国の経済財政政策の効果が実感できるよう、地域の経済、社会、雇用の各分野において大きな役割を果たしている中小企業の振興施策の一層の充実・強化を図ること。</p> <p>イ 最低賃金が上昇する中、中小企業が積極的に賃上げに取り組むことができるよう、税制や生産性向上等に向けた助成制度の充実など、中小企業が賃上げを行いやすい環境整備を推進すること。</p> <p>ウ 災害等への対応を含め、中小企業の資金繰り円滑化のための金融支援の充実・強化などの対策を講じること。また、信用補完制度の充実を図るため、信用保証協会への助成措置、株式会社日本政策金融公庫への出資等を充実すること。</p> <p>エ 中心市街地等の商店街活性化を図るための支援措置の充実を図ること。</p> <p>オ 商工会、商工会議所及び県商工会連合会における補助対象職員等並びに中小企業団体中央会における指導員等の人件費、事業費について、地方交付税措置の拡充等、地域の実情に合わせた対策を講じること。</p>	経済産業省 中小企業庁 文部科学省
35 雇用対策の充実・強化	<p>当県は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少に加え、就職に際して、若年層の県外流出に歯止めがかからない状況が続いております。</p> <p>当県経済の持続的発展のためには、人材の確保・育成、県内企業の生産性の向上等が喫緊の課題となっています。</p> <p>また、女性、高年齢者、障害者、外国人材、就職氷河期世代など、多様な人材の活躍促進や就労支援、働き方改革の推進を含めた県内企業の魅力アップや認知度向上など、取り組むべき課題は多様化しています。</p> <p>これらについて、関係府省の連携を強め、次の事項について一体となって対策を講じられるよう提案します。</p> <p>(1) 人材確保・育成の推進</p> <p>ア 地方における人材の確保・育成にあたっては、地域の雇用・産業の状況に応じた独自の取組を、中長期的に実施していく必要があることから、独自施策を継続的に展開できるよう、新たな財源措置を行うこと。</p>	内 閣 府 厚生労働省 法 務 省

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
	<p>イ U Iターンによる起業・就業者創出の実効性を高めるため、「わくわく地方生活実現政策パッケージ」による移住支援金の受給要件の緩和や地方負担の軽減措置を講じること。</p> <p>(2) 雇用支援対策の推進</p> <p>ア 若年者等の進学・就職による県外流出が、当県の人口減少の要因の1つであることから、若年者等の県内定着や県外から当県への人材の還流を促進するための施策に対する支援のさらなる拡充を図るとともに、若年者の就職支援や雇用環境の改善に有効な施策であるジョブカフェ事業についても、引き続き必要額を確保すること。</p> <p>イ 女性が自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮しながら、安心して希望をもって働き、充実した職業生活と家庭生活を送ることができるよう、就業環境の整備や継続雇用・再就職支援等のための施策の充実を図ること。</p> <p>ウ 障害者の就業による自立を進めるために、法定雇用率のさらなる引き上げに係る周知広報、障害者の雇用対策や雇用支援制度の充実・強化を図ること。</p> <p>エ 高齢者の就業機会の確保のため、生涯現役促進地域連携事業の継続的な実施のほか、シルバー人材センター事業については、必要額を確保すること。</p> <p>オ 就職氷河期世代の活躍支援については、ひきこもり等の社会参加に向けた支援を必要とする方の実態把握や、全国レベルでの情報発信、周知広報を図るとともに、地域就職氷河期世代支援加速化交付金事業の活用促進に努めること。</p> <p>(3) 職業能力開発支援の拡充・強化</p> <p>職業訓練を必要とする全ての就労希望者に対して、十分な職業訓練が実施できるように、必要額を確保するとともに、人手不足分野における再就職を支援するための職業訓練についても施策の充実を図ること。</p> <p>(4) 外国人材の受入れ及び活躍のための総合的対策の推進</p> <p>新たな外国人材の受入れにあたっては、当該外国人が大都市圏等の特定の地域に過度に集中することがないように必要な措置を講ずるとともに、労働基準監督署等による事業主に対する指導や相談支援の更なる推進、地方自治体の多文化共生の取組への財政的支援など、外国人が地域において安心して働き、暮らすことができる環境整備を推進すること。</p> <p>なお、外国人受入環境整備交付金については、対象事業が相談窓口の整備・運営に限定されていることから、用途について地域の実情に応じて幅広く充当できるよう見直すこと。</p> <p>(5) 働き方改革の推進</p> <p>働き方改革実行計画に基づき、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現、非正規労働者のキャリアアップや正規雇用への転換に必要な各種支援等、働き方改革の推進及び充実を図ること。また、働き方改革に関する普及・啓発のための必要額を確保すること。</p>	

提案事項	提案内容	提案先
36 軽油引取税の課税免除措置の延長	<p>軽油引取税の課税免除措置は令和2年度末で終了となりますが、本措置の対象である農林漁業者、木材加工業者、木材市場業者、鉱物採掘業者、鉄道、船舶等運輸事業者等は、動力源として軽油に大きく依存しており、今後の国際情勢によっては、再び燃油価格が高騰することも懸念されることから、課税免税措置の延長について、次のとおり提案します。</p> <p>(1) 軽油引取税の課税免除措置の廃止により、免除措置を受けている農林漁業者、木材加工業者、木材市場業者、鉱物採掘業者、鉄道、船舶等運輸事業者等の経営が圧迫され、地域を支える産業が衰退することのないように、課税免除措置を延長すること。</p> <p>(2) 本税制特例措置は、引き続き厳しい経営環境にある中、既存の特例措置対象者への影響に配慮したものであることに鑑み、本特例措置の延長にあたっては、それに伴う地方交付税措置も併せて継続すること。</p>	<p>経済産業省 農林水産省 林野庁 国土交通省 総務省 財務省</p>
37 道路の整備推進	<p>県内外との交流促進や県民の日常生活に密着した交通基盤の確立、また、災害に強い道路の整備を推進する必要があるため、地域特性に配慮され、道路整備予算を確保し、引き続き計画的な整備が図られるよう、提案します。</p> <p>(1) 国道の整備推進 一般国道10号鹿児島北バイパスや一般国道226号等の直轄国道及び補助国道の整備推進を図るため、所要の事業費を確保すること。</p> <p>(2) 県道の整備推進 高速自動車国道及び一般国道を補完し、県土の均衡ある発展を図り活力ある地域社会の形成に必要な県道の整備を推進するため、所要の事業費を確保すること。</p> <p>(3) 市町村道の整備推進 地域の生活に密着し、地域住民の日常生活を支える重要な社会資本であることから、所要の事業費を確保すること。</p>	<p>国土交通省</p>
38 国内幹線航路の安定的確保	<p>近年の経済活動の低迷等により、旅客利用、貨物利用とも厳しい状況が続いている長距離フェリーへの支援策について提案します。</p> <p>(1) 長距離フェリーの経営基盤強化の推進 長距離フェリーが競合交通機関に対する競争力を維持・向上させることを可能とするため、モーダルシフトの取組に対する支援を継続するとともに、航路事業者等が講じる需要喚起策や利用促進策に対する支援を創設するなど、価格競争力を維持できる経営基盤強化を推進すること。</p> <p>(2) 港湾使用料の減免措置に対する支援 港湾管理者が運航会社に対して港湾施設使用料を減免している場合、必要な財政措置を講じること。</p>	<p>国土交通省</p>
39 島原・天草・長島架橋構想の推進	<p>島原・天草・長島架橋構想の実現に向けた取組について提案します。</p> <p>(1) 島原・天草架橋及び天草・長島架橋建設に資する調査の再開 (2) 島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討の実施</p>	<p>国土交通省</p>

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
40 情報通信基盤の整備・利活用に対する支援策の充実	<p>多くの離島や山間地を有し、台風や豪雨等の災害の多い当県にとっては、情報通信基盤の整備や利活用の促進は緊要な課題であります。</p> <p>地方創生の取組を更に進め、県民生活や産業等のあらゆる分野において、地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、災害に強く安心して快適に生活できる、社会の実現のための支援策の充実を提案します。</p> <p>(1) 携帯電話の不感地域の解消 採算面から携帯電話の不感地域解消が進まない条件不利地域において、インフラシェアリングの仕組みを活用して基地局及び伝送路を整備する事業者に対する支援策を講じること。</p> <p>(2) 情報通信基盤の更新・災害復旧等に対する支援 地方公共団体が整備した光ファイバや携帯電話基地局などの情報通信基盤の安定的な運用を確保するため、更新・災害復旧等に対して過疎対策事業債等の特別枠を創設するなど、支援策を拡充すること。</p> <p>(3) 地上デジタル放送移行に伴い整備した施設の維持・更新に対する支援の創設 地上デジタル放送移行後の支援について、移行に伴い新設した共聴施設等の維持管理費等に係る対象世帯及び地方公共団体の負担について、電波利用料財源活用などにより軽減を図ること。 また、民間放送事業者が整備した地上デジタル放送の中継局について、更新費が多額となる離島等においては、更新費に対する支援策を講じること。</p> <p>(4) 自治体クラウドの推進について 自治体クラウドの導入を推進するに当たっては、各地方公共団体における業務の標準化や、導入の障害となるベンダーロックインの排除に向けた必要な支援を引き続き実施すること。</p> <p>(5) マイナンバー（社会保障・税番号）制度に係る支援策の拡充 ア 国民が適切にマイナンバー（マイナンバーカードを含む。）を取り扱えるよう、制度の周知・広報を強化すること。 セキュリティ対策については、国民の信頼が得られる安全対策を講じること。また、民間事業者においても十分なセキュリティ対策が確実に講じられるよう、国の責任において対応すること。 イ マイナンバー制度に係るシステムの改修等に必要な経費については、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。 ウ マイナンバー制度の普及、浸透を図るため、セキュリティや費用対効果等について十分に検証した上で「マイナンバーカード」を利便性の高いものにするとともに、「マイナンバーカード」の発行手数料については引き続き国が負担すること。</p>	内閣官房 総務省
41 奄美群島振興開発の推進	<p>奄美群島の地域特性を生かした持続可能な自立的発展が図られるよう、提案します。</p> <p>(1) 奄美群島における国税（所得税・法人税）の割増償却制度の延長</p>	総務省 財務省 国土交通省

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
	<p>税制上の特例措置が、今年度末で期限切れとなることから、引き続き特例措置の延長を行うこと。</p> <p>(2) 奄美群島における地方税（事業税・不動産取得税・固定資産税）の課税免除又は不均一課税の延長及びその地方交付税補てん措置の継続 税制上の特例措置が、今年度末で期限切れとなることから、その延長とともに、これにより生じる地方税の減収についても、引き続き、地方交付税による補てん措置を行うこと。</p> <p>(3) 独立行政法人奄美群島振興開発基金の充実 奄美群島の振興開発に必要な政策金融を担う独立行政法人奄美群島振興開発基金は、地域に密着した機関として奄美地域に欠かせない役割を果たしており、引き続き、その機能を適切に発揮していくため、同基金の業務内容の充実に配慮すること。</p>	
42 離島振興対策の拡充	<p>離島においては、これまで離島振興法に基づく各般の施策が講じられ、交通基盤の整備や産業の振興、生活環境の整備などさまざまな面において相応の成果を挙げてきているところですが、依然として、本土との所得水準をはじめとする経済面における諸格差や人口の流出など、解決すべき課題が残されています。</p> <p>ついては、当県離島の自立的発展に向けて、それぞれの島ごとの特性に応じた振興開発が図られるよう、次の事項について提案します。</p> <p>(1) 離島地域における国税（所得税・法人税）の割増償却制度の延長 税制上の特例措置が、今年度末で期限切れを迎えることから、引き続きその延長を図ること。</p> <p>(2) 離島地域における地方税（事業税・不動産取得税・固定資産税）の課税免除又は不均一課税に伴う地方交付税補てん措置の延長 税制上の特例措置が、今年度末で期限切れとなることから、その延長とともに、これにより生じる地方税の減収についても、引き続き、地方交付税による補てん措置を行うこと。</p> <p>(3) 離島地域におけるガソリン等の価格是正 離島地域（奄美を含む）におけるガソリン等の価格は、県本土と比べ割高となっていることから、本土との価格差を緩和するため、「離島のガソリン流通コスト対策事業」を継続・拡充するとともに、軽油など他の石油製品についても、ガソリンと同様に本土との価格差の解消に取り組むこと。</p> <p>また、石油製品価格の一層の引下げのため、離島地域（奄美を含む）における、揮発油税等の恒久的な軽減措置の早期実現に取り組むこと。</p> <p>(4) 車検に係る車両航送費の補助制度の創設 車両を島外に輸送しなければ車検を受けることができない離島においては、住民にとって車検に係る島外への車両航送費が大きな負担となっていることから、その負担軽減が図られるよう補助制度の創設等を行うこと。</p>	総務省 財務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 厚生労働省

提案事項	提案内容	提案先
	<p>(5) 離島地域における消費税の負担軽減の検討 地理的条件等により、総体的に物価が高い離島地域（奄美を含む）においては、本土との地域格差を是正する観点から、消費税負担の軽減を検討すること。</p> <p>(6) 離島振興対策実施地域の指定解除に係る配慮 離島振興対策実施地域の指定解除を検討する場合は、指定解除に伴う影響等を慎重に検討する必要があることから、関係自治体等の意見を十分聴取すること。</p>	
43 過疎対策及び辺地対策の推進	<p>人口減少や高齢化等が著しい過疎地域と辺地の振興を図るため、地方が必要とする社会資本の整備や地域活性化等の事業が確実に実施できるように、新たな過疎法の制定や、予算の確保、財政措置の充実等を提案します。</p> <p>(1) 新たな過疎法の制定 ア 過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月に期限切れを迎えるが、過疎地域においては、依然として人口減少や高齢化が進行し、地域コミュニティの崩壊や雇用の場の不足、身近な住民生活を支える地域交通の不足、農地や森林の荒廃など、なお多くの課題を抱えている。 については、引き続き総合的な過疎対策を充実強化し、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策のための法律を制定すること。 イ 過疎地域の要件と単位については、現行法第33条に規定されているいわゆる「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割等を的確に反映したものとする。</p> <p>(2) 過疎対策の推進 ア 過疎地域における集落の維持・活性化等のソフト事業や施設整備事業等の推進を図るため、地方が必要とする過疎対策事業債の枠の確保と財政措置の堅持を図ること。 イ 地域資源を活用した過疎地域の自立・活性化が推進されるよう、「過疎地域等自立活性化推進交付金」の増額を図ること。 ウ 過疎地域の産業振興等に資するために講じた地方税の課税免除等に係る減収補填措置及び国税の特別償却制度や事業用資産買換えの場合の特例措置を令和3年度以降も継続するとともに、要件の緩和など制度の拡充を図ること。</p> <p>(3) 辺地対策の推進 辺地における施設整備事業の推進を図るため、地方が必要とする辺地対策事業債の枠の確保と財政措置の堅持を図ること。</p>	総務省 財務省
44 半島振興対策の拡充	<p>半島地域の自立的発展や地域住民の生活の向上、定住の促進等を図るため、半島振興対策の一層の充実を提案します。</p> <p>(1) 半島振興に係る予算の増額・確保 ア 半島循環道路等の整備促進を図るため、関係する予算を増額・確保するとともに、国庫補助率の嵩上げなど支援措置の充実を図ること。</p>	総務省 国土交通省 財務省

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
	<p>イ 半島地域の定住促進や産業振興等が推進されるよう「半島振興広域連携促進事業」の事業費の確保を図ること。</p> <p>(2) 財源対策等の拡充</p> <p>ア 半島地域振興に資する地方単独事業の推進を図るため、地方が必要とする地方債の確保や地方交付税措置の拡充を図ること。</p> <p>イ 半島地域における国税（所得税・法人税）の割増償却制度が、今年度末で期限切れを迎えることから、その延長とともに要件の緩和など制度の拡充を図ること。</p> <p>ウ 半島地域における地方税（事業税・不動産取得税・固定資産税）の不均一課税に対する地方交付税による補てん措置が、今年度末で期限切れを迎えることから、その延長とともに要件の緩和など制度の拡充を図ること。</p>	
<p>45 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の世界文化遺産としての取組に係る支援</p>	<p>世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」については、平成29年11月にユネスコ世界遺産センターに提出された保全状況報告書に基づき、国と連携して関係自治体等が一体となって、資産の管理保全やインタープリテーション（理解増進・情報発信）に係る取組を行っているところです。</p> <p>当該資産は、日本人自らの手で世界的にも希な早さで産業化を成し遂げた歴史を示す重要な資産であり、世界文化遺産としての価値を守り、次の世代に継承していく必要があります。</p> <p>このようなことから、当該資産についてのインタープリテーションに係る取組及び構成資産の管理保全等に係る取組への支援について、次のとおり提案します。</p> <p>(1) 当該資産は、8県11市に分布する23資産で構成され、全体でひとつの世界遺産としての価値を有していることに加え、産業施設として稼働中の資産も含んでいることから、全体のストーリーに沿った効果的で一貫したインタープリテーションに向けた取組に対し、支援を行うこと。</p> <p>(2) 保存管理計画に基づく構成資産の管理保全に対する技術的・財政的支援を行うこと。</p> <p>なお、稼働を継続しながら資産を保全する民間企業の負担軽減に向けた財政上の支援を行うこと。</p> <p>(3) 一般国道10号の磯地区については、世界文化遺産の構成資産に含まれている「旧集成館」の保全・活用の観点からも、鹿児島北バイパスの早期整備を図ること。</p>	<p>内閣官房 総務省 文化庁 国土交通省</p>
<p>46 私学の振興</p>	<p>私立学校における教育条件の維持・向上、修学上の経済的負担の軽減、学校経営の健全化及び学校施設の安全性の確保に対する支援策について提案します。</p> <p>(1) 私立高等学校等経常費助成を一層充実すること。</p> <p>(2) 「高等学校等就学支援金」については、私立高等学校への進学を経済的理由から断念することのないよう、より一層充実すること。</p> <p>加えて、「奨学のための給付金」等に要する国庫補助等の財源を確実に確保すること。</p>	<p>文部科学省 総務省</p>

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
	<p>また、生徒の授業料減免に係る助成については、国庫補助の対象を拡充するなど、制度を充実し、財源を確保すること。</p> <p>(3) 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業については、事業の成果を踏まえ、恒久的な制度化を図ること。</p> <p>(4) 私立学校施設の耐震化支援について、補助率の引上げを図るとともに、財源を確実に確保すること。</p> <p>また、耐震診断のみを実施する場合も補助対象とすること。</p>	
47 宇宙開発の推進	<p>宇宙基本計画や宇宙産業ビジョン2030等に基づく長期的かつ戦略的な宇宙開発利用の推進を図るため、種子島、内之浦両ロケット打上げ施設等の整備充実や利用の促進について、特段の配慮がなされるよう提案します。</p> <p>(1) 宇宙基本計画や宇宙産業ビジョン2030等に基づく取組を着実に進めるため、必要となる宇宙開発利用関連予算の額を確保し、当県の種子島、内之浦両ロケット打上げ施設を十分に活用すること。</p> <p>(2) 長期的展望のもと、両打上げ施設や衛星の直接空輸を可能とするための種子島空港滑走路の延伸をはじめとする周辺インフラの整備充実を図ること。</p> <p>(3) 種子島、内之浦両ロケット打上げ施設を有する当県への航空宇宙関連産業の立地を支援すること。</p> <p>(4) 宇宙往還機開発を推進するとともに、実用段階における宇宙往還機着陸場の馬毛島への建設や宇宙往還機開発・着陸場関連試験研究施設の当県内の適地への建設に配慮すること。</p>	内閣府 文部科学省 経済産業省 宇宙航空研究開発機構
48 県立高等学校への特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置の拡充	<p>県立高等学校における特別支援教育の充実を図るため、県立高等学校における特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置について提案します。</p> <p>県立高等学校における特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置について、更なる拡充を図ること。</p>	文部科学省
49 離島・へき地教育の充実	<p>教育の機会均等の趣旨やへき地における教育の特殊事情にかんがみ、へき地教育の充実を図られるよう、提案します。</p> <p>(1) 複式学級編制の改善 離島・へき地等の複式学級を有する小・中学校に在籍する児童・生徒が、充実した学習活動に取り組むことができるよう複式学級編制の標準の改正を図ること。</p> <p>(2) 学校施設整備に係る補助単価の引上げ 離島の学校施設の整備については、補助（負担）単価の加算措置が講じられているものの、依然、実際の工事費単価と国の補助（負担）単価に乖離があり、地方負担が大きくなっていることを踏まえ、実態に合わせ補助（負担）単価の引上げを図ること。</p> <p>(3) 教員宿舎の整備促進 離島・へき地の小中学校の教員宿舎整備に必要な事業費を確保すること。</p>	文部科学省

提 案 事 項	提 案 内 容	提 案 先
	<p>(4) 部活動等の拡充 離島の学校に在籍する生徒が参加する文化・スポーツ大会への交通費及び宿泊費の助成制度を創設すること。</p> <p>(5) 修学旅行の充実 高度へき地学校（3級地～5級地）に対する修学旅行費補助事業を継続するとともに、所要の事業費を確保すること。</p> <p>(6) 遠距離通学費補助の拡充 学校統合に伴い遠距離通学となった児童生徒に対する通学費補助事業を継続するとともに、所要の事業費を確保し、市町村への補助率の嵩上げや補助期間の延長を図ること。</p>	
50 水産高校実習船の整備促進	<p>水産高校において実践的な専門教育の充実を図るため、実習船の整備推進について提案します。</p> <p>老朽化した水産高校実習船の代船建造費について、必要な財源を確保すること。</p>	文部科学省
51 公立学校施設の整備促進及び耐震化の推進	<p>公立学校施設の整備促進及び耐震化の推進について提案します。</p> <p>(1) 公立学校の老朽施設への対応や非構造部材の落下防止対策を含む耐震化の推進などの各種事業について、所要額を当初予算で確保するとともに地域の実情に応じた制度の拡充を図ること。</p> <p>(2) 熱中症対策としての公立高等学校の普通教室への空調整備について、補助対象とすること。</p>	文部科学省
52 公立学校におけるICT環境整備に係る財政措置の拡充	<p>「GIGAスクール構想の実現」に向けたICT環境整備について、財政措置の拡充を提案します。</p> <p>(1) 高速大容量の通信ネットワークの整備 公立学校の高速大容量の通信ネットワーク整備について、地域の実情に応じて必要な整備ができるよう、国庫補助を継続するとともに、地方財政措置を講じること。併せて、補助単価の見直しを行うこと。</p> <p>(2) 県立高等学校における生徒1人1台端末の整備 県立高等学校における1人1台端末の整備を実現するため、地方財政措置を拡充すること。</p>	文部科学省

鹿児島市議会事務局

令和2年9月30日発行

No. 128 号

リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可